龍肅著

鎌倉時代の研究

春秋社

後鳥羽天皇宸翰（賀茂神主松下家傳襲）

隱岐の行宮に於いて出羽前司淸房の參候せし時のことを記されたものである

源頼朝の請文（高野山金剛峰寺藏）

後白河法皇の院宣によつて、土肥實平の高野山領備後國太田莊を押領するを停めたもので、文治二年のことにかかる

源實朝の書狀（勸修寺藏）

勸修寺の修法及び同寺領加賀國群家莊の事について同寺に與へたるもの。承元建保の間のものである

藤原定家畫像（子爵武者小路公共氏藏）

藤原信實の描いたものを土佐光芳が臨摹したもの。由緒の正しいものと思はれる

藤原家隆懷紙（伯爵酒井忠正氏藏）

正治二年十二月、後鳥羽上皇の熊野御幸に供奉した時に詠進したものと思はれる

大江廣元奉書（關戸守彦氏藏）

文治元年の頃東大寺造營に關して賴朝の命を文養房に傳へたもの、賴朝の袖判をのせてゐる。文養房は大勸進重源の配下と思はれる

御成敗式目古寫（菅孝次郎氏藏）

御成敗式目の古寫の一つで、紙背には本朝文粹が書かれてゐる。卷首の一部を示す

序

鎌倉時代はわが三千年の國史の中で、わが國民性の特質を發揮した成迹が多く、且つ革新的な氣運が横溢し、活氣に滿ちた時代の一つで、わが尊嚴無比な皇國の興隆の過程に於ける重要な史實に富み、頗る興味深く感ぜられる時期である。著者は學窓の頃より、この時代に特に關心を寄せつつ國史研鑽の途を辿つた。職を東京帝國大學に奉じ、史料編纂の任に携はることとなつて、圖らずも鎌倉時代を擔當して、今に及んだ。その間、恩師學友の示教誘掖を蒙り、公務の餘暇、この時代の一端につきて管見を公にし、江湖の批正を仰いで研學の一助とした。本書は書肆春秋社の勸めにより、それ等の中の一部を選び集めたものである。晩近國史の取扱ひに關して國民教化等の觀點から、國家の方針が示された。本書はそれに遵つて收錄を按排したため、小業の集積として偏した形となり、書名にもふさはしくないものとなつたのは遺憾とするところである。剞劂に附するに際しては、全編に亙つて補修を加へ、殆んど舊態を殘さないものもあるが、檢討を盡し得ないところも亦なしとしない。博雅の敎を得て又の日の補訂を期することとした。

本書は春秋社の深厚なる好意と盡力とによつて、出版困難な時局に拘らず上梓せられたものである。殊に土岐善麿・神田龍一・高木眞太郎・香原一勢諸氏の援助に俟つたことが頗る多い。玆に特記して深謝の意を表する次第である。

昭和十九年三月三日

著者識

目次

鎌倉時代の研究

皇室の文化事業

序　言

鎌倉幕府が朝命を奉じて治安の維持を専行した鎌倉時代は、皇室に於いては前代以來の慣行となつて居つた院政の形式を以て、萬機の政治を執り行はせられた。然し實力が幕府に歸してをり、且つ幕府の政策は現狀維持が主であつて、事情止むを得ざるものの外は、概ね消極的の處置が講ぜられるに止まつた。從つて文化の進展等に關しては、殆ど積極政策は行はれなかつた。然し平安時代に、華かな文化の建設に指導的立場を執られた皇室の文化に對する御關心は、この時代にも引きつづいてをつて、文化の保護勸獎等には、從前の如く指導的地位に立たれ、その御努力には洵に仰ぐべきものが少くなかつた。さればこの時代の文化が皇室に淵源を有してをることは、全く諸他の時代と變りはないのである。征戰を以て序幕を褰げたこの時代の初頭に於いて、前代に優るとも劣らぬ文化の光が、輝かしい精彩を彰はしたのは、皇室の至大の御眷護の下に有終の美を收めた南都復興の大業であつて、實に我が國史上に比類稀な文化的事業の一つであつた。

一、南都の復興

南都復興計畫

治承四年十二月二十八日に斷行された平氏の南都掃蕩は、東大・興福兩大伽藍の潰滅となつて、朝野の人心に一大震駭を與へた。聖武天皇が天下の富と勢とを以て建營せられ、天下の興復と衰弊とを觀測すべき國家鎭護の道場となされた東大寺は、實に奈良・平安の時代を通じ我國佛敎文化の淵源として、又貴族文化の標識として仰がれ、金色輝く盧舍那佛の大像の尊容と慈光とは一天下の景仰となつてをつたのであつた。從つて皇室の寵眷はこの上なく、寺內の寶藏正倉院は歷代勅封として尊重され、殆ど比類なき官寺として、絕大な權勢と至高の尊位とを占めてをつた。又興福寺は當代第一の閥族たる藤原氏の氏寺であつて、その盛衰は實に藤原氏の興廢を表象してをり、皇室の御保護も亦厚く、屈指の大寺であつた。さればこの兩大寺院の潰滅は數百歲に亙つて國土を照した法燈の魔滅であると共に、平安貴族の文化・信仰・權威の崩壞の象徵に外ならなかつた。皇室に於かれては祖宗遺業の失墜であり、國家鎭護の壇場の潰滅であると觀ぜられ、殊に百王の末に近づきつつあるとの思潮の行はれた際でもあつたため、この一大椿事に對しては洵に痛恨の感を懷かせられたのである。當時皇室は平氏の專制の下にあつて、後白河法皇の院政は單に名目のみであつたから、この暴擧に對してもただ傍觀せらるるより外に途はなかつた。然るに事變より六旬を經た養和元年閏二月に、暴逆の權化と觀ぜられた平清盛が病死した。その子宗盛は族長として乃父の遺策を繼ぎ、源氏の追討に狂奔してひたすら頹勢の挽回に努力せんとしたが、法皇は早くも宗盛の恐るるに

足らぬことを看破され、これを抑へて院の實權を回復せんとされた。かくて法皇は宗盛が要請する對源氏策を顧みられず、更生した院政の第一着手として南都の復興に叡慮を注がせられた。卽ち養和元年三月十八日に先づ藏人左少辨藤原行隆を勅使として、東大寺の實狀を檢按せしめられた。行隆は時を同じうして藤原氏から發せられた興福寺の實檢使氏院別當藤原兼光、及び長者家司藤原光雅等と行を共にして南都に赴き、慘狀の仔細を檢分した。東大寺の損害は頗る甚大で、大佛殿・講堂・食堂・四面の廻廊・三面の僧房・戒壇・尊勝院・安樂院・眞言院・藥師堂・東南院等の堂舍は悉く灰燼に歸して、寶藏と僧房の一部分が辛うじて災を免かれたのみである。殊に大佛像は上半部が全く燒け落ちて慘憺たる狀況を呈して居つた。興福寺も亦同樣に、金堂・講堂・南圓堂・食堂・東金堂・西金堂・北圓堂・東圓堂等三十四宇の堂舍を始め僧房・廻廊・門蕪等の罹災はその數を知らぬばかりか、更に境域外にあつた院御塔・一切經論倉・佐保殿等も烏有に歸し、殘るところは禪定院と春日山内の小屋だけで、春日野の草に置く露も餘燼の灰で色が變つたと觀ぜられた程であつた。

かくて實檢使の復命によつて、復興計畫が緖に就かんとしたが、一方平氏が全力を傾注した源氏討伐軍が諸方面に出動したため、干戈は各地に交へられた。それが爲に法皇の叡旨を奉じた當局では、復興計畫の根本たる造寺の國宛の見透しがつかず、藤原氏も亦氏寺再興の爲に、氏の所領に徵課を割り當てることが不可能であつた。然し興福寺は漸く六月に至つて金堂を公家の沙汰とし、講堂・南圓堂は氏長者に於いて擔當し、食堂等は寺司に於いて分擔する案が成立した、卽ち官の支援を得て再興の見込ができた。法皇の叡旨によつたことは勿論である。よつて朝廷は十五日に造興福寺行事官除目及び國宛定を行はれた。か

くして公家の沙汰の分は造興福寺使に於いて事業が開始され、右中辨藤原兼光が造興福寺使長官に、和泉守高階仲基が同次官に、左大史大江仲守が同判官に、右衞門志中原盛言が同主典の任につき、金堂の造營には近江・丹波・播磨・美作・備中・讃岐・伊豫等の諸國を以て宛て、これに附屬する廻廊・僧房・經藏・鐘樓・中門等もそれぞれ所課の國々を定められた。かくて氏長者及び寺司に於いて施行する事業と相聯携して復興計畫が進捗せしめられることに定つた。ついで六月二十六日に造東大寺司を設置し、藏人左少辨藤原行隆をその長官に、三善爲信を同次官に、中原基康を同判官に、三善行政を同主典に任じて東大寺再建を行はせ、又造大佛長官次官を任じ、燒損大佛像の修補を主管せしめられた。法皇はこの事業の遂行を以て緊要なる國務と見なし給ひ、畏き叡願を立てられたのであつた。

重源の勸進と大佛像の修補

この時高野山の僧重源はかねて靈夢の告を得て大佛殿の異變を知り、この年二月燒亡の跡に臨んでその慘狀に愁淚を流したが、再興の聖業の開始せられたことを聞くに及んで、造東大寺司の當局を訪ね、再建計畫に關し微力を盡したき旨を述べた。依つて造東大寺司長官行隆は重源の特志に感じ、天平に行基が叡慮を奉じて勸進した古事に倣ひ、この度は綸旨を奉じて衆庶に勸進せられたき旨を慫慂し、その奮起を求めた。重源はこれを諾してその赤誠を披瀝したので、法皇は遂に重源を召見せられ、造寺の大營について諮問せられた。この時重源は東大寺の創建は、擧國の力により、六十餘年の營作を經て造畢の功を竣へた大事業であつた。然るに今日は世は既に末に屬してはゐるが、再興の大願を廢して衆庶の力を求むれば、王德は遂に空しからず、武家も亦力を加ふべく、自ら佛神の冥助をも蒙ることを得て、叡願の達せらるる

ことは疑ない旨を奏した。法皇は叡感斜ならず乃ち勅書を重源に賜ひ、一天四海の結縁によつて復興事業の完成を望ませられた。重源はこの勅書を捧げ諸國を廻つて勸説し、同時に又勅書の趣旨に依つて勸進帳を造り、先づ法皇を始め奉り洛中の諸家を勸進し、貴賤を論ぜず淨財の寄捨を請ひ、東奔西走涙ぐましい努力をつづけた。かくして黄金・熟銅・銅錢等、大佛修補に要する資源は漸次山積するに至つた。よつて養和元年十月六日に大佛御頭の鑄造始の儀が行はれ、螺髮三流が作られた。これより事業は漸次進み壽永二年二月十一日に右の佛手が成り、四月十九日から佛頭の鑄造が開始され、首尾三十九日を費し、十四箇度の改鑄を經て、五月十八日にめでたく落成を見た。鑄物師には宋から渡來した工人陳和卿を起用し、その弟佛鑄等七人、及び我國の鑄物師草部是助等十四人がこれに從事し、和卿の董督下に火爐三口を築いた。この爐は口の廣さ一丈高さ一丈餘に及び、一萬餘斤の銅を一時に溶し得たといふ。これに使用した銅は法皇の御奉加あらせられたものを始めとして、諸人の奉加したものであつた。御奉加の分は長官行隆等が捧持し奈良へ運んだ。興福寺別當權僧正信圓以下叡旨を翼賛した人々は、香爐・水瓶・鍉鏡等の金銅具を施入し、その數量は頗る莫大に及んだ。卽ち所用の熟銅は八萬三千九百五十斤を算し、この外塗料の黄金一千兩・薄十萬枚・水銀二萬兩であつたといふ。佛體の落成により和卿の功は讃美され、南都は歡喜の巷と化した。東大寺別當禎喜は龍馬美絹を和卿に遣つてその勞を謝したのであつた。

大佛開眼の嚴儀

かくて法皇は平氏の源氏追討計畫を他所にして、着々南都復興事業を進めしめられたが、壽永二年七月に至り、源平の戰場は京畿に移り、二十五日には平氏の都落ちとなつて、法皇の院政は政局の善後策に俄

かに繁劇を加へるに至つたので、復興事業は一時中斷される姿となつた。然るに文治元年三月に平氏が壇の浦で滅亡するに至り、干戈は收まつて世は再び平和鄕に返つたので、秋天高き候をトして、法皇は大佛開眼の嚴儀を行はれんとされた。よつて先づ行事官として權大納言藤原宗家以下を定め、導師に東大寺別當定遍、呪願師に興福寺別當信圓、講師に同寺權別當覺憲等を定められた。八月二十七日法皇は八條院を伴はれて南都に御幸あらせられ、洛中の緇素貴賤はこの盛儀を拜せんものと南都へ雲集した。法皇は申刻に殿堂の未だ成らぬ東大寺へ著御、露佛の新像を拜せられて、正倉院前に設けられた御座所へ入御あらせられた。當局では明日の開眼の御儀のため、勅封倉を開いて天平勝寶度に菩提僊正が大佛開眼に使用した筆墨を取り出して、法皇の御用に供し奉る準備を整へた。翌る二十八日の開眼は午刻と定められた。當局は法皇が親しく開眼の御儀を行はせられる爲に、大佛前に七重の假階を設け、大佛の東方から登道を作り大佛の面前に板敷の儀場を立てた。この板敷は南面に明障子を立てた外、周邊からは窺はれぬやうに作られた。この假階は地上より十餘丈の高さに及んでをり、殊に七月の京畿地方の大地震の餘震がなほ止まず、この頃に及んでもなほ連日數回に及ぶ地震があつたので、當局は萬一の變を憂慮して、法皇に假階昇御の儀の御中止を要望し奉つた。然るに法皇は、たとへ地震の爲に假階が崩れてわが命を失はんも何の悔ゆるところもなしとて御承引がなかつたので、止むを得ず兵庫頭範綱等をして、數回に亙つて假階の地震に對する耐久力を調査させて、その結果危險のない事を知り得たので終に叡慮に任せ奉つた。開眼の二十八日は朝來曇天で午刻からは大雨となつたが、法皇は御豫定の如く御座所より御徒歩で佛前の御座所に着御あらせられた、時に寶算五十九。法服を召され左少辨親能に御手を引かしめ給ひ、御劍を捧持した右中將實

教を従へられて假階を昇御、佛面の板敷の間に着御、殿上人及び工匠の宋人等の伺候する裡に於いて、金色に輝く新佛に開眼の嚴儀を行はせられた。多くの人々が危懼の念を抱いて登ることを躊躇した七重の假階を登られた法皇の御決意の程からしても、この事業に對する叡慮を推し奉ることができる。法皇の下御につづいて莊嚴な法會が營まれ滯りなく盛儀は終り、叡感斜ならず還京あらせられた。かくして開眼された新佛の相貌は昔よりは劣つて見えたと人々の間に批評されたけれど、大佛像の復舊は實に朝野の歡喜であつた。これよりは殘された大佛像の佛體への塗金を始め、光背及び附屬諸具の調製、大殿堂の再建等が順次著工されることになつた。

東大寺の再建

畏き叡旨を奉じて大營の重任に當つた大勸進重源は、伊勢大神宮に參詣して造寺の祈請を凝し神鑑を仰いだ。この折重源は夢中に束帶の官人と幼童とが出現して靈託を傳へられたことを感得し、大般若經二部を書寫して內外兩宮の法樂に資し奉り、六十口の僧を引率して十六典の妙典を轉讀せしめた。又造寺の資を求めんが爲には、諸方の勸進に努力し、特に富强な奧州の藤原氏にその助力を求むべく、秀衡の一族に當る僧西行を奧州に派遣した。

西行は文治二年八月鎌倉を經由して奧州に入り、秀衡に沙金等の奉加を求めた。秀衡はこれに應じたばかりでなく、管下に諭して結緣を勸めたので、奧州方面の奉加は莫大に上つたと傳へられてゐる。然し名にし負ふ東大寺再建の資は頗る多額を要し、衆庶の奉加のみによつては到底達せらるべくもなかつた。依つて法皇は文治二年三月、周防國を以て東大寺造營料所に宛て給ひ、重源にその國務を管せしめ、造寺の

圓滑なる進行を促進せしめられんとした。これは稀代の新儀であつたので、法皇は攝政藤原兼實に諮つて國務移管の形式手續を決せられ、從來の周防の知行者藤原實敎を丹波に轉ぜしめ、周防國司藤原公基の名義は舊の如く存せしめて、專ら重源に國務を管せしめられた。又鎌倉幕府に院旨を傳へて、幕府隷下の地頭が濫妨の擧に出でぬやう監督を嚴にすべきことを令せられた。

よつて重源は四月十日に陳和卿を始め番匠物部爲里・櫻島國宗等を從へて周防國に入り、十八日に造寺杣始の儀を行つた。當時周防國は源平合戰の戰場地帶となつた爲に、國内は地を拂つて損亡し、住民は概ね離散して慘憺たる情景を呈してをつた。重源は屢〻住民に賑恤を加へ生業の資を與へて、生活を安定して協力せしめ、國内の深谷高峯を踏み分けて樹木の巡檢を行ひ、杣人に令して好木を發見した者に、杜一本に就いて一石の米を賞賜することを以てした。爲に杣人は心を勵まして山谷を踏み分け、良木を物色するに努めた。長さ十丈に及び口徑五尺を超える如き大木は、その運送に轆轤を用ひ、多數の工人を役して引き出し、これが爲には荊棘を除き雜木を伐る等、炎天には流汗を拭ひ嚴寒には氷雪を凌ぎ、人力を盡して工を勵んだ。これ等の杣からは佐波川を利用して内海に流したのであるが、河底淺くして流木意の如くならず、爲に或は河流を堰き止め或は新たに河道を掘り開き、又筏組みの方法は重源の考案によつて葛藤を以て綱とする等苦心慘憺たるものがあつた。鎌倉幕府は院旨を奉じて專ら事業の助成に努めた。周防在住の地頭の中には用材の引き夫の徵發を妨げたものもあつたので、文治三年三月には賴朝は令を周防に發し、地頭等の對捍を禁止させて鋭意事業の進捗に留意した。然しかかる禁令は容易に徹底せず、在廳官人は對捍の地頭の交名を具して重源に進達したので、重源はこれを院廳に提訴し、法皇はこれによつて幕府

に移牒し、その取締りを要請せられたこともあつた。

公武の造營支援

かくして文治三年の秋頃までに百三十餘本の柱木を切り出したが、その中の棟木の如きは十三丈に及んだ。されば之れを周防より大和までの長距離に亙る運送には困難な事情が頗る多かつた。重源は愼重な考慮を盡し、文治三年の秋の末に入京し、その便法として、人夫役の徴發方法を家別とすること、庛綱を諸國に課すること、運搬費を成功によつて支辨すること、備前國の墾田を用途に當てること等を法皇に奏し、又攝政兼實を訪うてその支援を仰いだ。法皇は造東大寺の事を諸國に課せんとせられたが、兼實は當時大神宮の造營に支障を及ぼすを恐れてこれを止め、運送路線の諸國の大名等に、その力に應じて與力せしめ、その他は院旨により貴賤に勸進して費用の徵達を計る案を進めた。

これによつて文治四年の春には重源は書を賴朝に寄せて、幕府の威令の下にその管下衆庶の合力奉加を求めた。よつて賴朝は幕府の統制下にある地頭に令して、合力すべき旨を傳へ、その事業の進捗に大なる便宜を與へた。この間法皇は叡慮を材木の搬出に注がせられることあつく、間もなく周防の杣を出た材木の中十本が紛失した旨を聞し召さるるや、その補足を諸國に課するよりも、各地の大名より徵することの効果多きを察し給ひ、三月に院宣を賴朝に傳へてその斡旋を令せられた。

かくて幕府は文治五年二月に造東大寺杣取りの爲、土肥遠平の長門阿武郡地頭職を止めたのを始め、關係地方の守護に協力を命じた。長門の守護佐々木高綱の如きは、周防の杣出しに協力して、賴朝の嘉賞を蒙るに至つたのである。かくて杣取りは漸次進捗を見、文治五年に至つて一部の材木は既に大和に運ばれ

たけれど、周防の國務は重源の意の如くならず、爲めに重源は一時造寺の奉行を辭退せんとし、その內意を攝政兼實に漏らすに至つたが、兼實の再三の諫止により漸く意を飜した。周防から搬出された柱材は瀨戶內海を曳漕され、木津川を遡り泉の木津に於いて陸上げされ、牛車を用ひて奈良に輸送されたのである。この時法皇は、親しく諸公卿と共に綱を引いて、柱材の引き入れに力を注がせられ、又建久元年六月二日佛後の築山を崩す時には、重源と共に親しく土を運ばれたのである。建久元年七月二十七日に大佛殿母屋の柱二本が始めて立てられた、長さ九丈一尺徑五尺の大材である、假屋の上に轆轤を設け地上と相應じて鼓を打つて引き立て、かくて十月十九日に棟上の儀が行はれた。法皇は攝政以下の諸卿を從へてこれに臨み給ひ、十二丈二尺の棟木に附せられた右方の綱を、別當僧綱等の最先に立つて引き給ひ、攝政兼實以下文武の百僚は左方の綱を引いて、めでたく御儀を終へさせられた。よつて工等の賞を行つて還幸あらせられた。この時盛儀を拜せんものと參集した貴賤緇素男女は市をなした。かくて法皇の叡旨が中心となつて復興事業が進められたのであつたが、未だ竣工を見ない建久三年三月、法皇は遂に崩御あらせられた。然しこの事業はこの後も猶公武の多大の支援の下に繼續せられ、建久四年五月には朝廷は更に備前國を造寺料に寄せられた。大佛殿と共に附屬の殿堂佛像等の新營も亦始められ、建久五年十二月には南中門の二天像の彫刻が開始され、翌年正月に至つてできた。東方の多聞天は大佛師快慶が小佛師良公等十四人の助力を以て、西方の持國天は大佛師定覺が小佛師雲慶等十三人を督して造り、舊時は高さ二丈であつたのを、三尺增加して二丈三尺の偉觀に改めたといふ。又大佛の光背の再造は、大佛師院尊の考案の下に計畫され、以前は飛天化佛五百餘尊があつたのを、十六體に改めたといふ。その光背の塗料の黃金は建久五年春夏の

俟に、幕府から二回に亙つて三百三十兩の砂金が宛てられた。これ等殿堂佛像の建營の爲に、南都には多數の工人技藝者がその道の手腕を振ひ、美術工藝の競演場である觀を呈した。當代の技術の精彩を有する幾多の傑作が作成され、美術工藝史上の一盛期をなしたことは言を俟たぬところである。

東大寺の落慶

かくて建久六年に至つて十一間二階の大佛殿・中門等が終に竣工し、戒壇・廻廊等未作のものもなほ殘されてはゐたが、朝廷はこの年三月十二日を以て落慶の儀を行ひ、後鳥羽天皇は御母七條院と共に南都に行幸あらせられた。又造寺の外護者であつた賴朝も、遙かに鎌倉から上洛してこの儀を陪觀し、兼ねて警衞の任に當り、馬七百餘頭・黃金一千兩・美絹一千疋を進めて助成した。供養は御齋會に準ぜられ、關白以下濟々參列の下に、權僧正覺憲が導師を勤め仁和寺宮守覺法親王が證誠を勤仕せられた。法會の最中に大雨があり、天地和合の徵として人々に隨喜せられた。參詣者は山野に滿ちて南都は立錐の地もなかつたといふ。還幸後赦を行ひ、又勸賞を行はれて、大勸進重源を大和尙位に叙し、佛師運慶を法眼に叙した外關係者に弘く恩賞が授けられた。この後尙引きつづき殿門佛像の造作事業が繼續された。建久六年八月からは四丈の四天王像四體の製作が開始せられ、運慶・康慶・定覺・快慶等の大佛師がこれを擔任し、建久八年六月からは丈六の左右脇士二體の製作が始められ、前記の四大佛師が多數の小佛師・番匠・杣人等を督して功を急いだので、半年ならずして完成を見るに至つた。佛體の塗料の漆は各八石を要し、採色丹具等は遙かに宋から買ひ求め、その費用は二萬餘兩を算し、使用の金箔は五萬枚を要したといふ。これと同時に大佛殿の左右登廊・四面步廊・東樂門・西樂門・南中門・北中門・戒壇院・南大門及び鎭守八幡宮等相

辱いで成り、盧舍那の金像の莊嚴は舊時の如くに瞻仰せられ、輪奐亦概ね舊規を改めることなく、復興の大事業は玆に完成を見るに至つたので、建仁三年十一月三十日後鳥羽上皇親臨して、東大寺總供養の盛典を行はせられ、御願文を佛前に捧げて大勸進和尙の功業を稱へ給ひ、天地の和合によつて大營の急速に成就し、祖父後白河法皇の御遺圖の完成したことを悅ばせられた。

興福寺の復興

興福寺の復興は養和元年六月事業の方針が定められてから、源平の交戰中は暫く進捗の運びに至らなかつたが、文治二年兼實が氏長者となるに及び百方盡力し、伊豫因幡兩國を造營料所とし、同年七月に造營事始を行ひ、朝廷の施行せらるる分と藤原氏側に於いての分と同時に事業を始め、金堂・南圓堂は文治四年正月二十九日勅使差遣の下に棟上の儀を行ひ、六月には南圓堂の不空羂索觀音・四天王・六祖師等の造佛始を行つた、これは大佛師康慶が擔任した。その後工事は漸次進み、五年八月に兼實は親しくその工事視察の爲め南都に赴き、東西金堂・食堂・講堂・南圓堂等を檢知し、又佛師康慶に面諭する等、諸般の指揮を執つた。九月二十八日には兼實自ら南圓堂の新佛像開眼の儀を行ひ、爾來事業は順調に進捗し、建久五年秋に至つて落成に近づいたので、八月兼實は南都に下つて作事を檢し、九月二十二日を以て落慶の儀が御齋會に準じて行はれた。金堂の御佛は京に於いて造られ、法成寺に一時安置されたが、九月十八日に南都に送られて、金堂に安置された。かくて尙一部の未成はあつたが、興福寺の復興計畫は東大寺と相並んで行はれ、鎌倉時代の初頭に於いて燦然たる佛敎文化の光輝が、再び南都の天地を彩つたのである。かく急速にこの事業の成就したことは、實に皇室の眷護に基いてをるのである。

鎌倉幕府はその創立の始めから、社寺の崇敬保護を以て一つの方針として世上一般を導き、これに關して幾多の業績を殘してゐるが、この方針は皇室の南都復舊の御計畫に刺戟せられたことが頗る多かつたのである。かくて鎌倉時代の藝術として、後世に嘖々として喧傳せられるものが續出したのである。

二、和歌の道の隆昌と勅撰集

一　千載和歌集成る

皇室の御勸奬によつて平安時代中葉以降、殊に盛となつた敷島の道は、鎌倉時代に入つても亦同樣な徑路をとつた計りでなく、列聖の叡旨によつて樣相は一層清新幽玄となり、勅撰の擧は相次ぎ、その間自ら歌學の道が成立するに至つた。斯道の興隆の上に多大の貢獻をなした和歌集の勅撰は、平安時代には古今・後撰・拾遺・後拾遺・金葉・詞花の六集に及んだが、鎌倉時代にはこれについで、千載・新古今・新勅撰・續後撰・續古今・續拾遺・新後撰・玉葉・續千載・續後拾遺の十集が選ばれた。勅撰集は併せて二十一代集と呼ばれてゐるが、その中半數に近い多數が、鎌倉時代に撰ばれたことを以てしても、當代に於ける列聖の叡慮の程を拜察し得られるのである。

文治三年九月二十日、當代の歌聖藤原俊成が後白河法皇の院宣を奉じて、千載和歌集二十卷一千二百八十餘首を撰進したのが、鎌倉時代に入つての勅撰集奏覽の第一擧であつた。然しこれは壽永二年二月源平の合戰の頃に、法皇が院宣を俊成に賜り、近古以來の和歌の撰進を命ぜられたのがその端緒であつて、當時俊成は既に出家を遂げて釋阿と稱し、隱退の身であつたが、舊例を破つて名譽な撰者を命ぜられたので

ある。かくて俊成は聖旨に感激して、一條天皇以後の歌什の選擇を開始した。平家の公達平忠度が家運の滅亡を期してその詠草を密かに俊成に託し、敷島の道に永遠の名を留めんとしたこと、及び俊成がその執心に感じて勅勘の人であるにも拘らず、讀人知らずとしてこれを採錄したといふ藝道の佳話は、遍く人口に膾炙されてゐるところであつて、當時の歌人が如何に勅撰を重視し、その入選を名譽としてをつたかが窺へる。俊成はこの撰集に自ら假名の序を記して、千載和歌集と名づけ、歌人の譽を千載に傳へんとしたのである。文治四年四月二十二日に奏覽の儀が行はれた。法皇は特に優詔を撰者に給ひ、撰者の歌を更に二十五首加入せしめられたと傳ふ。當代の巨匠撰者俊成の典雅優麗の歌風は、斯界の新生面を開き、その進むべき道を指示せるが如くに見られた。

新古今和歌集成る

第二次の撰集は斯道の御造詣深い後鳥羽上皇が、建仁元年十一月三日に、和歌所寄人源通具・藤原有家・同定家・同家隆・同雅經及び沙彌寂蓮の六歌仙に命じて、上古以來の和歌を撰進せしめられ、上皇も亦親しく撰者として、和歌の浦に下り立ちてあさらせられたことに始まる。これは初度の古今集よりも更に時代の範圍を擴めて、遍く秀歌を集められんとする聖旨に出でたもので、元久二年三月二十六日に奏進せられ、新古今和歌集と命名されて、その事業が完成した。古今の例に倣つて和漢の兩序が加へられた外、上皇は親しく御製の跋文を和語にて記し給ひ、撰者の集錄したものを更に精撰して、千六百首二十卷に編集したことを宣はせられてゐる。この撰集事業は和歌所にて行はれ、建仁二年七月撰者の一人寂蓮が示寂するに至つた後は、殘りの五人で業を進め、上皇は撰進和歌を悉く叡覽あつて御點を加へられた外、叡旨を以て

最勝四天王院障子の和歌等を撰に加へ、又定家・家隆・俊成の女の歌を秋篠の巻頭に載せ、又慈圓の歌一首を加へしめられる等、結構に細密な考慮を傾け給ひ、撰歌は悉く御記憶あらせられた程であつたといふ。上皇が撰集にかくも聖慮を傾け給ふことと深きが爲に、職事院司等は事務なくして政務遅滞の感さへあつたと傳へられてゐる。春日殿における竟宴に於いて、上皇は御製に

いそのかみ古きを今にならへこし昔の跡をまた尋ねつつ

と、延喜の昔を偲ばせ給へる叡旨の程を詠まれ、攝政藤原良經は「しきしまや大和ことはの海にして　拾ひし玉はみかかれにけり」と御製に應じて讃美し奉つた。この盛擧に當つて歌人がそれぞれ所縁を求めて、入選を望んだことは頗る多く、撰集の方針は作者の尊卑に依らず、歌體を以て先後を定められるといふ文藝の精神によられたことを以てしても、本集が斯界の珠玉を集め得て殘りなかつたことを思はせる。この撰集に於いては、撰者の一人定家の意向が最も重きをなして、その流風である所謂有心體が當代の歌壇を指導するに至つたことは注目すべきものであつた。要するにこの撰集は、上皇が聖慮を傾注せられたものであつたから、御晩年畏くも隱岐に遷幸せられて後も、叡念を本集に加へ給ひ、再びこれを改め直して、親しく跋文を附せられた。世に隱岐本と稱せられてゐるものであつて、その御執心を拜察することができる。

新勅撰・續後撰・續古今集成る

第三次の撰集令は、後堀河天皇の叡旨によつて、貞永元年六月十三日當年第一の名匠權中納言藤原定家に下されたのである。この擧は早く寬喜二年の頃から計畫されたのであつたが、種々の事情の爲に發令が

延引されたのである。然し定家は早くより撰集の方法等に留意し、承久の變に御關係ある後鳥羽天皇・土御門天皇・順德天皇の御製の取扱ひ等に愼重な考慮を加へつつあつた。然るに天皇は間もなくこの年十月四日を期して、皇子四條天皇への御讓位を行はせられることとなつたので、定家は御代の中に奏進せんものと、急速に假名の序文と二十卷の目錄とを編し、撰歌の未だ調はぬに先立ち、十月二日に奏覽の儀を行つた。卽ち新勅撰和歌集である。この後修撰に拮据經營をつづけ、後堀河上皇は天福二年の秋頃に、五首の御製を定家に下されて、ひたすらに完成の早きを望ませられた。天福二年六月三日に定家は卷軸を整へ、表紙を書いて進覽に供し奉つた。なほ撰歌は一千四百九十八首に達してゐるので、後拾遺の佳例をついで更に御製二首を拜受して、一千五百首に滿さん旨を奏したのであつた。本集には武士の歌が多く撰ばれてゐるので、世に宇治川集と呼んだといふ。現存のものは二十卷、一千三百七十五首を收めてゐる。

後堀河天皇より御受禪あらせられた四條天皇は、御幼少にして崩ぜられたので、撰集に聖績を殘し給ふ由もなかつたが、次代後嵯峨天皇は御在位四年御讓位の後久しく政務を統裁あらせられ、御一代にあるべきことは殆ど殘りなく行はせられたと申されてゐる程であつて、敷島の道には御嗜み殊の外に深くあらせられた。この御代には定家の子爲家が家風を襲いで第一人者と目されてをつた。よつて天皇は爲家を敬重し給ふこと厚く、御脫履後寶治二年七月に前太政大臣西園寺實氏の宇治槇島の山莊に御幸の砌、二十五日爲家を召して撰集令を下されたのである。これによつて爲家は撰歌に從ふこと四閱年にして功を竣へ、建長三年十月二十七日に奏覽を遂げた。卽ち續後撰和歌集であつて、二十卷一千三百六十八首を收めた。

この後八年を經た正元元年三月、上皇は西園寺一切經供養に臨ませられた折に、爲家を召して再び撰集

令を下された。爲家は既に康元元年に落飾して融覺と稱し、家は長子爲氏に傳へてをつたので、我が子爲氏を以て代つて撰者を命ぜられたきことを請ひ奉つた。然るに上皇は、桑門の身で撰者を勤仕するのは祖父俊成の佳例である、當代第一人者である融覺を措いて敢て他人を求めるに及ばずと宣せられた。

ついで弘長二年に至つて、上皇は新古今撰集の佳例に倣つて五人の撰者を具へ給ふべく、前内大臣藤原家良、同基家、侍從藤原行家、前右大辨藤原光俊の四人を加へられたが、更に上皇は後鳥羽上皇の御例に倣つて、親しく和歌の浦に下り立たれて、御撰の事にも當られた。この撰集の際、家良は文永元年九月に薨じ、殘る撰者の中で爲家と光俊とは意見の一致を缺き、偶〻光俊は鎌倉將軍宗尊親王の御歌の師範として東下したので、親王の令旨を標榜して撰歌に就ての意向をば强硬に表示するに至つたので、爲家は大いに不平であつた。ついで文永二年四月龜山殿に於いて關白左大臣藤原實經・前太政大臣實氏・前左大臣實雄等の大官が會合し、撰集についての評定を行つたことがあつたが、後に十二月に至つて、續古今和歌集と名づけ、二十卷千九百七十二首を收めて奏覽し、上皇には竟宴を賜つた。題名は古今・新古今に相竝ぶべき意味を含められたものであることは、序の中に明示され、假名の序の中に「大和島根はこれ我が世なり、春の風に德を仰がむと願ひ、和歌の浦もまたわが國なり、秋の月に道を明らめむ」と叡旨を示された。

續拾遺・新後撰・玉葉・續千載・續後拾遺の各集成る

後嵯峨法皇の崩後治世の君となられた龜山天皇は、爲家が建治元年薨じて後、その家風を傳へたその嫡子爲氏をして、建治二年七月に撰集を行はしめられた。これによつて爲氏は乃父の遺風をついで和歌所開闔源兼氏を助けとし、三箇年を經て、一千六百餘首を二十卷に整へ、弘安元年十二月二十七日に奏覽した。

即ち續拾遺和歌集であつて、當時世には續古今の亞流と評せられた。
龜山天皇の皇子後宇多天皇は、御治世となつた正安三年十一月二十三日に爲氏の子爲世に撰集を命ぜられた。爲世は二十六日に事始を行ひ、天仁元年以降を限つて撰歌に從ひ、和歌所開闔法印長舜等を助とし、二箇年の歳月を經て、嘉元元年二月十九日に二十卷一千九百七十首を奏覽した。即ち新後撰和歌集である。世に住吉神官の歌が多く入選してゐるので津守集と呼ばれた。
これより先き、伏見天皇は御在位中に撰集の叡旨があつて、永仁元年八月二十七日に、當代の歌人爲世を始め、京極爲兼（爲家の次子爲敎の子）・二條雅有・九條隆博等を召されて、撰集に就て諮問せられた。この時撰集令宣下の月、同令の形式、撰歌の時代の範圍等に就いて、爲世と爲兼とは流風を異にして居つたため、意見か一致しなかつたが、天皇は爲兼の說を嘉納せられ、綸旨の形式で即日宣下せられ、撰歌の範圍は廣く上古よりと定め、御諮問の四人を以て撰者とされた。然し爲世・爲兼の間の軋轢の爲めに撰集の事遲遲たる中、永仁六年に天皇は御不本意ながらも御讓位を行はれ、御在位中にとの御希望は遂げられなかつた。これに加へて撰者隆博はこの年に薨じ、爲兼は謀叛の罪によつて佐渡へ配流の身となり、雅有も亦正安三年に薨じた。この年に伏見上皇の御治世さへ改つてしまつたので、御憾みやる方もなく「わか世には集めぬ和歌のうち千鳥空しき名をやあとに殘さん」の御詠を留められるに至つた。然るに花園天皇の踐祚に至つて、上皇は御治世を復し給ひ、御信任あつき爲兼もまた早く免されて都へ歸つたので、應長元年七月に爲兼一人を撰者として、前業を完成せしめられた。御信任に感激した爲兼は、僅かに十閱月で二十卷二千七百八十七首を撰し、正和元年三月二十八日に奏覽した。即ち玉葉和歌集である。

これについで後醍醐天皇は爲世に撰集を行はせられた。爲世は爲兼の玉葉集に對抗する意圖を以て撰歌に意を注ぎ、和歌の神玉津島社に詣でて「今ぞしる昔にかへるわか道のまことを神もまもりけるとは」の詠を殘した程であつて、元應二年四月十九日に奏覽した。續千載和歌集である。

天皇はこの後間もなく元亨三年七月二日、再び爲世に撰集の事を命ぜられた。爲世は既に二回任を盡したので、その次子爲藤を撰者に奏薦した。然るに爲藤は正中元年七月に薨じたので、代つて爲定（爲世の長子爲道の子）が勅を奉じて業を繼續し、正中二年十二月十八日に奏覽に及んだ。續後拾遺和歌集二十卷一千三百五十三首である。天皇は花山院師賢をして叡感の旨を傳へしめられた。天皇は爲定の上つた「今ぞしるあつむる玉のかず〳〵に身をてらすへき光ありとは」の詠に對して、

かず〳〵に集むる玉のくもらねはこれもわか世の光とそなる

の御返歌を下賜せられた。かくの如くこの時代に於いては、列聖何れも撰集に叡慮を留め給ひ、敷島の道の光をば永久に傳へさせられたのである。

歌聖後鳥羽天皇

皇室の敷島の道を御勸奬あらせられたことは、勅撰の事の外にも數多く傳へられてゐる。殊に後鳥羽天皇は列聖中に於いても稀に見る歌聖であらせられた。建久九年の御讓位の後は、屢〻御歌會御歌合等を院御所で催され、また折につけて五十首百首等の御製を詠ぜられたことは、現存の御集によつて窺ひ奉ることを得るのである。建仁元年六月、院御所二條殿に於いて二十九人の當代斯道の巨匠を集め、千五百番歌合を行はせられた如きは稀に見る盛擧であつた。春夏秋冬祝戀雜等の百題を以て、作者を左右各十五人に

分ち、上皇は親しく女房の名を以て左方の首に列し給ひ、又親しく判者ともならせ給うた。特に女流作家としては、宮内卿局・讃岐局・待宵小侍從・俊成の女・丹後・越前等があり、當代の長老俊成も亦出家後であつたがこれに召された。而もなほ上皇は殷富門院大輔を始め、著名な女房の、或は易簀し或は出家して、召し給ふ由なかりしことを慨歎せられたといふ。

翌七月には二條殿に和歌所を設け給ひ、前攝政藤原基通・左大臣藤原良經・內大臣源通親・頭中將同通具・天台座主慈圓・三位入道俊成・藤原有家・同定家・同家隆・同雅經・源具親・僧寂蓮の十一人を以て寄人と定められ、二十七日に和歌御會始を行はせられた。ついで藤原清範・同隆信・鴨長明・藤原秀能を寄人に加へ、源家長を開闔とせられた。これ等は何れも當代第一流の名家であつた。かくて翌八月三日には初度の影供歌合を俊成の判によつて行はれた。これまでは三條坊門殿で行はれ御微幸であつたが、これよりは和歌所に移されて月毎に催された。ついで同月十五日には和歌所撰歌合を行はれ、定家を撰者に勅定せられた。この後和歌所に於ける御會御歌合は頻々として行はれた。上皇は斯道の長老を敬重せられる叡慮あつく、建仁三年十一月二十三日には和歌所において、九十の壽算に達した俊成の爲に賀宴を賜つた。俊成は道の棟梁と仰がれ、建久八年には式子內親王の御旨を奉じ、古來風體抄を記してその歌學を明らかにし、斯界に指針を與へたのであつた。臣下に賀宴を賜るのは破格の事で、光孝天皇が花山僧正を召された例によられたのであるといふ。上皇は御製

百とせのちかつく杖の世々の跡にこえても見ゆる老の坂かな

を賜つた。上皇は御讓位以後、鳥羽・水無瀨等の離宮を始め、洛の內外の社寺へ屢〻御幸あらせられた。熊

野の如きは御讓位以來一歳と雖も缺かせられた事がなかつたと傳へられてをり、これ等の御幸に際して、和歌御會御歌合を行はせられることが例であつた。熊野御幸の折には參詣路の各王子で供奉の人々と御會を行はれた、その折の御懷紙の正本の一部は熊野懷紙の名によつて現存してゐる。幾多の御製は御集に收められてゐるが、承久の變以後隱岐國で詠ぜられたものは、遠島御百首、承久後御百首の名で傳はつてゐる外、嘉祿の頃には御自歌合を作り給ひ、都の家隆に判を附せしめられ、又同じ頃家隆等在京の歌人の歌を徵し給ひて御歌合を作られた、遠島歌合と申す。上皇は御親ら和歌の長者を以て任ぜられた程で、歌學について御造詣深く、隱岐に於いて御口傳を著され、七箇條の和歌の趣旨を載せられた。後鳥羽院御消息或は遠島御消息とも呼ばれてゐるものである。されば上皇の御感化によつて和歌の道は大いに世に弘まり、鎌倉の將軍實朝を始め、武士社會の中にまでも盛に行はれるやうになつた。斯道の名流もこの御代程に輩出したことは、殆ど例がないといはれてゐる。

八雲御抄の御撰

後鳥羽天皇の兩皇子土御門天皇・順徳天皇は父皇の御感化にて、和歌の道に御造詣深くましました。土御門天皇は定家・家隆等に師事せられ、御製は續後撰集以下の勅撰集に多數載せられ給へる外、承久三年詠百首和歌等を錄せる土御門院御集に傳へられてゐる。承久の變後都の外にての御詠が殊に多く、家隆等に點ぜしめられたことも少くはなかつた。正元二年頃に撰ばれた新三十六人撰の中にも入られた。

順徳天皇は紫禁和歌草と申す御集に、建曆より承久に亙る間の御製を數多傳へ給ひ、御代の中には屢ゝ御歌會御歌合を行はせられた。建保三年十月には僧正行意・藤原定家・家隆等十一人と、禁中の名所百箇

所を詠ぜられた、世に建保名所御百首とも呼ばれ、定家に命じて加點せしめられた。又同五年六月には御製を百番の御歌合に作り給ひ、同じく定家に命じて勝負を附せしめられ、又當代の歌人にも百番自歌合を撰進せしめられたと傳ふ。同年十月御近臣知家等十五人を召して四十番の當座歌合を行はせ、親しく御判を賜はつた。又古今和歌集から秀歌を撰んで歌合を作られたこともあつて、斯道の御研鑽はめざましいものがあつたのであるが、就中和歌の道に於いて不朽の聖績を殘されたのは、和歌の法式・歌詞の解說・出典等を詳細に記された八雲御抄の御撰であり、永く歌人の指針として仰がれた。本文は正義部・作法部・枝葉部・言語部・名所部・用意部の六卷から成り、日本紀・古語拾遺・勅撰集・延喜御記等を始め、諸家の記錄や伊勢物語等の如き文學書、新撰髓腦等の歌學書等を典據とせられた外、定家等の意見をも採錄せられ、歌學を大成せられたものである。天皇親しく漢文の序を記して、その中に「雖非六義之披錦、且爲一身之鑒鏡也、爲六卷、名曰八雲抄、常置綺席側、備廢亡而已」と仰せられてゐる。早くより起稿し給ひ、承久以後遠島に於いて完成せられた。

列聖の歌道御精進

後堀河天皇は藤原定家を重んじ給ひ、和歌の道を尊ばれ御集を殘された。定家に撰集を行はせられた外に、なほ定家に命じその和歌集を上らしめられた。定家はよつて勅撰愚草二十卷を撰んだが、奏進に至らぬ中に天皇は崩じ給ひ、定家は哀悼の餘りに、その稿本を燒却してしまつたといふ。後嵯峨天皇は龍潛の御時より歌の道の譽を得給ひ、御乳母の源通方の第に渡らせられた折、始めて百首の御歌を詠ぜられた。通方は感悅の餘りに密かに家隆に內覽させたところ、家隆は第一の御歌を讀んで御父土御門天皇の御風を、

よく傳へてをられることに感歎したといふことであつた。勅撰の事を始め、和歌の御會御歌合等は折にふれて行はせられ、爲家・光俊等の名流が輩出した外、皇子宗尊親王も父皇の御教化で名聲を馳せ給ひ、初心愚草・瓊玉和歌集を殘された。親王は鎌倉に將軍として久しくましましたので、武士の間に斯の道の感化を與へられたことは枚擧に遑なく、弘長元年には武士等の和歌を撰進せしめられた。後嵯峨天皇の御集は不幸にしてその名のみ傳はつてゐるに止まるけれど、この外に百首・五十首・三百首の名も傳へられてをり、御製の數は夥しいものであつたと拜せられる。

この後の列聖が何れもこの道に通ぜられたことは、特に擧ぐるまでもなく、持明院統では伏見天皇以後、京極爲兼を尊重され、これに對して大覺寺統では御子左爲世の歌風を用ひられ、和歌の道に於いても御競爭の觀があつた。その事情は前述の通りである。龜山・伏見・後二條・花園の諸天皇には何れも御集が現存してをり、その他に千首・百首等の名稱によつて御製の傳へられてゐるものは頗る多い。伏見天皇は和歌の事を記し給へる假名文の御消息をものせられたが、花園天皇はその御日記の中に、和歌の道に就いての聖旨を記し給ひ、その中に、爲兼の所立の義は正義であるが、世人の多くはこれを知らず、それ故俊成・定家の嫡系たる爲世が所立の義は、到底爲兼には及ばざるも、天下の大半はこれに歸し、爲に和歌の道は頗る廢れるに至つたと論評せられた。されば爲兼は天皇の御知遇に感激の餘り、正和四年再度配流の厄に遭うた時には、和歌文書九十餘種を天皇に進獻したといふ。

三、教學藝術の傳統

和漢學問の御研鑽

學問藝術の園に於て皇室が指導的地位に立たれたことも前代と變りはなかつた。順德天皇は御著「禁祕御抄」に於いて、天子の諸藝能について、第一御學問也、不學則不明古道、而能致大平者、未有之也と仰せられ、ついで第二管絃、延喜天暦以後、大略不絕事也、必可通一曲と宣はせられ、學問禮樂の途に精進すべきの要を力說し給うた。されば列聖は何れも叡旨をここに留められ、後鳥羽天皇が御七歲にして、文治二年十二月御書始を行はれ、參議藤原兼光より御注孝經を受け給へるを始め、歷代の聖天子・皇太子・皇族何れも學の道に精進せられて、詩會作文會は屢〻宮中に催された。龜山天皇は文永四年五月に百日の詩御會を行はれて、宸筆の都序をものせられ、後宇多天皇は文人を御書所に召されて、毎月十日に御會を行はせられた。漢學に於いては尙書・論語・史記等の經史等の進講を侍讀によつて行はせられたことは、歷代の例であつた。龜山上皇は弘安十年四月院評定所を聖堂に宛て給ひ、先聖先師の像、廟器を安ぜられた。年中行事である釋奠はこの時代を通じて重んぜられてをつた。花園天皇は御日記に御研學の趣を詳かに記されてをられるので、畏き聖業を拜聞し得られる。正中年間には讀破し給へる書籍が五十を越え給へる外、御講書の料として論語の注釋を抄出分類し給ひ、又學道之御記を著はされて、學問の要を論ぜられた。また當代の學者日野俊光・菅原在輔を召して、學問について論じ給ひ、治亂興亡の跡を見、道德振興の目的を有すべきことを論斷せられた。天皇の御學殖は絕倫で、廣く神儒佛三道の調和を以て理想とせられたの

であつた。後醍醐天皇が日野資朝・吉田冬方・清原良枝を師として經書を學び給ひ、やがて玄恵僧都をして朱熹の新註を講ぜしめられ、斯界に一新紀元を拓かれたことは、遍く人口 膾炙してゐるところである。漢籍と共に國書に就いても叡慮を垂れ給ふこと厚く、後堀河天皇が藤原通俊本の類聚國史を傳へられたのを始め、伏見天皇は東宮の御時から國書の研鑽に力を注がれ、弘安四年十月には飛鳥井雅有等をして、源氏物語中の不審について、六日間に亙り左右に分つて論議せしめられた。即ち有名な弘安源氏論義である。又神祇伯資諸よりは日本紀の進講を聞し召された。後醍醐天皇は中原章任から律令を學ばれた。

かくの如くであつたから、皇室は學問の淵藪であり、殊に持明院・大覺寺の兩統に分れられてから、御研學も競爭の御有樣となるに至つて、文學紹隆の期と評するものが出た程であつた。宮中には御文庫があつて、而も重要視せられたことは、後嵯峨法皇の文永九年の御讓狀を始め、龜山法皇の嘉元三年の御讓狀、後宇多法皇の德治三年の御讓狀に御文庫の名目のあることを以ても知られる。

諸藝術の振興

學術に尋で重視された音樂の道では、後鳥羽天皇が藤原定輔・孝道等を師として琵琶を究められ、石上流泉・楊眞操の傳受及び傳業灌頂を受け給ひ、又藤原實教より笛を、後白河院女房安藝局から箏を學ばれた。その御造詣は頗る深く、承久二年三月には琵琶の名器二十六種を左右に番へて、その音調の優劣を批判せられた。されば繼體の君は何れもその御遺訓を守られて、管絃の道を極め給ひ、それぞれ祕曲を傳受せられたこと等は、殆ど御歷代に異例のない程である。尙後鳥羽天皇の皇兄後高倉院の如きは、御琵琶の神技は、一代の名流藤原師長に優るとも劣らずとの評をさへ得られ、御所持明院殿に於て、正五九月に御

講ぜ催された。

龜山天皇は管絃の祕曲を極められたと傳へられ給ひ、その他列聖のこの道を御研鑽あらせられたことは琵琶御傳業部類記・體源抄・敎訓抄等に詳かに傳へられてゐる。かくて管絃の道は皇室が中心となり、その率先御勸奬の下に、各流派が永く後世に傳へられることとなつたのである。

蹴鞠の道では後鳥羽天皇が御嗜好深く、御在位の建久年中十餘歳の御頃に、折柄鎌倉に在住し賴朝の猶子となつてをつた飛鳥井雅經が、その道の名匠であることを聞召され、女房奉書を以て京に召されてこれに師事せられた。雅經は斯道の巨匠賴輔の孫で、兄の宗長と共に難波・飛鳥井兩流の祖と仰がれた人である。天皇は御讓位後に至つて御習練を積んで益〻進ませられたので、承元二年四月には宗長・泰通・雅經等が連署して表を上り、蹴鞠の長者の尊稱を奉つた。この時に竟宴の儀が行はれて、上八人・中八人・下八人などといふ事が定められ、又下沓の色々等、この道の法式が制定された。この後に上皇は御鞠の御書をも著はされた。爾後列聖は何れも斯道を嗜まれ、蹴鞠の御會は禁中仙洞に頻りに催されて、常に盛觀を呈した。順德天皇は羯鼓拍子といふ物で御鞠けさせ給ひ、すぐれた御足であらせられたと傳へられ給ひ、後嵯峨天皇・後深草天皇・龜山天皇はこの道の中興とあがめられた。後嵯峨天皇が龜山天皇へ御讓進になつた御處分狀には、特に御鞠についての文書がかかげられてをつて、如何にこの道が重要視せられてをつたかがわかる。飛鳥井・難波・御子左等の名流が榮えて、その流風が盛に行はれたのは全く皇室の御勸奬に由つたものである。

入木の道もこの時代に於いて、伏見院流・青蓮院流等が、皇室に淵源して後代に大きな感化を與へた。

伏見院流とは伏見天皇の御書風を申すのである。天皇は能書の御譽高くましまし、艶麗な上代樣を好ませられ殊に假名書きに長ぜられた。古への名家行成にも超え給ふとの評を受けられ、その御書風は大いに世の賞翫を博せられた。その中假名の風體は法性寺關白以來の流風で、照念院關白鷹司兼平の筆體を模せられたものと申されてゐる。靑蓮院流は伏見天皇第六皇子、靑蓮院宮尊圓親王の作り出されたものである。親王は初め世尊寺流を學ばれ、後に上代樣と新輸入の宋風とを參酌せられて、新風を創始せられたのである。この流は後世家樣又は御家流と呼ばれて廣く流行し、一世を風靡した。靑蓮院流として世に仰がれたのは主として室町時代のことであるが、その萠芽は鎌倉時代に存してをつたのである。流派の名は稱せられなかつたが、列聖は何れも優れた御手蹟を有し給ひ、持明院統が主として上代樣の流風を有せられたのに對し、大覺寺統は何れも宋風の雄勁な新味を帶びてをられた。これ等は現存の宸筆からもよく拜察することができる。

皇室と佛教

皇室の至大な寵眷によつて發展の一路を進んだ佛教界は、この時代に入つても前代と同樣の盛觀を呈し、列聖は何れも崇佛の叡旨厚く、斯界はその洪恩に浴したのである。幾多の高僧の御崇敬、數多の御善根は相次ぎ、佛教界の進むべき道が明示せられた觀があつた。

後鳥羽天皇は建永年間に、高辨に華嚴宗興隆の爲に、栂尾の地を與へられ、承久年間に俊芿の造寺勸進を嘉納して内帑を授けられた。かくして高山寺は創始され、泉涌寺は中興されたのであつた。御治世中は諸大寺への御參詣を絶ち給はず、熊野山の如きは殆ど每歳御幸あらせられた。天皇は法華經の御信仰篤く

隱岐へ御遷幸の後は專ら經文の御研鑽に御心を注がれ、間もなく行在へ伺候した僧清寂をして御博學を驚歎せしめられ、又念佛僧明禪・聖覺に出離の道を問ひ給ひ、法華經の導を期せられたのであつた。

後嵯峨天皇は天台・眞言・淨土等の各宗派の奥旨に達し給ひ、特に道元・圓爾・道隆等の禪僧、淨土の良忠、華嚴の宗性等を崇敬された。道元には紫衣を賜ひ、圓爾よりは大乘戒を受けられ、又これを東福寺に住せしめられ、道隆に□謁を賜ひ、建仁寺に住せしめられた。良忠からは淨土の說を聽聞し給ひ紫衣を賜つた。宗性には華嚴抄を撰せしめ東大寺に住せしめられた。建長七年十月には洞院實雄に讃岐國を賜ひ、大堰川の北龜山の麓に伽藍を建立せしめられた。かくて藥草院・如來壽量院・淨金剛院・多寶院・大多勝院等の堂字が相ついで建立された。淨金剛院には道觀を長老として淨土宗を興行せしめ、大多勝院には三井天台の碩學を供僧として、春秋二季に止觀の談義を行はしめられた。天皇は親しく經海に師事せられて、止觀玄文の御稽古は上代に超えさせられ、文永四年東大寺にて御受戒の後は、法の道のみを事とせられたといふ。

龜山天皇は叡尊・普門等を尊信せられた。叡尊は屢〻召されて、法を談じ經を講じ、又戒を授け奉つた。普門は東福寺圓爾の弟子で、正應年間禪林寺南隣の御所松本殿の怪異を祈禳した效驗によつて、やがて御願寺として創設された南禪寺の開山に任ぜられた。初名は南禪院といつた。京都五山の首位となつた南禪寺は、かくの如く勅旨によつてできた。武家社會に發展の緒を啓いた禪宗が、公家社會に重きをなすに至つたのは、全く天皇の御歸依の深さによつたのであつた。又天皇には極樂直抄の御撰があつて、淨土に就いての御造詣をも拜し得られる。かの本願寺は勅旨による寺號といはれてゐる。

後宇多天皇は律義を習ひ密宗を學び給ひ、嵯峨の大覺寺を以て仙洞と定め、寛平法皇の仁和寺御室に擬せられた。爾來同寺の中興に叡慮を注がれて、元亨元年四月には御遺告二十五箇條を宸書して御手印を載せられた。德治二年七月禪助を御戒師として祕密灌頂を受けられて以來は密宗の高德として仰がれ給ひ、僧正道意以下に密灌を授けられたことが頗る多かつた。又宗性の弟子凝然から菩薩戒を受け給ひ、宮中に講經を行はせられ、更に宋僧一寧を尊信して宗要を問ひ、南禪寺に止住せしめらるる等、御浄業は頗る多かつた。

花園天皇は台教に精通し給ひ、その御研鑽の御有樣は御日記によつて拜察される。正中元年の條には、讀破せられた内典約五十種を記してをられる。正和二年には西大寺の如圓より受戒せられ、屢〻天台・眞言・淨土・禪諸宗の高德を召して法門を談ぜられた。元亨年中大德寺の妙超から碧巖錄の提唱を聞召され、正中二年大德寺を以て御祈願所となされた。更に室町時代に入つてから、惠玄に仁和寺花園の御所跡を賜つて、妙心寺の寺基を開かしめられた。御撰として法華品釋・三卷抄・七箇法門口訣の名が傳へられてゐる。

なほこの時代には高德御尊信の叡旨から、前例に從つて德治三年に叡信に本覺大師號を追贈され、正安二年に西大寺叡尊に興正菩薩號を賜はつた外、この時代から興つた禪僧に對し禪師・國師の號御下賜のことが起つた。禪師號は後宇多天皇が建長寺開山道隆に大覺禪師の稱號を賜つたのに始まり、國師號は花園天皇が東福寺開山圓爾に聖一國師號を賜はつたのに始まつてゐる。

後鳥羽天皇を仰ぎ奉りて

後鳥羽天皇が承久討幕の御企成らず、わびしき隱岐の小島にあぢきなき御後半生を送り給ひ、御還京の御望も絶えて、行宮に晏駕あらせられてから、春秋の囘りは早くも七百を算へるに至つた。時運なほ至らず、畏き叡旨は不幸にして達せられるの由はなかつたけれど、その聖慮は遂に滅びなかつた。爾來、天皇の御失敗については幾度か内省が加へられた。かくて天皇の御遺畫は後昆の聖主によつて繼承せられ、再び發して建武の中興となり、三度び發して明治の維新となり、皇威六合に遍き今日の聖代を見ることとなつた。ここに思を七百歳の古へに馳せ、天皇の聖業を偲び奉り、明らけき今日の大御代を奉頌することとしたい。

我が國史を囘顧するに、神武天皇の中つ國御平定を始めとして、歷代聖主の軫念あらせられたところは所謂天業恢弘に外ならない。皇國が一路發展の過程を辿りつつある間に於て、國政の進展、社會の情勢等に於て急激な變改が幾たびか起つた。その最も著るしい一つは、平安時代から鎌倉時代への移り變りであらう。恐れ多くも上皇室を始め奉り社會の各階層に亙つて、精神物質の兩方面に及ぼした變革の情況が、この時ほど劇しかつたことは稀有であつた。政界の推移が世人の意想外に進展して、幾多の新儀が續出し、異例の頻發は應接に遑すらなき程であつた。かかる過渡期に際して天津日嗣を受け給ひ、社會情勢の變革の急潮の中に巍然として、祖宗の遺策である天業恢弘にひたすら邁進せられた後鳥羽天皇の聖業は、仰ぎ

奉るだに畏き極みと申すべきである。

後鳥羽天皇は高倉天皇第四の皇子、御母は七條院藤原殖子、治承四年七月十五日に降誕あらせられた。この治承四年は、急激な情勢の變化の時期の中に於ても、殊に著るしい變革を政治社會に印した年であつた。卽ちこの年の春には、高倉天皇が御外戚家に當る入道前太政大臣平清盛の要請によつて、皇太子たる第一皇子言仁親王に御讓位あらせられた。卽ち安德天皇にましまし、淸盛は積年の宿望であつた萬乘外祖の尊貴に列り、天下獨步の權威を占めたのである。然るに夏の初めに至るや、以仁王が源賴政の推戴によつて平氏追討の令旨を諸源へ下され、これによつて賴政は王を園城寺に奉じて討平の第一幟を高く掲げ、平氏を周章狼狽せしめた。而も賴政の企は忽ちにして失敗に歸したが、平氏の權勢も亦急轉直下し、平氏は京都を避けて福原に移るに至つた。天下の人心は平氏のこの遷都計畫に一大震駭を起したが、一葉の旣に落ちたことを觀じたのであつた。更に秋の半ばに至つては、以仁王の令旨を奉じた源賴朝が、その配流の地、伊豆に兵をあげ、晩秋には源義仲が木曾に於て相呼應して立ち、關東東山の地方は漸次源軍の白旗に風靡した。冬の初めには賴朝の策源地は相模の鎌倉に定まり、平氏の發した賴朝討伐軍は一戰をも交へず風を望んで富士川から都へ敗走するに至つた。かくて天下の形勢は逆睹し難きに至つたので、淸盛は舊都への歸還を斷行し、後白河法皇の聽政の蔭に、權勢の挽回を策したが意の如くならず、焦燥の裡に次の養和元年を迎へたのであつた。かくの如くして、後鳥羽天皇の御降誕の年は、實に平氏の專權時代の終幕と源氏の幕府の建設せられた鎌倉時代の序幕とに際會して居り、時代轉換の境界に當つて居つたのである。

かくて天皇が御襁褓にましました時は、御兄安德天皇が乾位に具はり給ひ、御祖父後白河法皇の御治世

であつた。然るに世運の推移は急轉に急轉を重ね、壽永二年七月源氏の鋭鋒に追はれた平氏が、車駕寶器を擁して、西國へ出奔する椿事を見ることとなつた。法皇は叡旨によつて、新主の擁立を謀り給ひ、後鳥羽天皇を嗣帝と定め、八月院宣を以て踐祚せしめられた。かくて天皇は第八十二代の皇位に具はり給ひ、安德天皇へは遥かに太上天皇の尊號を上られた。當時踐祚と不可分の關係にあつた傳國の寶器は西遷中であつたので、天皇の踐祚は神器を具し給はぬ開闢以來の異例であつた。實に非常時に於ける非常手段による踐祚の御儀であつて、法皇を始め奉り、當局の苦惱は洵に量り知るべからざるものがあつた。間もなく安德天皇が畏くも西海に崩じ給ひ、二器は辛くも還京の事となつたけれど、神劍は終に流失して又索むるの由なく、他の寶劍を以てこれに代へられるに至つた。かくの如くにして後鳥羽天皇の踐祚は、風雲の急を告げた非常時であつた。

天皇の御代の初めはなほ後白河法皇の御治世で、鎌倉に創立された武家政治に對しては、公家威力の及ばざるままに、その要請に委されざるを得ぬ實情であつたけれど、天業恢弘の叡旨は終に失ひ給ふことなく、文治元年の末、守護地頭の制・兵粮米の制・議奏公卿の制等を一時允許せられた法皇は、やがて御力の及ぶ限り、これ等幕府施設の機能を最少限度に壓縮し、出來得べくんばこれを崩壞せしむることに全力を注がれた。かくして兵粮米の制は忽ちに撤廢せられ、地頭の制は殆んど根幹が失はれ、幕府の支援した議奏の首班たる藤原兼實の地位は薄氷を踏むが如きものとなつた。これは全く法皇の不斷の御努力の賜に外ならなかつた。然るに建久三年に法皇崩じ給ひ、後鳥羽天皇は寶算十三にて親政し給ふこととなつた。天皇天資英明にましましたが、なほ御若齢の事ゆゑ、關白藤原兼實が萬機遂行の任に當つた。これが爲め

朝廷と幕府とは大いに協調の實がなり、幕府では頼朝が多年の宿望を達して、征夷大將軍の宣下を蒙り、兼實は頼朝の後援を得て、その理想とした平安の古への花やかであつた攝關政治の再現に向つて進んだ。記錄所の政治・意見封事の徵召・皇室戚里の顯位の獲得・一門の要路獨占等は、兼實の政策の具體化されたもので、要は家門の顯榮にあつた。

この間に於いて故法皇の叡旨を繼承し、朝政振興の爲めに、武家の抑制に努力しつゝあつた一部廷臣の勢力と地位とは、大いに壓迫を蒙つたけれど、故法皇の御信任を得た土御門通親は、叡旨を奉じてひそかに御遺策の實現に努力し、兼實と後宮の勢力を競ひ、建久六年に通親の養女在子に第一皇子の降誕を見るに至るや、通親は前途に大なる光明を得、この宮廷との關係を有力なる背景として、先づ幕府の勢力の延長とも見るべき兼實の一門を排擊して、與黨である前關白基通を擁し、所謂遠交近攻の策をとつて、先づ武家の威力を京都から排除すべくあらゆる策を講じた。且つ當時は、朝廷は院政の形式を以て慣例となされて居つた關係上、通親は第一皇子の登極と後鳥羽天皇の御治世とを計畫し、後鳥羽天皇の院政の下に朝政振興を策せんとした。

建久九年青春十九の寶齡に英氣潑剌たる 天皇は、通親の計畫に從つて第一皇子土御門天皇に御讓位あらせられ、仙洞に於いて通親以下を輔翼に供へ、その獻替によつてひたすらに皇權の伸長に叡念を留め、事ある每に幕府の抑制に出でられた。正治元年源頼朝の薨去による政界の不安から勃發した幕府側の武士の通親襲擊の陰謀事件は、却つて幕府側の廟堂の勢力であつた西園寺公經等の失脚を誘導し、梶原景時父子の謀反事變により、仙洞に於いて天下靜謐の祈を行はれると、幕府側は大いに驚動せざるを得ない情勢と

なつた。かくして朝廷の權威は彌が上にも伸張し、上皇が第三皇子の英明を愛せられて儲貳に定められた折は、從來の慣例を無視して幕府へ無通告のまゝ正治二年四月宸裁あらせられた。更に同年の末近江住人柏原彌三郎が叡旨に背くことが起るや、直ちに追討宣旨を發せられ、在京の官兵を動かして追討の實をあげ、幕府あるに兵馬の大權は皇室に復歸した觀を呈せしめられたのであつた。されば建仁元年には、幕府から排撃された城長茂はこの情勢に便乘して、賴家追討宣旨を要請するに至つた。長茂の企は失敗に終つたけれど、幕府は鼎の輕重を問はれたと撰ぶところがなかつたのである。

建仁二年通親は病を以て薨じ、上皇の御哀悼は洵に深いものがあつて、御樂しみ多い御歌合もこれが爲めに永らく停められた程であつた。通親の在世中はほぼその政策を嘉納せられた上皇は、これより御自由に英明なる天資を遺憾なく發揮せられ、一天下の政治は、全く上皇御一人の御方寸の下に進むこととなつた。曾て住吉の歌合に、

奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人にしらせむ

との御製に、畏き宸襟の一端を漏らされ給うたと傳へられて居る如く、公家政治の振興は上皇聽政の御目的であり、その爲めに避くべからざるものは討幕計畫であつて、院政各般の御經營はこの目的に向つて、統制展開せられたのであつた。而もその御方策は機に應じ變に則して行はせられた。賴朝薨後の關東の不安な狀況は、實に京都が注視を怠らなかつたところであつた。幕府の內紛は賴家の失脚となり、牧氏の沒落となり、平賀朝雅の亡滅となつて、終に實朝を擁立した北條執權の擡頭となつた。この折に出現したのは元久元年の實朝の婚姻であつた。京風に憧憬した實朝が京人を物色したことは、京都勢力の鎌倉への注

入の好機であつた。院の當局は至大の好感を表示して、坊門信清の女を撰びすすめ、院の權女房藤原兼子は自らその斡旋の衝に當つて、天下の經營この事にありと朝野の耳目を聳えさせたのは、決して無意味なことではなかつた。尋で建保六年に起つた幕府の皇族將軍奉戴の奏請計畫に對しては、院の態度は更に一歩を進めることとなり、幕府側の全權政子に對して、折衝の任に當つた院の全權は藤原兼子であつた。かくて近き將來に皇族將軍の實現が默契せられ、朝威は漸を追うて武府に加はり、上皇の御目的の前路には早くも光明を認めることが出來たのであつた。

上皇の宸謨は遠く鎌倉を目指されると共に、これに對處すべき公家社會の統制に就ても、深く御軫念あらせられた。朝政を明朗にし適材を適所に擧げ、公家の氣風を一新して新興武家に比して遜色なからしめ、以て皇威の發揚を企圖し給うた。通親の執權中は院政の方針も稍〻偏した嫌がなきにしもあらざる状況であつたが、通親の薨後間もなく、上皇は攝政基通を良經に改めて世上の思惑を一掃せしめられ、銳意朝政の振興に叡旨を注がれた。明法博士坂上明基が勅旨を奉じて裁判至要抄を撰進したのも、その一端の顯現であつた。建暦二年六月の除目を評した定家は、これを以て德政貴ぶべしとなし、叡慮已に純素に復せりと賛し、又天下の善政已に古風に復す欣感すべしというて謳歌し奉つた。

文武の振興は公家社會の面目一新の要諦ともいふべく、上皇の御方寸の下に着々その功を收めることができた。在廷要路の素質は改善の一路を辿つた。辨官の任用には詩題を課し、その試驗登第者を以てこれに充つる方法が講ぜられたのは、その一例といふべきである。殊に上皇は皇子の御教育に就ては公家社會の範となるべく最も叡慮を注がせられた。第四皇子雅成親王が建暦二年御元服に先立つて、稽古の御心あ

つく、殊に文章才名に富むの譽天下に遍しとさへ稱せられ給うた一事を以てしても推し奉ることができる。

かくて公家社會は皇室を中心として活力が充滿するに至つた。これに加ふるに、東夷の賤技として輕視され看過されて居つた武の修養に就ても、上皇は率先範を示して衆を導かれた。文を尙び武を卑んだ長年の慣習の惰勢にあつた公家社會の多數は、上皇の武の御勸奬に異樣の眼を聳えさせ、數々の練武の御所作を直視することさへ能はず、竊かに窺つて歎息し、夢の如しと隔世の感をさへ懷いた者もあつたけれど、叡旨を奉じ弓馬の藝拔群の評を得た者も少からず現れるやうになつた。水練・狩獵・角力・競馬・流鏑馬・笠懸等武技に亘るものは頻りに奬勵せられた。雅成親王の如きは、上皇の嚴訓を守られて弓馬の事にも從ひ給ひ、又水練・角力にもつとめ給ひ、爲めに一時は文事を拋棄せられた程であつたといふ。御近臣は何れも上皇の御練武に從ひ奉り、或は水練に裸馬に駕し、或は狩獵に山野を馳驅し、前太政大臣藤原賴實の如きは、五十餘歲の老軀を以て御狩に供奉した程であつた。

これ等の武技の御習練に、院直廚の武士である北面が御伴侶となつたことはいふまでもなく、上皇は承元四年には幕府へ勅旨を下されて、院瀧口に侯する爲め、小山・千葉・三浦・秩父・伊東・宇佐美・後藤・葛西等の錚々たる武士を召され、また早く北面と相並んで西面にも武士を侯せしめられた。建永頃から西面武士の行動は屢〻世の注意に上つてゐた。これ等の武士の中には特に御信任を得て世に寵臣と稱せられ、威權を擅にしたものが少くなかつた。武技の御奬勵が著るしかつた當時に於いてかくの如き狀況を呈したことは、誠にその勢の然らしめたところといふべきである。當時武府の總帥であつた實朝が、歌鞠を以て業となし、武藝廢するに似たりと評せられて居つたのと對比して、頗る奇觀を呈したわけであつた。

かくて後鳥羽上皇の神策によつて、公家社會の一部の活力は頗る横溢し、文武の大權は既に京都に歸したに等しい有様となつた。上皇の終局の御目的達成の期は益々近接したのである。世に傳ふるところでは、實朝の官位を除目毎にその望にも過ぎて昇進せしめ、以て官打にせられんと試みられ、又京都三條白河の端に關東調伏の堂を建てて、最勝四天王院と名づけられ、幕府の異變の勃發を心待ちにせられたといふ。曩に皇族將軍の默契が成立した事情から推察して、當然の歸結であるかの如くに思はれる。執權北條氏も亦同樣の期待を懷いてその裏面工作に暗中飛躍をつづけた。かくて承久元年正月實朝の凶變が兩者の暗默の期待の裡に登場するに至つて、局面はここに大轉廻を見ることとなつた。

上皇の帷幄に參して居つた文武の近臣の大部分は、これを以て好機至れりと感じ、既定の院政の方策はここに更に拍車をかけられることとなつた。且つ一層效果的である積極政策に轉換が企てられた。皇族將軍の密約はかくして反古となり、時局は急轉直下せんとする勢を示したが、關東に何等の動搖も生じなかつたので、この間無氣味な沈默が暫く漂つた。のみならず、關東が京都の出先に附與した威力は急速に增加し、これに呼應した廷臣の一部は、院の方圖に重壓を加へんとした。然し英武な上皇の御決意は、これ等によつて斷じてはばまれ給ふことなく、帷幄の下に總動員が急速に講ぜられた。かくて承久三年五月討幕の大詔の渙發となつた。ここに皇權の伸張、天業の恢弘の爲めに、公家の全力を舉げ、上皇親しく統帥の大權を執られた。果して全土に及ぼした詔命の效果や如何、吉か凶か、所謂承久の戰が生ずるに至つた。

古へ白河上皇の院政以來、殆んど歷世御治世の君の宸謨は畏きことながら、政治は幾多の勢力に制壓せられて、治世の君の御自由意志による廟謨は、殆んど行はせられることが不可能であつた。漸く諸勢力を

巧みに操縦して、叡旨の一端を遂げられるより外はなかつた。これは全く院の威令が十分に行はれるに至らなかつたのによるものである。白河上皇が山法師の制馭に策を失はれ、鳥羽上皇が保元の亂因の制壓力を失はれ、後白河上皇が平氏に源義仲に源義經に又源頼朝に對し、幾たびか御方針を表裏せらるるの止むなきに至つたが如き、廟堂の威令は頗る薄弱であつて、他の有力者の勢を利用するにあらずんば如何ともなすの由がなかつたのである。然るに後鳥羽上皇の院政は全く前代と面目を異にし、天業恢弘の一途に邁進せられた院の神策は、日に月に効果を收め、院の權威は年と共に高く、終に院の獨自の立場から討幕計畫が斷行せられるに至つた。當時宣旨一たび下らば天下靡然としてこれに從はんとは、院の當局の確信して疑はなかつたことであつた。不幸にして聖圖は成らなかつたが、これは輔弼の文武臣僚に眞に叡旨を奉じた者が乏しく、利害の打算に終始した野心家等が少くなかつたため、上皇の神策が圓滑に進捗することができず、幾度か齟齬を繰り返したことが、重大な一因をなして居つたのである。而もここまでに院の威令を以て諸般の統制を行はれ、院の獨力を以て天業恢弘の大計畫が發動せらるるに至つたのは、誠に英武たぐひ稀なる聖天子の神算によるものと申さねばならない。

後鳥羽天皇が天資英明にましました事は敢て申すまでもないが、御誕生以來久しい非常時に御成長あらせられ、御修養をつませられて我が國體に叡慮を及ぼされた結果、ここに一大英斷を以て、天業恢弘の偉業に邁進せられたことと拜察せられる。承久の當時廟堂の重寄を占めた攝關大臣等の中には、ただ家門の榮譽を保持せんことに岌々として、討幕計畫には恰も局外中立たるが如き地位を占めたものすらある。かくの如き際に當つて、後鳥羽天皇が時勢を超越して大業の貫徹に進まれたのは、全く天皇の御偉大による

ものと申し上ぐべきものである。天皇の叡旨たる王政復古は建武中興を經、明治維新に至つて始めて完成せられた。實に承久の聖擧以後尙この間六百の星霜を閲して成果を收めたのである。その最先に緖口を啓かれた後鳥羽天皇を仰ぎまつるとき、自ら襟を正さしめるものがある。明らけき今上の大御代の由來するところを偲びまつりて、ここに後鳥羽天皇の御偉業を景仰し奉る次第である。

新島守

一、變れる御姿

承久三年の夏半ば、平安の京にめぐらされた討幕の宸謨はあへなくも破れた。降りしきる五月雨を冒して高潮の如くに押し寄せた東夷の武士共は、宇治勢多の兩津の濁波を乗り切つて、都大路を馬の蹄に蹂つた。戰塵は高く大空を覆うて天津日影を暗くし、藐姑射の峯の松は忽ちに千世に變らぬ翠色を失ひ、霞の洞に立ち込めた瑞氣は俄かに消えた。四辻の仙洞にましました後鳥羽上皇は、六波羅の兩將時房泰時から派遣された時盛時氏等より、城南鳥羽の離宮に遷御の奏請を聞し召されて、七月六日に御眷顧の厚い宰相中將藤原信成左衞門尉能茂等を、昔ながらの御供として從へさせられたのみで、あやしげな網代車に召させられ、一千騎にもあまる武士に圍繞せられ給ひ、きらめく劍光影裡を都大路の耳目をそばだたせて、東洞院を南に下り給ひ、朝に夕に御幸あらせられた七條殿をば、遙かに叡覽あらせつつ、鳥羽の作道を經て離宮に入御あらせられた。天の下の御政は御兄宮入道行助親王の親裁に移り、大八洲に遍く所在した廣汎な御領は武士の掌中に歸した。聖運の泰否に靜かに叡念を及ぼし給ふ御暇もなき中、八日には六波羅よりの重ねての要請のまにまに、御室の道助法親王を御戒師に召され、寛濟僧正を御剃手として御飾を下させら

れた。御法名をば金剛理と申された。時に寶算四十二。御近臣信成も御供に髮を下した。法皇は御記念にもと似繪の巨匠藤原信實を召して、著れる御姿を摸せしめて、御母宮七條院に上られた。女院はこの御影を拜せられて、御悲歎に堪へさせられず、法皇の妃修明門院を誘はれて、俄かに鳥羽殿に御幸あらせられ、今を限りの御對顏に盡せぬ御名殘をば惜しまれたが、修明門院はこの日に天台座主宮尊快親王を御戒師として御落飾あり、法性覺と申された。信實の拜寫した御影は、その後法皇の御ゆかり深き攝津の離宮水無瀨殿の中に奉安され、やがて御影堂が建立されるに至つた。今に水無瀨宮に俗躰法躰の二鋪の宸影を傳へてゐる。

二、御輿のあと

やがて法皇は、六波羅より隱岐國に遷御あるべき奏請に接し給ひ、既に出家の御身となり給ひし上にと、御悲歎の餘りに、時の攝政藤原家實に御消息を傳へて、わが流れ行く身を君しがらみとなりて留めよと仰出でられ、その御奥に、

墨染の袖に情をかけよかし涙はかりはすてもこそすれ

との御製を認めさせられた。しかも當時の攝政は無力で、叡旨の達せられる術もなくて、法皇は六波羅よりの定めのままに、七月十三日に鳥羽殿を發駕あらせられた。これを聞いて御乳母卿二位藤原兼子は周章參殿し、七條院修明門院も亦御幸あらせられて御訣を告げさせられた。仙駕の供奉には內藏頭淸範・醫師和氣長成・同有與・女房西御方・伊賀局龜菊等が列なり、法皇は何處にても御命盡きさせ給ふ折の料にと

て、聖一人を特に召し加へられたと傳ふ。

かくて仙駕は伊藤左衛門某の指揮下に、甲冑に身を固めた武士の御警固の裡に鳥羽殿を發し、淀の川べりに沿うて、先づ御感慨盡きせぬ水無瀬殿を通御になつた。法皇はせめて此處にてあらばやと思召されて、

立こめて關とはならて水無瀬川霧猶はれぬ行末の空

の御詠をものせられ、御思出の料に、今一たび殿内を叡覽せられんものと、警固の武士に仰せ下されたが、御望は達せられず、御輿はすげなくも攝津の昆野經ヶ島を進んで、播磨の明石の浦に著御せられた。供奉より明石の浦なる事を聞し召し、音に聞えし歌枕の地よとて、

都をはくらやみにこそ出しかとけふは明石の浦にきにけり

との御製を遊ばされたのに應じて、伊賀局は、

月影はさこそ明石のうらなれと雲井の秋は猶そ戀しき

と叡慮の程を推し量り奉つた。昔は保元の亂れに、新院の御軍破れて、讃岐國へ遷され給ひし折、この地を通御あらせられし事を傳へ聞きし時には、今我が身の上に起らんとは夢想だにもせざりしものをと忍び出でられた。それも新院は王位を論じ、位を望まれた爲であるに、今の我が身は何事によるぞと御悲憤に遣る方もあらせられざりしと傳ふ。播磨の賀古川より供奉の清範が病の爲めに召し返されることとなり、その代りに御氣色によつて施藥院使長成と左衛門尉能茂を、追つて參上せしめられた。播磨からは海老名兵衛が御警衛を奉仕し、御輿は美作國を經て伯耆國へと道踏み分けて進まれた。兩國の境に當るみか月の中山を越えられた折に、法皇は向ひの岸に細道あるを叡覽あつて、何處に通ふ道かとの御尋に、都へ通ふ

古き道にて、今は人も通はずと聞召されて、

都人たれふみそめてかよひけむむかひの道のなつかしき哉

と望京の御感慨を漏らされた。伯耆よりは金持兵衞が供奉して、七月二十七日に出雲國大濱湊に着御あらせられた。その御道すがら御惱みあり、醫師長成等御看護を奉仕したのであつたが、それにつけても都の事ども數々忍び出でられ、

都より吹くる風もなきものを沖うつ波を常に問ける

との御製を七條院に奉られた。女院よりの御返しには、

神風や今一度は吹かへせみもすそ河の流たへすは

と御母君の衷情を漏らされたと傳へてゐる。此處より渡海の順風を待つて、御舟は隱岐島へ進まれることとなり、供奉の武士等は概ね暇を給はつて歸洛することとなつた。城南の離宮よりこの海邊の旅宿まで、日夕召し仕はれた御名殘を惜ませらるる畏き叡旨の程を拜聞して、猛き武士等も涙抑へ難きものがあつたといふ。法皇はこれ等の武士の歸洛の便に托して、この邊に見尾崎といふところのあるを聞召して詠ませられた

しるらめや浮身を崎の濱千鳥泣々しほる袖のけしきを

の御製をば、修明門院へ遣らせられたのであつた。

かくて御舟は雲の波煙の波を漕ぎ分けて、終に法皇は隱岐國海士郡苅田郷の行宮に着御あらせられた。時は既に蕭條たる秋も半ばの八月五日の事であつた。行宮は人里遠く海の邊よりは少し離れて、山蔭の大

きな巖の峙てるに寄せて營まれた。松の柱に葦葺ける廊など、氣色ばかりは供つてゐるとはいふものの、あさましげな笘ぶきの蘆の天井竹の簀子などは、兼ねて障子の繪にて御覽ぜられた事の外には、御眼に觸れ給ふことさへなかつたもので、翠帳紅閨の仙宮とは別天地であつた。水無瀬殿を偲び出で給ふも御夢の如く、見遥かす海の眺めは二千里の外ものこりなき御心地であらせられた。海水岸を洗ひ、大風木梢を渡ること激しく、御感慨無量にて、

われこそは新島守よおきの海のあらき波風心して吹け

と天に訴へられたのであつた。

隱岐島への輦路はほぼ上記の如く、詳しいことは不明である。諸國の地誌には、御遷幸の御遺跡として載せて居る處が少くない。美作國の院庄、又同國の顯密寺等は、後年後醍醐天皇の隱岐への遷幸御道筋と對照して、一考すべき處であらうが、備後國内に於ける御遺跡等は論ずるまでもあるまい。

三、小島の濱ひさし

法皇の行宮に於いての御動靜は、增鏡承久記等に傳へられてゐるに止まつて、詳細なことは不幸にして判明しない。行宮に於いて側近に奉仕した者は、遷幸に供奉した人々の外、藤原淸房が後に參上して居り、又供奉した西御方が病を得るに至つて、藤原親兼の女民部卿局高倉が安貞元年三月末に京を出發して隱岐に赴き、これによつて西御方が寬喜元年六月に歸京した。行宮に參候することを浦入りと仰せられてゐる。水無瀬宮に傳へられてゐる法皇の宸翰御消息に、番匠男梅花浦入したるあひた云々と見え、これは御外戚

家よりの使者の如くに思はれる。かやうな人々の出入は少くなかつたやうに思はれる。

北海の浪荒い小島も、春が訪れれば空は自ら霞み渡つた。法皇は潮汲む海女が永き春の日影に、濡れた袖を干すのを羨み給うて、

うらやましなかき日かけの春にあひて潮くむあまも袖やほすらむ

夏立ちて、萱葺きの軒端に、五月雨の滴のところせきばかりに落つるのを御覽じて、

あやめふくかやか軒端に風すきてしとろにおつる村雨のつゆ

初秋野分けの頃、吹きかへる葛葉に寄せて、

故郷を別れ路におふるくすの葉の秋はくれともかへる世もなし

と、折々につけて斷腸の叡旨を口ずさみ給ひ、都への還御に思を及ぼされては、御心千々に碎けて、行方なき御涙のみ止めさせられなかつた事であつた。

殊に法皇のこの御境遇に御痛心深くあらせられたのは、御母宮七條院にましました。女院は御母子のいと濃かな御心遣ひから、都の夜寒むとなるにつけては、夜の御衾を案じ給ひ、隱岐のみやまや如何ならんと御消息を上られ、御再會を冀はせられることが頗る切であらせられた。法師聖覺は女院の御胸の中を恐察し奉つて、生きて別れを天外に尋ぬれば蜀山の雲遥かに隔ると申し上げてゐる。法皇は、

たらちねの消えやらで待つ露の身を風よりさきにいかてとはまし

八百よろつ神もあはれめたらちねのわれ待ちえむとたえぬたまのを

の御詠に、至孝の聖慮を神明に訴へて、御母宮の切なる御望みに副ひ奉るべく、ひたすらに上天の加護を

仰がれたが終に及ばすして、女院は安貞二年の秋の末、木枯に散る紅葉と共に崩ぜられた。

法皇が御母宮についで、綿々の御情盡きさせられなかつたのは修明門院であらせられた。今は御追憶の種となつた水無瀬殿の事ども、はた又民の藁屋に軒を並べられた行宮の御摸樣等御消息あらせられた。

水無瀬山わかふる里はあれぬらむまかきはのらと人もかよはて

限あれはさてもたへける身のうさよ民のわらやに軒をならへて

の御製は、その折々のものであつたと傳へられてゐる。

行宮に於ける法皇の御望みは、初めより終りまでただ一つ御還京といふ事のみであつた。徒然の御製にこの御感慨を漏し給へることは申すも畏き極みで、遙かにこれを傳へ聞いた京に於いても亦、痛心措く能はざるものがあつたが、折から吹き荒む東風を突いて、山陰の小路に仙輿を進め奉る術はなかつたのである。

浪間なきおきの小島のはまひさしひさしくなりぬ都へたてて

の御歌は、一縷のはかなき御望みを寄せられたものである。

四、和歌のうら波

法皇の行宮に於かせられての御手ずさみは、先づ敷島の道があげられる。法皇は古今に比ひ稀な歌聖にましまし、嘗ては院の御所に和歌所を設けて、斯界の名流と共に新古今和歌集を御撰あらせられた。されば和歌所の昔の面悌を偲ばせられること深く、殊に御信任厚い藤原家隆へは、折々につけて御消息を以て

種々の御沙汰があり、家隆も亦歌の道につき細々と書き列ねた消息を上り、また行宮の御模樣を恐察しまつり、つらき命の今に侍ることのうらめしき由などを聞え上げた。嘉禄二年の頃、法皇は御製を十番の歌合に番へて、家隆に賜ひ、これを判ぜしめられた。家隆は畏みて判詞を注して上つた。その中の御製に、「

わたつみの波の花をは染かねて八十島遠く雲そしくるゝ

なからへてみるはうけれと白菊の離れかたきは此世なりけり

古郷のものあらの小萩いく秋かあるしよそなる花匂ふ蘭

とあるが如きは、御境遇についての御感の一端を漏し給ひしもので、これを拜誦した家隆の感慨蓋し無量であつたらう。

天福元年の秋の頃、法皇は遥かに家隆に勅して、その道の名匠三十六人の和歌を撰進せしめられた。明月記天福元年七月二十八日の條に、家隆を評して彼卿當時無貳心忠臣也と見えて居り、家隆は至誠以て叡旨に對へまつらんとして居つた。さればこの勅命に當つては諸名家に和歌を懇請して、これを撰進し奉つたのであつた。尚家隆以外の人々にも、詠進すべき御沙汰を下し給うた。入道道助親王も亦その御沙汰を拜せられたといふことである。

その後嘉禎二年の秋に、法皇は家隆以下昔なじみの人人に、朝霞・山櫻・郭公・萩露・夜鹿・時雨・忍戀・覊旅・久戀・山家の十題を賜つて詠進せしめられた。家隆を始め、前内大臣源通光・權大納言藤原基家・家隆の子の侍從隆祐・女の小宰相、及び少輔、この頃出家して道珍と稱した法皇の御外戚家の坊門忠信・その子の信成・信成の子の親成・隱岐に供奉した能茂の子友茂・俗名藤原秀能と稱した如願法師・和

歌所の開闔であつた源家長の子の家清・散位長綱・善眞法師・院の女房日吉禰宜元仲の女下野等十五人が、勅に應じて詠進し奉つた。法皇はこの詠進歌を以て歌合に編み給ひ、御製は女房の名によつて家隆と番へられ、御自ら御判を加へさせられた。卽ち世に名高い遠島御歌合である。法皇はこの御歌合に就ての叡旨を、御判の御詞の中に述べさせられて、

桒の門の今、三輩九品のつとめひまなけれは、富のを川のなかれをくむ事なく、わかのうら波きしをへたてゝ、十年あまり六年の春をゝくれり、今更にこの道をもてあそふにあらねとも、從二位家隆は和歌所のふるき衆新古今の撰者なり、八十餘の命の露、いまたあたし野の風にきえはてぬ程に、かれをめしくして、今一度思ひ〳〵の詞をあらそひ、しな〳〵のすかたをくらへんとおもふ、これによはされは、きのふけふはしめて六義の趣を學ふ輩も入て、十題の歌をめしあつめて、書つかへり、人の數ひろきにをて鳰の玉章の便に付て、うとからぬ輩に、十題の歌をめしあつめて、書つかへり、人の數ひろきにを旁はゝかりおほけれとも、且は執心の障をのそかんかため、人のそしりをかへりみす、此歌愚詠をもて家隆にあへる事道にそむけれは、しかるへきにもあらねとも、いそのかみふりにしとしを伴ひて、ことさらに是をつかへり、

と記し給ひ、また

ちかき世の人々の歌の中にも十餘年の間のは、一首もきゝをよはされは、たとひ同歌をよめらんをも、見とかめかたく侍る、しかのみならす、六十のよはひ老耄もことはりに過たれは、只うはへに見ゆるすかたはかりを、おろ〳〵注し侍るへし、

と謙抑の御態度を持し給ひ、家隆との十番の勝負に於いて、持六、負三、勝は僅かに山家の題についての御製、左

軒端あれて誰れか水無瀬の宿の月すみこしまゝの色や淋しき

を家隆の、右

淋しさやまた見ぬ島の山さとを思ひやるにもすむこゝちして

に比べられて、

左右ともに、おもひやりたる山の家に侍るを、いまた見ぬを思ひやらむよりは、とし久しく見ておもひ出んは、今すこし心さしもふかかるへければ、相構一番は左の勝と申すへし、

との御判によつた一番のみを定められた叡旨の畏さ、推し量り奉るだに餘りがある。なほこの御歌合の中の御製、山櫻

人こゝろうつりはてぬる花の色に昔ながらの山の名もうし

久戀

夜とゝもに亂れてそ思ふ山鳥のをろの長おの永きつらさに

羇旅

數ならぬみしまかくれに年をへてしほたれわふととはゝ答へよ

の如きは、御境遇を反映せられた御感慨であり、沙彌道珍の朝霧の歌

明ぬるか霞の衣たちかへり猶君か代の春をまつかな

下野の時雨の歌

忘られぬ昔は遠くなりはてゝ今年も冬そ時雨きにける

親成の忍戀の歌

したにのみ忍ぶ泪やかよふらん君かあたりの草の上の露

如願法師の羇旅の歌

和田の原やそしまかけてしるへせよ遥かにかよふ沖の釣舟

等は、臣子の至情を流露したものであつた。

法皇は曩に和歌所に於いて、家隆等の名流と共に撰まれた新古今和歌集をば、文暦の頃に更に親しく精撰し三百餘首を除かせられた。又御閑居の御徒然の間に、當時斯界の双璧と仰がれた家隆定家の歌を左右に番へられたこともあつた。隱岐に於ける御製は遠島御百首の名によつてまとめられたものがあり、その頃の御感想等を拜察し得るものが頗る多い。また和歌に就ての御造詣を宸書せられて、側近奉仕の敎念上人へ賜はつた、これは遠島御消息・遠島御抄・後鳥羽院御口傳等と稱せられてゐる。

五、御佛のわざ

遠島御歌合の御判詞の中にも記されてゐる如く、法皇が敷島の道と共に、優るとも劣ることなく叡心を注がせられたのは、三寶に就ての御淨行であつた。佛典の御研鑽は殊の外に深く、御佛への御淨行亦怠らせられることはなかつた。嘉祿二年正月十五日に宸翰を西林院の僧正承圓に賜ひ、散心念佛の事、一定出

離しぬべきやう、明禪聖覺等に詳しく尋ねて最上の至要を記し申すべきことを命ぜられた。よつて承圓は勅旨を明禪等に傳へて奉答した。かくの如くそれぞれその道の名僧に就いて御修行御蘊蓄を積まれたので、出羽前司清房が行在に參候した時には、清房が得意で御前に於て進講したことも、法皇の御感を深くし奉るに至らず、却つて法皇の勅問に驚駭し、御造詣の深遠なるに恐歎し奉つたのであつた。法皇はその折の樣子を頗る興深く思召された如く、後に京都への御消息の裡にこの事を記されて、

　參上ノ節ハ大聖文殊力ラ有テ、一念ノ才學頻振テ、經文釋文誦シ懸テ缶ナケナリキ、而以短才、不審兩三條令問答之處、一々以卷舌了、其後支度相違ゲニ思テ、本ノ氣色頗改、仍漸實相眞如大意語之、仍一々以平禮、

と載せられてゐる。殊に法皇は法華經の御信仰極めて厚く、嘉禎三年八月二十五日に御起草あらせられた御置文には、その書出しに、

　我は法花經にみちひかれまひらせて、生死をはいかにもいてんする也、

と仰せられて居り、法華經によつて後生を期せられ、現し世の御不滿を阿彌陀佛への御勤によつて、捨て去らんと御努力になつたのであつた。然し安貞二年の秋に、御母宮七條院の崩御を遙かに聞し召され、又寛喜三年の冬に、土御門上皇の南海に於いての登遐を知り給うては、この世の無常の御感を、一入深くせられたことと拜察せられるのである。法皇は無常の講式を作り給ひ、その宸筆は何時の頃までか傳へられて居つた。存覺法語にその聖作の事を記して、遠島の行宮にて宸襟をいたましめ給ひ、浮生を觀じましました御口ずさみにつくらせられたというてゐる。講式の文中に、

今弟子六旬首上、年々霜老秋色、一臥墓下之後、千歳何日之起、

と、何の御望も期し給ふの由なきを悲しみ給ひ、又

昔清凉紫宸金扉栾女竝腕巻玉簾、今民煙蓬茎葦軒海人垂釣僅成語、月卿雲客身切生頭於他郷之雲、槐門棘路人落紅涙於征路之月、

と、今昔の移り變りを偲ばせられた。

法皇の御淨行は、側近に奉仕した能茂が、嘉禎二年十月十五日に手記したといふものに見えてゐる。これによれば法皇は遙かに故宮を戀慕せらるるの餘、遠島の御徒然の間に十一面觀音像を作らせられた。これは行く行く京都の近邊に安置せられたい御望みであつて、一千日間の御持戒御清淨で一刀三禮の叡情で作られたものであり、その佛體の胸部には二つの牙齒を納め給ひ、左右の佛手には二つの小指を切つて納められたといふ。これは深重の御願に出でたことであり、末代に及んで必ず賢王の理政あるべく、その折にこれを以て淨刹を興隆すべきことを希はれたのであつた。法花經一部・六字名號一鋪も共に宸書あらせられたといふ。

法皇は御治世の建保の頃に、東寺の舍利を奉請せられたが、隱岐行宮に於いて御所持あらせられた舍利は千餘粒であり、又弘法大師筆の淨土三部經、定朝作の阿彌陀三尊を御側に安ぜられた。三尊は小厨子に納め給ひ、厨子の扉には金泥を以て宸筆を染め、觀經文を書かせられたと傳ふ。行宮に奉仕した人々は、概ね落飾して法皇の御勤行を助け奉つた。卽ち能茂は西蓮、清房は清寂、龜菊は歸本と稱した。

六、慈しみの露

法皇は天の下の御政を攝はせられた昔より、侍臣に對する御慈しみは頗る厚くあらせられたので、殊寵を拜受した人々は聖恩の渥きに感激の餘り、隱岐に遷らせ給ひし後は、叡慮の裡を恐察し奉って御機嫌奉伺に赤誠を表し奉つた。法皇も亦これ等の人々に對せられては、御慈しみは一層に滋く注がせられたのであつた。

昔西面に奉仕した平時實は、幼少の頃より厚き御惠みに浴した者であつたから、離れ小島の行宮に居諸を送らせ給ふを、痛心し奉ること深く、今は出家して西音と稱したが、法皇の御政務の頃、片野の御獵に供奉しての歸るさに、水無瀨の山の端に仰ぎ見た月影など偲び出て、嘉禎の頃に五十首の歌を詠み、行宮に奉仕した友茂の許に送つたのを、法皇聞し召されて叡覽あり、親しくその中の十餘首に御點を下されたが、就中

見れはまつ涙なかるる水無瀨川いつより月のひとりすむらん

の一首には殊に叡感を深くせられたといふ。かやうなことどもの爲め、宸筆に阿彌陀の三尊を文字にあそばして下賜せられた。西音はこれを拜受し、法皇の崩後は、忝き御片身として常に拜し奉つたのであつた。

法皇は諸藝道に達せられた。曾て木工權頭孝道に勅して琵琶を作らしめられ、これを孝道の許に預け置かれたのを、隱岐へ御遷幸の後に思ひ出でられて御尋ねあつたので、孝道は畏みて琵琶を送り奉り、それにつけて次の一首を上つた。

ちりをこそすへしと思ひし四の緒に老のなみたをのこひつるかな

加茂神主能久は法皇の御信任を蒙ること深く、承久の變には官軍の將として奮戰したため、戰後に鎭西に配せられ、貞應二年に卒去したが、曩に法皇より宮女を賜はり一子を儲け氏王といふた。氏王は幼少より法皇の側近にあつて御慈しみを拜し、やがて叡慮によつて能茂の猶子となつた。法皇隱岐へ遷幸の折は、能茂が供奉することとなつたので、法皇は氏王を御外戚の水無瀨氏へ託せられた。氏王は恩遇を畏み、嘉祿の頃に行宮に參候せんことを奏請したので、法皇は大いに喜ばれ、側近へ召し寄せらるべく、能茂に仰せて守護へ勅諚を傳へしめられたが、御望が適はなかつたので、遙かに宸翰を氏王に賜はり、年頃の故に水無瀨信成の許にて元服すべき旨を命ぜられ、これ等について細かに御沙汰あらせられた。この宸翰は氏王の裔である加茂神主家に傳承され、今は御府の御藏となつた。

九條基家は敷島の道に入り、法皇の御輔導を蒙ること深いものがあつた。隱岐より法皇は宸翰を基家に賜ひ、歌事能く〳〵稽古あるべしと諭され、入木道の巨匠である法性寺關白忠通は、昔、最勝寺の額字を染筆したが、老後その門前を通る度毎に赤面したといふことであつたとて、懇に青春に於いての精進の必要を力說要望せられたといふ。かくの如く近侍への御慈みの露は滋く注がせ給うたのであつた。

七、興津しら波

隱岐の行宮に於ける側近奉仕の模樣、御警衛の制度等に就ては明瞭を缺いてゐるが、側近者は法皇に維てより厚き恩遇を忝うした者であつたから、至誠奉公の道を盡したことは推察に餘りあるところである。

御警衞は幕府の令下にある隱岐守護佐々木氏の奉仕したところであり、守護は幕命の下に行動したものではあるが、奉仕に月日を重ねるに從つて、皇恩の忝けなさを思うて、衷心より仕へまつつたものの如く、その眞心は、法皇崩後に於ける守護佐々木泰清の和歌によつても窺へる。

幕府が法皇の京外御遷座を奏請したのは、保元の先例によつたものであるが、要するに幕府の安泰の爲めに、第二の承久の變を未發に防止せんとするに外ならなかつたから、隱岐行宮に對して起さるべき恐のある政治的行動を警戒する爲めに、行宮の御警衞に就ては深甚の配慮を回らしたのである。されば京都方面との政治的交渉に就ては嚴重に絕緣するの方針を採り、その他の關係にも干涉した事は勿論であつたが、私的の行宮への出入は嚴禁しては居らず、私人の行宮への出入或は法皇が在京の歌人と敷島の道等に就ての御消息を交へさせられる事、緣故者との御交涉は屢〻行はれた。されば隱岐と京都との間には往來は絕えず、相互に諸種の情報の交換がなされつつあつたのである。

京都の公家社會は、幕府に對しては全く無勢力となつたから、表面は幕府を憚つて、隱岐へ對しても關係を密接にすることを殊更に避けたものもあつたけれど、法皇の御境遇を痛心し奉つた者は頗る多く、單に特殊の洪恩に浴した者にのみ限らなかつた。それ故、法皇が唯一の御望とされた御還京の問題に就ては、七條院修明門院の如き御親近の方々ばかりでなく、公家一般の關心を持つたことであつて、法皇の叡慮を恐察して御怨念に思を及ぼしたため、早くから世上の變事に際して、御怨念によるものと喧傳されたことが尠くなかつた。承久の變亂後間もなく元仁元年に、承久變亂の反逆の張本人である執權北條義時が歿し、翌る嘉祿元年に義時の帷幄であつた大江廣元が歿し、つづいて幕府の首腦であつた政子が逝いた。この引

續いて起つた幕府側の不幸は、當時の人心に大衝動を與へた。幕府は爲めに異變の勃發を憂慮し、この機に隱岐行宮を始め、京外に遷座の上皇親王方の御在所の警衛を嚴重にせざるを得なかつたらしく、世上には種々これに就ての噂が立つた。嘉祿二年の冬に至つて、但馬に御遷座であつた六條宮雅成親王が御出家あらせられた折に、親王は黒衣を召し大檜笠を戴いて遁走を企て給ひ、警固の武士が驚いて引き留め奉つたといふ噂がひろまつた。これを聞いた京都では六波羅府が黒衣の法師の裝を禁制して、一時騷動を生じた事があり、又安貞元年の春の末には、熊野の惡黨が阿波にましますす土御門上皇を迎へ奉らんとし、數十艘の兵船を以て行宮に迫つたので、守護代は急を京都に報じ、自らは陣頭に立つて防衛の指揮に當り、創を蒙るに至つたと喧傳され、在京の守護小笠原太郎は急遽任地へ馳せ向つた。然しこれは誤傳であることがやがて判明した。尋で天福元年に隱岐の守護と出雲の守護との間に爭鬪が起つた時は、行宮の御在所であつたため、天下の重事として一時世の耳目を聳えさせたことであつた。

天福元年に、後堀河天皇の中宮であらせられた藻璧門院が崩ぜられ、翌年には仲恭天皇・後堀河天皇が相尋で崩じ給ひ、皇室に御不幸が頻發したため、自然流言蜚語が起り、これ等の御不幸は遠島にまします上皇方の御怨念の爲めであるとの說が盛に唱へらるるに至つた。ために廟議は終に隱岐の後鳥羽法皇と佐渡の順德上皇との御還京の議を決して、幕府の賛同を求めらるることとなり、嘉禎元年の春の末に御使は鎌倉指して京を出發した。これを傳へ聞いた都人や心ある人々は、天下の慶事として鶴首して吉報を待つたのであるが、幕府はこれに對して賛同しなかつたため、この議は終に實現を見ずに終り、洪歎久しうした者が少くなかつたのであつた。

哀とてしつむもくつをかきなかせ興津しら浪立もかへらはとは、この頃の人々の切望した感慨であつたが、事成らずして愈ゝ御怨念を怖れるに至つた。

八、のぼる煙

回る月日に關守なく、隱岐の小島は早くも仙駕を迎へ奉つてから十八回目の春となつた。曆仁二年正月、暗雲は日本海面に低く垂れ、巖根打つ浪は怨むが如き響を傳へた。中の八日頃より、法皇の御惱は漸くつもらせられた、時に寶算六十。法皇は御恢復の御望みなきを察せられて、萬歲後の御處分を行はせられた。曩に東寺から御奉請になつて側近に安ぜられた舍利を始め、淨土三部經・阿彌陀像等は、御形見として年來の御師へ遣はされ、殘餘の舍利は歸本に賜はり、これ等の御處分は總て歸本に託せられたのであつた。二月九日には御外戚家に當る水無瀨親成信氏等に、水無瀨井內の兩庄を御讓與の御文を宸筆を以て記し給ひし上、御手印を据ゑさせられた。その御文の中に、日來の奉公不便に存ずれとも、便宜の所領もなき間力及ばすと仰せられ、又兩人について細々と處世の御注意さへ加へさせられたのであつた。

かくて御惱はつのり、二月二十二日に畏くも崩ぜられた。側近の人々警固の人々は、涙ながらに二十六日に煙になし奉り、御遺骨は西蓮が捧持し、御遺詔の旨に任せて、四月十二日に隱岐島を出でまし、五月二日に出雲を發し、十四日に御思慕深かつた水無瀨殿に御着、翌十五日洛北大原の西林院御堂に奉安せられたのである。法皇の悲しき御終焉は天下の人心に大なる衝動を與へた。百練抄には天下の貴賤誰か哀傷せざらんやと記されてゐる。然し殊に哀愁の御感深くあらせられたのは、同じく天外の孤島佐渡において、

遙かに御父皇の登遐を知しめした順徳上皇にましました。

のぼりにし春の霞をしたふとて染むる衣の色もはかなし

と御愁色は世の春を閉されたことであり、大原に尊靈の鎭まり給ひし御消息を聞し召されては、

いる月の朧の清水いかにして遂にすむへき影をとむらむ

春の夜の短き夢と聞きしかとなかき思の醒むるともなし

と夢幻の境におはします御心地であらせられた。法皇の渥き恩遇に感泣しつつあつた御縁故の深き人々の哀傷し奉つたことはいふまでもない。久しく行宮に奉仕した隱岐守護佐々木泰清は、崩御に當り數々の作法を勤仕して、尊靈の京都への還御を奉送して感慨無量、詳しくそれ等の模樣を記して、京都の歌人で法皇の御近臣であつた藤原隆祐の許に送つた、「年頃あひ奉りし御所は、目の前の煙となりはてて、露の命とまりがたく侍し、人々をさそひぐして、都へ送り奉りし心の內、心なき海士の袖までも朽ちぬべくみえ侍し」とは泰清の眞心を吐露した消息であつた。隆祐は崩御を傳へ聞き、夢の如くに覺えし折から、この消息に接して、萬感胸に迫りつつ往事を偲び出でて、返書をものした奧に、

たちのぼる煙となりし別ちにゆくもとまるもさそまよひけん

なれ／＼て沖つしま守いかはかり君もなきさに袖ぬらすらん

よの中になきを送りし御幸こそかへるもつらき都なりけれ

このよには數ならぬ身のことの葉をいさめし道も又絕にけり

と書き添へた。泰清の返しには、

たちのほる煙の後の別ちをみしはまよひの夢かうつゝか
よの中になきから歸る御幸にはあらぬ衣の袖もはつれき
島守もむなしき舟のうかひ出て殘る歎きのすむかひもなき
和歌のうらの道の心をおほせけん君のみ跡をさそしのふへき

と見えてゐる。赤子の至誠には公家もなく武家もない。諸共に斷腸の思を以て大君の御跡を慕ひ奉つたのである。

承久聖擧の遺響

奥山のおどろの下もふみわけてみちある世ぞと人にしらせむ

との御製に、叡旨を漏し給へる後鳥羽上皇は、承久の討幕の聖擧によつて御理想の實現を企圖せられたが、不幸にして機運なほ至らずして、却つて正反對の結果を招き給ふこととはなつた。當時上皇の召命を畏み、官軍として劍を執つた廷臣武士は必ずしも鮮少ではなかつたが、眞に忠誠の赤心に燃えて、御理想の貫徹に翼賛せんとした者は、傳ふるところによれば極めて少數に過ぎなかつた。大多數はかくの如き精神に透徹せず、附和雷同に類したもの、中にはこれを機會に自己の野心を遂げんとの私慾から、官軍に屬した者さへあつた。尤もその中に於ては、上皇の院司權中納言葉室光親の如き、御計畫の頗る危きことを認めて、幾度びか諫止の奏狀を上り、而も納受せられぬことを明かに知るや、斷然私意を抛棄し、偏へに叡慮を奉戴して、聖擧の遂行に身命を捧げ、敵側からすら、忠臣法諫而隨之謂歟との賞讃の辭を受けた忠臣もあつた。又京都の淸水寺の僧敬月は、官軍に加り武運拙く捉はれの身となるや、

勅なれは身をは捨てきものゝふの八十宇治川の瀨にはたらねと

と吟じ、その至誠純忠の眞情は敵方を感動せしめたと傳へられてゐる。併しかくの如く、身を棄てて王事に盡さうとした者は洵に少數であつた。殊に當時廟堂の重寄たる攝政大臣等の如き高官は、殆んど局外の

立場にあつた。朝廷の内部に於てさへかくの如き事情で、聖擧に翼賛の誠を效さなかつた者があつた程であつたから、諸國の武士を一宣旨によつて官軍に糾合せしめることは、遺憾ながら當時の實情では得て望むべからざるものであつた。

これに對して幕府側の事情を見れば、追討宣旨に對して不臣にも抗爭する態度に出たのであるが、然し勅命に抗することが臣子として許すべからざる大罪であることは、幕府側の當路も能く承知して居つたことであつた。幕府はその創立の當初から、朝廷を尊奉し、皇室の尊嚴は冒すべからざるものであることを、部下にもよく敎へて居つた位であつて、隨つてこの度の追討宣旨に對して如何なる立場を採るべきかについては、幕府の當路は大いに迷つた事と推量される。幕府側の將として皇師に抗せんとした泰時が、途より引き返して、鳳輦に遭遇し奉つた時の處置を、父の義時に尋ねたといふ增鏡の所傳は、この間の事情を物語つてゐるといふべきである。義時自身も亦、この不臣の擧の成否に就いては驚動すること甚だしく、やがて自第の釜殿に落雷のあつた折には、朝廷を傾け奉らんとする不臣の企てによつて、この變異の起るに至つたものと恐怖し、運命の縮まる兆となしたが、大江廣元が君臣の運命は皆天地の掌るところであり、宜しく天道の決斷を仰ぐべきであると述べたことに漸く不安を紛はしたといふことであつた。されば幕府はこの折には、君側の奸臣を除くといふことを標榜して、不安に戰く武士を、辛くも戰場へ驅り立てた有樣であつて、その運命を賭した事であつたのである。

かくてこの未曾有の變亂は、官軍の敗北、賊軍の勝利といふ結果となつて現れ、且つ賊軍の行動は更に進んで、暴戾にも後鳥羽・土御門・順德三上皇の遠島への奉遷等となつて現れたので、朝野の驚駭は何物

にも比量し難いものとなつた。事玆に至つたことに就いては、官軍側の立場、賊軍側の立場から、それぞれ自己の行動に關する辨明があつたことと思はれるが、少くとも賊軍となつた幕府の行動が、許すべからざる不臣の擧であることは、明白な事實であつて、幕府自身に於いてさへも、亦この事實を十二分に認めて居つたのである。幕府は自己の立場から眞に止むを得ざるに出たことであると、辨明これ努めたけれど、皇恩に浴してゐる臣民として、その犯した不臣行爲に對しては、到底安閑として平靜を裝ふことはできなかつた。實に戰々兢々としてその變亂後の對策に苦惱をつづけたのであつた。幕府方の記錄である吾妻鏡には、この變亂に就ての幕府側の辨明ともいふべき記事を載せて居つて、變亂の結末は豫め神慮に依つて定められて居り、それを支證すべき幾多の前表があつたとしてゐる。卽ち

天照大神者、豐秋津洲本主、皇帝祖宗也、而至八十五代之今、何故改百皇鎭護之誓、三帝兩親王令懷配流之耻辱御哉、尤可怪之、凡去二月以來、皇帝竝攝政以下、多天下可改之趣夢想告御、新院御夢、或夜有船中御遊之處、覆其船、或夜又老翁一人參上一院、叡慮者一六由告申、又七月十三日可定天下事者、吉水僧正坊夢、年來薫修壇上有馬、件馬俄以奔出者、依之僧正於向後者、不可奉仕仙洞御祈禱之旨潛挿意端云々、是等化非宗廟社稷之所示哉、然而君臣共不驚之御、爲長卿獨不醉之者、頗恐怖云云、

と見えて居つて、朝廷側に於いても、その擧が成功せぬ事を種々の前兆に依つて諒知されて居つたとしてゐる。明惠上人傳記にも亦、幕府側の辯護と認められるものが見えてゐる。明惠上人は京都の西郊高山寺に住し、名僧の聞えが高く、この變亂の後に官軍方の人々を庇護した事蹟を殘してゐる程の人物であつて、

又幕府方の泰時の歸依をも受けて居つた。變亂の後明惠は泰時に對し、武威を振つて官軍を滅し、王城を破り、剰へ上皇を遠島に遷し奉つた反逆行爲を詰問し、總て義に背けるところであつて、天罰免れ難しとして、その不臣の擧を叱責した。その折、泰時は自己の行動を辨明して、父義時が討幕の報に接してその對策を我に問うた時には、一天悉く是れ王土なれば、君の御意に任せ奉るべき旨を答へたが、義時は、それは君王の御政の正しき時の事にして、君を誤り申進める近臣どもの惡行を罰すべきであるとしたので、これも一義ありと考へ、天下の爲ならば哀憐を垂れ給はんことを神明に祈り、命を天に任せて只運の極まらんことを待つのみであつたが、今に存命してゐる、然れども一休一寢なほ安からず、進んでは深く萬人を撫でんことをはかり、退いては必ず一身に失あらんことを思ふと雖も、天性蒙昧にして只及ばざらんことを恐れて居ると述べたと記してゐる。要するに幕府の當局は、その不臣の擧であることは十分に認識したが爲めに、その罪亡ぼしの意味を以て、殊更に善政を勵み、衆庶の福利の爲めに努力を傾注したとの意味を明かにしてゐる。而もその不臣の擧に對する天罰の恐しきことも能く承知して居つたから、やがて起つた幕府及び幕府に關係深い方面に起つた不祥事件の度毎に、承久の天譴の到來と觀じて、恐怖の念を禁じ得ず、その報いの來るべきことに戰慄しつつあつたし、又一般に於いても同樣に觀じて居つた。

後鳥羽法皇が延應元年二月二十二日、隱岐小島に叡旨を達せられず御怨を呑んで崩御せられたことは、天下の貴賤の痛悼し奉つたところであり、殊に幕府はこの報に接して深甚な感を懷いたのであつた。法皇が幕府の不臣を宸怒し給ひ、幕府に對して深い怨恨を懷かれたことを、幕府としては思はざるを得なかつたから、この御怨恨より起るべき天罰の恐怖に戰々兢々たるものがあつた。されぱこの年の十二月五日に、

過ぐる承久の變に召命の宣旨を最先に拒み奉つて、幕府の反抗的態度を決定的ならしめた幕府の元老三浦義村が頓死し、引きつづいて、その翌仁治元年正月二十四日に、幕府の連署であり、承久の變に京都侵犯の軍の將となつた北條時房が突如として死去したことは、天下の耳目を聳えさせ、自ら後鳥羽天皇の御怨念の致すところであらうと觀ぜられた。當時天皇の御怨靈が關東方面に盛に出現し、この二人の相次ぐ死去もその故ならんと說かれて居り、又時房の郞等進士右近將監某は、延應元年の末に天皇の御怨靈が時房を召し取らんとせられた夢想を感得して、恐怖の念に戰いて居つた中に、時房の急逝を見たので愈〻恐怖の念を深めたといふ噂が傳へられた。これ等の所傳の眞僞は別として、かくの如き風聞の發生し喧傳せられた原因に就いては、等閑視することはできない。武家側の不安な心情が偶發事件と結び付いて、天下の人心を動搖せしめたことであることは疑のないところである。

鎌倉方面に於けるかくの如き不安な巷說は、早くも京都方面まで傳播せられた。時の民部卿平經高の日記平戶記延應二年二月の條によれば、天魔蜂起の事が見え、鎌倉には連夜放火があり、守護人が下手人の一人を捕縛して禁錮したところ、翌朝に至つて一株に繩が附せられた形と變じたといふ奇怪な風聞もあり、又、幕府の出先きである京都六波羅の北條重時の宅にも、天狗が出現したと噂され、鎌倉のみならず京都までも、天魔出現の說が盛に唱へられるに至つたので、公家側の人々の間には早くもこれを以て武家の魔滅する瑞相であるとしたものがあつた。これ等は何れも後鳥羽天皇の御怨靈說に關聯して居るものと思はれる。而もかかる說はこの一事件で終局を告げたのではなく、この後數年の間引きつづいて人口に上り、これに依つて公家側の人々の中には、かやうな結果として幕府が衰微すべきことを豫測し、又希望したの

であつた。

かくの如く、世を擧げて御怨靈説に恐動しつつあつた中、仁治三年六月十五日に執權北條泰時が辛苦惱亂の體で死去した。泰時は承久の變に於ける幕府の主將であつたから、その不幸は自らこれまでの御怨靈説と結び付けられることとなり、風說は風說を生んで、關東方面に於いて御怨靈が盛に出現したことが喧傳され、朝野何れも、虛心にこれを傍觀することは到底なし得なかつたので、これに對する善後策は公武の兩當局に於いて苦慮せられたのである。殊に幕府は甚大なる不安感に陷つた。この對策として、幕府は後鳥羽天皇の御靈を慰め奉る擧に出で、寬元二年六月には、時の前征夷大將軍藤原賴經が後鳥羽天皇の宸筆に模して法華經の版木を造り、百部を摺寫し、僧正良信を導師としてその供養を行はせ、又持佛堂に於いてこれを奉讀し、御冥福に資し奉つた。法華經は天皇が篤き信仰を寄せられたもので、嘉禎三年八月二十五日付の御置文には、

我は法華經にみちびかれまいらせて生死をはいかにもいてんする也

と記し給へる程であつたから、特に法華經開版の事が結構せられたものと思はれる。ついで翌三年六月には、同じく御菩提を訪ふ爲めに右筆の輩を召し、久遠壽量院で五部大乘經一日書寫供養を行ひ、又導師賴兼に法華五種妙行を修せしめた。寶治元年四月二十五日には御怨靈を宥め奉る爲めに、後鳥羽天皇の御靈を鶴岡の乾の山麓に勸請することとし、此處に建立せられた一字の社壇の落成に依つて、勸請の儀を行ひ、僧都重尊をその別當としたのであつた。

一方京都の公家側に於いても、承久の變亂については異常な衝撃を受けたのであつた。變亂の結末は既

に決したので、これを如何とも爲す術はなかつたものの、幕府の暴戾な擧によつて、遠島へ遷御あらせられた上皇方の御境遇に就いては、上下齊しく痛恨の極みと恐懼措く能はざるものがあつた。幕府の暴威の儼存する當初に於いては萬策なく、深甚の御同情を表し奉る外は、僅に御還京を冀ふ希望を懷き得たのみであつた。而も幕府に對しては公然とその希望を發言することも不可能であつたが、多數の熱望はやがて風說となつて現れ、人々の注意をば益々喚起するやうになつた。承久の變後三四年頃に至つて、遠島の上皇御還京の風說が京都に行はれて、心ある人々の注意を引くこととなつた。遠島の三上皇の中、土御門上皇は幕府の奏請によらず、父皇に對せられ給ふ御孝心から、京外に遷御を仰出されたものであつた關係上、幕府は特別の考慮を拂ひ、最初は土佐國畑に遷られたが、僻遠の土地で奉待に不便多しとの理由を以て、遷御後約二年にして、貞應二年に阿波國に奉遷するに至つた。これが爲めに阿波に遷御後二年にして、嘉祿元年の夏の初めに至り、土御門上皇の御還京の噂が京都に唱へられ、やがて他所にまします上皇にも同樣に吉事のあるべき巷說が次第に高まつた。恐らくかくの如き吉事を望んだ人々の御同情心が、この風說を益々盛ならしめたものと思はれる、只世の識者はかかる風說の實現をば切望はしたけれど、當時の情勢上、その實現の頗る難事にして、殆んど不可能なる事態に屬してゐることを知つて居つたから、僅かに一縷の希望をかけつつ、その赤誠を漏しながら、一抹の不安に心を曇らして居つたのである。

藤原定家は明月記にこれ等の情報を掲記して、或は巷說といひ、或は狂說と稱し、かかる吉事が信受すべからざることであり、又頗る難事であると記しつつも、その望を斷念することを得ずして、或は諸方に散在せる御在所の合體を見るに至る事か、或は御在所の改替を見るに至る事かと推量を回らし、かかる巷

說の月日を經ても實現を見ざることに頗る不滿の感を表してゐる。また後鳥羽天皇の御近臣の一人にして、隱岐への遷幸の供奉に列し、途中まで扈從した藤原淸範は、病を得て播磨の地方に淹留して居つた如くであつたが、これ等の風聞を知つて多大の關心を寄せ、その實現を鶴首して待つたが、吉報に久しく接し得ないことに焦慮措く能はずして、その實情を探らんものと、嘉祿二年の春の季に、老母の病を見舞ふことを理由として、潜かに入京したのであつた。要するにこれ等の巷說は全く風說に止まつたものであり、土御門上皇の阿波國への御遷座のこと等が原因となつて、かくの如き事情の實現を切望して居つた京都の人人の希望が、喧傳されたものといふべく、且つ上皇方の御境遇に恐懼し奉つて居つた人々が、かくの如き實現性の極めて乏しい風說にも胸とどろかせ、萬一の僥倖を期して焦慮遣る方もなかつた狀況を推察し得るのである。卽ち一世の視聽は悉く擧げて上皇方の遠所の御境遇に注がれて居つたのである。上皇方の遠所に於ける恐れ多き御境遇を聞知した人々の恐懼の心は、卽ち一面に於いては暴戾なる幕府に對する敵愾心となつて、暗默の間に益々これを助長せしめたのである。

朝廷は變後は諸事幕府の意の儘とならざるを得られなかつたために、幕府と同樣に、不祥事件の勃發するに當つては、遠所にましますす後鳥羽上皇方の御怨念に因るにあらずや、恩考せられざるを得られなかつた。天福元年九月に後堀河上皇の中宮にましました藻壁門院が、御產の御事の爲めに、寶算僅かに二十五を以て崩じ給ひ、續いて翌文曆元年五月に仲恭先帝が寶算十七を以て、同八月に後堀河上皇が御齡二十六を以て崩御あらせられた。この度重つた皇室の御不幸に當つて、後鳥羽上皇の御怨念の致すところならんとの風聞が、喧傳せられるに至つたことが、五代帝王物語に記されてゐる。卽ち

いかにも子細ある事なり、後鳥羽院の御怨念なとの所爲にやとそ申あひける、或人の申侍りしは誠にやありけん、かかる事は虚言のみおほかれは、偏に信すへきにあらねとも書付侍り、

と載せられてゐる。五代帝王物語の記者は、必ずしもこの風聞を、信據すべきものとはして居らないが、當時はかくの如き怨靈の祟りについて、世の關心が著るしかつた。十樂院僧正仁慶・尊長法印・僧正覺寛の怨靈説が、頻りに世上の凶事と關聯して唱へられて居つた際のこと故に、自ら後鳥羽上皇の御怨靈説も唱へられるに至つたものの如くである。

この後鳥羽上皇の御怨念と皇室の御不幸との關聯説は、いたく朝廷當路の人々の不安を大ならしめた。ここに於いて後鳥羽上皇の御怨念を慰め奉る方法が考慮に上されることとなり、その方法として先つ第一に案出されたのは、兼ねてより京都方面の人々が熱望して居つて、而も實現の由なかりし遠島の行在よりの御還京を計ひ奉らんとすることであつた。當時は土御門上皇は既に寛喜三年十月に崩ぜられたので、遠島におはしたのは後鳥羽・順德の兩上皇であらせられた。よつて廟堂は兩上皇の御還京案を決して、その實行を幕府に諮られた。かくの如き案は當時に於いて、朝廷の專斷を以て行はせられ難いことであつたから、御使を以て幕府にこれを傳へ、その贊同を求められたのであるが、洵に止むを得ない御處置といはねばならなかつた。かくてこの御使は嘉禎元年の春の季に京都を發して鎌倉に向つた。この顚末は極めて朧氣ながら明月記に傳へられてゐる。

嘉禎元年四月六日（中略）近日巷説家々抃悦、三月十八日師員爲兩殿下（前攝政九條道家、攝政九條敎實）御使揚鞭馳下、遠島兩主御□□事被仰遣、往還七日可馳歸、定納受歟之由、□□事每家經營云云、

十六日（中略）未時許金吾（定家の子爲家）來、永光朝臣爲禪室（前太政大臣西園寺公經）御使來臨、隔障子謝之、日來世之所謳歌之重事、中務爲繼安聞正說云云、故高野相國（太政大臣九條兼房）之女九條院姪菅相（公カ）而（菅原爲長）執行其家事、爲後見、其家女房爲當時妻、長成母也、朝家重事、存國忠、八度申大殿（道家）不彌（マヽ）、九度申頗許容、十度申而遂被立使、又示定高卿、二度危思之、三度同心、又示師員（マヽ）、二度辭退、三度盡詞、領狀揚鞭之由、於彼比丘尼家自讃、聞者隨□□元來其志尤懇切之人歟、其謀老目黑卽（以下缺文）

五月三日（中略）大宮三位（知家）被來訪、面謁雜談、或人云師員可馳歸由成案、揚鞭無歸洛之日、更迎寄妻子云々、群賢之議定、不異嬰兒歟、

十四日（中略）金吾來（中略）密々說、東方書狀、家人等一同申不可然由之趣、以泰時狀申、無將軍（九條賴經）御消息、又別不申禪室由密語給云々、賢者之所案、向後尤不便、

敍事極めて簡略、又缺字もあつて詳細な事情を知ることを得ないが、上揭の記事より推量すれば、この御還京案は、後鳥羽上皇に親緣ある人々の間に發案工夫され、當時廟堂の實權を掌握した前攝政九條道家を動かして、その實行に移されることとなつたものの如くである。但し當路の人々は、かくの如き發案が、容易に幕府に容れられぬ事は能く知つて居つたから、熱望した事ではあるが、幕府にこれを要請することは多大の困難な問題を伴ふこととなり、時によれば、幕府より却つて排擊を受ける恐れもあつたから、その方法には愼重な考慮を必要としたことはいふまでもない。上揭の記載はよくこの間の消息を傳へてゐる。卽ちこの案の首唱者は前太政大臣九條兼房の女で、朝家の重事として、忠誠の志より遠島兩主の御還京の事を獻策したものの如くである。明月記には遠島兩主の次の文字が缺けてゐるが、前後の事情より綜合し

て御還京の意味の語が記されて居つたと推定されるのである。發案者は先づこれを道家に獻策したが、政情を熟知した道家はその實行不可能なることを慮つて、容易にこれを採擇しなかつたが、發案者の熱誠に動かされ、進言第九度にして道家の意漸く動き、第十度に至つて、道家は終にこの案の實行を圖る爲めに、使を幕府に派遣することを決意するに至つた。又別にこの案は嘗て後鳥羽上皇の院司を奉仕した二條定高にも示された。定高も亦二度まではその成行を危んだが、三度目に至つて終に贊同の意を表したといふ。また當時在洛中であつた幕府の評定衆中原師員にもこれを諮つたが、師員もその熱誠に動かされ、第三度目の勸說を受けて、終に幕府への通達の任を諾するに至つたものの如くである。かくの如き事情の下に、遠島兩主御還京の議は前攝政道家父子の意向の下に、中原師員を使節として幕府にこれを慫慂させることとなつたのである。この事情を傳へ聞いた京都の人々は、兼ねてよりの熱望が達せられる機會の到來とばかりに抃悅して、神明の加護によつてこの案の實現されることをば、確信して疑はなかつたのであつた。然し終に幕府を動かすことはできなかつた。往還七日と豫定された使者師員は、期を過ぎても歸洛せざるのみならず、在洛の妻子をも鎌倉に招いて、歸洛せざる事さへ聞え、京人は漸く不安焦燥に驅られたが、やがて鎌倉よりの返事として、將軍九條賴經の消息に代へて、執權北條泰時から、家人一同がこれに不贊成であるとの旨の書面が送られた。京人は啞然として、賢者の案ずるところ向後も尤も不便と歎息するに至つたのである。

かくて遠島兩主の御還京の議は、朝廷側の熱烈な希望であつたけれど、幕府の爲めに容易く一蹴せられたのである。これに依つて京人の幕府に對する憤激の情は、表面には現されるには至らなかつたけれど、

蓋し甚だしいものであつたと推測せられるとともに、遙かにこの事情を聞し召された遠島兩主の御心の中は如何ばかりであらせられたか、恐察し奉るさへ畏き極みである。かくして後鳥羽上皇は、この後四年を經た延應元年二月に終に隱岐島に崩じ給ひ、更にその後三年にして仁治三年九月、順德上皇も亦佐渡島に崩ぜられたのである。ここに於いて朝廷に於いては御還京の御望みを果されず遠島に崩ぜられた御怨の程を慰め奉るべく、崩後に於いて御冥福を祈り奉ることに、せめてもと專念あらせられたのであつた。後鳥羽上皇の御遺骨は御近臣藤原能茂法名西蓮が捧持し、盡七日聖忌に隱岐を發して出雲に渡り、五月二日出雲を發し、十四日に水無瀨殿に着し、十六日に洛北大原の西林院御堂に奉安した。ついで上皇の妃修明門院及び女院の御子尊快親王の御沙汰で、水無瀨殿を壞ち渡して大原に法華堂が建立され、仁治二年二月八日その供養が行はれ、同日御遺骨が西林院御堂からこの法華堂に奉遷され、修明門院の御領備前國輕部庄及び播磨國安室鄕が供料として寄せられ、又六口の供僧が補置されて長日法花護摩が勤行されることとなつた。翌年の夏に上皇の御近臣藤原清範が、法華堂前の小山を引却けること、及び御堂の門の萱葺の事等を沙汰したことが平戸記に傳へられてゐる。寶治元年七月十六日に至り、大原法華堂に於いて法花三昧が始行せられ、供僧等は後嵯峨上皇の院宣によつて院司が沙汰を行ひ、九月二十五日には法華堂に阿闍梨二口が加置せられることとなつた。この頃天台座主にましました後鳥羽天皇第六皇子道覺親王が、天皇の隱岐に於ける御夢想に就いて仰出されたことが、平戸記寶治元年八月二十三日の條に見えてゐる。その文に

故院（後鳥羽院御事なり）於遠所有御夢想、後高倉院與故法皇兩御歎ヲ懸置之、後高倉ハ依一旦少善之應得、雖開者果其末可絕、故院ハ依前世法花持者、御運猶不可置事、當知善人之文云々、

ことゝなつたと傳へてゐる。又二月二十二日の後鳥羽天皇の聖忌には修明門院を始め御緣故者によつて莊重な佛事が營まれ、安樂心院に於いては法華八講が行はれたが、寛元二年からこれを公家の御沙汰と改められたことが平戸記に見えて居り、丁重な御儀となつたことが認められるが、在朝の重臣は、每年のこの御八講に參列して、御冥福を祈り奉つたのであつた。深心院關白記文永二年二月十八日の條によれば、安樂心院御八講はこの年から嵯峨大多勝院に於いて行はれることゝなり、五月の御八講には後嵯峨上皇が御幸あらせられた。それまでは修明門院御所の四辻殿に於いて行はれたといふことである。

後鳥羽天皇の故宮であつた水無瀨殿は、一部は上述の如く大原に渡されたが、一部は、天皇が隱岐に遷幸せらるゝに際し御出家の折に、繪師藤原信實を召して描かしめ給へる御影の奉安殿となつて、水無瀨御影堂が營まれた。天皇に近侍して御寵遇を忝うした水無瀨氏が、天皇の崩御に際して、水無瀨莊と井内莊の二箇所の御讓りを受け、御手印の御讓狀の旨を奉じ、水無瀨殿中に御影を奉安して御冥福を祈ることゝなつたといふ。水無瀨殿は天皇の隱岐へ御遷幸以來荒廢に任せて來たが、天皇の崩後は益ゝ甚だしく、岡屋關白記建長三年九月二十日の條には、見水無瀨殿、不異姑蘇臺之秋と見え、蕭殺たる有樣が傳へられてゐる。然し後鳥羽天皇の御威靈の事が、世の耳目を聳えさせて、御冥福を祈り奉る諸儀が漸次に敬重を加へるとともに、當時の世相に隨應して、後鳥羽院の靈託と號するものが相尋で唱へられ、天皇の故宮たる水無瀨殿も亦靈託に取り扱はれることゝなつた。

後鳥羽天皇の靈託は、前述した如き天皇の御怨念を畏怖し奉つた情勢から發したもので、靈託に假託し

て人々が天皇を奪崇せんとする意志を表示したものに外ならない。由來怨靈を基底とした託宣には、菅公・崇德院を始めとしてその例は少くなかつた。鎌倉時代に入つては後白河天皇の託宣と稱するものが幾度か唱へられて、政治界に波紋を投じたのであつた。建久七年頃、橘兼仲の妻が、天皇の託宣なりとて、神祠に奉祀し御領を寄進すべしと唱へ、當時、天皇と御緣故の深かつた丹後局等の權勢家がこれを支持して、一時は頗る有力視せられたが、終に妖言と定まり、首唱者は安房國に配流せられた。然るに建永年間に至つて、源仲國の妻が又、天皇の託宣と號し、前回と同樣に御廟の創建を唱へ、當時攝政藤原良經の頓死は、天皇の御祟の致すところであると揚言するに至つたので、朝廷は頗るこれを重視せられ、後鳥羽上皇は、その眞僞を熊野に祈り給ひ、又公卿の評定をも行はせられたが、終にこれも妖言としてその首唱者を追放せられたのである。託宣そのものの眞僞等に就いては特に論ずる要はないけれど、託宣が唱へられるに至つた世態及び人心の動向に就いては、等閑に附し難いのである。

託宣を唱へ出したものは概ね婦女子であつた。後鳥羽上皇が討幕御計畫に際して、日吉社に事の成就を祈念せられた時、日吉の神は上皇の御計畫を援け奉らぬ旨を、巫女を通じて示された事が增鏡に傳へられてゐるが、かやうな託宣を取次ぐものは何れも婦女子であつた。後鳥羽天皇の靈託も亦婦女子によつて唱へられてゐる。その最初として傳へられてゐるのは、葉黃記寶治二年七月三日の條に記されてゐるものであらう。卽ち京都で官人章澄の妻である十六歲の女子が、病惱に陷り物氣につかれて種々な事を口走つたのであるが、これは後鳥羽院の靈託であつて、神祠を高陽院に建てて御靈を鎭座し奉るべしとの主旨のものであつたといふ。偶〻章澄の妹が大宮院に奉仕して居つた關係から、この事は女院を經て天聽に達せら

れ、これに就いて議定が行はれ、或る御沙汰はあつたらしく思はれるが詳細な事は明かでない。要するに後鳥羽天皇を尊崇し奉らんとする主旨のものである。かやうな主旨の靈託の根源とも見なされるものは、これより先きに既に存して居つたものの如くである。その一つは後鳥羽院御靈託記に收められてゐる伊王左衞門入道西蓮參隱岐於御前蒙勅宣記と稱するもので、嘉禎二年十月十五日沙彌西蓮記之との奥書を存してゐる。この記の中に後鳥羽上皇は宸製の觀音像について、末代に及んで必ず賢王の理政あるべく、其時に當つて料所を申請し寺院を建立して安置すべきことを宣はせられ、若し一天昔に歸らばわが靈廟を興すべし、我は國家を守るべし、當所の繁昌を以て國土の全きを辨ずべしと仰せられたことが見えてゐる。又、水無瀨宮に傳はつてゐる嘉禎三年八月二十五日附の後鳥羽院御置文案といふものには、

我は法華經にみちびかれまいらせて、生死をはいかにもいてんする也、たゝし百千に一、この世のまうねんにかゝはられて、まえんともなりたる事あらは、このよのためさはりなす事あらんすらむ、千萬に一我子孫世をとることとあらは、一からうわかちからと思へし、それは我身にある善根功徳を、みな惡道に廻向してこそ、さほとの事をはせんする時に、身にとゝまる善根もなくなりて いよ／＼惡道にふかくいらむする也、この事の返々かなしきなり、さる事もあらんには、我子孫のよをしらせ給はんは、又二こと神事佛事ゆめ／＼おこなはるまし、たゝ我菩提を一からうにとふらはれんそ、なに事にもすきたる御いのりにてあるへき、このやうは後白川法皇われにおほせられし事也、それをふかくのいたり、ふかくももちゐす、その事となきいのり物まうてにて、かゝるよになりにき、ましてわかちからをもて、よをしらせ給はん君、我菩提のほかの事をおこなはれんは、一こに御みのたゝりとなるへ

きことなり、たとひ魔緣になりたりとも、なにとなき小事なとはゆめ〳〵すましき也、返々まれ〳〵身にとゝまりたる善根功德をうしなひて、手をむなしくてあらん事のかなしさは、なにもすきたらんする也、たとへはひんくなるものゝ、をのつからもちたるたからをうしなひて、大事をいとなむかことし、功德を廻向せては、魔緣のならひ惡事をはえせぬ也、この事のかなしきなり、これも返々よしなくおほゆれは、たゝまうねんをすてゝ、生死をいてんとこそ、佛にも申ともせめての事にいひをく也、をはりの時おほやうはみえんする也、東大寺の大佛くやうに二たひあひたりし、一日の一切經くやう、すり本の法華經、この三の功德はいかにも身にそへてもちたらんする也、これをえんとして、よくとふらはは、たとひ一たん魔緣になりたりとも、むなしかるましき也、關白以下のさはりをは、ゆめ〳〵なすましき也、わかするといふ事ありとも、もちゐるへからす、

と見えて居つて、上皇の御威靈が豫告された如くに傳へられてゐる。これ等の所傳によつて、後鳥羽上皇の御怨靈又は御靈託の顯現せらるるに至ることは、既に世の豫期し且つ注視して居つたところであつたと認められるのである。上皇の崩後、世上の異變の度毎に現れた御怨靈說は、世の耳目を聳えしめ、上皇を畏敬し奉る情勢は、年と共にその度を加へて、ここに靈託の出現を見るに至つたものの如くである。

實治度の靈託につづいて傳へられてゐるのは、建長元年三月の事で、岡屋關白記三月二十七日の條に記されて居るものである。

依召、午時許參院、前太政大臣幷余候御前、太相國密々申云、後鳥羽院御靈託事、伊賀局（平生御愛物、龜菊也、）申、我沒後必可行所思、如然之時人定如崇德院致沙汰歟、全非所願、可申止也云々、是令託伊賀給云々、

而淸房入道傳申相國歟、如此御靈託者、立廟崇重之條、不可然之由、有沙汰、

これは後鳥羽天皇の崩御まで側近に奉仕し、且つ崩後の御遺託を受けた伊賀局龜菊、當時は既に出家して歸本と號した婦人に依つて唱へられたことであつた。卽ち伊賀局が拜受したといふ御遺託を發表したもので天皇は萬歳の御後は叡慮の儘に振舞ひ給はんと、御決意あらせられたものの、かくすれば世人は定めし、朕に對して崇德院に對し奉ると同樣の沙汰に出づべく、かくの如きは朕の望むところにあらざれば、殿に申し止むべし云々といふことであつた。これを藤原淸房が時の前太政大臣西園寺實氏に傳へたので、朝廷はこの御遺託の主旨に從ひ、御廟を創建して崇祀しまつることは、後鳥羽天皇の叡慮にあらずとして、立廟の議に就いては沙汰を行はぬことに決定したといふことである。これは恐らく寶治度の靈託に關聯した事柄で、これによつて神祠創建云々の問題が結末を告げたものの如くである。

これに尋いで同じ建長中に、京都洞院邊の人久我禪尼によつて唱へられた靈託の事が、後鳥羽院御靈託記に見えてゐる。該記によれば、久我禪尼或は櫛笥禪尼蓮阿と稱した婦人が數月病惱に及んだ。その頃京都に歲二十ばかりの狂女があつて、或る夜水無瀨信成の孫の房親阿闍梨の宿所を叩いて、明日招請する人あれば、固辭せず參向せよと傳へ、その夜また久我禪尼の宿所に赴き、病は水無瀨中納言阿闍梨房親といふ行者を請じて祈らしむれば、忽ちにして驗あるべしと告げた。依つて奇異の思をなしつつ翌朝に房親を招請した。房親は病者に對して着座するや、病者は起ち上り眼を見開き嗔をなして、汝が座高しと叫びて大床の下の圓座に着かせ、我は後鳥羽院なりと稱した。房親が心中に不審の思をなした時に、病者は、定めし不審を懷かんもその謂れありとて、汝の所持の念珠の紛失せる珠三個を、我所持せりと稱してそれを取

出した。この念珠はもと後鳥羽天皇が信成に賜はつたもので、信成から孫の房親に相傳された物であつたが、房親がこの念珠を持つて大峯に三ヶ度通つた或時に、峯尺迦で緒が切れて三珠を失つた。その三珠がこの時取出された物であつたといふ。病者はこの念珠は汝の所持すべきものにあらざれば、大原の法華堂に籠め奉るべしと述べ、更に汝を召す事は、聊か子細を告げたき事がある故なりとて、我は在位の時、御賀の節會を行はんとしたが叶はずして止んだ。然るに當代は今や御賀を行はせられる沙汰に及ばれてゐるが、我が叶はざりし事を行ふはわが心に背くことである云々と傳へた。これによつて、この趣が奏聞せられ、爲めに御賀が停止せられたといふことである。五代帝王物語に依れば、後嵯峨上皇は文永年間に御賀を行はせらるゝ御豫定であらせられたが、御賀は後鳥羽院が曾て御心にかけさせられた御事であつたが叶はせられなかつた爲めに、御賀を行ふべからずとの御託宣があつたとの噂が喧傳された中に、蒙古の事變が勃發したために、終に沙汰止みとなつたと見えてゐることと關聯して居るものの如くである。但し時日にはかなり相違がある。かくの如くして後鳥羽院の靈託は朝議に上り、宮中の御儀をも左右させる一原因となるまでにその勢を進めたのであつて、託宣そのものは別として、その影響は輕視し得ぬものであつた。

後鳥羽天皇の靈託はこの頃鎌倉に於いても唱へられた。吾妻鏡建長四年正月の條によれば、幕府の引付衆二階堂行綱の郎等の女十三歳の少女に長嚴僧正の靈が移り、隱岐法皇の御使として去る頃より關東に下向し、日來相模守時頼の第に住居してゐる旨を唱へ出した。この事に依つて、時頼は親しくその少女の母を召し出して、委細を尋ねたといふ事であつて、幕府の當局に於いても看過し得ないことであつたことはいふまでもなかつた。この後間もなく蒙古の來襲が起り、世の關心は專らこの未曾有の國難に集中せられ

たのであるが、然しその折と雖も後鳥羽天皇の御事に關しては、決して等閑に附せられなかつた。吉續記文永十年八月七日の條によれば、宮中の議定に於いて、後鳥羽院御手印狀難被破之由一揆畢と見えてゐる。後鳥羽院御手印狀とは後鳥羽上皇が崩御の直前に御手印を捺して水無瀨親成へ賜はつた御讓狀で、水無瀨井内の兩庄を親成に賜はり、崩後の御追善料となさしめられたものである。暦仁二年二月九日附の宸翰で現に水無瀨宮に傳へられてゐる。三條西實義氏所藏の暦仁二年二月十日附の親成の父信成に下された勅書案には、この御手印狀の主旨が述べられてゐるが、その中に

いつも只水無瀨に居住して我後生を訪はん外、又他事あるへからす、ゆめ〳〵をこたる事なかれ、所詮我子孫の治天にあらすは、信成親成か後葉二たひ朝廷に不可仕よし存也(中略)信成みな存知したる樣に、水無瀨をは昔より我ふかく心をとめたる所也、今親成に仰られ置も其故也、相構て人にけあらされす、あさまならぬ樣にてあるへき也、鎌倉より地頭をものけ、武士の入部をもとゝむへきよし申なれは、返々めてたくこそあれ、いま思あはせし、我なからん後もつねにはあまかけりても見んする也、よく〳〵つゝしみてあるへき也

云々と見え、天皇の水無瀨殿に對し給ふ御執着の並々ならぬもののあるを窺へるのである。信成への勅書案の主旨は、間もなく信成から修明門院を經て幕府に通達せられたものの如く、幕府は後鳥羽天皇の叡慮に副ひ奉るべく、水無瀨殿の地頭を停止し、その下文を修明門院御所へ進上したが、幕府有司の一人足利義氏は、仁治元年七月一日にその下文の案文を信成の許に送つて、下文沙汰の事情を傳へ、これに就いて己が微力を盡したことを誇り氣に、可被處愚忠候歟と載せてゐる。以てこれに關する幕府の關心の程度を推

知することができよう。水無瀬宮文書所收の足利直義の書狀によれば、直義はこの義氏の文書を一見したことを述べて居る。又義氏はこの頃幕府の重事の奉行に當つて居つたことが、吾妻鏡に見えてゐる。吉續記に見えた宮中の議定が如何なる事情であつたかは不明であるが、恐らくはこの天皇の叡旨を尊奉する主旨の事であつたらうと思はれる。後鳥羽院御靈託記所收の永仁二年五月八日の靈託の記に、水無瀬の古宮に佛閣なき間、三熱の苦しみ忍び難し、依つて、由良上人を開山として寺を建て、大興禪寺と號して、大乘の法味を受けんと誓ひしことを、弘安年間に經方を以て託宣したとの事が見えて居つて、水無瀬殿に就いての世の關心が少からざるものであつたことを思はせてゐる。蒙古の事變が漸く一段落を告げたと思はれる永仁二年二月二日、伏見天皇の綸旨が水無瀬氏に下つて、後鳥羽院曆仁御手印の趣は召し放つべかざるものであるとの理由を以て、攝津井内庄の知行方に就いて旨が傳へられたが、これは文永以來の懸案に因つたものと察せられる。水無瀬殿の事がかくしてまた世の注意に上つたため、この年の五月八日に石見介入道の子九歲であつた石熊丸に託せられたといふ後鳥羽院靈託が傳はつてゐる。その要旨は水無瀬の古宮に伽藍を建營し、由良上人を開山とせよとの弘安度の託宣を實行すべしといふのであつて、由良上人を開山に撰ばれた理由は、曩に紀伊由良湊に能茂入道西蓮が西方寺を建立して、我が菩提所となしたがその寺に由良上人は止住したので、我と因緣淺からざるものがある。その後上人は宋に渡り六年を經て歸朝し、又彼の寺に住した時に、天狗が集會して障碍をなしたので、我は上人と相談してこれを攘つた。かくの如き因緣のあるに依り、急ぎ奏聞を經て離宮水無瀨殿の古跡を改めて伽藍を建立せよと唱へられたのである。この主旨はやがて奏聞せられ、これによつて、水無瀬殿跡に伽藍を建立すべきことは何等の子

細なしとの旨が、永仁四年十二月十八日に水無瀨氏に達せられたといふ。但し伽藍建立の事情に就いては詳でない。然しこれ等の事情によつて水無瀨氏の奉祀した御影堂は、朝廷の御尊崇をば年と共に厚くするに至つた。卽ち正和三年十一月十六日には、後伏見上皇の院宣を以て、造住吉社段米を後鳥羽院御手印の地たる水無瀨井內の兩庄に免除すべきことを令せられ、文保二年二月十一日には同じく院宣を以て、熱田社領尾張國大脮鄕古布矢梨子衾田をば後鳥羽院御影堂料として寄せられ、同年六月廿五日には更に熱田社領尾張國上納戶を後鳥羽院御影堂修理料として寄せられたのであつた。

かくして水無瀨御影堂の尊崇が後鳥羽天皇を追憶し奉り、引いて天皇の聖擧たる承久の御企てを回顧する機緣となつたのであるが、これとともに天皇の承久御企ての失敗は、事變の直後から朝廷側の人々並びに心ある人々の、頗る痛恨としたところであると共に憤激措く能はざるものであつたから、天皇の聖擧を繼承すべく、承久の失敗の原因が那邊にあるかを省察して、再び失敗を繰返すことなきやうに密かに用意が進められることとなつた。かくして識者の間には承久の御企てについての內省が行はれたのである。承久の變後久しからずして公家側の手によつて著はされたと推定せられる六代勝事記には、これを論評して

抑時の人うたがひて曰、我國はもとより神國也、人王の位をつぐ、すでに天照大神の皇孫也、何によりてか三帝一時に遠流のはぢある、(中略)本朝いかなれば、名を惜み恩を報ずる臣すくなからん、(中略)心ある人答て曰く、臣の不忠はまことに國のはぢなれど、寶祚の長短は政の善惡によれり、(中略)帝範に二の德あり、知人と撫民と也、知人とは太平の功は一人の略にあらず、君ありて臣なき春秋にそしれるいひ也、撫民とは民は君の體なり、體の傷む時に、その御身またい事えたまはんや、のきばのわら

ひをつみてたがへじ、炎天に汗を拭ひてほどこせるいとなみも、一も君のためにして、つとめずといふことなければ也、

といひ、又承久記には、同じく評して

承久三年イカナル年ナレハ、三院二宮遠島へ赴セマシマシ、公卿官軍死罪流刑ニ逢ヌラン、本朝如何ナル所ナレバ、恩ヲ知臣モナク、耻ヲ思フ兵モナカルラン、日本國ノ帝位ハ、伊勢天照太神・八幡大菩薩ノ御計ヒト申シナガラ、賢王逆臣ヲ用ヒテ難保、賢臣惡王ニ仕ヘテモ治シガタシ、一人怒時ハ罪ナキ者ヲモ罰シ給フ、一人喜ブ時ハ忠ナキ者ヲモ賞シ給フニヤ、サレバ天是ニクミシ不給、四海ニ宣旨ヲ被下、諸國ヘ勅使ヲ遣ハセ共、隨奉ル者モナシ、

云々と記してゐる。また五代帝王物語には、事變の後を承けて政務を視給へる後高倉院の御政の模様を記して、「君も臣も構へて人の嘲なからばやとふかく被思食ければ、御心計は善政を行はれけり」と見えて居り、これ等の事情を綜合すれば、朝廷はこの事變を殷鑑とし、その失敗に歸した所以を内省せられ、而も承久聖擧の主旨を將來に於いて達成せらるべく巨歩を進められ、その爲に先づ朝政の振興を圖り、尋いで幕府の不臣に對處問責せられんとするにあつた如くに思はれる。但し事變の直後は幕府の京都に加へた威力が甚大であつたためと、討幕計畫に干與した者が一掃せられたためとによつて、朝政の振興政策も亦意の如くなるを得ず、從つて幕府に對する反感乃至敵愾心の如きも、表面に現れる由はなかつたけれど、朝廷側の人々の胸裏には深く刻みつけられて居つたのであつた。朝臣の大多數は時勢止むを得ず、ひたすらに保身の策を講じ、表面は時勢に迎合せざるを得なかつた爲め、内心は却つて平靜を失ひ、偶然の我が

身の不幸に接しても、天の報いと感じて、戰々兢々の思をしたのであつた。されば自ら機會毎に幕府の專横に激昂して、慷慨悲憤の念を高めたことが少くなかつた。四條天皇の崩後、皇嗣が幕府の意向に左右され、爲めに空位の起るに至らんとするや、密かに幕府の不臣を糺彈するもの相次ぎ、帝位事猶東夷計之、末代事、可悲者歟（經光卿記）と慨歎し、以凡卑之下愚計立帝位之條未曾有事也、我朝者神國也、不似異域之風（中略）以異域蠻類之身計申此事之條、宗廟之冥慮如何尤可恐可恐、其報定不廻踵歟（平戸記）と憤激したのである。かくして我が皇國の眞の姿が再認識せられることとなり、承久聖擧の精神的基礎が漸次鞏固の度を加へるに至つたことは、頗る重要視すべきことであつた。

朝政振興の目標となつた善政の實現の基礎工作として、學問の研究が宮廷と廟堂とに於いて盛に行はれることとなつた。學問の研究によつて、古今内外の治亂興亡の跡を明らかにし、以て善政の資を求めんとするとともに、これによつて又我が皇國の本質を檢討することを得て、天皇萬機親政の政治の正態へ復歸せしめねばならぬ事に就いての關心を大ならしめることとなつた。偶〻この際に當つて傳へられた所謂宋學は、尊王攘夷を力說したものであり、その理念が我國に活用せられて自ら天皇親政を唱導することとなり。我が政治思想界に重大なる影響を及ぼすこととなつた。かくの如く學問の興隆に從つて、朝廷は善政の興行に努力せられ、寶祚の長短は、善政の如何に由ると認められ、朝政は年とともに振起して後醍醐天皇の御代となつた。

後醍醐天皇はこの歷代の聖謨を繼承せられ、御代の初め元亨元年に後宇多上皇より政務の御讓與を受けられて親政の實を擧げ給ふに至つて、後鳥羽天皇の承久聖擧の完遂に叡慮を注がれ、討幕の計畫を進めさ

せられたのである。後醍醐天皇の聖慮は承久聖擧の紹述ともいふべきものであつたから、その討幕御計畫に當つては、自ら後鳥羽天皇の聖擧を追懷せられ、その冥助を仰がれたものの如く拜せられる。後醍醐天皇は水無瀨氏に勅して、その捧持した後鳥羽天皇御手印の正文及び御置文正文を宮中に召されて御祈念あらせられたといふ。かくして、天皇が萬難を排して成功せられた建武中興は、全く承久聖擧の完遂であり、承久以來歷朝の聖謨を玆に達成せしめられたのである。而して、承久以來の歷朝の聖謨を、後醍醐天皇の御代まで傳承せしめたのは、後鳥羽天皇の御威靈を中核とした政治社會の情勢であつて、建武中興の有力なる原因が承久の討幕であると稱せられ所以である。承久の聖擧そのものは不幸挫折したのであるが、その遺響は洵に大なるものがあつた。承久の聖擧は決して空しかつたのではない。

鎌倉幕府の政治

一、武家政治の性質

鎌倉幕府は源賴朝が配下の家人を統率する爲の私權行使の機關として、治承四年に相模國鎌倉に創設したものである。その後賴朝は漸次その勢力を加へ、源義仲を仆し平氏を亡すに至つて、その威令が全國に普く及んだため、幕府は自ら全國を統制して政治の一部を取り扱ふ公の機關となつた。かくて幕府はわが國最初の武家政治の機關として、從來の公家政治の機關である朝廷の令下に存立することとなつた。幕府の取り扱ふ政治の範圍方法とその根本の政策とは、概ね賴朝の時に定まり、その後幕府の實權者は時と共に變遷したけれど、總て賴朝の時の例が準據とされ、元弘三年の滅亡時に至るまで、約百五十年の久しきに亙つて行はれた。抑もこの幕府の政治は、幕府の成立の事情と緊密な關係を有してゐるので、まづその事情を檢討して幕府の性質を明瞭にして置く要がある。

源賴朝はその幼時、源平の勢力爭の犧牲となり、平氏の爲に配流の厄に遭うたのであるから、家運再興の希望を深く心裏に銘して居つた。源平の勢力爭はその源が頗る遠く、院政時代に及んでから、兩氏の勢力競爭意識は益〻明瞭に認められるやうになつた。藤原氏の攝關政治時代には、源氏は攝關家の股肱として

早くも中央政界に活躍し、前九後三の兩度の大役を經て、天下第一の武勇の家と稱せられ、天下の百姓が爭つて田園を源氏に寄せてその保護を仰いだ位、大なる信望と勢力とを有するに至つた。然るに院政時代となつて、伊勢平氏の一流が武勇の名を擧げて、源氏の職域を侵蝕し始め、院の當局と結合して、顯著な武勳なくして終に源氏の地位を凌駕し、保元の亂の頃には、源氏はその地位その資力等に於ては、遙かに平氏の下風に立つこととなつた。この時源氏の總領であつた義朝が、往時を回顧して家運の興隆策に狂奔し出したのは洵に至當のことであつた。かくして平氏の排擊を目的の一つとした平治の企となつた。義朝の畫策は事每に破れて、一族は概ね離散潰滅し、却つて平氏に急速な興隆の緒口を與へた。義朝の子賴朝は僅かに死を赦され、永曆元年三月十一日に伊豆北條に移されて、平氏の監護を受け、各地在住の源氏累代の恩顧の諸將士は、入日を招き返さん計りの平氏の權勢下に雌伏せざるの止むなきに至つた。平氏は武家から進んで公卿の班に入り、第二の藤原氏となつて公家政治の糟粕を嘗めた。從つて自ら武士階級の權益支持の立場を放棄して却つて武士階級の壓迫者となり、全く貴族化するに至つた。一門の公卿十餘人、殿上人はその數を知らず、知行は三十餘箇國に及んで全國の過半を占斷し、莊園五百餘箇所を掌裏に收めて、諸他の貴族等を制壓し、平氏にあらざれば人にあらずと誇稱するの盛觀を呈した。されば舊來の權勢家である所謂院宮社寺權門とは、自ら利害關係の上に於いて兩立し難く、武士階級とも亦利害が相反した爲め、平氏は終に院と衝突し、攝家藤原氏と衝突し、社寺と衝突し、又武士の離反を招いて、治承の末年に及んでは平氏の輿望は全く失墜した。時は將に源氏が平氏の彈壓下から崛起して、家運の再興を圖るべき機であり、又武士階級が貴族の專制壓迫に反抗して　權益擁護の大旆を大空高く飜すべき秋であつた。

頼朝は謫居の間、常に京都の中央政界の推移に留意し、縁者を介して諸般の情報を入手しつつ既に二十有餘の星霜を閲した。就中その乳母の縁者三善康信は後に官中宮大夫屬となり、平氏出の中宮徳子の宮廳に職を奉じたので、平氏の動靜を窺ふには至大の便宜を持つて居つたため、毎月三回京都の情勢を北條へ通報するの勞を執つた。されば頼朝は東海の邊鄙に居つても、よく中央の事情を諜知することが出來、又關東地方に在住してゐる諸士の中で、源氏に舊好厚い者は、祕密裡に主從の情誼を溫めたから、源氏の主從關係の綱はなほ、舊の如く鞏固に各地方に張り渡されたのみならず、頼朝監護の任にあつた北條時政さへ、その岳父となつて後援の志が頗る厚い情勢であつた。

治承四年四月二十七日に八條院藏人源行家から、高倉宮以仁王の平氏討伐の令旨を傳へられた頼朝は、家運再興の機運の到來を喜び、岳父時政と協議したが、各地の人心の歸趨になほ逆睹し難いものがあつて、直ちに自立の計に出るのを許されなかつた。然るについで六月十九日に康信の特派した急使康清から、高倉宮の令旨を奉戴した諸國の源氏討伐の議が決した旨を聞き、且つ一時奥州方面へ避難して萬全の策を圖るべしとの助言に接するに及び、頼朝はこの際に機先を制し、自衞手段を執ることの得策なるを觀破して終に意を決し、令旨に從つて、平氏追討を標榜して兵を擧げるべく、先づ藤九郎盛長、小中太光家等をして關東在住の源氏累代の家人に檄を傳へさせ、源氏の勢力を關東地方に再興する工作に着手した。されば頼朝は八月に伊豆目代山木兼隆を仆し、ついでその一族知親の蒲屋御厨に於ける沙汰を停めるに當つて、右筆邦通に書かせた下知狀の中に、「至二于東國一者諸國一同庄公、皆可レ爲二御沙汰一之旨、親王宣旨狀明鏡也者」との文句を載せて、自ら令旨によつて關東の主たることを宣言した。

かくて頼朝は時政等の後援により、關東の故舊の勢力を糾合すべく、伊豆から相模に進出を試みたが、同國目代大庭景親等の爲めに、石橋山に邀撃されて戰利なく、漸く轉じて海路を安房に渡つて再擧を策し、所在の諸族を招致した。この時招命を受けた千葉常胤はこれに應じ、且つ頼朝からの使者盛長を經て、當時の陣所はさしたる要害の地でもなく、又由緒ある處でもない故、速かに相模國鎌倉に出で給ふべしと獻策した。よつて頼朝はこれを容れ上總・下總・武藏を經て、十月六日に鎌倉に入つた。翌日氏神鶴岡の八幡宮を拜し、亡父義朝の龜谷の舊跡に臨んだ。ついで第館を山内に營み、鶴岡の八幡宮を鎌倉の正北の丘陵小林鄕に遷座し、この地を以て源氏の策源地と定めた。これが鎌倉幕府の起源である。

鎌倉が武家政治の策源地として撰定された理由に就て、後世學者間に種々の說が唱へられた。その中地理上から、鎌倉が三方丘陵を以て圍まれ一方は海に面してゐるため、軍事上自ら天然の要害をなしてゐる爲めとの說があり、又これを駁して鎌倉そのものの地形は防禦陣地として決して完全ではない、西に箱根山の險を擁し、東北に多摩川を扣へてゐるので、これ等を防禦線として始めて鎌倉が軍事上價値のある地となるとの說がある。然しこれ等の說は後世の戰術上の觀察點に發したものに過ぎない。頼朝にはたゞ源氏恩顧の諸士を麾下に招致する策源地が必要であつたのである。

頼朝は安房へ赴くに當つて北條時政を甲斐へ發遣し、別働隊として源氏の地盤の確立に當らせた。されば鎌倉に居を定めて間もなく、平氏の追討軍が東進して駿河國手越に到着した報に接した時には、時政は甲斐の武田信義等と共に駿河に入り、目代橘遠茂の軍を破つて富士野を西進した。頼朝は本軍を督して徐ろに鎌倉を發し、時政等と黃瀨川に會同し、終に十月二十日に富士川を挾んで平軍と對したが、その威風

は戰はずして平軍を潰走せしめた。賴朝は敗走した平軍を追擊せんとしたが、千葉常胤・三浦義澄・平廣常等の諸將が獻言して、源氏の興隆の爲めにはその基礎を關東に確立することの急務にして、且つ永遠の策なるを說き、常陸の大族佐竹隆義がなほ平氏方であることを警告し、班師の得策であることを主張した。この時賴朝はその意見に從つて、平軍を追擊して西進するのを停め、向後の防衞として安田義定を遠江の守護に、武田信義を駿河の守護に任じて、京都方面よりの進擊路を扼せしめた。ついで軍を旋して相模の國府に至り、時政以下の諸將士の功を賞して、或は本領を安堵し或は新恩の地を與へ、直ちに佐竹氏討伐の爲め常陸に進擊した。

この賴朝の班師は賴朝の源氏再興の方針卽ち幕府の政策を明示した具體的現象の一つで、この方針はこの後も常に一貫して遵守された。後年の義仲が中央の政權を掌裡に收めんとする目的で入京を急いだ例に、賴朝が後年に至るまで倣はなかつたことは特に注目すべきものであつて、鎌倉幕府の政治が公家政治とその性質を全く異にした所以を示したものといふてよい。これは實に賴朝の興起した當初に確定せられた鐵則であるといふことができる。或は賴朝自身は源氏の家運の再興の爲めに、平氏と並立し或は平氏に代つて廟堂に立ち、公家政權に參與する希望を有して居つたかも量り難いが、賴朝の事業を支持した在關東の諸將士は、卽ち地方に生存の地步を占めてゐる武士階級であつて、その賴朝を支持した所以は、源氏の恩顧に報いんとする誠意と、同時に自己の存立の安全とその所有する權益の保障とを求めんとする期待とにあつた。賴朝が京都に進んで公家政權に參與することに成功せば、源氏が自ら平氏の轍を履むことは明瞭なことで、卽ち武士階級の壓制者である貴族と化し、武士階級とその利害關係を異にするに至ることは必

至の勢といはねばならなかつた。これは賴朝を支持した諸將士が大いに憂慮した點であつて、佐竹氏等の問題もさる事ながら、源氏の貴族化を絕對に抑制して、永く賴朝を武士階級の擁護者とし、從來貴族社會から蒙つてゐる幾多の壓制を排除してもらふことを切望して止まず、この爲めに賴朝の上洛を阻止することに勉めたものと思はれる。賴朝はその支持者たる多數の武士の意向を洞察し、且つ平氏の前轍に鑑み、源氏の家運の再興策は武士階級を支持者とするの外なく、國務も亦新興の武士の力に據るにあらざれば拾收し得られない情勢であることを認識して、こゝに武士階級の存立の安全とその權益の保護とに任ずるを根本方針とすることに定め、終に班師を決したものの如くである。さればこの後賴朝には屢〻上洛すべき口實と機會とは到來したけれど、この根本方針を守つて諸將士の信望をつなぎ、武士階級の統制を完全に樹立することに努力して、鎌倉を離れることを敢へてしなかつたのである。

されば この後は平氏を擊滅する策を講ずるよりも、先づ全國の武士の統制策の確立を期して、これに全力を傾注した。賴朝が常陸の金砂城に據つた佐竹氏の一族秀義を攻め、終に城を陷れてその領有地を併せ、更に秀義が陸奧花園城に遁れたのを追跡せんとした折、捕虜となつた佐竹氏の遺臣岩瀨太郞が直言を賴朝に呈し、平氏追討てふ終局の大目的を抱懷しながら、同族間で相爭ふのは不利益であると論じた。佐竹氏は源姓の一流である。賴朝は直ちにその直言を容れて良策を得たことを喜び、岩瀨を家人に加へてその功に報い、秀義の追跡を中止して、これより內部の統制に意を轉じた。

十一月に賴朝は鎌倉に歸着するに及んで、和田義盛の兼日の懇請を容れて、これを侍所別當に補し、家人の進退の事務を管せしめた。侍所は賴朝が幕府の機關として設けた最初のものである。幕府の政治が源

氏の家人の統制に始まつて居ることはこの事によつても明瞭であつて、卽ち鎌倉幕府は賴朝が源氏配下の家人統御の爲に私權を行使する機關として、先づ組織されたものであるといふ所以である。

もつとも賴朝の家政に携はつた者には、早く大和判官代邦通と云ふ京都人があつて、賴朝の配流時代からその侍側に隨從して右筆の任に當つて居つた。邦通は賴朝の擧兵の企以來、賴朝の發した各方面への命令や檄文書面等の處理の任に當つたばかりでなく、賴朝が擧兵の最先、伊豆の目代山木兼隆の討伐を計畫するに當つては、邦通は藤九郎盛長の推擧によつてその計畫に參與することとなり、京都放遊の客と號して兼隆の邸內に入り、邸宅及び附近の形勢を探訪するの重任を命ぜられた。かくて邦通はこの豫定の計畫に基き、巧みに兼隆の館に入り、酒宴の際には郢曲の興を添ふる等その意を迎へて數日逗留し、其の間思のままに山川村里に至るまで詳しく圖繪して賴朝に復命した。これによつて賴朝の兼隆邸襲擊の方略は決定せられたのであつた。兼隆を仆して後賴朝が兼隆の一族史大夫知親の伊豆蒲屋御厨に於ける沙汰を停止せしめた際にも、邦通を奉行としてその下知狀を發せしめた。これは關東事施行之始也と吾妻鏡に特筆されて居る事である。かく賴朝には家政を奉行する者は旣に侍所の開設前から置かれて居り、賴朝の號令を發する機關となつて居つた。しかしこの右筆はその都度賴朝の命を受けて事を處理するに止まり、特に委任せられた權限を有したものではなく、從つて幕府の一機關とはいひ得ない。

源氏の地步を關東地方に樹立する爲には、中央政界の動向を注視することが肝要である事は云ふまでもなく、賴朝はその策源地鎌倉から敢へて離れなかつたが、諸地方に漸次擡頭した源氏方と連絡し、又支援して平氏に當らせ、自らはその背後にあつて巧みに操縱し、諸國の源氏の行動は皆自己の統制の下にある形

勢を作り上げんとした。されば尾張・美濃・近江等の近畿方面が漸次動揺を起すに至つて、平氏がこれ等地方の源氏追伐の軍を發した時は、近江の源氏は瀬多川沿岸の船舶を奪つて平軍の糧道を遮斷し、以て其の前進を不可能ならしめ、又攝津の源氏手島冠者は福原の第を燒いて東國に身を投じ、若狹の在廳官人等は相次いで源氏に歸順した。近江の山本義經・柏木義兼等も賴朝に策應して兵を起したが、平知盛の爲に破られるや、義經は鎌倉に來て賴朝の庇護を求めるに至つた。かくて賴朝の方策は着々その功を奏して源氏の勢力は各地に勃興し、源氏の平氏討伐事業が成功の域に向はんとする狀況が漸く認められる樣になつた。ために從來形勢を觀望して去就に迷ひつつあつた者も、相ついで源氏卽ち賴朝の旗下に馳せ參じた。

賴朝につづいて信濃に兵をあげた義仲は、初めは賴朝に應ずる意向であつたが、やがて自立の計に出で、賴朝と競爭する意圖を以て一時は上野まで進出を試み、賴朝の勢力の拔くべからざるものあるを知つて、再び信濃に引返したけれど、治承四年の末には、源氏の大族新田義重が上野から、その孫里見義成が京都から、共に鎌倉に投じ、翌養和元年正月には曾て賴朝の軍に抗した梶原景時が、土肥實平の執り成しで歸屬したので、東國は漸く安定を見た。又畿內以西に於ても遙かに東國の源氏に策應した者が少くなく、九州では肥前の菊地隆直、豐前の緒方惟義等が兵を起して大宰府を燒き、四國では河野通淸が高繩城に據り、紀伊では熊野山の僧侶が與つて伊勢志摩方面へ勢を伸ばさんとした。この間平氏は養和元年閏二月に一門の柱石たる淸盛が薨じて、その勢が俄かに失墜したが、間もなく平重衡が院廳下文を帶し、追討使として東進した。依つて賴朝は侍所別當和田義盛等を遠江に遣はし、安田義定と共に防衞に當らしめた。然るに尾張の源行家が三月に奇策を以てこれを洲俣川に邀へたが失敗し、一時平軍は將に關東に迫らんとする勢

を示したけれど、北陸に於ける義仲の勢が盛となつた爲に、平軍の東進は遂に不可能となつた。かくて關東はなほ平靜の狀態をつづけて、賴朝の地步は日に月に鞏固となることを得た。

後白河法皇は淸盛の暴逆によつて治承三年十一月に院政を停め給ひ、鳥羽殿にましましたが、後淸盛は人望回復策として、治承四年十二月再び法皇に院政の再開を奏請し御領をも上つたが、法皇は淸盛を憚られて院政の實を擧げられなかつた。然るに淸盛の薨去となるや後繼者宗盛の無力なのを觀破されて、平氏を制すべく密かに源氏との策應を企てられた。京都の情報を鎌倉へ通達することに專念した康信は、養和元年閏二月に洛中の巨細を一卷の記として、淸盛薨後の政界の眞相を報告した。賴朝はこれ等の情報により、この機に源氏の立脚地を院に通じて置くことの得策であることを認め、この年の秋に奏狀を院に上り、自己の行動は法皇の御敵たる平氏を除かんとするにあつて、他意あるにあらず、されば院の御方針として平氏を討滅するに及ばなければ、古の如く源平相並んで奉仕したき所存である。關東を源氏の進止とし、西國を平氏に委任し、諸國司は朝廷から別に任命されて、ただ東西兩地方の爭亂を鎭むべき命を源平の兩氏に下され、何れが朝命を忠實に遵奉して勤勞の功を立てるかを試みられたいと奏上した。この奏請の內容は賴朝の眞意卽ち幕府の方針を明確分明に表示したものであつて、後年組織を整へた幕府の權限も、實にこの奏狀に述べられた範圍の外に出てはゐないのである。卽ち諸地方の爭亂を鎭撫して治安の維持を擔任し、朝命を奉じて勤勞の功を立てることが幕府の本領であつた。大寶令制を根幹とする現在の政治體制に變革を加へんとする如きは、幕府の全く企圖せざるところであつた。されば幕府が實力を縱橫に發揮するを得るに至つても、當時の社會制度であり、又政治組織ともなつて居つた莊園制度そのものには何等の

變更も加へず、ただ幕府が從來からその機構の一部をなした地頭の統制を行つたに過ぎない。
賴朝の源平併立案は、當時實權の恢復に專念せられた後白河法皇の御意に適つたところであつたから、法皇は直ちにこの旨を宗盛に傳へてその贊同を求められた。宗盛はその主旨には贊同したが、父清盛の遺言に、我が子孫は一人に至るまでも賴朝と戰ふべしとあるので、亡父の遺戒に背けぬから、この案が假令勅命であるとも御請し難い旨を復奏した。かくて院の切望せられたこの政局の轉換策は、宗盛の不贊成によつて實現し得られなくなつたので、院の方針は再轉し、專ら源氏の力によつて局面の展開を考慮せられるに至つた。同時に一方に於て宗盛は討源工作の奏效策に焦慮し、十月には東海東山北陸南海諸道の源氏に對して一齊に追討の軍を發せんとした。東國方面は維盛がその任に當つたので、賴朝は弟の義經を始め足利義兼・土肥實平等の諸將を遠江邊まで進めんとしたが、佐々木秀能は平軍の進發の行はれ難い事情と、源行家が尾張に據つて居る情勢とを說明して、出師の無用論を唱へたので、賴朝も終にその意見に從ひ、猶舊の如く關東に於ける源氏勢力の基礎の確立策に專ら意を注いだ。
養和元年は賴朝が鎌倉を策源地と定めて居をここに移し、關東の經略に從つた第二年に相當し、源氏の勢力の扶殖に諸般の策を講じて寧日ない時であつた。關東には賴朝に異志を懷く者がなほ少くなかつた。叔父志太義廣は常陸・上野・下野の三國に亙つて勢力を有して黨與も多く、鹿島社領を掠め大擧して鎌倉の襲擊を策したので、賴朝は閏二月小山宗政同朝政等を遣して討平せしめ、漸くこれを平定した。又足利俊綱は下野に據つたので、九月に和田義茂を追討使とし、俊綱の家臣桐生六郞の內應によつて、俊綱を仆すことができた。かくして關東の治安は未だ頗る不安定であり、賴朝は自己の身邊にさへ大いに危險を感

じて居つた。爲めに四月には勇士を撰拔して寢室の警衞に任じ、間もなく六月に鎌倉の新第に移つたが、警衞は舊の如く嚴であつたらしい。七月に鶴岡若宮の上棟が行はれ、賴朝がその儀に臨んだ時、左中太常澄から窺はれ、下河邊行平が常澄を捕へ得たことに依つて辛くも難を免かるるを得た。かくて賴朝は現に臣事する家人の中にも信を置き得ない者が少くなかつたので、武田信義から異心なき誓書を徵したことを始め、これに似た處理を講じたことが頗る多かつた。この爲に賴朝は一方に於て家人間の結束を鞏固にして、蕭牆の間に於ける不測の變を防止せんものと肝膽を碎いた。養和元年二月に賴朝が時政の女を足利義兼に、平廣常の女を加々美長淸に嫁せしめたことの如きは卽ちその一策であり、又この年の夏の末に賴朝が三浦に遊び三浦義連の第に宿つたことは、主從の情誼を濃かにせんとした一手段に外ならなかつた。かくて賴朝には源氏家人の統制に甚大な苦心が必要であつて、鎌倉は頗る多事であつた。賴朝は決して鎌倉に安坐して形勢の觀望のみを事として居つたのではない。

翌壽永元年に至り、中央の形勢は漸く變兆を呈して來たが、東國方面への平氏の對策は、依然停頓狀態であつたので、賴朝の鎌倉に於ける經營はなほ前年の事業を繼續することを得たのであつた。賴朝は功臣熊谷直實に武藏の舊領を安堵し、山田重澄に地頭職を授け、加藤景廉の病床を慰問する等家人の統制策に意を用ふると共に、京より下つた僧文覺を引見して京都の狀況を聽取し、又由比濱に牛追物を見物し、江島に參詣する等鎌倉の主としての經營工作は頗る多かつた。源平の抗爭は專ら義仲を中心として北陸方面に展開されたが、その間に院の政策がこれに加はつて討源の軍は振はず、九月には院宣によつて追討使が廢止せられて、平軍が撤退還京した虛に乘じ、義仲は城長用を信濃千曲川に破つて後顧の憂を絕ち、西進

に全力を擧げて北陸を風靡するの勢力となつた。ために自ら賴朝との間に隙を生じ、賴朝は終に兵を從へて上野に進むに至つた。義仲は上洛の功を急ぎ、賴朝と爭ふことの不利なるを察して、壽永二年三月に和議を結び、嫡子義高を賴朝の猶子として鎌倉に留め、賴朝は長女大姫君をこれに嫁して融和を圖つた。かくて義仲との爭は收まつたが、一方賴朝は新田義重とは義重の女の事から前年の秋より隙を生じ、又愛妾の爲に室政子との間にも圓滑を缺くことがあつて、源氏の家政は平調ではなかつた。

義仲は北陸道を西進して行家と協同戰線を張り、壽永二年七月二十五日に平氏を京都から驅逐してその勢力に代り、後白河法皇を奉じて中央政權に干與し、第二の平氏とならんとしたが、この非常時局の拾收には義仲の力は大いに不足して居つた。義仲は京の事情に通ぜずただ武力のみを有した一將に過ぎず、而も部下の統制は亂れ、その行動は京人からは橫暴の極と觀ぜられた。從つて廟堂で源氏の行賞が論議された時には第一賴朝、第二義仲、第三行家の順序で任官任國司敍位が行はれんとした程であつた。院は義仲の橫暴を憎みこれを京外に退ける爲に平氏追擊の令を授けられた。然しその意を容れられず不平滿々たる義仲は容易に命を奉じなかつたが、再三の勅命により九月二十日に京を後に西下した。

賴朝は鎌倉に居つて源氏の地盤の建設を主としたので、京都からは源氏の棟梁として早くから重視された。故に義仲の入京と共に法皇は院の廳官康定を御使として鎌倉に差遣しその入洛を求められた。その目的は賴朝に義仲を制馭せしめられんが爲であつた。然し賴朝は既定の方針に從つて動かなかつた。義仲が京を出發西下するに當つて法皇は再び康定を賴朝の許に遣はされた。賴朝は文覺を使として義仲を彈劾し、平氏の追討に發向すべきことを督促し、又京中に於ける狼藉を詰責して義仲の勢力を抑制すると共に、康

定に托して時局處理の案三ヶ條を院に執奏せしめた。その第一は平氏が押領した神社佛寺領は舊の如くその社寺に付すべき由の宣旨を下されたきこと、何となれば平氏の敗北は神佛の威力によるところが頗る多いからである、第二は同じく平氏が押領した院宮諸家の領も亦もとの如くその本主に返して、諸人の怨恨を除くやうにしたい、第三は降參した者はその罪を宥して斬罪に行はぬこととしたい、頼朝自身も曾ては勅勘となつたけれど、身命を全うしたればこそ今君の怨敵を討伐する任に就き得たのであるといふのであつた。この主旨は義仲の横暴な行爲とは全く相反した頗る穩和なものであつたから、京人は頼朝の風貌を想見し頼朝は頗る人望を得ることができた。爲に院は三たび中原康定を關東に派遣せられた。その使命は傳はらないが、恐らく頼朝に上洛を促されたものらしい。而も頼朝は敢へて出でなかつた。間もなく法皇は頼朝奏請の主旨によつて、平氏が侵奪した東海・東山兩道諸國の貢稅と神社佛寺院宮權門領とを各本主に還付せしめられた。

源義仲は京都に留めた樋口兼光から、院と頼朝との關係が緊密になりつつある情報を得て、閏十月一日備中水島に敗戰の苦を嘗めたのを機として歸京し、院との關係が漸次切迫を告ぐるに當り、頼朝は院の召命に應じ、二弟範頼・義經を代官として上京せしめ、終に壽永三年正月二十日に義仲を仆して、頼朝の軍は始めて入京し、院との直接の連絡を結ぶこととなつた、然し頼朝の意向卽ち幕府の方針は、全國の謀反人を討平し源氏の威力で世の秩序を復することにあつて、中央政府の政治に參與することが本意でなかつたので、範頼義經の二人には平氏追討の任を受けさせ、兩將は直ちに西下して一谷の平氏を破つた。この時源氏には水軍の備がなかつた爲め、屋島に遁れた平氏を追擊することが不可能であつた。それ故義經は一

且京に返つて平氏討伐の事情を朝廷に奏すると共に、更に向後の計に出で、範頼は鎌倉に歸つて頼朝に報告した。頼朝は第二次の討平作戰として、命を傳へて梶原景時と土肥實平とを播磨・備前・美作・備中・備後の五箇國の守護として、中國に於ける源氏の勢力の扶植に任じ、ついで義經には近畿の武士を麾下に屬せしめ、海上への進撃を急がせた。

頼朝が中央と直接に相接するに當つて、力を注いだのは中央の政治に對する自己の立場を宣言し、これを中央政界に容認させることと、家人の統制を一層鞏固にすることとであつた。一谷の役後壽永三年二月、頼朝は院司高階泰經を經て四ヶ條の意見を院に奏した。その全文は吾妻鏡に見え、次の如くである。

言上

條々

一　朝務等事

右守二先規一、殊可レ被レ施二德政一候、但諸國受領等、尤可レ有二計御沙汰一候歟、東國北國兩道國々追二討謀反一之間、如レ無二土民一、自二今春一浪人等歸二住舊里一、可レ令二安堵一候、然者來秋之比、被レ任二國司一被レ行二吏務一可レ宜候、

一　平家追討事

右畿内近國號二源氏平氏一携二弓箭一之輩並住人等、任二義經之下知一、可二引率一之由、可レ被二仰下一候、海路雖レ不レ輙、殊可レ二追討一之由、所レ仰二義經一也、於二勳功賞一者、其後頼朝可二計申上一候、

一　諸社事

我朝者神國也、往古神領無㆓相違㆒、其外今度始又各被㆓新加㆒歟、就中去比鹿島大明神御上洛之由風聞出來之後、賊徒追討、神戮不㆑空者歟、兼又若有㆓諸社破壞顚倒事㆒者、隨㆓功程㆒可㆑被㆓召付㆒處、功作之後可㆑被㆓御裁許㆒候、恒例神事守㆓式目㆒無㆓懈怠㆒可㆑令㆓勤行㆒由、殊可㆑有㆓尋御沙汰㆒候、

一 佛寺間事

諸寺諸山御領如㆑舊恒例之勤不㆑可㆓退轉㆒、如㆓近年㆒者、僧家皆好㆓武勇㆒忘㆓佛法㆒之間、行德不㆑聞、無㆑用㆑樞候、尤可㆑被㆓禁制㆒候、兼又於㆓濫行不信僧㆒者、不㆑可㆑被㆑用㆓公請㆒候、於㆓自今以後㆒者、爲㆓頼朝之沙汰㆒、至㆓僧家武具㆒者、任㆑法奪取、可㆑與下給於追㆓討朝敵㆒官兵㆖之由所㆓存思給㆒也、

以前條々事、言上如㆑件

壽永三年二月日　　源　頼朝

この奏狀は先年養和元年に頼朝が院に密奏した自己の立場を一層明確にしたものである。卽ち頼朝が自己の任とするところは、謀反人の追討及び治安の維持といふ武家本來の任務の範圍を超えないものであつて、諸國の政務は、悉く朝廷の御命の下にあるべきことを述べたものである。殊に平家追討事は當面の緊急問題で、自ら他の箇條と性質を異にした臨時的處置ではあるが、その末段にいふ武士の勳功賞は頼朝よりの奏上によつて裁可せられたいといふ主旨は、頼朝の家人統制に對する根本の策といふべきものであつた。若し家人が頼朝の推擧を待たず、朝廷からの恩賞を拜受して敍位任官を見るに至れば、これ等の家人は頼朝より離れて朝廷に直屬することとなるのは當然であつて、家人を以て源氏の勢力の支持者とする基礎は崩れざるを得ない。よつて頼朝は特にこの主旨を强調したのであつたが、この原則は間もなく弟の義

經によつて忽ちに破られた。賴朝の憤激甚だしく、兄弟の間に全く融合すべからざる確執が出來上り、當面の問題である平氏追討策さへも亦停頓の止むなきに至つた。

當時義經の立場は各方面と極めて機微を穿つた關係にあつた。義經が賴朝の强調した鐵則に背いて、壽永三年八月六日に左衞門少尉に任ぜられ、且つ檢非違使に拜せられたことは、義經自身にはこれを辯護する理由は十分にあつた。卽ち義經は親しくその事情を賴朝に說明して、自己の所望ではなかつたけれど、度々の勳功默止せられ難くて、自然の朝恩として仰せ下されたのであるから、固辭することができなかつたのであるというて責任を回避してゐる。一谷の役後義經を始め重な諸將士は賴朝の指示に從つて、官途の推擧をば賴朝に請願した。朝官は國民として名譽の地位であり、從來から武士の切望止まざるものであつた。賴朝はこれに對して範賴を始め佐々木廣綱等を國司に奏薦して置きながら、義經の希望だけを殊更に抑留したのである。されば寧ろこの問題は賴朝の方から先づ挑戰した形であつた、然し理の是非は姑く措き、統率者の命令が部下の爲めに一片の反古となつたことは、統率者の威嚴を失墜させて部下の統制を紊すものであるから、統率者としては容易ならざる大事件である。兄弟の誼を以てしてもなほこれを看過し得べきものではなかつた。七月に賴朝が義經の平家追討使の任を解き、鎌倉に歸つた範賴を再び起したのは、單に當面の對策に過ぎなかつた。而もこの爲に豫定した作戰計畫は崩れ、この間敵に利を與へたことが頗る多く、平軍は漸次勢を復して備前安藝に進出し、又伊賀・伊勢・近江の間にはその一門黨與が擡頭し、所謂三日平氏の亂が起るに至つた。

平氏追討の爲めに大規模な遠距離に及ぶ出師計畫を行ふに至つて、賴朝幕下の諸般の事務は俄かに繁忙

を加へ、京都の朝廷との交渉案件も亦夥しくなつた、これ等の繁雜になり行く源氏の家政處理の爲めに、頼朝は早くから適當な輔佐を物色し、京・鎌倉の直接連絡が成立するに及んで、三善康信と大江廣元とを招いて家政の輔佐を懇望し、その策に從つて壽永三年八月に公文所を新設し、十月六日に吉書始を行ひ、廣元を別當として以下職員を定め、ついで頼朝は自第の一部を問注所として訴論對決の場所となし、康信を執事としてこれを管せしめた。かくして從來の侍所と共に頼朝の帷幄の事務機關が整備した。世人は多くこれを以て幕府の建設としてゐる。

平家追討使の任を命ぜられた範頼は足利義兼・千葉常胤・三浦義澄・和田義盛等を從へ、八月に鎌倉を發して西上したが、水軍の準備が未だ出來しなかつた爲めに、陸路中國を西海へと進んだ。頼朝は義經に對しては討平作戰中の事である爲め、極めて曖昧な態度を取つて波瀾の起るのを防がうとし、義經には三日平氏の亂の善後策を講ぜしめ、伊賀・伊勢兩國に所領を持つ將士の沙汰を命ずる等、京都に駐在させて舊の如く自己の代官たる任務を與へた。然るに範頼の軍は頗る振はず、壽永四年の春を迎へて辛うじて九州に達し得たに過ぎなかつた。頼朝は義經の將略でなければ平氏追討の成功し難いことを認めたので、再び義經を起して軍旅に從はしめた。義經は卽ち京を發し攝津に赴き、水軍の編成に着手すること一ヶ月、二月十六日自ら軍の先頭に立つて攝津の渡邊を發し、疾風電擊、十九日に屋嶋を拔き三月廿四日に壇浦に平軍を殲した。かくて頼朝は平氏討伐てふ謀反人平定事業を達成した。これより全國の治安の維持を圖り、配下家人の權益を保障する永久策の建設に邁進せんとした。鎌倉幕府の政治の本舞臺は、かくの如き序幕についで展開されることとなつた。

二、幕府の基礎的構成

幕府は頼朝が源氏の家人を統率する爲めの家政の機關であつて、その組織は當時權門の家政機關として成り立つて居つた家司の制に據つた。貴顯の家司は、大寶令中に家令職員としてその制度が定められ、親王及び三位以上の家に置かれた公式の職員であつた。後その組織に沿革があつて、平安時代には貴顯の家には、政所・文殿・藏人所・侍所・廐司・隨身所・雜色所等が設けられて、それぞれに若干の職員が存置せられた。攝關の藤原氏はその富が皇室にも優り、その權力は並ぶものもなき有様となつたのであつたから、その家司の制も亦從つて最も大規模であり、その職務は、必ずしも家政のみには限られず、恰も一小政府の如き狀況を呈して居つた。政所は庶務を處理する機關で、その職員は別當を頭とし、その下に令、知家事・案主・大從・小從・大書吏・小書吏等があつた。その身分に從つて、四五位以上の者が當つた別當・令等を上家司といひ、その以下の者を下家司と稱した。家司の任免、所領の支配等はすべて政所から發令された。その命令書は一定の型式を有し、これを政所下文と稱した。別當以下の職員がこれに署判を加へた。文殿は家の重要な文書類を收藏するところで、別當・開闔等の職員があり、藏人所は宮中の藏人と似た職務を行ひ、別當職事等の職員があつた。侍所には別當・勾當・職事等があり、家政雜事を掌つた。侍は所謂武士ではなく伺候者の義である。廐司は廐馬の事を管した。長官を別當といひ、その下に預・案主・舍人・居飼等があつた。隨身所は護衞の任務に當るもので、別當・府主・近衞番長等があつた。上皇が政務を視られるやうになつてからは、上皇に奉仕する院司が自ら政治上に權力を得たが、院司は卽ち家

司と同様な組織を有したもので、その性質は元來は上皇の供御等を奉仕する私的の職員であつた。平安時代の末にはかくの如き私的の性質のものが多く實權を握つて、公的の事業を行ふ傾向となつた。賴朝が供へた家政の機關も亦この傾向から超然たることを得なかつたのである。

賴朝はその家政の爲めに、自己の勢力圏の擴大と事業の必要とに應じて、漸次に機關を具へたのであつて、幕府の組織は一朝にして成立したものではなかつた。嚴密な意味から見れば、何時に完成されたかといふことも斷ずることはできない。大寶令制の如きものには、その成立の時があり、從つてその成立以後には修正或は增補が行はれたのであるが、幕府に於てはかかる區別が頗る曖昧であつた、これは武家制度の特色である。幕府の組織は先づ中央機關から成立し、勢力の增大につれて出先機關・地方機關の設立となり、又中央機關の擴張强化となつたのである。

幕府の中央機關として最初に組織されたのは、前述した樣に侍所である。侍所は賴朝の家人の伺候所であつて、賴朝が鎌倉を根據地と定め、その新第を營んだ時に、その一部十八箇間を以てこれに充て、家人の宿直侍衞の場所としたのが初めで、治承四年十二月十二日に始めて使用された。かくしてこれ等家人の進退を掌らせる者が必要となつたので、同月十七日に和田義盛を以てその別當としたのである。この別當は卽ち家人の統率進退を職掌としたものであるから、從つてその地位は頗る重くその威權は盛なものであつた。當時義盛は賴朝の部將として必ずしも第一人者ではなかつたけれど、賴朝が安房に居つてその運命の開否なほ明らかでなかつた折、義盛が早くもこの地位を切望し、その後勤勞が少くなかつたので、賴朝が特に上首の人を閣いて補したと傳へられてゐる。ついで梶原景時を以て侍所の所司とした。所司は別當

の次位にあるものである。但しその任補の月日は詳でない。侍所の別當・所司はその職責上戰時に於いては常に陣頭に臨んで軍士の指揮の事務に當つた。平氏が討源軍の東進を策した際には、別當義盛はその都度對應計畫を講じて鎌倉から出馬した。範頼・義經が主將として平氏の追討に當るに及んでは、別當義盛は範頼に屬し、所司景時は義經に從ひ、各〻その麾下の軍士の處理に當つたのである。義盛が範頼の統帥に不滿を抱きその麾下を脫して鎌倉に歸らんとし、景時が彼の有名な逆櫓の議を呈して義經と衝突した如きは、軍の帷幄である侍所の當局と軍の指揮官との意見の扞格に源を發した事件であつて、一面に於てはその任務の重大性を示してゐる。

侍所についで成立したのは公文所で、これは壽永三年十月六日に吉書始が行はれて、その組織が定まり、大江廣元が別當に、中原親能・藤原行政・足立遠元・甲斐四郎・大中臣秋家・藤原邦通等が寄人となつた。吉書始は當時の縉紳家の例に倣つて行はれたものである。ついで同月二十日に頼朝の第内の一部を問注所として三善康信をその執事に任じ、俊兼・盛時等をその員として諸人訴論の詞を注せしめ、中沙汰をする機關と定めた。公文所は建久二年に至つて政所と改稱せられたが、その職務は權門の政所と同性質のものであり、問注所はその一部の職務を行ふために設けられた別廳と見るべきものである。その別廳となつた所以は卽ち幕府が訴論の裁判を重要視し、特に公正を期することを根本趣旨としたためで、從來の權門の家司の制と面目を異にしたところである。而して公文所及びその一部ともいふべき問注所の事務は、多年この方面の實務に練達したものでなくては、直ちに效果を擧げ得られない爲めに、頼朝は在京人であり、且つ法家の名流で經驗に富む大江廣元と三善康信とを起用して、その統理の任に充てたわけで、この二人

の方寸の下に運轉を開始した兩機關が、從來の權門の家司の職能に倣つて築かれたものなることは、當然の事と云ふべきであらう。かくて賴朝の家政の機關は、權門の家司の制に准據して建設されたのである。

賴朝の勢力が發展するに伴ひ、その家政の機關の事務は漸次多岐廣汎となり、その事務の性質も亦私的より公的に進み、源氏の家政の限界を超えて、國家の政務に及ぶに至つた。かくて單に鎌倉のみで事務の處理を完うすることは不可能となり、地方の出先機關が必要となつて漸次に設立され、又鎌倉に於ける中央機關は益〻複雜化するやうになつた。地方の出先機關として最初に組織されたのは京都守護であつた。賴朝は自ら鎌倉に留まることを以て當面の方針としたため、京都の朝廷との連絡を結ぶに至つては、幕府の意向を代表する者を京都に駐屯せしめて、朝廷との諸種の交涉に當らせる必要が起つた。よつて最初には代官として上京させた義經にその任務を行はせた。壽永三年一谷の役後、義經は在京して幕府の意向を代表し、諸方からの訴や願を受理し幕府の訓令によつて沙汰を下した。名義こそ未だなかつたが鎌倉府の出先きを形づくつたのである。壽永四年に義經は平氏追討使として一時都を離れたが、壇の浦の戰後は、又京都に滯留して幕府を代表し、院廳との間の諸交涉に當つて居つた。間もなく賴朝と不和となつて反旗をあげ、事成らずして京都を逐電するに至つて、その後任として賴朝は岳父北條時政を代官として上洛させ、義經の沒落に伴ふ善後策、就中院廳との折衝の任に當てた。時政は兵を率ゐて文治元年十一月二十四日に入洛し、幕府の要求を院に提出してその允許を强要した。かの守護地頭の制度はこの時の折衝によつて實現されたものである。時政はその後、亡命後の義經の追跡、義經の妾靜の捕致等を始め、京の治安の維持に當り、文治二年二月には檢非違使へ引渡すべき盜賊を專斷を以て處刑する等、京都の警察權を掌握

して武威を輝かしたので京人からは大いに畏憚された。然し時政は元來武弁の關東武士であつたから、京都の縉紳の眼には東國の鄙人と映じ、近日の珍物と嘲られるに至つた。

依つて時政の任務が一段落を告ぐるに及び、賴朝は妹婿である一條能保と交代させる事とした。能保は丹波守通重の子で、朝官を帶した人で文治元年に鎌倉に來たのであつたが、ここに京都守護の任を命ぜられて文治二年二月に入洛、時政と交代して時政の殘した北條時定以下の將士を從へて京洛を威壓した。能保は折柄問題となつて居つた京畿潛伏中の義經の探索に主力を注ぎ、或時は兵を叡山に進めんとして院の當局と衝突し、或は兵を興福寺に進めて藤原氏の抗議に遭ふ等、困難を嘗めたことも少くなかつたが、而も能保の威力は漸次に功を奏し、義經は羽翼を削がれ、遂に京畿から陸奥に走らざるを得なくなつたのである。

京都守護の威力によつて、文治元年に幕府が克ち得た守護・地頭は、幕府が主要任務とした治安維持の目的の爲めに設置したものであつて、幕府に直屬し、幕府は諸般の號令をこの兩者を經て遍くその管內に傳へしめたのであつて、重要な地方政治の機關であつた。守護は既に賴朝が治承四年の末に平軍防禦の爲めに遠江・駿河等に置き、爾來平氏に對する方略として、壽永三年二月には播磨・美作・備前・備中・備後の五ケ國に梶原景時と土肥實平とを以て守護とし、同年三月には伊勢三日平氏の亂後の處置として、大內惟義を伊賀國の守護としたことがあつた。何れも特定の地域に置いた臨時の所役であつたが、文治元年設置の守護は諸國平均に補し且つ恒久的の性質のものであつた。その職務は謀反人の追捕が主であつたから、一つに追捕使とも稱せられた。賴朝は全國の守護卽ち追捕使を總管した爲め總追捕使とも呼ばれた。幕府の

政務が多岐に亘るに從つて、諸國の守護にも種々の職權が與へられることになつたが、最初守護の任務として定められたのは、大番の催促と謀叛人殺害人(夜討・强盜・山賊・海賊等を含む)の檢斷とであつた。大番役は諸國の武士が自費を以て京都に上り、大内の守護の任を勤仕することをいひ、從來は勤仕期間が三年であつたが、賴朝は之を一年に短縮し、舊の如く家人武士の義務と定めたものである。守護の職務は幕府の本務としたところと全く同樣で、卽ち家人の統制と治安の維持とにあつたのである。地頭は元來莊園の下地に臨んでゐる管理者で、一に莊司とも稱し、莊園の領主が補置した使用人の一であつて、その職務に對する報酬として莊園の收益の一部を收めた。これを莊司職又は地頭職と稱したのである。地頭職は土地に對する收益上の權利であつて、諸地方の地頭は概ね各その地方在住の武士であつた。その身分は領主の使用人ではあるが、現地に臨んで莊民を統轄し、莊園の經營を行ふ實務員であるから、いはば土地の實權者である。地頭がその職權を濫用して、その莊園を任意に經營せんとすれば極めて容易な事であつた。されば所謂かかる地頭の橫暴は屢〻現れたのである。賴朝がここに眼を注ぎ、直轄の家人を以てこれに充て、幕府の實權を全土に遍からしめたのは、頗る巧妙な策といはねばならない。卽ち從來の莊園組織をそのままにして、ただその機構の一部を幕府と直接に連絡したに過ぎなかつた。幕府の補した地頭の職務は舊來の地頭と全く同じであるが、その進退は幕府が沙汰し、莊園の領主や國衙の在廳等が任意改廢を行ふことを得なくなつた。元來地頭職として收益率は、箇々の土地に於てそれぞれ特有の沿革があり、必ずしも各地方に於けるその收益率は一樣ではなかつた。從つて幕府の補置した地頭も亦各地の慣習に從はせたのであるが、これ等の地頭が幕府の勢力を背景として橫暴の振舞を起し易かつたことは實に少くはなかつ

た。且つその設置當時は、一部の地方には段別五升の兵糧米を徴收する權を併せて委任されて居つたので、これに口實を假りて不當な利得を貪つたものも多々あつたから、地頭の非法濫妨といふ言葉は、この頃至るところに於いて地頭排斥の標語として唱へられた。政治的統制の上からは、地頭は守護の指揮を受けたが、地頭の職務の中にも守護同樣に、治安の維持に關する任務があつた。この爲めに地頭はその職權を濫用して、他人の權益を侵害し易い傾向があつた。然しこれ等は幕府の趣旨に反することであつたから、賴朝はこの點に考慮を加へ、文治元年設置の初頭に際し、地頭について次の如く一般に説明を加へて、その諒解を求めたのであつた。

不レ論二庄公一可レ成二敗地頭之輩一候也、但其後、先例有限正税已下國役本家雜事、若致二對捍一若致二懈怠一候者、殊加レ誡無二其妨一任レ法可レ致二沙汰一候也、

平氏討伐の直後、幕府は源範賴を以て九州に於ける平家沒官領の沙汰を行はしめた。範賴は間もなく鎌倉へ歸還し、その後の九州の管理に關する幕府の處置は判然として居らないが、義經の問題を機會として、幕府は文治二年十二月十日に、功臣天野遠景を鎭西九國奉行人として九州に派遣し、義經の黨與の殲滅に從事させた。一つに鎭西守護とも稱せられた。翌文治三年遠景は幕府からの特使中原信房を迎へ、幕命により戮力して南方の貴海島を掃蕩し、終に功を收め、西國の守護者として實權を握つた。遠景の駐劄所は詳でないが、恐らく從來の九州の政廳大宰府或はその附近らしく思はれる。これからは九州住人への幕府の命令は鎭西奉行の手を經由し、奉行が施行狀を發することとなつた。九州は從前平氏と緣故の淺からぬ地であつたから、源氏の威權を確立する爲めには、他地方の如く單に守護地頭のみを以てしては十分では

なかつたものらしく、特に九州を總括する機關を設けんとして、この處置をとつたものと推測し得られる。義經の與黨に對する處置を講ずる爲めであるとは、吾妻鏡に記されてゐる表面の一理由に過ぎない。

義經の問題は幕府がその基礎的の組織を完成させるのに洵に都合がよかつた。義經が陸奧藤原氏の庇護を得たのも束の間で、泰衡が義經を仆して幕府への好意を表示するや、幕府はこの機會に藤原氏討伐の口實を作り、大擧して奧羽を掃蕩し、文治五年九月十三日に厨川柵で、賴朝は新領土の經營を開始した。先づ治安の維持を急速に實現する方法を講ずる爲め、この地方の統治方法は藤原氏の舊制によることとして、住民をその堵に安んぜしめ、奧羽二國の省帳田文を搜索して治術の便をはかり、二十日に奧羽兩國の吉書始を行ひ、千葉常胤を始め戰功者に新占領地を分賜して幕府の地盤を固め、二十二日に葛西清重を陸奧在住家人の奉行人とし、これ等の家人等を清重の統率の下に、幕命に從はせることとした。卽ち奧州奉行である。ついで舊來の平泉郡內檢非違使所の管領を清重に與へて、郡內に於ける治安の維持に任じ、諸人の濫行を停止して罪科を糺斷させることとした。卽ち奧州奉行は家人の統率と治安維持とをその任としたのである。十月一日に賴朝が多賀國府に於いて、郡鄉庄園の所務に關することを地頭に令し、國郡を費し土民を煩はすべからざる旨を諭し、府廳に榜示して藤原氏の先例に任じて沙汰すべきことを明らかにしたのは、幕府の施政の根本方針を示したものであつて、必ずしも奧州に限つたことではなかつた。新附地の秩序の維持を急速に實現させる爲めに特に注意を行つたのであつて、地頭等に各その土地の舊慣に依らしめることとしたのは、各地方に通じての幕府の根本方針であつた。

ついでこの年の末に藤原氏の遺臣大河兼任が出羽に兵を擧げるに至つて、幕府は翌建久元年の春に、再

び大軍を編成してこれを討伐し、兼任を仆して後、三月十五日に幕府は伊澤家景を以て陸奥國留守職として この地に居住せしめ、民庶の愁訴を聞いて幕府へ進達させる任を授けた。留守職は從來國司の指揮下にあつて、國務を統率する任を有したものである。幕府がこの舊制をそのまゝに採用したのは、一つに舊慣に從ふ意味を具體的に表現した證左といへるのである。この留守職は奥州奉行と合せて兩奉行とも稱せられ、この兩職によつて奥羽の治安維持が遂行せられ、又在住の家人が統制され、幕府の威令が普く及ぶこととなつた。

かくの如くして特殊地區たる京都・九州及び奥羽に對する幕府の特殊機關が構成され、その權能を有效ならしめる策はかくして完成したが、中央である鎌倉の機關はなほその名目に於いて缺くるところがあつたので、頼朝は東西の平定が功を奏したのを機會に上京して幕府の威容を京洛に示し、且つ幕府を名實相合するものにせんとした。依つて文治五年十一月に公文所別當大江廣元を京都に先發させて、諸般の準備を講ぜしめた。十二月に頼朝が伊豆・相模の兩國下賜の命を拜したのは、廣元の工作によつたものであつたらしい。翌建久元年は旱水の兩害の爲め民戸の疲弊して居るのをも省みず、頼朝は上洛を決行し、參內參院の儀禮を遂げ、その推擧者である關白兼實と會見して幕府の施政についての意見の交換を行ひ、天下の草創を標榜し、政道を淳素に反したい趣旨を通じ、これと共にその任官の周旋を依頼し、朝廷の武官の極官である近衞大將とその任官に伴隨する大納言の地位を望んだ、この希望に對しては兼實は大いに盡力し、院側の反對を抑へて終にその望を達せしめた。ついで頼朝は兩職を辭して前右大將家の名義を得た。頼朝は兼てから征夷大將軍の職名を以て自己の任務に最も適するものとして、奏請して居つたが、後白河

法皇が斷乎としてこれを拒否せられたために、その望をば讓歩して如上の地位と代へたのであつたと云ふ。

公家政治と全く立脚地を異にする幕府の首長が、朝官を切望することは、一見不合理であるけれど、これは我が國體の然らしむるところである。又幕府の政治は事毎に公家政治と交渉があつて、その折衝に際し、幕府の首長の身分の上下は、幕府の意志の貫徹の上に重大な關係を有して居つた。幕府が曩に京都守護を時政から能保へ交迭を行はせたのも、一つはこの間の事情に依つたものである。幕府の首長は顯要な朝官に供はり尊貴な位階に昇り、公家社會の貴族等を睥睨する地位を得なければ、幕府の主張を十分に貫徹させることが不可能であつた。幕府の統率下にある家人が朝官を帶して公家政治と密接な關係を結ぶことは、幕府の基礎を危くするものであるが、幕府の首長の立場は家人とは自ら異つて居る。後世の室町・江戸の兩幕府に於いても亦同一事情があつて、首長たる將軍は何れも位人臣を極め、部下の將士の官位は出來得る限り抑制して來た。これは卽ち幕府が存立し得た所以に外ならない。但し執權北條氏が四位の地下に甘んじたのは、幕府の眞精神を十二分に發揮したものであるとの論もあるが、然し執權北條氏が奉戴した將軍は、攝家といひ皇族といひ、幕府の内部に於ての實權こそなけれ、外部に向つては頗る顯貴な地位を有したものといふべきであつて、卽ちこれあるが爲めに北條氏は地下の四位に居つて幕府の政治を遂行し得たのである。後年實朝が官位を競望して終に身を滅すに至つたことを以て、幕府の精神に反くものであつたためとする論もあるが、官位の競望それ自身は、幕府の首長として決して不都合なことでなく、況んや幕府の權威に障碍を與へるものではなかつた。賴家は比較的官位が低かつたが、同時に幕府の權威も亦あがらなかつた。その一因は蓋しこの點に存したのであつた。

前右大將家としての賴朝の京都に於ける諸儀禮は、豫定の如く終了し、賴朝は建久元年十二月晦日を以て鎌倉に歸還した。翌る二年の元旦を迎へた幕府は、歲首の垸飯等の儀を賴朝の昇進の故を以て、盛大に擧行すること五日、十五日には公文所を政所の名稱に改めて吉書始を行ひ、從來家人に授けた自署判の下文を徵し、改めて前右大將家の下文を授くることとしてその形式を定め、政所以下の諸役を改めて補任する形式をとつた。次の如くである。

政所別當　大江廣元
　令　藤原行成
　案主　藤井俊長
　知家事　中原光家
問注所執事　三善康信
侍所別當　和田義盛
　所司　梶原景時
公事奉行人　中原親能　藤原俊兼
　三善康清　三善宣衡
　平　盛時　中原仲業
　淸原實俊
京都守護　藤原能保

鎭西奉行人　天野遠景

奥州の兩奉行は吾妻鏡には見えてゐない。尙以上は主要な常備の職員だけであつて、この外幕府の政務に從事したものは尙多數であつた。同月十七日に至つて幕府は伊勢、志摩兩國に、平家の沒官領にして未だ地頭を補してない所々があつた爲めに、その巡檢使を發したが、これを擔當したのは平盛時と武藤資賴等であつた。盛時は公事奉行人に名を列ねてゐるが、資賴は上記の交名には見えてゐない。

かくて幕府の組織は從來よりは大いに名實相適ふに至つたけれど、賴朝の希望としての名義はなほ殘つて居つた。然るに建久三年三月に後白河法皇が崩御せられ、幕府が關白兼實と相應じて、公武の步調を殆んど完全に共にするに及び、始めて積年の希望を達することを得た。卽ち賴朝は七月十二日の臨時除目に征夷大將軍に拜せられ、除書の鎌倉へ傳達されたのを鶴岡八幡宮に於て拜受し、ここに始めて幕府としての名實を備へるに至つた。依つて幕府は八月五日に征夷大將軍家政所始を行ひ、大江廣元と源邦業を別當に、藤原行政を令に、藤井俊長を案主に、中原光家を知家事としてその儀禮を擧げた。これより征夷大將軍家政所の名義の下に、政所職員の署判を載せた下文を以て、幕府の號令が發せられることとなつた。

三、武家政治分野の建設

幕府は初め武士階級の保護と社會治安の維持とを以てその任務として立つたのであるから、その他の政務はこれに關係なき限り放置して顧慮しなかつた。卽ち從來公家の統制の下にあつて、幕府の任務と關係のないものはそのままとした。賴朝はこの主旨をば早く養和元年の秋に陳狀を呈して內奏した。その際は

直ちに裁許を蒙るには至らなかつたけれど、この內奏を受けられた後白河院廳は、これを容認する態度を示され、ただ平氏が反對したために卽時容認の旨を傳へられなかつたのである。ついで壽永三年に賴朝が麾下の兵を京都に進め、始めて院當局と直接交涉を行ふこととなつた際、院司高階泰經を經て四箇條の政見を奏上した。その主旨は從來のを繰り返したに過ぎなかつたが、その形式は既に陳狀ではなく、建議であり要求であり寧ろ指圖に近いものであつた。院の當局がこれを容れなければ、正面衝突をも起し兼ねない事態となつた。これは既に鎌倉の基礎が定まり、幕府としてはこれより外に存立の途を見出し得なかつたからである。

元來院の當局は源平等の武士の實力に賴つてその威權を保ち、院の權益を本位とした政策の實現を企圖して來た。この方針によつて院では武士に對して、尊貴な地位を以て制馭されて來たのであつたが、武士の立場は次第に院の立場とその利害を異にするに至つたために、院の制馭策は漸次意の如くならず、事毎に失敗を繰り返しつつ、平氏を追うて義仲を迎へ、義仲を退けて賴朝を迎へるに至つた。かくて數次の失敗に依つて、武士に對する院の强硬な態度は大いに緩和されては來たが、武士から指圖を受けるが如きは絕對に容認せられなかつた。これは現實の力を輕視して、傳統的地位を尊重する公家社會の一般の風潮であつて、「人以不ㇾ可ㇾ爲ㇾ可、賴朝若有二賢哲之性一者、天下之滅亡彌增歟」(玉葉元曆元年二月廿七日の條)といふのが、賴朝のこの奏狀に對する公家社會の輿論であつた。當時院では源平の和親、源平の竝立策を案出して賴朝を制馭せんとも試みられたけれど、時勢は既に養和の昔とは全く變つて居つて、賴朝にかかる案が受諾される筈はなかつた。然しかくの如く他の勢力を借りて、賴朝卽ち幕府を制せられんとする院の方針

は、この後もなほ依然としてこの時代を通じて繼續され、公家側の武家に對應する根本政策となつて居つた。

幕府よりの要求に就ての對策として、朝廷ではその請のままに官宣旨を發し、平氏及び義仲黨類の撃滅を頼朝に令すると共に、武士の神社佛寺の押領、院宮諸司及び諸人領への濫妨を停止して、頼朝にその取締を行はせ、又諸國司に令して公田、庄園に兵粮米を宛て催すことを禁止せしめられた。頼朝の麾下の不統制は義仲程ではなかつたけれど、戰勝に誇る將士の行動は自ら專恣横暴に走り易く、大夫史小槻隆職は源氏の兵士の爲めに貴重な官中の文書等を奪取され、又近畿に於ける社寺の掠奪被害も少くなかつたため、京洛の貴顯庶民が武士を嫌惡する感情は相當に甚だしいものとなつた。又源軍は糧食の缺乏に對して、兵粮米を標榜して不當に掠奪したことも少くなかつたのである。この官宣旨は頼朝の要求を容れたものであると共に、又一面に頼朝の統制下にある專恣な家人武士の行動を、體よく抑制せられたものである。殊に兵粮米の停止を國司に向つて發令したのは、源軍の行動に大きな妨害を與へたものの如くであつた。但しこれ等の宣旨の效力の如何は自ら別問題であつて、兼實の如きは始めからこの宣旨の無效なることを豫斷し、有レ法不レ行、不レ如レ無レ法とさへ評してゐる。

院が他力によつてその權威の保持を圖られたと同樣、公家社會の諸人もまた、他力に依つて權益を獲得し、又それを支持するを事としつつあつた。殊に失意の境遇にあるものは、この運動に狂奔したのである。その一例を攝家の中に求むれば、義仲と共に失脚した入道關白基房、早くから攝籙を望んでその機會毎に失望を重ねて來た右大臣兼實等の如きは、この際に當つて何れも暗中飛躍を試み、頼朝との結合によつて

その希望する地位の獲得を圖つた。現任の攝政基通さへその地位を維持せん爲めには、頼朝に秋波を送らざるを得なかつたのである。頼朝が幕府の政治分野を確立せんとするには、公家側との諒解協定を經る要があつた。この爲めに頼朝は廟堂の要路と意志の疏通を策せねばならなかつた。恰もこの折に廟堂の現狀が如上の權力競爭に基づく分裂狀態を呈して居つたことは、幕府にとつては頗る都合のよいことであつた。頼朝は兼實を味方に引き入れて、公家社會の形勢を幕府の爲めに有利に導き、幕府の希望し主張する政治分野の承認と、その根本政策の實施に要する諸機關の設立に就ての便宜とを求めんとした。元暦元年三月、頼朝は大江廣元に命じて兼實を攝政氏長者に推擧する奏狀を作成させ、在京中の廣元の父廣季を通じ、院別當高階泰經を經て法皇に上奏せしめた。これは幕府が廟堂の人事に口入した最初の重要事件であつた。兼實は廣季からこの顛末を聞き、多年の希望の實現される機會の到來を喜んだが、同時に院を始め競爭者の排擊を防がんとして、幕府の推薦が自己の懇望によるものであるとの世評の誤であることを辯明し、且つこれに對して、「此事已嗚呼也又尾籠也、取二諸身一無二冥顯之過怠一、何因二氏明神并本尊三寶一、可レ令レ顯二尾籠之名於後代一哉、冥鑒之處、只奉レ仰二佛神一者也、中心此事亂二世間一彌以不二庶幾一者也」といふて、その苦境を訴へてゐる。當時兼實は院との利害關係に於いて、諸種の事情から一致して居らなかつた。されば幕府の奏薦は切望に堪へざるところであるが、現攝政基通に對する院の支援の厚い現下の政情に於いては、幕府の奏薦が實現されるのが頗る難事である事をよく洞察して居つた。それ故、兼實はその態度の表明に大なる苦心を費した。頼朝がその力を廟堂へ伸さうとするこの策に、院が絕對に反對であることは、院の既定方針であり且つ明瞭な事實であつた。さればこの奏薦は自ら握りつぶしの形となつた。然し幕府

は飽くまでもその目的の貫徹を期して熱心に奏請を繰り返した。頼朝は始め鶴岡八幡宮の寶前に祈請を凝して後、廣元にこの奏狀を書かせたと傳へられてゐる位の執心を有つて居つたのである。

幕府は兼實の外にも好都合な朝臣との連絡を策し、參議藤原經房と關係をつけた。頼朝は經房の好意に酬いる爲めに中納言の昇進を後援した。經房がこの年九月に破格の例を以てその望を遂げ得たのは、全く頼朝の力であつた。吾妻鏡に「新藤中納言經房卿者廉直貞臣也、仍二品常令レ通二子細一給」と見えてゐるが、廉直貞臣のみが經房と連絡を付けた理由ではない。かくの如くして公文所成立の前後には、幕府は有力な朝臣との連絡を巧妙に成立させた。

朝臣との連絡が、幕府の諸事業を行ふ上に於いて、至大の便宜を與へたことは敢へていふまでもない。幕府が院を始め公家側の權威を制するのに與つて力があつた。幕府が平氏の追討計畫を進捗せしめつつあつた際、朝廷では平軍の手にある天皇及び神器の還京を圖る爲めに、幕府の追討計畫を屢ゝ制せられ、又院では頼朝の勢力を牽制させる爲めに義經を誘引せられた。この爲めに幕府の追討計畫は挫折して、時局の拾收が一時困難に陷つた。かゝる際に朝廷側の内情を牒報して、幕府に機宜の處置を講ぜしめ、又幕府の意向を朝廷に達せしめるために有力な援助を與へたものは、これ等の朝臣であつた。

かくて幕府の第一期事業であつた平氏討滅計畫は、院側の妨害や義經を中心とする内訌等に妨げられながらも、機宜の處置によつて功を奏し、院とは不安定ながらも表面協調の形狀を持續して、終にその目的を達成し、文治元年三月廿四日の壇浦の戰を以て、第一期事業は終幕に到達することとなつた。

平氏の滅亡によつて院と幕府とは協同の敵を失つたので、その間の協調は忽ちにして破れ、院に於ては

既定の計畫に對する對幕府の術策が、義經を中心として具體化されることとなつた。これは幕府にとつては安危存亡に關する重大問題であると共に、その抱懷する自身の立場を闡明して、公武政局の分野を確定し得べき絶好の機會でもあつたから、幕府はこの目的の爲めに、寧ろ計畫を急速に實現させる手段を講ぜんとした。賴朝と義經の關係を益〻惡化せしめ、義經と院との結合を鞏固にさせる爲めには、幕府の智囊である大江廣元等の遠大な計畫と周到な考慮とによつて、機宜の工作が逐次用ひられた觀があつた。文治元年五月二十四日付の義經の所謂腰越狀の處置、及び同年十月九日の刺客土佐房昌俊の派遣等は、就中その著しい事であつた。

かかる形勢によつて義經と院との結合は急速に進展し、遂に院の當局は賴朝追討宣旨を義經と義經と行動を共にした行家に降下せしめた。この際幕府と默契を交へた右大臣兼實が、追討宣下の不合理であることを强調して、朝議の一致を破壞したことは、院の計畫の失敗を事前に豫知せしめた觀があつた。十月十八日附で追討宣旨が降下したとの報は二十二日に鎌倉に到着した。賴朝は直ちに侍所に命じ、動員令を尾張・美濃以東の諸國に傳へて、近江美濃に集合せしめ、賴朝自身は二十九日に鎌倉を發して、本營を黃瀨川に進め、大いに幕府の威容を示したため、諸國の武士は悉く賴朝に意を通じ、義經等の計畫は忽に失敗に歸した。十一月三日義經等は遂に京都を亡命して行方をくらまし、院の當局は幕府からの嚴重な抗議に恐れを懷き、善後策に焦慮腐心せざるを得なくなつた。この爲め取りあへず十一月八日に、義經追討の宣旨を賴朝に下して難詰を避けんとした。是日に賴朝は大和守重弘・僧昌寬を使として、賴朝追討宣旨降下に對する抗議を呈して院の責任者に迫り、黃瀨川から鎌倉へ引き上げた。間もなく院の當局は特使を鎌倉に發遣

し、この事情の止むを得ざりし所以を釋明して、賴朝に他意なき旨を傳へたが、賴朝は幕府の實權を確立する機會を玆に求めんとしたので、大いに院の當局を威壓して、これより提出すべき幕府の要求を認許せざるを得ない情勢を作ることに努めた。

幕府が武士階級の權益の擁護と治安の維持とを、公家政治の機構外に於いて有效ならしめんとするには、全國に亙つて武士の統制權を收め、且つ朝廷からこれに對して諒解を請ひ允可を仰ぐ要があつた。既に賴朝の勢力は鎌倉を策源地として漸次發展し、平氏を滅亡せしむるまでに至つたが、然しかくしてこれまでに得たところの權限は、源氏の家人の統率と、平家の沒官領の管領と、伊豆・相模・上總・越後・伊豫等の諸國を勳功の賞として知行すべき命を受けたに止り、これによつて賴朝は有功の家人に沒官領の諸職を、又知行國の國司の任を與へて國務を行はしめたに過ぎなかつた、その他の諸地方には、未だ何等の制馭權をも得なかつた。全國に亙つて夥しい數量に上つてゐる院宮社寺權門領は全くその權限外にあつた。されば武士の統率制度を完うして全般の治安の維持に任ずることは、なほ望むべからざる狀態であつた。幕府はこの目的に向つての理想の實現をこの機會に求め、全國平均に武士の統制と治安の維持とを行ひ得る方策を案出し、院の弱點に乘じてこれを强請せんとしたのである。その具體的の方策として現れたのは、即ち守護・地頭を全國平均に配置する案と、幕臣の一部と公式に連絡を作る案との二つであつた。

この具體案は公文所別當大江廣元が周到な用意の下に立案したもので、その理由は謀反人の起ることは永久に免かれぬところである。その度每に鎌倉から出兵することとすれば、幕府は奔命に疲れる恐れがある、されば義經一味を追討する機會に、全國に守護・地頭を補置するのが得策であるといふのであつて、賴

朝はこの建議を容れて、義經亡命後の善後策の爲めに上京させた岳父時政に旨を授けた。時政は十一月二十八日に中納言經房を經て、幕府に守護・地頭を諸國平均に設置する權と、段別五升の兵糧米を權門勢家庄公を論ぜず徴課すべき權とを付與せられたき奏請を呈し、翌日聽許を得た。更に幕府は十二月六日に廟堂改造案を作成し、義經問題に關係ある責任者高階泰經等の解官と、朝廷の新陣容として議奏公卿の設置とを求め、右大臣兼實・內大臣實定・權大納言藤原實房・藤原宗家・藤原忠親・權中納言藤原實家・源通親・藤原經房・參議源雅長・藤原兼光等十人を議奏に推擧し、且つ兼實には內覽の宣下を求め、その他の任官者の候補に就てもそれぞれ意見を述べ、又議奏公卿にはその知行國を擬定した。この案に依つて幕府は兼實を首班とする議奏公卿と協調を保ち、幕府に危險性の多い院の當局を牽制させ、その間に幕府の經營の利便を求めんとした。これに就ては院と兼實との間に、複雜な折衝が行はれたが、終に院では幕府の要求の通りに認許せられざるを得なかつた。二十八日に兼實は內覽の宣下を蒙り攝政基通と相並んだが、幕府の終局の目的は兼實を攝政氏長者とするにあつて、この後機會每に兼實の推擧を繼續し、遂に文治二年三月に至つてその目的を達し、兼實は名義上完全に廟堂の首班の地位を得た。これより廟堂の內部に於ては、院と兼實との間に屢〻困難な問題が頻發はしたけれど、幕府は兼實と意を通じて、その政策に邁進することができた。賴朝は廟堂改革案を奏請すると同時に、書を兼實に送つて自己の經歷と抱負とを述べ、守護・地頭の設置と廟堂改革案との主旨を說明して諒解を求め、相共に政治に盡力せんことを慫慂した。賴朝はその書中に、「今度天下草創也、尤被レ究ニ行淵源一候、殊可下令ニ申沙汰一給上也、天之所レ令ニ奉與一也、全不レ可レ及ニ御案一候」といひ、これより開始せんとする公武の相關政治によつて、天下の草創の事業を處理せん

との希望を述べ、幕府が施設する守護・地頭制を以て、全非レ思ニ身之利潤一候といひ、殊に地頭の所務は梟悪謀反人の取締であつて、先例有限の正税已下、國役・本家雑事等に對捍を致し、又懈怠を致すが如き者があらば、殊に誡を加へてその妨なからしめ、法に任じて沙汰すべしとて、幕府の所管事項と然らざる事項との區別を明確に説明した。卽ち幕府は武士の進退と治安維持とを主眼とし、その他の一般國務は從前通り朝廷の令下に置き、兼實に適宜な方策を用ひて時勢に應ずる處置を執られたい意味を傳へた。これは卽ち頼朝が公武兩政局の分野を劃然と定めて、兼實の承認を求めたものに外ならない。

然し幕府の威力を背景とする地頭等の武士は、幕府が限定したその權限の範圍を超えて、公家政治の分野まで立ち入る者が多く、その不法に憤激した權門は、從來の慣例に隨ひ、院廳に訴訟を提起し、院廳はこれを幕府へ通達せしめられたので、幕府の公文所はその處理に忙殺し、殆んど寧日ない有樣となつた。而してこれ等の問題の中には主として公家政治の分野に屬するものもあつたので、幕府は公家の政務との限界を明瞭にする爲め、文治二年四月に奏して朝廷に記錄所を再興せられ、これ等の訴訟問題を處理せられんことを求め、又議奏公卿に書を送つて、政道の興行を要望した。その狀には

・天下之政道者、依ニ群卿之議奏一、可レ被ニ澄清一之由、殊所レ令ニ計言上一也、具存ニ君臣之儀一給者、各無レ私不レ諛令レ廻ニ賢慮一給、可下令ニ申沙汰一給上也、頼朝適稟ニ武器之家一、雖レ運ニ軍旅之功一、久住ニ遠國一未レ知ニ公務之子細一、縱又雖レ知ニ子細一、全非ニ其仁一候、旁不レ能ニ申沙汰一候也、但爲レ散ニ人之愁一、一旦令ニ執申一事者、雖レ爲ニ頼朝之申狀一不レ可レ有ニ理不盡之裁許一候、諸事可レ被レ行ニ正道一之由、所ニ相存一候也、兼又縱雖下被レ下ニ勅宣院宣一事候上、爲レ朝爲レ世可レ及ニ違亂端一之事者、再三可下令ニ覆奏一給上候也、思而

不二令レ申給一者、是非二忠臣之禮一候歟、仍爲二御用意一乍レ恐上啓如レ件、

とあつて、頼朝が公武の限界を明瞭にし、公家の分野を決して侵犯することなきを表明すると共に、公家の分野は公家に於て全力を傾注せらるべきことを要請したのである。かやうな事情の結果として、文治元年十一月に勅裁を經た兵粮米の制は、國務に重大なる妨を與へ、これによつて民戸の費が甚だしく、殆んど乃貢運上の計がなきに至つたので、幕府は公家との折衝の末、大讓歩を行ひ、終に兵粮米の徴發を停止することを奏請し、二年三月二十一日に宣旨の形式によつてその廢止を斷行した。ついで地頭についても、公家政治に重大なる支障を及ぼすことが頻發したので、幕府は公家側の要求に基き屢〻修正案を提出した。この年六月には幕府は、公文所別當大江廣元を親しく上京させて院の當局と折衝せしめ、その際幕府は、沒官領を除く近畿近國の地頭を停止する修正案を提出して、自己の權益の擁護に努力したが、終に地頭全廢を主張する院の當局の容るるところとならずして、交渉は一時不調に終り、廣元は更に幕府の主腦部と協議の必要を認め、一旦交渉を止めて鎌倉へ歸つた。これより幕府は更に熟議を遂げ、終に院宮權門領の地頭を廢止する大讓歩を決意して、公家との協調を圖つたので、問題の解決はここに光明を認め得るに至つた。かかる交渉の結果、太政官符を以て諸國現在謀反人の跡を除くの外の地頭が停止されることとなつた。諸國平均に地頭を配置せんとする幕府の根本主旨は一年にならずして忽ちに崩壞したが、これは一つに公武兩政治の分野に立脚して、相互侵犯の事なきを望んだ幕府の互讓の精神に出でたことであつた。

記錄所の設置問題は、公家の內部に於いて院と攝政兼實との間に意見の扞格があり、兼實は幕府の希望に從ひ、記錄所を再興して攝關政治の實力の增大を望み、院は政務の權限が攝關に歸するのを不滿としたと

共に、幕府あるが爲めに記錄所の事務が有名無實に終るべきことを察して、殊更に意を用ひられなかつた。然るに幕府が再三その設置を督促するに至つたので、院では設置に關する處理を兼實に委任せしめられた。依つて兼實はその設置案を攻究し、文治三年二月に閑院内裏中に記錄所を開設した。その際定められた記錄所の職掌は、諸司諸國幷に諸人の訴訟及び莊園券契の理非の勘決、及び年中式日の公事の用途式數の勘申であつた。莊園に關する所務を主管した前代の記錄所とは、その趣を異にするに至つた。然し苟も武士關係の諸問題は、幕府の決裁を經なければ最後的のものとはならなかつたから、記錄所はいはば一面に於いては有名無實の府であつた。

かくて幕府は原則として公家の分野には立ち入ることを避けたが、自己の分野に就ては、その職責上公家からの云爲を排除して飽くまで責任を盡す態度をとつた。亡命後の義經を京畿の間に搜索するに當つては、これを庇護せんとする院當局と屢〻衝突を起してまでも、謀反人追捕の實績を擧ぐべく、在京の出先である一條能保等に訓令を與へた。されば文治二年閏七月に義經の所在を叡山に探索し得た能保は、叡山に追捕の兵を發せんとして院の妨害策と衝突し、ついで院の近臣高倉範季が義經と消息を通じた事を知るや、その責任を院に問ふ等强硬な態度を持し、終に義經をして京洛から奥州に遁走するの止むなきに至らしめた。義經が藤原秀衡に賴つたことが明らかとなるや、幕府は初め藤原氏の勢力をば憚つて、卽時に兵を發することは控へたが、或は院旨の渙發を奏請し、或は自ら書を秀衡に送つて、義經を庇護するの不當を叱責し、間接に威壓を加へた。ために秀衡の子泰衡に至つて終にこの威壓に屈し、文治五年閏四月泰衡は義經を衣川柵に襲うて殺し、以て賴朝の意を迎へんとしたが、この藤原氏の弱點を觀取した幕府は、この

機に乘じて藤原氏の討伐を策し、先づ追討の宣旨を奏請した。この際院では政務の都合と幕府に對する反感とからして、宣下を暫く控へられた。然るに賴朝は古老の家人大庭景能から、軍中は將軍の令を聞いて、天子の詔を聞かずといふことがある、已に奏聞を經たのであるから、强ひてその左右を待つ要はない、況んや泰衡は累代家人の遺跡を受け繼いでゐるものであるから、綸旨が下らずと雖も、これに治罰を加へるのに何の支障があるべきとの論を聞き、勅裁を待たず大擧出兵して終にその目的を達したのである。この出師は家人の治罰は幕府の專行する分野であつて、公家の意志を考慮する要がないといふ見解から出た行動であつた。文治三年九月に九州貴海島の掃蕩を行つた際も、同樣公家側に異論があつた。尤もこれは幕府に對しての同情から起つたことで、遠征は將士の煩になるといふ理由であつたが、幕府は公家の意見を顧みずして決行したのであつた。

賴朝は全國平定を終へ建久元年の冬に始めて上京朝拜の禮を行つた。賴朝は十一月九日に宮中で兼實と會見して政治上の意見の交換を行つた。玉葉に賴朝の談話を記して、

天下遂可ニ直立一、當今幼年御、尊下又餘算猶遙、賴朝又有レ運者、政何不レ反ニ淳素一哉、

と記し、又

義朝逆罪是依レ恐ニ王命一也、依レ逆雖レ亡ニ其身一、彼忠又不レ空、仍賴朝已爲ニ朝大將軍一也、

と載せて居つて、極めて簡略ではあるが、公武兩當局が意を合せて天下の政を淳素に返すべきこと、賴朝は朝の大將軍としての任務責任を有してゐることを强調してゐる樣が窺へる。又玉葉十二月十一日の條に、兼實が再び賴朝と會談した折の語を記して、

天下政忽可二直立一之由、不二見給一、然而御申之所レ及、不レ可二懈陵一云々、

とある。その意味は分明を缺いてゐるが、天下草創の意氣を以て、天下の政に當るべきことを力說したもののやうである。

かくして幕府の主張は公家側の代表者である兼實によつて容認せられたのである。賴朝は兼實との親善關係を鞏固にする爲めに、建久二年には妹婿一條能保の女を兼實の嫡子良經に嫁せしめた。但し兼實と院とは政策上の立場を異にして居つたので、兼實の意志は未だ十分に行はれなかつたが、建久三年三月に後白河法皇が崩御せられるに至つて、院側の勢は俄然衰へ、これに反して關白としての兼實の實權が漸くここに確立し、幕府も兼實も共に黄金時代に入る事を得、公武政局の分野は圓滑な協調を保つて守られるやうになつた。兼實が賴朝の多年の希望を容れて斡旋につとめ、建久三年七月に征夷大將軍の宣下を執り行つたのは、この協調の一つの具現であつた。愚管抄に殿下鎌倉の將軍仰せ合はせつつ、世の政はありけりと評してゐるのは卽ちこれである。建久六年東大寺再興供養の儀を機會に、賴朝は家族を具して上洛し、悠遊四ヶ月の久しきに亙つた。この折また兼實と對面して談都鄙理世に及び、又經房を旅亭に招き、廣元を陪膳として世務の打合せや懷舊談に耽つた。これは公武の協調が極めて圓滑となつた賜物に外ならなかつたのである。

かくて幕府は賴朝の一代の中に、その希望する政治分野を得たのであるが、幕府の得たのは何れも各實質に就てのもののみであつたから、これが爲めに從來から公家政治の機關となつてゐる官衙職員等の中で公式に停廢されたものはなかつた。例へば幕府が置いた守護は軍事警察の權を有したが、これと並んで公

家の置いた國司は從來所有した治安維持の權を失ふことはなく、又治安の維持を本務とした檢非違使・近衞等も舊のまゝに存續し、又院廳に直屬する北面の武士も存した。文治二年二月に京都に出張した幕府の出先である北條時政は、六條河原で群盜の處刑を專行した。吾妻鏡にその理由を說明して、「凡如レ此犯人者、不レ可レ渡ニ使廳一、直可レ處ニ刎刑一之由云々」と見えてゐる。されば幕府の建設されたことによつて、治安維持に必要缺くべからざる兵馬等の權が、公家から武家に移つたことは事實であるが、それは公家の從來所持したその權能を幕府に讓渡したのではなく、それとは別に幕府の權能を容認されたまでの事である。されば公家の方策如何によつては、從來からの兵馬警衞等の機關をば、如何やうにでも活躍させることができたのである。

正治元年源賴朝の薨去の機に、公家の權力の挽回を企てた權大納言源通親は、時の土御門天皇の外祖父の顯位を占めて、廟堂の實權を握らんと圖るに當り、その反對黨である幕府方の一味から襲擊を受けた。その時通親は官の兵力を以て自衞の手段を講ずると共に、敵黨の逮捕を行つた。翌正治二年には近江國の住人柏原彌三郞が後鳥羽上皇の叡旨に反いたので、上皇は追討の宣旨を發せしめられた、この時謀反人追討を職責とする幕府は、宣旨を奉じて澁谷高重・土肥惟光等の將士を派遣したが、朝廷では幕兵の出動に先立ち、早くも在京の官兵を動かして柏原庄を拔き、追討の賞を擧げられた。ここに至つては兵馬の權が何れにあるか頗る明白を缺くといはざるを得ないのである。されば幕府が保持し得た政治分野は、その權力の實質の如何に懸つてゐるわけである。少しでも油斷をすれば、その權限は容易に公家に復歸する可能性が多分にあつた。されば幕府としてはその政治分野の維持に就ては、常に緊張して考慮を拂ふ必要があ

り、その考慮すべき主眼點は、公家政治との相對關係に存したのである。

四、家人の統制策

幕府が自己の政治分野として家人の統制に對して執つた政策は、當時の政治及び社會の制度をその儘活用した消極的のものであつた。卽ち幕府の機關は當時の權門の家政の府と組織を同じくし、家人には本領を安堵して從來の權益に保障を與へ、更に勳功の大小に從つて新恩地を授けた。この新恩地は幕府が漸次入手した敵方の沒收領である。幕府が家人に勳功賞を授けた初めは、治承四年十月富士川の戰後、賴朝が相模國府に凱旋した時であつて、吾妻鏡に

始被レ行ニ勳功賞一、北條殿及信義、義定、常胤、義澄、廣常、義盛、實平、盛長、宗遠、義實、親光、定綱、經高、盛綱、高綱、景光、遠景、景義、祐茂、行房、景員、入道實政、家秀、家茂以下、或安ニ堵本領一、或令レ浴ニ新恩一、亦義澄爲ニ三浦介一、行平如レ元可レ爲ニ下河邊庄司一之由、被レ仰云々、

と見え、本領の安堵、舊來からの地位の確認卽ち、三浦介・下河邊庄司の如き祖先以來の傳統の嘉名を襲用させることが先づ行はれたのである。ついで十一月に佐竹氏を常陸に破つて、その所領常陸國奥七郡幷太田糟田酒出等の所所を沒收するに及んで、之を軍士の勳功賞に充て、特に勳功あるものには、傍輩から抽んでて行賞すべき方針であることを示して、家人を勵ます策をとつた。卽ちこの戰に拔群の功を樹てた佐竹藏人・熊谷直實・平山季重等は賴朝から厚賞の約を受けてゐる。かくの如くして幕府の勢力の發展と共に、家人の本領安堵と新恩地の授與とが漸次行はれて來た。

當時一般に各地方は國衙領も莊園も、その内容は等しく私領的の性質を具へ、土地の收益は上は貴族から下は庶民に至るまでの多數の人々によつて配分せられて居つた。一ヶ所の土地に多數の人が種々の名義の權利を有してゐるのが一般であつた。國衙領には知行者、國司・在廳・領民等があり、莊園には本家・領家・預所・莊司・莊民等があつて、各緊密な關係を作つた。これ等の權利者の有する權利即ち收益權を職と稱した。その中院宮社寺權門等の顯貴な地位の者は、本家・領家となり、概ねその土地からは遠隔の地に居つて收益の納付を受け、實際の下地に臨んで經營に從事してゐるものは預所・莊司等で、主として地方の豪族武士等の階級が、本家領家の指揮下にこの任に當り、莊民がその命を受けて實地の經營に從事したのが概ね一般に通じた形式であつた。されば幕府に從つた家人武士は、概ね各地の莊司等を本領として生活を營んで居つた者であつた。幕府はこの社會組織に何等の變更を加へることなく、單に本領たる莊司等の地位を安堵し、又新恩として他地方の莊司等の地位を授け、それに屬する收益を受けしめ、以てその功に報いる方法を執つたのである。

これ等の土地の收益の分配法は、何れも地方地方の慣例から成り立つて居つたけれど、その慣例は權力者の意のままに破られ易く、下級の地位の者は、自己の權益の保障を有效にする術がなかつた。本家領家等の身分の高く權力の大なる者は、預所莊司等を壓迫して慣例外の增徵を行ふことがあり勝ちであつたから、預所莊司等の地位にある武士等は、常に上流貴族の壓迫に苦しんで居つた。中には上の不法を鳴らして收むべきものを濟さず、或は實力を以て抗爭を起す者も少くなかつたので、社會の秩序は常に不安であつた。これに公家政府の當局にはこの危殆な事態を制馭する力がなく、秩序は益〻混亂の域に進みつつあつた。

加へて、これ等の土地の境界には不確定のものが少くなく、堺爭論も屢〻起り、この爲めに現地では莊民間の鬪爭、莊司間の衝突を起し、本家領家等の間には訴論が久しくつづき、朝廷の裁許も拘束力が十分でなく、一方の敗退を見るまでは爭論が止まぬのが常であつた。その中でも最も頻發したのは、土地の實地管理者たる莊司から本家或は領家への所定の納物を履行しない事で、これを乃貢未濟といふた。莊司が不當な抑留を行ふこともあり、又本家領家が正規な乃貢を收めて、尙增徵したこともあつた。又莊司には莊民を酷使して私利を圖る者があり、莊民には莊司の苛酷を憤つて離散を企てる者もあり、かくて當時國民の經濟生活の基本となつて居つた土地制度は、頗る紛糾したものであつた。

幕府はこの不安定な狀況であつた土地の制度自體はそのままとし、自己の威力によつて現狀のままに安定せしめ、以て治安の維持を講ずると共に、家人武士の地位ともいふべき莊司の權益を保障し、武士をして永く幕府に依らしめる方法に出た。卽ち舊制を利用して自己の利便を圖つたのである。この政策を徹底させたのは、文治元年十一月制定の地頭平均設置制である。卽ちこの制度は從來本家領家等の指揮下にあつたものを幕府の統制下に移し、從來慣行の乃貢を本家領家等に納付する義務を舊に由らしめ、管內の土地の管理と治安維持の責任とを付與し、且つ本家領家等より發せられ易い不當な壓迫に對しては、幕府は地頭を後援し、その地頭職を保障する勞をとることにしたものである。この制度では幕府が全國の土地を管領することとなり、又地頭が幕府の役人である形となつた。吾妻鏡文治元年十二月二十一日の條に、

於₂諸國庄園下地₁者、關東一向可ᵣ令₂領掌₁給ₗ云々、前々稱₂地頭₁者、多分平家々人也、是非₂朝恩₁或平家領內授₂其號₁補₂置之₁、或國司領家爲₂私芳志₁定₂補于其庄園₁、又令ᵣ違₂背本主命₁之時者改₂替之₁、

而平家零落之刻、依レ爲ニ彼家人ニ知行之跡被レ入ニ沒官ニ畢、仍施ニ芳恩ニ本領主空レ手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷ニ其恩ニ云々、

と見えてゐる。

凡そ政治上に革新を企て、その實權を確保せんとするに當つては、兵力が必要であると共に、經濟力就中土地の實權を掌握することが必要缺くべからざるものである。このことは多くの實例が明示してゐる。兵力の用途はその時の事情の如何によつて必ずしも必要を伴はないけれど、經濟力卽ち土地の實權は恒に缺くべからざるものであつた。大化改新では大臣蘇我氏を仆すに一部の兵力を用ひ、私有の土地人民を收公して中央政府が全土の土地管理を行ひ、經濟上の優越地位を獲得したことによつて成功してゐる。明治維新の大業が完成したのも、兵力による江戸幕府の倒壞事業と共に、版籍奉還を斷行して新政府が全土の實權を手に收めた爲めである。後三條天皇の延久の革新政治が效果を擧ぐるに至らなかつたことは、種々の原因はあるけれど、その主なる點は、土地の管理ともいふべき莊園の整理を十分に徹底させることができなかつた爲めである。英明な天皇はこの點に留意せられたればこそ、記錄所の政に全力を傾注されたのではあるが、然るに實績擧がらず土地の權は多くの權門の手に止まつて、國家へ復歸したものは甚だ少かつた。又建武中興の忽ちに失敗に歸したのも、その重なる原因の一つに新政府が全土の土地の管理權を保持し得られなかつたことにある。政治上の權力は兵力の發動によつて公家政治に回つたのであるが、全土の土地は從來の如く武士たる地頭に管理權があつて、新政府はこれに一指をも染めることはできなかつた。卽ち經濟上の勢力を求め得られなかつたのである。

幕府が全國の下地管理權を占め、家人である武士を地頭としてその職權の遂行に當らせたのは、洵に巧妙な手段であつて、從來からの土地の組織に何等の變革を加へずして、土地の實權を收めたものである。地頭は平時は各土地の慣習に從つてその管理に當り、土地の收益の一部分を地頭職として收得したに止まるけれど、非常時に遭遇すれば、土地管理の實權者であるから、その實力によつて如何やうにもその土地を處理し得られたのである。卽ち幕府は一朝事ある時に、命を地頭に傳へて全土の權利を力を以て收むることを得た。幕府が設定した諸制の中に於いて地頭制が最も重要なものであることは、實にこの點に存してゐるのである。

律令制の公家政治の衰退の重因は、私有地たる莊園の簇出によつて官憲不入の地域が多數となり、中央政府の全土統制の實が失はれたことであつて、從つて國家組織は分裂の危機に際會するに至つたのである。中央政府は莊園に對して、勅事院事大小國役等の名義の下に、國家に對する義務を徵課することは試みたけれど、有力なる權門領は概ねこれを拒絕して、その義務を果さなかつた。かやうな事態の中に幕府が地頭制を設け、原則として全土を例外なく幕府の管理下に置き、守護の制を設けて全土をその統制下に屬せしめたことは、國家としての統制上最も有意義なことで、國家を分裂の危機から救濟したに外ならないのである。北畠親房が神皇正統記に賴朝の功業を論じて、

白河鳥羽の御代のころより、政道の古きすがたやう〳〵おとろへ、後白河の御時兵革おこりて、姦臣世をみだる、天下の民ほと〳〵塗炭におちにき、賴朝一臂をふるひて、其亂をたひらげたる、王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、

東より西より其德に服せしかば云々、

と見えてゐることは、必ずしも各地追討の事のみを指したのでなく、國家統制が賴朝の守護地頭制によつて、復活された功業を讃美したものと推し得られるのである。

文治元年十一月二十九日の勅許によつて成立した地頭制により、幕府はそれぞれ家人を配置したのであるが、その大多數は莊園の地頭等の任務の實際に當つて居つた家人が、從來はその職務に關して、領主との間にのみ關係があつたのが、この時から幕府の指揮を蒙り、その地位の保障を受けるやうになつたのであるから、特別にこの制度の成立によつて、幕府が改めて各地方の地頭を補置する手續をとることはなかつた。文治元年の末に、賴朝が源氏の氏神六條若宮に土佐國吾河郡を寄附したことを、吾妻鏡に記して

令ㇾ拜㆓領諸國地頭職㆒給之內、以㆓土佐國吾河郡㆒令ㇾ寄㆓附六條若宮㆒給、

といひ、又文治二年正月、賴朝がその妹である一條能保の室の爲めに、備後信敷庄等の地頭職を授與したことを、同書に

備後信敷庄以下數箇所地頭職、令ㇾ避㆓與于彼室家㆒給、

と記してゐる如きは特殊の場合である。同年二月七日に公文所別當大江廣元が、守護地頭制の樹立を圖つた功によつて肥後國山本庄を與へられたが、恐らく地頭職の授與であらう。地頭職は一人で數ヶ所、數國に亙ることもあつた。賴朝の岳父北條時政は、地頭補置の最初に當つて、七ヶ國の地頭職を授けられてゐる。

かくて幕府の家人である武士階級は、從來よりの地位であつた地頭職について、幕府の保障と後援とを

得、本家領家等からの壓迫を排撃し得る力を得たのであるから、その得意の餘り、その職務と定められた段別五升の兵粮米の徴發を口實として、不法な徴發を行ひ、又國衙・本家・領家等へ納付すべき乃貢を怠り易く、爲めに國務が妨害を蒙り、本家領家が利權を侵害されたことが頻發するに至つた。幕府は豫め地頭の越權不法には十分に責任を負ふことを明らかにしたので、地頭に關する訴訟は總て關係者から幕府に提出された。文治二年正月に高野山が寺領の地頭の濫妨を訴へたので、北條時政が幕府を代表してその狼藉停止を沙汰したことがあり、又同じ頃肥後國高瀬莊の地頭狼藉について院廳から時政に命があり、時政が畏んで命を奉じたこと等を初めとして、幕府は肥前國神崎庄に於ける濫妨を禁じ、故參議藤原光能の後室比丘尼阿光の訴によりて、その家領丹波國栗村庄に於ける濫妨を停め、又主水司供御所丹波國神吉の地頭を同司の要請によつて廢止し、大神宮領の地頭に命じて乃貢神役の闕怠を戒める等、これ等の問題の應接には暇のない有様となつた。文治二年三月に賴朝の知行國である下總・信濃・越後三國内に於ける莊園中に乃貢未濟が多かつたので、公家からはそれぞれの領家等の注文を集めて幕府に移牒し、催促すべきことを要求して來た。その注進の目錄によれば、乃貢未濟の土地は下總國に於いて十四箇所、信濃國に於いて百箇所近く、越後國に於いて二十五箇所に及んでゐる。

如何に乃貢の沙汰に當るべき地頭に不法が多かつたかを窺ふことができる。幕府ではこれに對して、幕府の分國は軍旅の頻發によつて、乃貢の沙汰がこれまでは兎角嚴密には行かなかつたが、今年からは征伐の事も收つたから、進濟の期限に誤なきやう沙汰すべき旨を、三月十三日に經房へ宛てて報告し、諒解を求め、この問題は幕府の責任下に置くこととした。幕府はかくて地頭の所務の責任を既往に遡らせないで、

地頭の負擔を輕減することを圖つたのである。その時の書狀に

諸國濟物事、治承四年亂以後、至二于文治元年一、世間不二落居一、先朝敵追討沙汰之外、暫不レ及二他事一候之間、諸國之士民、各結二官兵之陣一、空忘二農業之勤一、就レ中、關東之武士、爲レ討二手敵人一、數度合戰、都鄙之往反、于今無二其隙一候、賴朝知行國々、相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豐後等也、被レ優二免去年以往未濟物一、自二今年一、隨二國々堪否一、可レ令二勵濟一之由、所二沙汰候一也、凡不レ限二此九个國一、諸國一同可レ事歟、惣被レ優二免去年以往未濟物一、令レ安二堵窮民一、自二今年一有限濟物、任二先例一、可レ令レ致二沙汰一之旨、可レ被レ下二宣旨一候也、仍言上如レ件、賴朝恐々謹言、

三月十三日

とあつて、これによれば必ずしも幕府の分國のみには限らず、一般の地頭へもこの原則を適用し、且つこの處置を行ふ理由を窮民の安堵の爲めであるとして、形式上は地頭の責任とはしなかつた。これ等の地頭問題の處置には本制の建策者である大江廣元が主として局に當り、必要な指示や交渉を諸方面へ發してその圓滑なる實行を圖つたが、院廳を經て嚴重な抗議が相次で幕府に致されたので、幕府ではその緊を緩和する爲めに、記錄所を朝廷に設置してその沙汰を行はしめられんことを求めた。然るに院廳はこれに應ぜず、萬民の愁訴諸國の凋弊は地頭にありとして、その停廢を要求せらるるに至つたので、幕府は責任上終にこれを容れ、但し近畿沒官領をば除外することとし、その交渉の爲めに六月に大江廣元を出馬せしめて院の當局と折衝したが、終に應諾を得られず、廣元が鎌倉に歸つてから再び案を練り、終に十月に至つて院宮權門領の地頭を停止することとして、漸く院との交渉の結末はついた。院では卽時太政官符を發して

諸國現在謀反人の跡を除くの外、地頭の新儀を停止すべきを宣示された。かくて諸國平均を目標とした地頭制は崩れた形となつた。但しこの修正案によつて院宮權門領の地頭職そのものが停廢せられたのではなく、幕府と直屬の關係が中止されて、從來の如く本家領家の統制下にその職務に從事することになつたものらしい。さればかくして所謂地頭の不法が根絶されたわけではなく、文治三年三月には伊勢國の預所地頭等の多數の武士が、公卿勅使の驛家雜事を法の如く勤仕しなかつたとの苦情が、公家から幕府へ移牒され、幕府は向後を嚴重に誡めることを以てこれに答へた。この時に勤仕不勤仕の庄名と、その地頭の名が幕府へ通達された。これによれば勤仕の庄は僅かに四ヶ所であるのに不勤仕の庄は七十箇所を超え、その預所地頭の中には大江廣元・加藤光員・山内經俊・中原親能・後藤基清等幕府の錚々たる人々の名が見えてゐる。これ等の事情から察すれば、地頭武士の不法或は專恣は絶對に消滅することはなかつたやうである。史上にはこれ等の事件が年と共に漸減してゐるが、これは一つには不法を云爲する方の力が屈した爲めでもあつたらしい。かくて地頭制度には形式の上に變遷はあつたけれど、幕府が家人を統制し、その利權の擁護を圖つた主意は貫徹せられたのである。

幕府は家人に對して物質上の統制を行ふと共に、精神上の統制を併せて行つた。それは所謂武士道の實踐を强調して、士心の統一を圖つたことである。武士道は卽ち武士の社會に尊重せられて來た習慣であり、又道德であつた。忠節を本分とし、孝道を重んじ、禮儀を尊び、廉潔を主とし、質素を旨とし、情誼をあつくすること等は、卽ち武士の主從關係を鞏固にし、且つそれを世襲せしめる所以であつた。されば鎌倉幕府の創立の頃には、これ等の道德・習慣を尊重した幾多の佳話が殘されてゐる。

石橋山の役に名譽の戰死を遂げた佐那田義忠の忠烈に對して、頼朝が深甚の感謝の意を捧げ、後年古戰跡を過つてその墓所に舊功を偲んだこと、又三浦義明が子弟を勵まして頼朝の軍に參加させ、八十歳の老軀を以て、單身衣笠城に據つて忠死を遂げたのを賞して、頼朝は征夷大將軍の除書を拜するに當つて、義明の子義澄を以て、除書拜戴の榮譽を與へたこと、幕府が義經暗殺の計畫を立てた折に、その雄將たるの故を以て、進んでその任に當らんとする者がなかつた時、土佐房昌俊が死を決してこれに當らんとするや、頼朝がその遺族の爲めに下野國中泉庄を與へ、又老母を引見して賜物の沙汰を行つたこと等は幕府が忠節勸奬の實例の二三である。なほ幕府は敵側であつても忠烈の士はこれを賞讃するを惜まなかつた。頼朝の擧兵以來の勳功者伊藤祐泰は、その父祐親が平維盛の軍に會すべく伊豆の鯉名浦に船を泛べて、西走せんとした時に捕へられて、三浦義澄に召預けとなるに至つて、父が囚人たるに子が賞を得ることはできぬとして、舊主たる平氏の爲めに身命を捧げたい旨を頼朝に申出で、頼朝がその心事を賞してこれを許容したことは、その一例である。從つて敵にして欵を通じ、その主を仆した如き者はこれを不忠として排斥した。藤原泰衡の臣河田次郎が泰衡を殺して頼朝の恩賞を求めんとした際に、頼朝は譜第の恩を忘れて主人を殺すは科八虐に當るとして、これを處刑したのはその一例である。

この幕府の忠節勸奬の方針は爾後繼續されて、諸人に深く感銘せしめるところがあつたのである。承久元年實朝が不慮の變に倒れた折に、これを悼んで出家した者は大江親廣・秋田景盛・二階堂行村・加藤景廉を始め百餘人に及び、承久の變に幕府の家人が政子の說いた源氏の恩遇に感泣し、擧つて幕府の難に當らんことを誓つたこと、更に下つて元弘三年五月、京都六波羅の陷落に際し、探題北條仲時以下宗徒の將

士が持明院統の君を奉じて關東へ走らんとし、途次近江の番場峠で官軍にささへられ、東走の成就し難きを見て、仲時以下四百三十餘人が皆自害して生前の芳恩を死後に報いんとした如き、又新田義貞等の攻擊を受けて命旦夕に迫つた鎌倉に於いて、執權高時に從つて居つた數百人の家人が最後の花々しい活躍を試み、潔く主に殉じて淸らかな最後を留めた如きは、主從間の忠節の精神が如何に武士の心に深く刻みつけられて居つたかを示すものである。

その他の武士道に於いてもまた、これと同樣の有樣を示して居つた。かの曾我兄弟が父の仇を討つた孝子の美擧に對して、賴朝が感激の餘り兄弟が母へ送つた最後の書簡を徵し、手文庫に收めて永久の記念とし、又兄弟の養父祐信に暇を與へ、所領曾我庄の年貢を免除して孝子の亡き跡を弔はせたのは、餘りにも著名のことである。承久の變に東士交名注進狀を書して、鎌倉在住の將士を官軍に誘ふ計畫を行つた源光行は、變後幕府に捕へられて將に誅戮せられんとしたが、この變に幕府の爲めに功を立てた光行の子親行が、己が功に免じて父の罪を免されんことを請うたので、幕府はその孝志に感じてその請を容れた。孝の德は親の罪をも贖ふに十分なものであつたのである。

禮義情義質素等の勸奬にも亦幕府は同樣に力を注ぎ、家人を精神的に統制し、主從關係を厚くし、以てその支持を受けることができた。かくして幕府は粉骨碎身の勞を惜まぬ家人に對しては厚き愛護を加へ、家人とその他との間に起る紛爭に際しては、家人の庇護に全力を傾注したのである。

五、幕府の機構の變革

頼朝が源氏の嫡統として、その家人を統制することを以て眼目とした幕府の機構は、正治元年正月頼朝の薨去を機として、早くも變革を來すに至つた。建久六年の頼朝の上洛以後は政治的事變の勃發がなく、從つて幕府自體には何等の變革も動搖もなく、保曆間記には世間無爲なりとの評語を揭げてゐる位であつた。然し幕府と政治分野を分擔した公家政治の實質が建久七年の政變によつて俄然一變し、その結果幕府の政治分野にも少からざる影響を及ぼし、終に幕府の機構にまで變革を生ぜしめることとなつたのである。建久七年の政變は關白兼實の失脚であつて、卽ち幕府と政治分野を協定した一擔當者の沒落であり、幕府が定めた政治分野の破壞である。これによつて幕府が擔任してゐる政治分野に如何なる變化を生ずべきか、俄かに豫斷を許されぬものがあつた。

通親は驚くべき政略的手腕に長じた人である。その權勢の樹立の爲めに、故後白河法皇の院政の方針を繼承し、院の舊臣を糾合し、法皇の鍾愛の皇女宣陽門院を以て勢力の策源地とした。建久六年に御誕生の後鳥羽天皇第一皇子の外祖父の地位を得るに及んで、宮廷との連絡を固め、建久七年十一月に關白兼實一家を廟堂から退け、與黨である前關白基通を還任し、自己の地盤を建設すると共に、幕府の耳目である京都守護一條高能（能保の嫡子）を參議に任じ、能保の聟西園寺公經を藏人頭に擧げ、一面は幕府に好意を表する形をとつて、その疑惑をくらます巧妙な策を講じた。幕府は自己に不利なこの事情に對して、機宜の處置に出ることができなかつたのみならず、翌八年十月には能保が薨じたので、幕府の京都に於ける出先の

活動に期待ができぬやうになつた。

この機に通親は外孫の登極を計畫し、外祖父として廟堂の實權を握らんとした。幕府は京都からの本問題に就ての諒解の要求に對して不贊成を表明し、幼主の登極は現狀に於いては適切でないとの理由を以てしたが、朝廷は更に大江公朝を鎌倉に特派され、後鳥羽上皇の院政の行はるべきことを以て、幕府の不贊同を抑へ、建久九年正月に土御門天皇の踐祚、後鳥羽上皇の院政となつた。通親は自ら院別當となつて內・院の全權を掌握し、當時源博陸と呼ばれるに至つた。幕府の京都守護たる高能は、この年の九月に薨去したので、幕府は京都の情勢を諜知する有力な機關を失つた觀があり、從つて京都の情勢に對して頗る不安を感じた。依つて幕府は失脚した兼實を後援して、その地位を復活させ、一旦協定の成立した公武政治分野の崩壞を防がんとした。その具體策として、幕府は將軍賴朝の上洛を企てたが、間もなく正治元年正月十三日に、賴朝が病を以て薨じたため、實行に至らずして止んだばかりでなく、賴朝の後をついだ嫡子賴家は、元老宿將に制せられて幕府の統制を行ふ十分な手腕を持たなかつたので、幕府の內部が一時混亂狀態に陷り、家人統制の機能も亦、從つて圓滑に行はれなくなつた。この機に京都では幕府の混亂に乘じて、挑戰的態度を漸次現すに至つたから、幕府の地步は大いに寒心すべき狀況に陷つた。

京都では故能保の近親西園寺公經を始め、藤原保家・源隆保等の幕府に緣のある者は、この形勢に少からず不安を感じ、配下の將士中原政經・後藤基淸・小野義成等は、通親の術策が幕府に迫りつつあるのを憤り、賴朝薨後の世上の動搖に乘じて通親襲擊を企てたが、却つて通親に機先を制せられて失敗した。幕府は通親等の要求によつて中原親能を京都に派遣してその善後處置にあたらせた。かくて兩者の間の協定に

よつて政經等は鎌倉に送還され、その父子合せて七人が解官され、源隆保は土佐に配せられ、公經は院御厩別當を罷められ、又基清は讃岐守護を止められた。この守護の改任は賴家の代となつて公家の要求により行はれた初例として注目されてゐる。かくて通親の權威は益〻熾となり、正治元年六月に通親は内大臣となつた。

賴家は嗣立の時は年少氣鋭、豫てから將軍の嫡子としての地位に誇を有して專恣な行動が少くなく、その室の實家である比企氏を始め、近侍の數人を寵して幕府の諸元老諸將を制せんとした。賴朝の岳父として賴朝に敬重された北條時政さへも實名を呼び捨てにされる有樣であつたから、元老諸將を始め、幕府の當局者の感情を害したことが少くなかつた。北條氏は賴家の態度に不滿を懷くと共に、賴家の岳父比企能員に幕府の實權が移らんとするを忌み、賴家の母政子等と謀り、政子の命として正治元年四月十二日に、賴家の訴論に關する專決を停止して、北條時政・同義時・大江廣元・三善善信・中原親能・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・藤九郎蓮西・足立遠元・梶原景時・藤原行政等の元老宿將の群議を以て決裁することとして賴家を制せんとしたが、必ずしもその效果なく、人心は自ら不安となつた。

かく將軍の威嚴が配下の諸將に制せられることとなつたから、幕府の諸將統制は圓滑を缺かざるを得なくなり、有力な諸將の間に軋轢が發生した。正治元年の末に前代以來の權臣侍所所司梶原景時と、元勳の一人結城朝光との間に衝突が起つた。朝光は三浦義村を味方として景時の奸邪を排擊することを高唱し、千葉常胤・三浦義澄・畠山重忠・小山朝政・和田義盛・比企能員・葛西淸重・小田知重等の巨頭六十有餘人と對景時同盟を組織して連判し、景時の罪狀を幕府へ訴へた。景時は終に幕府に叛き鎮西管領の宣旨を

賜はつたと號し、所領相模一宮を發して西上を企てたが、正治二年駿河清見關で敗死した。かくて速かに局はついたが、これによつて家人の統制力が崩れた幕府の弱點が暴露されたこととなつた。

この爲めに幕府は公家或は幕府に不滿な方面から乘ぜられることが頻出するに至つた。朝廷では正治二年四月十五日に後鳥羽上皇が御鍾愛の第三皇子を皇太弟に冊立せられたが、幕府はこれについて何等の交渉をも受けなかつた。これは先例に違ふことで、幕府の威權が輕視されたために外ならなかつた。ついでこの年七月には淡路・阿波・土佐三國の守護佐々木經高が、國司の命を用ひず、また京都を騒がせたために、幕府はその處罰を院廳から嚴達された。この時幕府は、經高が拔群の功臣の故を以て百方救解の途を講じたが、終に院廳の强要によつてその守護職を停止せざるの止むなきに至つた。

かくて幕府の威嚴の失墜したのに乘じ、平氏の舊臣城長茂は建仁元年正月に兵を京都に動かし、京都守備の小山朝政の三條東洞院邸を襲ひ、上皇の御所二條殿に迫つて頼家追討宣旨を要請した。爲めに京都市中は大混亂に陷り、幕府に縁故のある西園寺公經等は兵亂を避けんとして狼狽を演じた。然しやがて長茂は朝政等の爲めに追はれ、宣旨の降下は得られず、大和の吉野に出奔して終に誅滅されたけれど、幕府としては鼎の輕重を問はれた形であつた。

北條氏が企てた頼家制御の手段はさしたる效果なく、頼家の常軌を逸した行動に對して幕府の當局者は大いに憂慮した。正治二年十二月に頼家は政所から諸國の田文を徵し、無雙の算術者源性に命じて計算させ、治承・養和以來の戰功によつて幕府から與へられた新恩地の中、五百町を超ゆるものを收めて、これを寵臣に頒與すべきことを令した。これは家人の向背に關する重大問題であるので、政所別當廣元は大に

驚き宿老を會して評議した結果、三善康信が賴家を諌止して、漸くこの命令を無期延期とする事を得た。されば源氏の家人統制を以て眼目とする幕府の當局者は、この事態に就て深甚の考慮を費さざるを得なかつた。建仁二年七月賴家は征夷大將軍に拜せられたが翌年春から病を得た。

北條氏は自家の幕府内に於ける地位を保持することと、幕府の存立の安全を圖る爲めに、時政は政子と謀つて賴家の權を削ぎ、實權を北條氏に收める策を講じ、賴家の重病を機會に建仁三年八月に、賴家が隱退して關西三十八箇國の地頭職を弟の千幡に讓り、關東二十八箇國の地頭職と總守護職とを嫡子の一幡に繼承させる案を立てた。これによつて賴家と北條氏との間に衝突が起り、賴家の外祖比企能員は賴家を後援して北條氏を除かんとしたが、九月に却つて敗死した。ここに於て北條氏は賴家を廣元の邸に移して出家隱退させ、千幡を擁立してその旨を京都に報じた。依つて朝廷は千幡に實朝の名を賜ひ、直ちに征夷大將軍に任ぜられた。幕府は十月に北條氏の名越第で實朝の元服の儀を擧げ、ついで政所始を行ひ、時政は廣元と共に政所別當となつた。當時この職をば一名執權と稱した。かくて北條氏が執權をして幕府の機務を握り、創業以來の幕府の政治を維持せんとした。既に九月十日に時政は自己の署名を以て、諸家人に所領安堵の令を發し、家人の統制を圖つた。

時政・廣元の兩執權は幕府の政治を圓滑ならしめる爲めに考慮を加へ、前將軍賴家の鎌倉在住を以て、家人統制上に害あるものと認め、九月二十九日に賴家を伊豆修禪寺に移し、從來の近習の出入を嚴禁したがなほ不安を感じ、翌元久元年七月に密かにこれを殺した。一方幕府は公武政治の協調を圖る爲めに、賴朝の時の例を追ひ、一條高能の薨後缺員となつて居つた京都駐在の幕府の出先の役を再建することとし、

建仁三年十月二日に時政の後妻牧氏の女婿で賴朝の猶子であつた平賀朝雅を京都に派出し、西國の諸士を從へて警備の任に就かしめた。幕府にとつての强敵通親は前年十月二十二日に薨去し、その後は後鳥羽上皇の院政が漸くその實を擧げることとなり、その最初の人事として藤原氏氏長者と內覽の宣下とが行はれ、通親の擁立した基通が退いて兼實の嫡子左大臣良經がこれに任ぜられたので、廟堂の外形は幕府に好都合となつた。されば在京の平賀朝雅の威權も自ら盛となり、能保以來と稱せられた。牧氏はその子女を京都の縉紳家に嫁せしめ、朝雅は常に院御所に候して公武間の重要な聯絡に當り、曾て協定せられた幕府の政治分野を擔任した。元久元年正月平氏の殘黨が伊賀伊勢に蜂起するに及び、朝雅は兵を發して伊勢に進み、僅かに三日を出でずして平定の功を收め、功によつて伊賀伊勢兩國の守護となり、その威權は赫々たるものとなつた。

かくて京鎌倉との關係が緊密となり、公武の關係が順境に進んだ機に、實朝の婚姻の議が起つた。實朝には妻として兼てから候補者となつて居つた足利義兼の女が沙汰止みとなり、實朝の希望に從つて京都の縉紳家坊門信淸の女が撰ばれた。元久元年十二月に信淸の女は鎌倉に東下して婚儀が行はれた。當時院當局はその斡旋に力を盡し、殊に上皇の御寵厚い藤原兼子は自己の中山第から發足せしめる等、最も盡力するところがあつた。この緣組は必ずしも幕府の當局者の歡迎したことではなく、實朝の京都憧憬の希望から成立したのである、かくて京鎌倉の關係が緊密になつたため、京都風の文弱な氣風が漸次鎌倉武士の社會に注入されるやうになつた。これによつて武士道の本質が破壞され、家人の統制上に重大な支障の起らんとすることを、幕府は最も憂慮したのであつた。然し一方から見れば幕府の中心は既に將軍から離れ

て執權北條氏に移つたのであるから、實朝と幕府とは寧ろ別箇の存在の如くに取り扱はれた觀があつた。執權北條氏には時政の後妻牧氏の勢力が漸次盛となつて、牧氏は時政を籠絡し、幕府の權勢をその血族の手に移さんことを企てた。かくして牧氏の辛辣な手段は相ついで講ぜられた。元久二年六月に牧氏は女婿朝雅と相容れなかつた畠山重忠を除き、ついで閏七月に實朝を除いて朝雅を以てこれに代へんと企てた。政子は義時と共に繼母の陰謀を牒知し、機先を制して實朝を擁護したので、時政は終に出家して牧氏と共に伊豆に隱退し、その計畫は全く失敗に歸した。これによつて義時が父の職をついで執權となり、在京の朝雅を殺して牧氏の勢力を一掃した。

義時の權略は父に越え、將軍實朝が幕府の家人即ち鎌倉武士とその立場を異にしたのに乘じ、前代の遺志を繼承して、幕府の實權を執權の掌裡に收めることに力を用ひた。實朝は元久元年七月に安藝國壬生庄地頭職の相論に關する同國の守護宗孝親の注進狀に就いて、時政・廣元等の陪席にて、裁許を下したことが政道聽斷の初めと稱せられ、この後政務の聽斷に與つてはゐるが、然し元來京風を喜び和歌蹴鞠の道を嗜むことが深く、幕府家人の本領である弓馬の道については特に意を用ふることがなかつた。承元三年に義時の勸奬によつて、小御所の東庭で和田常盛等の武士等をして射藝を催さしめた。この折義時・廣元が互ひに諷諫の詞を進め、武藝を事として朝廷の警衛に任ずることを本領とするのが幕府の長久たる基である所以を說明したことがあつたが、然し實朝の意は變らなかつた。建保元年九月に長沼宗政が直言して、

當代者、以二歌鞠一爲レ業、武藝似レ廢、以 女性一爲レ宗、勇士如レ無之、又沒收之地者、不レ被レ充二勳功之族一、多以賜二靑女等一、所謂榛谷四郎重朝遺跡、給二五條局一、以二中山四郎重政跡一、賜二下總局一云々、

といふてゐる。幕府の家人の心が實朝から離れつゝあることは漸次明瞭となつた。北條氏はこの氣運を利用することを怠らなかつた。

幕府の首長として相應しくない實朝の行動は、北條氏の爲めに壓迫を受けて、自ら自棄的になつた故であると傳へられてゐるが、これは事實らしく、北條氏の專恣を知るものは、必ずしも實朝一人ではなかつた。北條氏も亦この實情を知つて居つた。されば自家の反對分子を排除して權力を確立することに專念し、建暦二年十二月には、泉親衡が故賴家の子千手を擁立して、北條氏を除かんとする計畫を偵知し、これを未發に抑へたが、親衡の一味僧安念の自白から、侍所別當和田義盛の一族義直・義重・胤長等がこれに關係のあることを知り、この問題を利用して和田氏に壓迫を加へ、終に和田義盛を激發させた。建保元年五月、北條氏は和田氏の軍と鎌倉の各所に戰つて終に義盛を仆し、義時は侍所別當の要職を併せた。この頃となつては實朝は將軍の名義を保持するに止り、母の政子が實權を占め、幕府の重要政務は義時・廣元兩政所執權の審議を經て、政子の決裁によつて行はれる形となつた。

實朝には婚姻後久しくなつても實子がなかつたので、執權北條氏は將來の將軍に就て、祕密裡に計畫を立て、公武關係の圓滑裡に幕府の地位を安全にする手段を攻究し、皇族を奉戴して北條氏自ら幕府の實權を掌握する機構を案出した。この爲めに義時は建保六年正月に、政子に弟時房と政所執事二階堂行光とを隨行せしめて京都に派遣し、後鳥羽上皇の院の當局と皇族奉戴に關する交涉を行はせた。政子等は表面熊野參詣等の名義を以て微行で入京し、上皇院政の有力な參畫者である藤原兼子と面接し、極祕裡に皇族將軍の東下を密約した。この時兼子はその養育し奉つて居る上皇の皇子冷泉宮をその候補に擬して、斡旋の

勢を取るべきことを語つた。かくて將軍の後繼についての幕府の豫定計畫は定まつた。源氏を中心とした幕府は北條氏中心と改まり、源氏の家人は幕府の方針が一貫して變更せざることに安意し、執權の命令に服して賴朝の恩遇に報いんとする態度をとつた。この情勢から見れば、幕府の家人は源賴朝に從つたといふよりは、賴朝の定めた家人の權益保護の方針に從つたやうである。首長は如何に變化しても、賴朝の方針に從ふ者であれば、賴朝の遺業を紹述する者として、その統制下に屬するを甘んじたやうである。

執權の權勢に手足を拘束された將軍實朝は、官途の昇進を唯一の望とし急速な立身を遂げた。建保六年正月に權大納言、同三月に左近衞大將、同十二月に右大臣に進み、翌承久元年正月に右大臣拜賀の儀を鶴岡社頭に行つた折に、賴家の遺子で鶴岡八幡宮寺別當である公曉の爲めに、父の仇として刺殺された。この事變は義時がその背後を操つたものと稱せられて居り、事變の善後策は敏速巧妙に處理された。かくて幕府は既定計畫に基き、二月十三日に二階堂行光を京都に派遣して、幕府の宿老家人連署の奏狀を持參させ、後鳥羽上皇の皇子六條宮雅成親王・冷泉宮賴仁親王の中御一方を奉戴せんことを奏請せしめた。同時に實朝の凶變によつて、發生せんとする恐れのある異變に對する備へとして、義時はその妻の兄伊賀光季を京都に派遣し、ついで廣元の一族親廣をも亦派遣して京都の守護に任じ、京都の出先きを强化した。これは實朝の仆れたことにより、その後繼者たらんとする陰謀者の策動に備へたのであつて、既に實朝死後旬日を出でずして、源氏の血緣者である阿野時元が駿河に兵を擧げたことがあつたのである。時元は賴朝の異母弟全成の子で、幕府の爲めに間もなく處分された。

幕府の奏請に接せられた院では、閏二月一日に仙洞に評定を行はれ、幕府の希望する兩宮の中の御一方

は必ず下向させるが、今直ぐの事ではない旨を行光へ回示せられた。行光は豫期に反したことに驚き、急使を鎌倉に送つて指示を仰いだ。行光からの急報を受けた幕府は、早くも院の形勢が變つたことを直覺し、院の眞意を探究すべく行光へ命を傳へたが、期待した皇族將軍は全く望がなくなつた。ついで翌三月八日に院使内藏頭藤原忠綱が鎌倉に到着し、翌日政子の邸に臨んで實朝薨去弔問の勅旨を傳へ、ついで義時と會見して、攝津國長江・倉橋兩庄の地頭改補の命を傳へた。その理由は同庄の領家である院の女房伊賀局龜菊が、地頭がその命に從はぬことを、院に訴へた爲めである。義時はその間に複雜なる事情の存在することを推測して、院旨に即答を避けて暗に拒否の意を示したので、忠綱も亦幕府の意向を推知し、急速に回答すべき旨を約して歸洛した。幕府は元老諸將を政子の邸に招集して、地頭罷免の院旨を拒むことを決し、その理由として、頼朝の時に勳功賞として賜與したものは、さしたる罪科なくしては改易しない原則によるものとした。かくてその奉答の爲めに時房を特派し、附するに一千騎の隨兵を以てした。かくて皇族將軍の東下と地頭罷免とは全く解決の途を失つた。

然し幕府は將軍の後繼者を急速に決定して、家人の統制を圖ることが急務であつたから、三浦義村の發議によつて皇族將軍奉戴案を撤回し、當時左大臣藤原道家が頼朝の妹の外孫に當り、源氏と血縁のあるのを理由としてその子を迎へることに決し、命を在京の時房に傳へて院に請はしめた。院では將軍後繼問題に就て、再び忠綱を御使として鎌倉に派遣せられ、別の院旨を示して幕府の賛同を求められた。その詳細は傳はつて居らないが、要するにこの問題の遷延策に外ならなかつたものらしい。依つて幕府はその主張を枉げず、道家の末子で外祖父公經の許に養はれて居つた二歳である三寅が選ばれて、六月三日に院の聽

許を蒙り、二十五日に時房以下多數の將士に擁せられて京都を發し、七月十九日に鎌倉に到着した。かくて幕府は名義上の主を得たので、直ちに政所始の儀をあげ、三寅の幼冲の間は政子が簾中に於て是非を聽斷し、義時が將軍の事を奉行することと定めた。かくして執權の權限は公式に定まり、三寅の緣故によつて幕府は九條道家及び西園寺公經との連絡を緊密となし、折から危殆に進みつつあつた公武關係に善處するのに、少からざる利便を得た。

六、武家政治分野の確立

幕府はその政治分野を定めて公家と協定を遂げ、相互に侵害を防いでその實績を擧げることに努力し、文治・建久の交に一時その工作が成立したのであつたが、幕府の要求に應諾したのは、時の關白九條兼實を首とする一部だけであつて、その他は幕府の武力を憚つて表面異議は呈出しないものの、決して容認したのではなく、ただ雌伏したに過ぎなかつたのである。されば幕府は公家の一部に危險性のあることを認め、京都に代表者を派出し、警衞の美名の下に監視の任に當て、常に情報を接受して居つた、されば公武の關係は頗る不安定なものであつた、その不安の狀態は積り積つて遂に承久の變となつた。

幕府創立の當時、後白河法皇の院は、幕府の權を抑へてこれを院の自由操縱下に置かれんとし、義經等を利用して種種企畫されたが、力及ばずして效果がなかつた。源通親が法皇の崩後院の方針を繼承して、幕府の勢力の延長である兼實一派を退け、後鳥羽上皇の院政を輔佐し奉つて漸次に幕府へ働きかけ、幕府の當局を一時混亂狀態にまで導き、幕府をして俄かにその對策を立てることをさへ不可能に陷らしめた。

然るに建仁二年通親はその事業の中道にして夭折し、その後は後鳥羽上皇の院政が實績を擧げるやうになつた。上皇の御方針は從來の院の方針と同樣で、その終局の目的は幕府を仆して、院の絶對權を確立されんとするにあつた。その手段としては院は從來直屬の兵士であつた北面の外に、新たに西面を作り、實朝の失人を公家社會から送り、幕府の要求した將軍後繼者には皇子の中を以て充てられる案等を立てられ、幕府を院の令下に移し、全國の武士を院の直屬とすべく、總ての行動を統一して漸進された。されば院と幕府とは早晩衝突を起さざるを得ざる勢となつて居つた。二代將軍以後幕府の內部に紛爭が絶えず起つたことを、院では正に乘ずべき好機と觀測された。實朝が望んだ官途を思ひのままに遂げしめられたのは官打ちの爲めであると稱せられ、從つて實朝が暗殺されたことは、院からは望外の幸であつた觀があり、將軍實朝の仆れたことに依つて幕府は自然倒壞に歸するものと推察せられた。爲めに幕府の奏請にかかる皇族將軍を抑留し、却つて地頭罷免の提議を幕府に送つて、その威力の强弱の程度を觀測せられたかの如くである。

この院の幕府に對する觀測には重大な誤算があつた。幕府の統制が完全に執權の手に歸したことと、諸國の武士が喜んで舊の如く幕府の統制に服し、忠實にその任務に從つて居ることとが、院側には十分に諒解されなかつた。これは公家社會が緣故の遠い武士社會の眞相を把握し得なかつた爲めである。故に院の期待した幕府の自然倒壞は實現せず、院よりの提議は幕府の强硬な反對を招き、將軍の後繼者は幕府の敏速な處置によつて確定し、幕府の存在は永遠に繼續されんとする情勢を呈するに至つた。英明にましますよ上皇の左右には錚々たる輔翼の臣僚もあつたけれど、北面の武士や近侍の僧俗の間には、功名心に燃え、且つ幕府乃至義時等に對する私怨から、院宣宣旨の威力を賴み、義時に代つて權を握らうとする野心家も

少なく、かかる不純の徒輩の策動によつて時局の正視が妨害され、終に統制のとれない討幕計畫の實行となつたのである。院司藤原光親の如き達眼の士は、討幕計畫の無謀なことを察し、百方その抑止に努力し、諷諫の奏狀を奉ることが十數回にも及んだのであつたが、一人の侃議を以て多數の野心家の策動を抑へることは不可能となつた。光親は終に計畫の成らざるを知りつつ、院旨を奉じてその計畫に與つたのである。吾妻鏡には「忠臣法諫而隨レ之謂歟」と讃美の詞を呈して居り、光親としては實に悲壯な決意と忠誠の赤心とを以て、上皇の叡旨を遵行したのである。

院の討幕計畫の要旨は、北面の武士を以て作戰上の主力とし、これに公家社會に緣故のある社寺の神人僧兵の力を加へ、在京の幕府方の將士はでき得る限り誘致し、これに應ぜぬものには實力を發動して幕府の勢力を一掃し、宣旨院宣を諸國の武士に下して北條義時を誅滅させようとするにあつた。その外援としては社寺に於ける祈禱が大いに期待された。要するに幕府の統制下にある武士の離反に依つて、功を收めんとするにあつた。かくて承久三年五月十五日に義時追討の院宣宣旨が渙發され、同日誘致に應じなかつた京都守護伊賀光季が官兵の攻擊を受けて敗死した。院宣宣旨は各地の幕府の守護地頭へ配付され、特に鎌倉在住の三浦氏を始めとする幕府の元老諸將へは、特に院使押松がこれを携行して傳達した。かくて所謂承久の變となつた。

義時追討の宣旨として、今日に傳へられて居るものの本文は、次の通りである。

右辨官下　五畿內諸國東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、太宰府、

應下早令丙追二討陸奧守平義時朝臣身一、參二院廳一蒙乙裁斷甲諸國庄園守護人地頭等事、

右、內大臣宣、奉レ勅、近曾稱ニ關東之成敗一、亂ニ天下之政務一、纔雖レ帶ニ將軍之名一、猶以在ニ幼稚之齡一、然間彼義時朝臣、偏假ニ言詞於教命一、恣致ニ裁斷於都鄙一、剩耀ニ己威一、如レ忘ニ皇憲一、論ニ之政道一可レ謂ニ謀反一、早下ニ知五畿七道諸國一、令レ追ニ討彼朝臣一、兼又、諸國庄園守護人地頭等、有下可レ經ニ言上一之旨上、各參ニ院廳一、宜レ經ニ上奏一、隨レ狀聽斷、抑國宰幷領家等、寄ニ事於綸綍一、更勿レ致ニ濫行一、縡是嚴密不ニ違越一者、諸國承知、依レ宣行レ之、

承久三年五月十五日　大史三善朝臣

大辨藤原朝臣

また院宣として傳へられて居るものの本文は、次の通りである。

被ニ院宣一偁、故右大臣薨去後、家人等偏可レ仰ニ聖斷一之由令レ申、仍義時朝臣可レ爲ニ奉行仁一歟之由思食之處、三代將軍之遺跡、稱レ無レ人ニ于管領一、種々有ニ申旨一之間、依レ被レ優ニ勳功之職一、被レ迭(送)ニ攝政子息一畢、然而幼齡未識之間、彼朝臣稟ニ性於野心一、借ニ權於朝威一、論ニ之政道一、豈可レ然乎、仍自今以後、停ニ止義時朝臣奉行一、併可レ決ニ叡襟一、若不レ拘ニ此御定一、猶有ニ反逆之企一者、早可レ殞ニ其命一、於ニ殊功之輩一者、可レ被レ加ニ褒美一也、宜レ令レ存ニ此旨一者、院宣如レ此、悉レ之以狀、

承久三年五月十五日　按察使光親奉

その眼目とするところは、北條義時を仆すことと共に、諸國庄園の守護人地頭等を院の統制の下に置くことにあつたことは明瞭である。

院に於ける討幕計畫は、幕府が早くその周密な偵察網によつて窺知するを得たのであつた。幕府の派遣

した京都の兩守護を始め、西園寺公經・一條能保の遺跡等はその有力な機關であつて、院中に軍兵が召された第一報は、京都守護伊賀光季が五月十五日午前に發した急飛脚が、十九日の正午に幕府に送達し、討幕令降下と光季誅戮との報は、公經の家司三善長衡が發した十五日午後京都發の急使によつて、十九日の正午過ぎに幕府に送達され、ついで該事變を目擊した能保の孫賴氏は急遽京を發し、二十一日正午に政子の第に馳せ着いて、その目擊した詳報を傳へた。かくて幕府はよく京の眞相を急速に知ることができた。

この際幕府が最も憂慮したのは諸家人が宣旨院宣を拜受しても、なほ舊の如く幕府の統制下に止まるや否やの點であつた。元老の三浦義村が率先して異心なきことを誓つたことは、幕府の大いに安意したところであつたといはれゐる。この家人の統制を遺憾なからしめる爲めに、政子は卽時諸家人を招き、秋田景盛に命じて幕府の恩の深きことを說き、逆臣の讒言によつて非義の綸旨の降下となつたことを傳へ、各自その去就を定むべきことを諭さしめた。諸將士の中には事の意外に驚き、去就に迷ふ者もあつたやうであるが、政子の巧みな辭令に動かされて、一同幕府の難に當るべきことを誓つたので、荏苒日を送るは士心の一揆を缺く恐れありとし、大江廣元の建議により軍兵の西上策を定めて、直ちに諸國の武士を徵集し、參集の兵數が尙少數であつたにも拘はらず卽時出動せしめたので、主將泰時は二十一日の夜鎌倉を出發し、二十五日の曉までに、諸軍は東海東山北陸三道に分れて逐次出發することとなり、幕府は家人の統制に混亂を起させぬやう周到な配慮を行つた。

この時各地方の守護地頭等は、何れも討幕の令を受けたが、すべて幕府の統制に服して、幕府外の命令は終に用ひなかつた。但馬國へは院宣の使が五人まで派遣されたが、守護の法橋昌明はこれ等の使を斬つ

て反抗の態度を示し、爲めに國內の官軍方に襲擊されて、一時山中に難を避けたが、遂に西上の幕軍に參加した。また甲斐の武田・小笠原兩氏も宣旨の使を斬つて幕軍に加はつた。諸國の守護地頭がかくの如き態度を執つたのは、實に幕府の統制策が宜しきを得て居つたに外ならなかつたのであつて、旣に勝敗の數は定まつた觀があつた。

幕軍の京都侵入により、院では義時追討の宣旨を召返し、この度の企は一部謀臣の計畫であつて、叡慮に出たのではない旨を宣示せられ、向後は諸事幕府の申請のまゝに宣下すべしとの院旨を幕軍に傳へられた。院の計畫は全く失敗に歸し、幕軍の主將泰時・時房は京都六波羅の南北居館に駐屯して、院旨に從つて戰後の善後處置に着手し、敗殘の官兵の追捕と合戰の張本人の逮捕を行ひ、幕府の指令を仰いだ。この際に當つて官軍方の處置と朝廷の改造とが、緊急を要する事項として幕府が第一に着手したものであつた。官軍方の處置に就ては大江廣元が文治元年の先例に據つて作成した原案を、六波羅に移牒して機宜の處置を行はせた。幕府のこの方針は極めて寬大で、戰の目的は旣に達したのであるから、處分は可及的小範圍に限局し、以て人心の動搖を防がんとした。殊に官軍に屬した者の中には、四圍の事情餘儀なく加はつた者、また强制されて止むなく身を投じた者が多かつた。京都守護大江親廣の如きは、院側の强要によつて止むなく官軍に加はつたのであつた。されば主謀者と目した朝臣武士等の數人はこれを誅戮したが、多くは追窮しなかつたので、當時四面の網の三方を解いた寬大な處分であると、世の賞讃を博した位であつたといはれてゐる。殊に朝臣等の誅戮には、人心の動搖を防ぐために、鎌倉へ護送すると稱し、順次警固の武士を添へて京都を出發させ、東下の途次便宜の場所で誅した。ただ幕府の恩顧を受けた家人でありな

がら、幕府に反抗した武士に對しては、弓馬の途に背いた者であるとして、これを京都市中で誅戮し、幕府の眞意が那邊にあるかを明瞭にして、家人統制の一助としたのであつた。されば官軍の殘黨の逮捕の爲めに兵を動かしたのは京畿の一部分で、その他はただ四國の河野氏の爲めに伊豫の武士を動かしたに止つた。官軍の主將で逐電した藤原秀康・大內惟信等に對しては嚴重な追跡を行ひ、惟信を寬喜二年に捕へたのを最後として、處分を全く完了した。

朝廷の改造に就ては、向後幕府が再びかかる危險に曝されぬやうに善處するのを主眼とした。先づ後鳥羽上皇の院政を停止し奉り、平氏の先例に倣つて上皇を京外の鳥羽殿に移し、上皇の御兄入道行助親王に懇願して政務を請ひ奉り、從來政務は在位の君の尊族が統べられた慣習に從つて、行助親王の第三子茂仁王の登極を圖つた。七月八日に行助親王は院政を視給ふこととなつたので、これより幕府は行助親王の院政と連絡して、朝廷の改造を進めたのである。但し院政は讓位後の上皇の視給ふ例であつたのが、この際にはその御資格を有せられる上皇のましまさなかつた爲めに、皇位を踐まれない行助親王が、皇位に最も近い御血緣であることを理由として、政務を請ひ奉つたので、幕府の專權によつて行はれた事であることは勿論である。かくて七月九日に仲恭天皇は遜位あらせられて茂仁王が踐祚せられた。卽ち後堀河天皇である。行助親王は閏八月十六日に太上天皇の尊號を蒙り給ひ、後高倉院と申された。院は事變の後を受けられたので、人々の嘲なきやうにと善政に叡慮を注がれたのであるが、諸事幕府の意向に據られざるを得なかつたので、いはばその院政もただ名のみの有樣であつた。

院政の更新と共に攝政の交替を行つた。時の攝政は幕府に緣故のあつい九條道家であり、討幕計畫には

局外者ではあつたが、廟堂の責任者であつた關係上任を辭し、代つて近衛家實が任に就いた。これは單に家格の順序を追うたまでであつた。幕府はこの事變に際し、その身を顧みず幕府の爲めに援助を惜まなかつた西園寺公經に感謝するところあつく、公經を後援してこれに廟堂の實權を握らせ、幕府の爲めに盡力を求める方針を定め、閏十月十日に大臣の缺が出來た折に、推擧して內大臣に任じ、その地步の確立に力の及ぶ限り援助した。されば公經の勢力は滿廷を傾け、事實上の關白であつた。幕府はかくて西園寺家と協調して、公武政局の分野を守つて自己の安全を期することとした。

幕府は後鳥羽上皇の院政を停止して戰爭の終局の目的を達したが、更に保元の例を引いて、上皇を始め事變に御關係の上皇の御子、順德上皇・六條宮雅成親王・冷泉宮賴仁親王を京外に移し奉り、承久の變の再發を未前に防止せんとした。かくて後鳥羽上皇は鳥羽殿で出家せられて隱岐國へ、順德上皇は佐渡國へ、六條宮は但馬に、冷泉宮は備前に移り給ひ、幕府は各その地の守護に警固を命じた。後鳥羽上皇の御子土御門上皇は、事變には全く局外であらせられたので、幕府は何等の奏請にも出でなかつたが、上皇は御孝心深く、父皇の京外に遷られ給ふに獨り晏然と都に在るに忍びずとて、幕府の諫奏を退け給ひ、御心に任せて土佐の畑に移られた。然し幕府の奉仕は自ら他と異にして、やがて土佐の守護より奉待に不便なりとの報告を得て、幕府は貞應二年に都に近い阿波に遷幸を促し奉り、阿波守護小笠原長經をして土佐から奉迎させ、阿波在住の家人に令して御所の修造を行はせた。

幕府は承久事變の官軍方の處分として責任者の處分を行ふと共に、關係者の所領を沒收してその實力の削殺を講じた。後鳥羽上皇の御管領地は廳分御領七十九ヶ所・安樂壽院領四十八ヶ所・歡喜光院領二十六

ヶ所・蓮花心院領十五ヶ所・智惠光院領五ヶ所・眞如院領十ヶ所・弘誓院領八ヶ所・禪林寺今熊野社領三ヶ所・新御領二ヶ所・京御領二十一ヶ所・御祈禱所四ヶ所等の莫大な數に達して居つた。幕府はこれを收めて後高倉院へ進獻したが、必要の際には幕府が使用し得る權利を留保して、院御領の進止權を握り、公家の經濟に干渉の鑰を握ることとした。その他官軍關係者の所領は六波羅に命じて銳意調査を急がせ、約三千餘箇所を發見することができた。依つて幕府はこれを沒收し、戰役に對して祈禱の功をあげた諸社及び有功の將士へ賞賜した。八月七日に伊勢大神宮に伊勢安樂村井後村を、豐受宮に同國葉若西園の兩村を、鶴岡八幡宮に武藏矢古宇鄕司職を、諏訪宮に越前宇津目保を寄進したのを始めとして、諸將士に廣く授賞した。但しこれ等の沒收地は短時日の調査にかかり、且つ當時の所領關係は頗る複雜であつたから、調査の遺漏及び誤謬は免かれ難いことであつて、一旦沒收したものも錯誤であつたものが少くなかつた。幕府は銳意審議を盡して、誤謬の訂正を行つた。海龍王寺領河内國若江郡八尾水田若干が京方の江則光の所領に接して居つたため、誤つて沒收され、尾張住人中島宣長が官軍方と誤認されて領地を沒收されたこと等があつた。これ等は調査完了次第、舊主に返付した。

幕府は從來地頭職の得分は各地の習慣を尊重したが、承久度の恩賞として交附した地頭職には、貞應二年に得分を劃一にする制を立て、莊公田畠十一町毎に一町を以て得分とし、且つ一段別五升の加徵米を充てることとし、ついでまた山手川手は領家と折半せしめることとした。從來の地頭職に比してその得分率は多く、從つて幕府はこれを新補地頭と呼び、從來の本補地頭に對して區別して取り扱ふこととした。かくて幕府はこの事變によつて地頭を補置する場所を擴大することができ、從つて幕府の勢力を一層諸方に

徹底させることを得た。但し文治初度の地頭設置の折と同様に、地頭の濫妨事件はこの折にまた頻出し、幕府は貞應二年に新補地頭の所務の非違を、諸國の在廳に命じて取締を行はせ、又所領關係に大變化を生じた機會に、土地の領有狀況を明確にする爲めに、實地調査の要を認め、貞應年間に諸國の檢注を開始し、田畠の數、本所領家地頭等を注進せしめた。この注進狀を太田文と稱した。現存してゐる淡路國の太田文は貞應二年四月附の注進で、莊園は初度の立券に從ひ、國領は現在の文書に據り、在廳官人が注進奉行となり、偏頗のないことを神明に起請した旨を附載してゐる。かくて隱蔽された土地を知ることもできた。檢注は大事業で一朝にして完成せらるべきものではなく、數年を要したものらしい。元仁元年に幕府は上野に吏員を派して檢注を行はしめてゐる。恐らくこの事業の一部であらう。

戰役後新補の守護にも戰勝の餘威から、自ら越權や不法行爲が少くなかつた。幕府はその統制の爲めに貞應二年四月に守護の所務を定め、刄傷殺害人等の處分には、莊園では莊司に牒して犯人の引渡を受けて處斷し、國衙領は檢非違使に委任して關係しないこととし、ついで翌年には犯罪人の所有物の沒收の方法を規定し、その割合を領家或は國司が三分の二、地頭は三分の一と定めた。かくして幕府の守護地頭の權限が確立したため、奸邪の輩はその領所を名義上武士に寄附し、その威力を借りて非望を遂げようとするに至つたので、幕府は家人がかくの如きことに干與するを禁止し、貞應二年八月には所領地の訴訟寄附出擧等に關して、武士の口入を絕對に禁止することと定めた。

かくて事變は幕府に權力を一層確立する機會を與へたのであるが、京都の情勢に對しては幕府はなほ愼重な考慮を加へざるを得なかつた。この事變が大事に至つたのは、一つにその派出した京都駐劄の代表者

の權能が强大でなかつた爲めに、事前に適宜の處置を講じて未然に防遏することができなかつたのにあつた。よつて幕府は京都に於ける代表者の權能を大にして京都を威壓せしめ、一朝事あるに際しても鎌倉の手を煩はさず、獨力で處置せしめ得ることとした。依つて戰後六波羅に駐在して諸般の經營に當つた泰時・時房をそのまま引きつづいて駐在させ、京都内外の警備と朝廷の監視とに任じ、ついで三河以西の諸國の統轄に任じ、重要な事件は幕府の指令を仰がせたが、小事は專行させ、幕府は六波羅所管内の各地方への命令は六波羅を經由することとした。六波羅の首腦者は後世に至つて探題と稱せられ、その地位の重要性は執權に亞ぐものとし、北條氏の一門がこれに當る慣例となつた。

七、執權中心の政治機構

執權政治の基礎の確立に成功した執權義時は、承久事變後三年にして、元仁元年六月に卒去したので、嫡子泰時が招命を受けて時房と共に京都から鎌倉に歸り、政子から義時の後をつぎ軍營の後見として武家の事を執行すべき命を受けた。泰時はこれを大江廣元に諮り、廣元から卽時の就任を要望されて終に命に從ひ、時房は連署として泰時を輔佐することとなつた。六波羅へは後任として卽時、泰時の子時氏と時房の子時盛とを派遣し、幕府の首腦部の更迭をば急速に終了した。これは當時義時卒去の機に義時の後室伊賀氏が、その實家の政所執事伊賀光宗と謀り、その所生の政村と、その女婿藤原實雅とを擁し、實雅を將軍に政村を執權とし、光宗に幕府の實權を收めさせる陰謀がめぐらされ、世情が不安定であつたためであつた。泰時は伊賀氏の勸誘を受けた三浦氏を說得して、その陰謀を未然に抑へ、光宗の任を解いて二階堂

行盛を以て代へた。これは北條氏の內訌で、第二の牧氏の事變といふべきものであつた。
泰時は伊賀氏事件の結末を機會として執權の地位を確立し、北條氏の一門と明かに區別する一方法として、執權に家令を新設し、尾藤景綱を以てこれを補し、家務の條々を規定した。翌嘉祿元年六月に三寅の後見である政子が薨じ、ついで翌七月には大江廣元が卒した。三善康信は既に承久三年に卒し、幕府創業當初からの宿老が悉く世を去つて、執權泰時の長上又は先輩として、泰時の行動に制肘を加ふる者が全くなくなり、泰時の自由な手腕が縱橫に活躍し得る時機が到來した。ここに於て泰時は幕府の本來の性質を基本として、諸制の整備を企て、武家政治の意義を一層明らかにせんとしたのである。
幕府は豫め政治の運用に關する規定を設けることはなく、必要に應じて時々發令し、公平を主眼として家人の統率に當つて來たのであるが、公武の政治の分野は法的には明確に定まつては居らず、又時には權道に依つて、幕府の存立を圖つたことも少くなく、同一事情の事件が、必ずしも一樣に處斷されなかつた。然るに承久の事變を經て、幕府の基礎、卽ち執權の地位が鞏固となつたので、家人の統制を中核とする政治組織を確立し、その方法として施政上の原則を明確にし、これによつて公平の裁斷を行ひ、世の信望を得ることが幕府の永遠の計と見做されるに至つた。よつて泰時は執權の地位を確保し、人心を新たにして幕府の機構をこれに應ぜしめ、以て諸經營の規準を定めんとした。されば泰時はその就職の第一年である元仁元年十二月に、政道興行の目的で明法道の目安を閱覽したが、爾後每朝一回閱覽して施政の資とすることにした。尋で嘉祿元年九月に三浦義村・二階堂行村等の元老と凝議してその諒解を得た上、諸奉行人を召集し、泰時自ら諸人の賢愚によつて進退賞罰を行ふべきことを宣示し、執權が事實上幕府の統理者

であることを明らかにした。ついで幕府の外形を改めて人心を新たにせんとし、幕府の移徙を計畫して新館を宇都宮辻に營み、十二月に幼主三寅を擁してここに移り、その翌日には連署時房を始め中原助員・三浦義村・二階堂行村等を會して大番の制を設けた。これは賴朝の時に當番と稱して、一箇月或は二箇月を限つて營中に勤番した制度に倣つて定めたもので、最初三寅の下向の當初は、その居所に近い東小侍に着到する制を設け、西侍には勤番を設けなかつたのであるが、古例に背くとの理由で時房以下要路の人々に名代を進めしめて門々の警固に任じ、遠江國以下十五ケ國の家人等にも、一年の中分限の多少によつて勤仕させ、名代をば西侍に進めて、非常時には幕府の四方を固めて警戒に當ることを任とさせたものである。

ついで泰時は執權の職務を輔佐する爲めに執權の顧問を置くこととし、中原師員・三浦義村・二階堂行村・中條家長・町野康俊・二階堂行盛・天野倫重・後藤基綱・太田康連・佐藤業時・齋藤長定の十一人の宿老及び政務擔任の有力者を以て評定衆とし、政所に出仕して執權連署と共に重要政務の評議に當らせることとした。嘉祿元年十二月二十一日に行はれた評議始が、この評定衆の初度の會合であつたやうに思はれる。かくて從來の政所・問注所は主として政治事務を擔任し、政治的諸策と重要な裁判とは評定衆の議に依つて定められることとなつた、これは幕府の職制の上に於ける著しい變革であつた。されば評定衆は執權連署につぐ重職で、爾來北條氏の一族及び大江・淸原・中原・三善・二階堂等の政務に練達した家柄の人々が、これを世襲することとなつて幕府の末年までつづき、建長元年に引付制が新設された時には、評定衆の中から、その頭を兼ねることとなつた。評定衆の定員は漸次增加して一時は十五六人に及んだことがあり、文永三年三月には結番の制が定められ、三番に分れて每月三日勤務することとなつた。評定衆

の評議事項は幕府の重要行事、家人の統制、重要な訴訟の審理等であつて、その評議の場所は評定所とい ひ、執權連署が出座するとともに、政所・問注所の當局がこれに參與したのである。

幕府がその創業以來取り扱つた政務の主要部は、守護・地頭の職權に關する問題と土地に關する問題とで あつて、幕府に提起された訴訟も亦概ね守護・地頭と土地關係との問題であつた。守護・地頭は幕府の基礎的の制度で政務の全般と關係するところが多く、又土地は當時生産の基礎であり、殊に家人は所領の領有がその資格の一となつて居つたから、土地は總ての方面から最も重要視され、從つて土地に關する係爭問題は殆んど絶えることがなかつたのである。されば泰時は幕政を圓滑に進行させ、且つ幕府の方針である公平を徹底させる爲めには、從來その都度慣例を調査して裁決して來た方法を改め、豫め成文法を作成し、これをもつて有司の裁決に當つての規準とさせることの必要であることを認識し、泰時は數年に亘つて行つた飢饉救濟に關する緊急處理を終了した貞永元年五月に、この意向を發表して成敗の式條の起草を評定衆三善康連に囑し、法橋圓全を以て執筆とし、拮据整理の結果、八月十日に五十一箇條を脱稿せしめることを得た。式目追加によれば、清原教隆・圓全・矢野倫重・太田康連・佐藤業時・齋藤長定の六人が各私宅で草したものを持ち合ひ、取捨改定して五十一ヶ條に整へたといひ、又平林治德氏所藏の御成敗式目によれば、淨圓・藤原業時・三善康連・藤原基綱・行然・三善倫重・同康俊・行西・藤家長・三浦義村・中原師員・北條泰時・同時房の十三人が各意見を提出して編成したものであると傳へてゐる。これを御成敗式目と名づけた。或は年號によつて貞永式目ともいふ。泰時は式目の成立に先立ち、評定衆を會して政道に私なきを誓はせ、式目の運用を有効ならしめんとした。

式目の精神は、制定者である泰時が、六波羅の重時に與へた式目を說明した書狀によつて知ることができる。その大意をあげれば次の如くである。

この式目は成敗すべき條々を書き記した目錄である。政道の要點を擧げたものである爲め、執筆者は式條と名づけんとしたが、事々しい名である故、式目と名づけた。式目の各條は道理によつて立てたもので、その外には特に據るところはない。成敗の體を定め、人の高下に拘らず、公平に裁許したい爲めに、豫めこれを定め、理の曲直に依らず、當事者の强弱によつて裁許が異ならんとするのを防ぐにある。律令格式が從來國の法規となつてゐるが、武家の中でこれを知る者は、百千の中に一人もない位である。知らずして犯した罪を、知らぬ法を以て處分することは氣の毒である。故に文官の徒と雖もよく思慮し得られるやうに、この式目を定めたのである。賴朝の時代には法令に據つて成敗することはなかつた。要するに家來が主人に忠を致し、子が親に孝を盡し、妻が夫に從順であり、人々が心の曲れるを捨てて直きことを得れば、自ら庶民は安堵し得られるのである。この式目はこれを勸める爲めのものである。即ち律令格式等には準據せず、賴朝以來漸次武家の間に作られた慣例と、簡明な道理とを基本として、五十一ヶ條に集約したもので、頗る實際的に作られたものである。泰時は律令と比較して、漢字と假名の相違があると斷言してゐる。

式目の內容を擧ぐれば、一は神社の修理を怠らず祭禮を專らとすること、二は寺塔の修造佛事の勤行に從ひ、寺用を貪る輩等は改易すべきこと、三は諸國守護人の奉行に關することで、大番催促・謀叛殺害人等を沙汰し、國司・地頭の職權を犯さぬこと、四は守護は恣に罪科の跡を沒收すべからざること、五は諸

國の地頭は年貢を抑留すべからざること、六は國司・領家の成敗すべきものに幕府は干渉せざること、七は歴代將軍の給與した所領を改補する場合のこと、八は土地の知行は二十箇年を經れば、理非を論ぜず改替すべからざること、九は謀反人の處分法は時宜に應ずべきこと、十は殺害刄傷者の罪科のことで、復讐者の罪は父祖にも及ぶこと、十一は妻が夫の罪に坐して所領を沒收されるのは、夫の罪科が謀反殺害强盜等の重科である場合に限ること、十二は惡口の咎の重きは流罪たること、十三は人を毆打する咎の種類が沒收流罪禁錮等であること、十四は代官の罪が主人に懸る場合の規定、十五は謀書の罪科に對する刑罰の種類、十六は承久の變後の沒收地のこと、十七は承久合戰の罪科は父子各別なること、十八は女子に讓與した所領を父母が返還を求め得る場合のこと、十九は恩顧を蒙つた者が本主の子孫に違背した時は、所領を沒收し得ること、二十は所領を讓られた子が死去の際は父母の管理となること、二十一は妻妾は重科で離別したのでなければ、その領地は夫に取返されないこと、二十二は所領配分についての規定、二十三は女子の養子のこと、二十四は亡夫の所領を領する寡婦が再嫁すれば、亡夫の子に所領を返すべきこと、二十五は關東の家人は朝臣を聟とするも、所領の公事は免れ得ないこと、二十六は子息へ讓つた所領の安堵は父母の任意であること、二十七は未處分地のこと、二十八は虛言讒訴の罪の重いこと、二十九は本の奉行人を閣いて訴訟を企つべからざること、三十は問注を遂ぐる輩は裁許を待たず權門の書狀を執進すべからざること、三十一は奉行の偏頗を訴へる罪のこと、三十二は盜賊惡黨を所領內に隱すべからざること、三十三は强竊二盜の罪科のこと、三十四は姦通の罪のこと、三十五は召文に應ぜざる時の處罰のこと、三十六は境相論のこと、三十七は關東の家人は京都に申請して官を望まぬこと、三十八は惣地頭が所領內名

主職を押妨するを禁ずること、三十九は官爵所望の輩は幕府の擧狀を申請すべきこと、四十は鎌倉中の僧徒は恣に官位を爭はぬこと、四十一は奴婢雜人所生の男子は父に、女子は母に屬すべきこと、四十二は百姓逃散の時、恣に妻子を抑留し資財を奪取るべからざること、四十三は知行と稱して他領を掠奪する者は、所領を沒收して遠流に處すべきこと、四十四は同僚の罪科が判定されぬ以前に、その所帶を競望すべからざること、四十五は罪科を糺さずして所職を改替すべからざること、四十六は所領得替の時、新司の成敗すべきは所當年貢に限るべきこと、四十七は知行せざる所領文書を他人に寄附するものは追却すること、四十八は勤勞或は勳功によつて、幕府から與へられた恩地は賣買を許さぬこと、四十九は訴訟に當つて雙方呈出の證文の理非が顯然たる時は、對決を用ひずして裁決を行ふこと、五十は狼藉の時に事情を知らずしてその現場に來合せたものは罪科とならぬこと、五十一は問狀敎書を帶して奸濫の企を行ふものは罪科に行ふことであつて、守護・地頭の職權と義務、土地及び裁判に關する諸規定が大部分を占めてゐる。

式目は幕府が有司の心得として編成したもので、一般に公布したものではないが、守護を經て家人には周知せしめ、その效力は既往に遡らぬこととした。これを實施するに當つて不備の點は、その機會毎に或は修正し、或は增補してその完きを期することとした。式目の箇條は要點を掲げたのみで、細かいことは當局者の裁量に任せ、自由の餘地を殘してゐる。されば式目の成立とともに、泰時は評定衆等を督勵し政務の敏活を圖らせた。それ故評定衆の中には朝暗い裡から出仕して精勵したものもあつた。かくて幕府の政治は秩序よく進行した。この當時幕府が處理したのは土地に關する訴訟、守護・地頭の所務に關する沙汰がその大部分を占めて居つたので、式目によつて公平な裁斷を下すことが、幕府當局の任務であつた。

執權時賴の時に至つて、公平な裁許の實を擧げる爲めに、建長元年十二月に引付の制度を新設し、政所の寄人の中から、二階堂行方・同行泰・同行綱・大曾根長泰・武藤景賴の五人を以て引付衆とし、同時に評定衆の中から、北條政村・同朝直・同資時の三人を引付頭として三番の引付を組織し、訴訟の詞等の記錄、先例の調査等に當らしめ、政所に出仕して事務を執らせることとした。これを三方引付と稱した。引付右筆或は引付執事と稱するものが引付衆の下に附置された。これは當時に於いて重要な職掌であつたから、幕府は必要に應じて漸次組織を擴大した。建長三年六月には引付頭及び衆を增員して六方に分ち、各方には頭の下に四人の引付衆を付した。この後一時三方に減少したが、建長四年四月に再び二方を增加し、引付衆を各方に六人を置いた。引付衆には定員を定めず、また頭は評定衆が兼帶する例が襲用された。文永三年三月に引付制を廢してその事務を問注所に移したが、同六年四月に再び舊制に復し、引付衆十五人を置き、五方引付を組織した。ついで永仁元年十月に、また引付を止めてその代りに執奏の職を置き、北條時村以下六人を以てこれに補したが、同三年十月に五方引付に改め、その後乾元元年に八方に增加し、その後方數に屢〻增減を加へたが、元應元年以後は五番となつた。

引付衆は評定衆につぐ重職であつて、その任務である訴訟の取扱法は、先づ問注所から訴訟の移牒を受け、衆中から專任者を定め、訴狀の旨に從ひ被告に問狀を發してその答辯の陳狀を呈出させ、これによつて訴人の辯駁狀を提出させる。これを繰り返すこと三度に及び、雙方よりの訴狀陳狀によつて審理を行ひ、曲直のなほ明白を缺く時は召文を發して訴論人を召喚し、直接に問答を行ふこと二回、その後引付に於いて對決せしめ、その勘錄を作成し、評定衆の議に上せる。評定所ではこの勘錄を議案とし、引付衆を始め

關係者が評定を行ひ、判決を下し勝訴者にその裁許狀を交付する。判決に不服の者は、引付頭に再審査を請求し得ることとなつて居つた。かく訴訟の審理を愼重にして公平を期することが、幕府の眼目であつた。永仁四年に幕府は北條宗宣を京下奉行に補した。その職務は明瞭を缺いてゐるが、京都關係の訴訟を掌つたもので、裁判の遲滯なからしめん爲めに設けられたものであらうと稱せられてゐる。然ればこれも幕府が裁判上に置いた職員である。又京都の六波羅及び九州の鎭西奉行等もその任務が漸次擴大されて、管下の訴訟の裁判を取り扱ふやうに至つて、幕府の組織に倣つて、評定衆引付衆を置いてその審理を擔當せしめることとなつた。かくて公平の裁斷を行ひかつその實績を年と共に擧げ得るに至つたので、幕府の執權政治は天下の信賴を得、執權泰時・時賴の如きは救世主の如くに仰がれた。かくて社會の秩序は保たれ、治安は維持せられ、幕府はその職責を完うしたわけであつた。

執權中心の幕府は、名義上の幕府の主たる將軍に對しては、家人の統制と執權の地位の擁護との二つの目的に立脚して、用意周到な政策をとつた。承久元年に鎌倉に迎へた將軍の候補者三寅は、嘉祿元年には八歲に達したので、幕府は元服の儀を行ひ賴經と稱し、翌年任官を朝廷に奏して正五位下右近衛少將征夷大將軍の宣旨を申し下し、久しく缺いた將軍の名號を復し、ついで寬喜二年に賴家の女竹御所を以て賴經の室とし、源氏との血緣を更に厚くして家人の統制を圖つた。これは全く政略上の結婚であつて、時に賴經は十三歲、竹御所は十五年長の二十八歲であつた。嘉禎四年幕府は始めて賴經上洛の儀を行ひ、執權泰時・連署時房以下隨從して入京し、西園寺・九條兩家と交歡の儀禮を行つた。然るに賴經の在職が三十年の久しきに及ぶに至つて、家人の一部との間に自ら親近な主從關係が結ばれ、執權が幕府の中心として家

人を統制する上に障碍を感ずるやうになつた。北條氏の一族名越光時、評定衆後藤基綱・藤原爲佐・千葉秀胤、問注所執事三善康持等は特に賴經と親昵な關係があつた。されば執權經時の時に至つて、幕府は後嵯峨天皇の踐祚以來九條家と關係が疎隔して來たのを機に、寬元二年に賴經の子賴嗣の六歲であるのを元服させ、將軍の宣下を京都に申請し、賴經の讓與の形式で將軍の交迭を斷行し、翌年經時の妹檜皮姬を賴嗣の室とし、將軍と執權との關係を密にした。賴經は前將軍として大殿と稱し、從來の如く鎌倉に留まり、寬元三年に天變と病氣とを理由として落飾したが、親昵の家人等に擁せられ、なほ隱然たる一勢力を形づくつた。經時が在職僅かで寬元四年に卒し、弟時賴が執權に就職した機に、賴經を擁して執權の地位を窺つた名越光時一派の策動が漸次表面化した。依つて時賴は機先を制して名越一族を退け、基綱等の黨與を除き、これに擁せられた賴經を京都に送還して、執權を脅かす禍根を除いた。然るに光時と意を通じた三浦光村は密かに賴經の擁立を圖り、三浦氏と北條氏とは漸次疎隔を生じて來た。三浦氏は由來北條氏と殆んど伯仲の勢力を保持して居つたため、執權北條氏は大いにこれを畏敬し又忌憚し、機を見てこれを除かんとして居つたので、この機に三浦氏を誘發して擊滅する策をとり、寶治元年に遂に三浦氏を亡した。これによつて賴經との親緣者は益〻執權に對する不滿を大にし、建長三年に僧了行・矢作某・長久連等は幕府顚覆の陰謀を企てたが、未然に鎭壓された。幕府は事件を調査して在京の賴經と關係あることを知り、この機に賴嗣を廢して九條家との緣を斷ち、幕府として豫て希望した皇族將軍の實現を圖り、建長四年引付衆二階堂行方・武藤景賴を京都に派して皇族將軍の奉戴を申入れ、後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を征夷大將軍として四月一日に鎌倉に迎へ、翌日前將軍賴嗣を京都に送還し、多年の宿望を達した。

執權が皇族を將軍に奉戴して公武關係の利便を得んとしたことは、既に建保年間義時の時に計畫され、未だ實現に至らなかつた多年の懸案であつた。仁治に後嵯峨天皇を奉戴して公武の關係が順調となり、九條家と反目するに至つた機に乘じてこの希望を達したのである。されば親王の爲めに幕府は建長四年四月に格子番を定め、正嘉元年十二月には番衆を置き、文應元年には早晝番衆を設くる等奉仕に努めた。「此君仙洞御鍾愛之一宮也、東關諸人懇望不二等閑一之間。爲二三位中將(賴嗣)殿御替一御下向、非二武家眉目一乎」とは、當時の幕府の考へであつた。然し皇族將軍を奉戴してから京都との關係は一層緊密となり、公家の氣風が漸次武家社會に影響を與へ、武家の立脚地が益〻搖ぐ因をなした。

皇族將軍も年月を經るに從つて、執權との關係が攝家將軍の場合と同一事情を呈するに至つた。將軍の地盤が鎌倉に於いて鞏固となることは、執權が自己の地位を擁護する上に於いて忌憚すべきことであつた。それ故かくの如き事情の生ずるに及んでは、機會を窺つて將軍の交迭を行はざるを得なかつたのである。宗尊親王は御東下以來文永三年に至つて十五年の春秋を送られ、家人の尊崇を受けられたことが厚かつたので、執權北條氏は大いに警戒を加へた。偶四月に僧正良基が將軍の驗者として護身し奉るに至つたのを機會として、幕府は將軍排斥の口實を求め、終に將軍に異圖ありとして京都に送還し奉り、代りに親王の御子惟康王を征夷大將軍に奉戴した。時に御年は三歲であつた。この後幕府は前將軍宗尊親王に御領を獻じて他意なきを裝ひ、親王は一日、「なほたのむ北野の雪の朝ぼらけ跡なきことにうつもるゝ身は」の御歌に事件の眞相を漏らされた。

惟康王も亦御在任二十餘年に及ぶに至つた正應二年に、幕府は持明院統と意を通じて後嵯峨法皇の御遺

圖を紹逃せられる大覺寺統と遠ざかり、伏見天皇の皇子胤仁親王の立坊を行ひ、龜山上皇がこれに御不滿の餘りに御落飾あらせられた機に、俄に將軍に異圖ありとして京都に送還し奉つた。京人は親王京へ流され給ふと驚異の眼を張つたと傳へてゐる。時に御年二十六。ついで幕府は持明院統の後深草上皇の皇子久明親王を征夷大將軍として鎌倉へ迎へ奉つた。而も親王も亦在職二十餘年に及ばるるや、幕府は三十三歲の親王を京都へ送還して、御子守邦王の三歲にましますのに征夷大將軍の宣旨を申し下した。この時の交迭の事情に就ては何等の消息も傳はつて居らぬが、前と同一事情であつたことは否まれない。要するに幕府は執權政治の確立の爲め、その基礎を危くするやうになつた將軍を便宜交迭したのであつて、將軍そのものを排斥したのではなく、將軍と家人との緊密な關係を忌憚したに止る。されば異圖云々とは單に交迭を行はんが爲めの口實に過ぎない。將軍はただ表面の飾りであつた。世に執權は幼齡な將軍を擁し、年長ずればこれを廢すことを方針としたとの論があるが、これはただその外形からの觀察に過ぎない。

將軍を正面に掲ゑ執權がその後にあつて實權を掌握する方法は、責任を曖昧にして自己の利便を講ずるのに好都合であつたが、執權の地位は泰時以來幕府の統率者であることが公に宣示せられ、執權が幕府の實權者であることが形式の上にも漸次具備するに至つては、更に執權の背後に、有力な實權者の存在を許すやうにならざるを得なかつた。時頼が康元元年十一月に最明寺で出家し、嫡子時宗に家督を讓つた後、尙後見として政務を見たのはこの具現に外ならない。時頼が出家の後密かに諸國を遍歷して民の疾苦を訪うた傳說に就ては、論議の餘地はあるが、鎌倉に在つて執權の後見を行ひ、樞機に參與して居つたことは吾妻鏡の傳ふるところである。幕府の機構は將軍の首長制から執權中心制となり、更にここに至つて前執

權の隱居政治となるに至つた。

時頼の出家後の第一年である正嘉元年は、鎌倉に大地震が起り、震動月餘に及んでその被害は甚大であつた。翌二年は暴風雨の襲來によつて全土飢饉の慘狀を呈し、その翌正元元年は疫病が流行したために、幕府は豫てから計畫した將軍の上洛を中止し、秩序維持に苦心し、賑恤等の應急手段を講じ、頗る多事であつた。時頼の隱居政治が、これ等の對策に與つて力のあつたことは論ずるまでもなかつた。その聽政は弘長三年卒去まで八年に及んだ。子時宗は執權在職中に卒去したので、隱居政治を行ふに至らなかつたが、その子貞時は正安三年八月に執權を一族で女婿である師時に讓り、出家して崇曉と稱し（後崇演と改む）、舊の如く政務を視、應長元年卒去まで十一年の久しきに亙つた。時頼と同じく諸國を巡察した傳をも殘してゐる。貞時の嫡子高時は嘉曆元年三月に一族貞顯に執權を讓つて隱居政治を行ひ、貞顯の次に嫡子守時を執權として後見すること猶舊の如く、かくて幕府の最後に及んだ。この間幕府の庶政は高時によつて行はれたのである。

八、社寺の統制策

幕府は社會一般が社寺を尊崇する時代精神、及び國民精神に留意し、諸家人の統制を圖る一策として社寺保護政策を講じ、同時に他方に於いては治安維持の立場から、その取締に遺憾なきを期した。賴朝は鎌倉に移るや鶴岡宮を小林郷の北山に移し、走湯山の僧良暹を別當職とし、大庭景義に宮寺の事を奉行させた。ついでその勢力圏に入つた各地の社寺に崇敬保護を加へた。治承四年十月には相模の筥根權現に同國

早河庄を寄進し、走湯山衆徒の申請を容れて同山中の狼藉を停止し、伊豆の三島明神へ伊豆御薗・河原谷・長崎等の地を寄せ、養和元年二月には安房須宮の神領洲崎に於ける在廳の煩を停止し、同三月には常陸の鹽濱・大窪・世谷等の所々を鹿島社に寄せ、鹿島政幹を惣追捕使として社中の狼藉取締の權を與へ、ついで常陸橘郷を寄進した。この年の夏に鶴岡若宮の造營を起し、武藏淺草から工匠を招いて莊嚴な社殿を建立し、壽永元年正月には大神宮に砂金神馬を奉り、三善康信にその願文を起草させ、將來神領の寄進、別宮伊雜宮の造替、東國に於ける神宮領の安堵を行ふべきこと等を誓つて、神明の加護を求め、翌元暦元年には武藏飯倉・安房東條を御厨として寄進した。又早く土肥實平を武藏國内の社寺に遣はし、狼藉なきやうに下知を加へて保護せしめた。

幕府は特にその地歩の確立を圖る爲めに、平氏の政策に反對な方針を標榜して院との協調の成立を策し、社寺に就ても平氏が園城・興福・東大等の諸寺を掃蕩した暴擧に反對の意を明らかにし、壽永二年鎌倉に差遣された院廳官康定の歸洛に托して、院にその立場を明らかにすべく意見三ヶ條を提出したが、その中に於いて平氏が押領した神社佛寺領は舊の如くその社寺に還付すべき宣旨を下されんことを望み、平氏の敗亡は佛神の冥慮に依るところが多いと論斷してゐる。ついで元暦元年義仲を滅して院と直接に連絡を結ぶことを得た最初に、院司高階泰經を經て院に上奏した建白書中に於いても、我國は神國であるから往古よりの神領を安堵されるのは勿論、また新たに加へらるることが至當であらう、鹿島神等は殊に功勞の多い神である、諸社の破損したものはこれを修理し、恆例の神事は式目を守り怠りなく勤仕する樣令せらるべきである、諸寺諸山の所領も同樣舊の通りにせられたいというてゐる。然し幕府が大いに留意した點は、

平安時代中葉から著しい害毒を流して來た凶暴な神人、僧兵の取締についてであつた。社會の秩序紊亂は主として社寺の横暴に因つて居つた實狀に鑑み、治安維持を眼目とした幕府は、早くからその對策に考慮を加へた。されば前述の建白書の中に於いて、近年僧徒が武勇を好んで佛法を忘れる者があるが、これは嚴重に禁ぜらるべく、自今以後の沙汰として、僧徒の有する武器は朝敵追討の官兵に給するやうにせられたいと述べて、當面に於ける處置を建議してゐる。されば幕府は基礎が定まるや、社寺の修造を標榜した。然しこの事業は幕府が自己の政治分野には收めず、これを公家の分野に殘して、これに後援を與へる方針を執つた。文治二年に幕府は社寺修造事業を院に建議し、院ではこれに應じて六月に社寺修造上卿を置き、藤原經房を以てこれに任ぜられた。幕府はその事業を後援し、社寺に對して特に意を用ひ、守護・地頭等の武士の社寺に對する濫妨は嚴に禁斷を加へる方針を講じ、有力な社寺領は概ね守護不入の地とした。文治三年に畠山重忠の配下が大神宮領に濫妨を行つた時には、幕府は責任者として重忠をも處罰し、千葉胤正に預けた。重忠は清廉の士で謹愼寢食を絕つこと七日に及んだ。その心事に同情した胤正は、事情を幕府に具申して漸く赦免の令を得たことが傳へられてゐる。

治承の末年に平氏の爲めに掃蕩せられた東大寺の復興計畫に對しては、幕府は專ら援助を與へ、造營料所の地頭の濫妨を禁じ、又諸家人に援助を令した。東大寺の再興は重源が主管し、周防國がその料所と定まつた。幕府は佐々木高綱に命じて周防の材木の事を沙汰せしめ、又家人に造寺造佛の分擔を命じた。宇都宮朝綱は觀音像、中原親能は虛空藏像、畠山重忠は增長天像、武田信義は持國天像、小笠原長淸は多聞天像、梶原景時は廣目天像、小山朝政・千葉常胤等は戒壇院の造作を分擔した。されば造寺の材料は過多

に供給せられた位で、建久元年には早くも上棟の儀が行はれた。建久四年に幕府は更に備前國をその料所と定めて、文覺に管理せしめた。かくて建久五年にほぼ落成し、翌年三月に天皇親臨の下に供養の盛儀が行はれ、頼朝も亦御警衛を兼ねて陪觀した。

かくて社寺の修造は幕府の意の如くに進んだが、幕府が顧慮した神人・僧兵の取締は、急速に十分にその意を達することができなかつた。神人・僧兵の蜂起に當り、勅を奉じて防衛に當つた官兵が、僧徒等の强要によつて却つて罪を蒙る不條理な事態は、院政時代から益〻甚だしくなり、社寺はこれを以て神威・佛力の發揚であるとした。この情勢は依然として繼續した。されば建久二年近江守護佐々木定綱は、その子定重が同國佐々木庄に千僧供養料の催進の爲めに派遣された延暦寺の宮仕を傷けたことから、延暦寺衆徒の激昂を招き、衆徒は定綱父子の處分を朝廷に要請すべく、傳統政策により日吉社の神輿を奉じて入京せんとした。この時朝廷は幕府の在京警備の諸將北條時定・佐々木高綱を以て防衛に當らしめんとされたが、高綱は定綱の弟である爲め、朝廷は事態の紛糾を恐れてその任から除かれ、又幕府は僧徒の强請にかかる定綱父子の嚴科を救解することができなかつた。これは一つは幕府が平氏の先縱に鑑みて、可及的彈壓を避ける方針をとつたためでもあつた。

されば社寺にして幕府の恩を感謝するものも少くはなかつた。承久の事變には院では從來からその統制下にあつた僧兵に多大の期待をかけられ、南都興福寺の大衆へも動員令を下されたけれど、速かに召に應じなかつた。やがて幕軍が京都に迫るに及んで、院では宇治瀨多に據つて防禦を行ふこととし、官兵を配置せられたが、その折延暦寺の衆徒を宇治に、興福寺の衆徒を瀨多に派遣することとし、六月十三日に召

に應ぜぬ興福寺へ催促の宣旨を下された。興福寺の衆徒は重ねての宣旨に評議を凝したが、その結果治承四年に平家の爲めに亡ぼされた我寺を賴朝が悲しみ、寺敵重衡を引き渡してくれたのみならず、供養の期に至るまで多大の盡力を惜まれなかつた、されば私のことに於いては敢へて評議をするまでもなく、恩ある幕府の爲めに力を盡すべきであるが、この度の命は忝き勅諚であるから、命を拜せぬこともできず、されば幕府に反抗することは佛意に反くこととなる、されば何方へも參らざるにしくはないとの結論に達して、終に瀨多へ發向しないこととした。然し惡僧の中には今度我等が出陣せざるに於いては、山門の衆徒から何かいはれることを保し難い、日來弓矢を嗜む輩は少々出掛けて軍をせんと言ひ放ち、但馬律師・讃岐阿闍梨以下五百餘人が瀨多へ向つたといふことで、この事情は前田本承久記に見えてゐる。

又延曆寺はその當時後鳥羽上皇の皇子尊快親王が天台座主として、全山の統率に任ぜられ、院の計畫に從つて、幕軍防備の任務に當つたが、官軍の旗色が面白からぬやうになるに至つて、衆徒の態度も自ら改つた。六月八日後鳥羽上皇は親しく梶井御所に御幸せられ、座主宮と向後の對策を凝議せられた折、座主宮は衆徒の力の及ばぬ旨を奏して責任を避けられた。恐らく興福寺と同樣の事情が延曆寺内にもあつたものらしい。幕府の社寺に對する政策に甚く影響を見遁すことができない。

承久の事變後も、幕府の社寺保護の政策は舊と變らぬのみか、更に一層の努力を加へた觀があつた。安貞二年二月に幕府は讃岐國善通寺の申請によつて寺領の地頭職を停止した。その理由は同寺が弘法大師の誕生地であり、且つ同寺の本尊は大師自作の釋迦藥師像であるといふ由緒の尊いことにより、地頭職補置の結果寺用が闕亡するに至つたのを不敬としたのにあつた。又九州の宇佐宮は古來より威靈高き祠として

崇敬され、幕府も亦その尊崇に意を用ひて來たが、承久の事變以後行はるべき筈の遷宮の儀が種々の故障で行き惱みとなつたので、幕府はこれを憂慮し、九州地方の地頭へ令を下して遷宮の遂行に盡力すべきことを督促した。又同社の神領は承久の事變に關聯して、その中十一箇所が沒收地となつた。幕府は調査の結果その中の四ケ所を間もなく返付したが、殘りの七箇所は返付の折がなくて永くそのまゝとなつて居つた。その後幕府の定めた法規によれば、所有權は二十箇年で效力を生ずることとなつたのであるが、嘉禎元年十二月に幕府は法規の定むる時效年限に拘はらず、便宜の機會の出來の折に、返付の沙汰を行ふ法を講ずることとした。

　幕府は御成敗式目を定めるに當つて、その五十一箇條の初めに、神社佛寺の崇敬保護に關する規定を設けた。即ち第一に可㆘修㆓理神社㆒專㆗祭禮㆖事と云ふ題下に、

　右神者依㆓人之敬㆒增㆑威、人者依㆓神之德㆒添㆑運、然則恒例之祭祀不㆑致㆓陵夷㆒、如在之禮奠莫㆑令㆓怠慢㆒、因㆑玆於㆓關東御分國國幷庄園㆒者、地頭神主等各存㆓其趣㆒可㆑致㆓精誠㆒也、兼又至㆓有封社㆒者任㆓代代符㆒、小破之時、且加㆓修理㆒、若及㆓大破㆒、令㆑言㆓上子細㆒者、隨㆓其左右㆒、可㆑有㆓其沙汰㆒矣、

といひ、第二可㆘修㆓造寺塔㆒勤㆗行佛事㆖等事の題下には、

　右寺社雖㆑異、崇敬是同、仍修造之功恒例之勤、宜㆑准㆓先條㆒、莫㆑招㆓後勘㆒、但恣㆓貪寺用㆒於㆘不㆑勤㆓其事㆒之輩㆖者早可㆑令㆑改㆓易彼職㆒矣、

と記して、幕府の方針を明確にした。幕府では早く建仁三年に鎌倉中の寺社奉行を定めて、鶴岡八幡宮・勝長壽院・永福寺・阿彌陀堂・藥師堂・賴朝の法華堂等には各三人の奉行人を補置して神佛事の經營に當

らせ、時々神佛事興行令を發して世人の注意を喚起した。寛喜元年に世上の祈といふ名義で相模・武藏・上野・安房・駿河・上總等の一宮に特使を發し、神馬神劍を獻じ、大般若經を轉讀せしめたことの如きはその一例であり、弘長元年に發した五箇條の神佛事興行令は、特に力を注いだものの一つであつた。この令は第一に、諸社の神事が近年陵夷して古儀に背くものがあり、又餘りに奢侈に過ぎるものが現れるやうになつた、神慮に適ふやうによく留意すべきこと、第二に社殿は破損の際に直ちに修復を加ふべき制であるにも拘はらず、神官の中には私利を圖つて、破損を顧みない者がある。自今以後はかくの如き輩は斷然改易すること、第三は諸寺院の年中行事は、その職に當る者が誠意を以て行ふべきであるにも拘はらず、その職に適當しない代人を使用することが多くなり、又供料にも不法な事が多くなつて來た。これは嚴に誡むべきこと、第四に諸堂の執務人に本尊の修造を勸めさせること、第五に堂舍供養に當つて家產を傾盡する傾向があるが、淨い信仰を持つて居れば十分であるから、餘計な費用をかけぬやうにすべきこと等であつた。

幕府はかくの如くして神社佛寺崇敬策によつて民心をつなぎ、社會の治安を保持せんとした。されば治安を紊し易い社寺の行動に對しては、つとにその抑制につとめて來た。然し大社大寺は舊の如く公家の管下に置き、幕府の政治分野の圈外としたのであつたから、これ等の社寺に起る問題に就ては、主として公家の裁定に委せ、ただ表面治安を紊すが如き事態を引き起した場合にのみ、幕府はその職責上、公家と連絡をとつて鎭壓策を講じたのである。しかも前代以來の慣習で、社寺の橫暴に對する公家の處置は極めて緩慢であり、社寺の非望を默認する傾向が頗る多かつた。されば公家と協調する幕府は、公家の意に背い

て強硬な手段を講ずることができなかつた。然し幕府は公家に反抗する神人・悪僧を以て逆徒と看做し、嚴重な處分を行はんとする意向を所持したから、建久九年に興福寺衆徒が和泉國使が興福寺領内で仕丁神人を虐待したと號して、和泉國司の處分を要請すべく、春日の神輿を奉じて宮闕に迫らんとした時には、幕府は同寺に牒して、武士は佛法興隆の志は甚だ深いが、一方に於いて弓矢を以て聖化に背く者を鎭める責務を有してゐる。されば衆徒が勅命に背いて參洛を企てるならば、皇命を奉じてこれを拒がねばならぬ、その折は頼朝も亦自ら立つて防衞の任を務めねばならぬこともあらうと傳へて、「衆徒を威壓したのであつた。されど幕府は公家の方針に追從して、強硬な鎭壓を講じ得ないことが少くなかつた。然るに承久の事變後は、幕府の威權が絕對のものとなり、もとの如くに一々公家の指示を蒙らぬやうになつたので、社寺に對する統制を思ふままに斷行することを得た。

嘉禎元年五月に石淸水八幡宮領山城國薪・御薗の兩庄と、その隣にある興福寺領大住庄との間に用水問題の爭議が起つた。六波羅では勅命によつて實檢使を派出せんとしたが、これに先立つて石淸水神人と興福寺衆徒との間に衝突が起り、衆徒は薪庄を燒き神人を殺傷した。依つて六月に六波羅は武田信政・宇都宮泰綱等をして八幡宮領を防衞させ、大住庄官を捕縛した。興福寺はこれを憤つて訴を起し、これに依つて朝廷は石淸水の實狀を調査せんとされたので、神人はその勅使を追却して神輿を宿院に移し、大擧入京せんとした。よつて朝廷は閏六月に伊賀國大内庄を八幡宮に寄進し、ついで又因幡國をも寄せて神人を慰諭された。然るに興福寺は朝廷のこの處置を憤り、十二月に春日の神木を奉じて、因幡國の收公と石淸水別當宗淸の處罰とを嗷訴せんとした。依つて六波羅は勅を奉じ、宇治橋を撤して衆徒の入京を扼止し、又

幕府の指揮を求めた。翌二年正月幕府は教書を發して神木の歸座を衆徒に諭したが、衆徒がこれに應じなかつたので斷然强硬方針をとり、興福寺僧隆圓を誘つて衆徒の弱點を偵知し、評定衆後藤基綱を特派し兵力を以て威壓せしめた。基綱は兵を督して二月に木津川に進み、衆徒を諭告したので、衆徒はその威に恐れ神木を歸座せしめたが、七月に至つてまた幕府に反抗の態度をとり、神木を再び金堂に動かし、九月には兵具を整へ城廓を築いた。依つて幕府は再び基綱を特派した。基綱は近畿の家人を動員し、大和の四境を壓し、十月に興福寺の莊園を沒收して地頭を新補し、且つ興福寺より各地への通路を閉塞し、大和守護を新設したので、衆徒は力盡きて城塞を破り、神木を歸座させて幕命に服した。依つて幕府も又大和の守護と寺領の地頭を停め始めて局を結ぶに至つた。これは遠慮のない幕府の强硬策が奏效したのであつた。

又この紛爭の最中に叡山と幕府との衝突が起つた。問題は近江守護佐々木信綱の子で高島郡田中郷の地頭高信が、信綱の不在中その代理として國役を高島郡の日吉神人に課したことから、神人と衝突し、地頭代重盛が田中郷で宮仕法師を殺すに至つたことに始まつてゐる。ここに於いて叡山の衆徒は高信の罪を訴へ、日吉神輿を奉じて京都に進んだ。六波羅は例の如く命を受け、兵を近衞河原に出して防戰し、互に殺傷があつた。衆徒は終に神輿を遺棄して退き、神人殺傷の下手人の處罰を更に訴へた。山門の强訴に對して、朝廷が軟弱であることは久しい慣であつたので、この折も朝廷は衆徒の要求を容れて、高信と神人殺傷の下手人の處分とを幕府に命ぜられ、高信等を流罪と定められたので、衆徒は漸く退散した。幕府はこれに對して事實を審理し、山門側にも曲のあることを認めたから、六波羅に命じて山門惡僧の交名を錄上させ、神輿を動かした張本人の引渡しを山門に强要した。爲めに天台座主尊性法親王は責任上終に座主職

を去られた。翌二年二月幕府は主謀者の引渡しを更に强要したが、衆徒がこれに應じないので更に山門の當局に迫り、朝廷の調停を退けて八月に六波羅は主謀者利玄を捕致すべく、武士を坂本に發した。衆徒はこれを憤り、諸堂を閉して又神輿を動かした。朝廷は紛糾を憂慮されて主謀者の赦免を幕府に通達されたが、幕府は依然その主張を讓らず、尙山門を威嚇して翌る三年に及んだ。時日の經過するに從つてこの事件は鎭靜に歸したが、幕府がその初めの主張を固く執つて讓らなかつたことは、幕府の威力の盛なことを思はしめるものである。

この後永仁四年に興福寺の一乘院・大乘院の衆徒が分裂抗爭し、春日の神木を動かすに及んで京畿の秩序は大いに混亂し、翌年の朝儀は殆んど行ふを得ざる有様となり、幕府の命令は事每に衆徒の反抗を招くに至つたので、嘉禎の例に倣ひ五年六月に一乘院領六十三ヶ所に地頭職を補し、斷然武力を以て抑へたので、事件は漸く收まるに至つた。ついで嘉元二年六月に興福寺衆徒が生島莊地頭を放逐した時には、六波羅は兵を奈良に進め、その巨魁を捕へて配流し、且つその所領に悉く地頭を補して鎭壓し、秩序の恢復するに至つて地頭を撤廢した。かくの如く幕府の寺社の統制策は、主として治安維持の目的達成の爲めに行はれたのであつた。

九、對公家政策

承久の變後は幕府は第二の承久の變の勃發を恐れ、六波羅府を設けて監視を嚴にするとともに朝政に干與し、皇室は幕府の爲めに安泰なることを得、廟堂の要路は幕府の意向によつて定まる情勢を作り出さん

とした。戰後後鳥羽上皇の御計畫に干與された院宮を京都から遠ざけ奉り、後高倉院の院政を奏請し、西園寺公經に後援を與へて廟堂を改造し、これを幕府の操縱下に置いたので、これより後は除目敍位は何れも幕府の指示によつて行はれるやうになつた。後高倉院は貞應二年に崩ぜられて、後堀河天皇の親政となつた。嘉祿元年六月に幕府は公經の一族を宮中に近侍せしめる意向を關白家實に傳へて、朝廷の實權を收めさせることとした。かくして安貞元年に公經は後院別當となり、京師内外の院領を管し、その威權は關白を凌ぐに至つた。又幕府は將軍賴經の父たる九條道家を後援し、道家が承久の變直後責任上攝政を退いて居つたのを再起せしめ、安貞二年家實に代へて關白となし、九條西園寺兩家の提携によつて朝政の進行をはからしめることとした。かくて寬喜二年に道家は公經の女の所生である女竴子を中宮とした。貞永元年にその御子四條天皇の御代に至つて、道家の嫡子敎實が攝政となり、後堀河上皇の院政となつた。然るに天福元年から二年に亙り中宮・上皇崩じ給ふに及んで、世上に後鳥羽法皇の御怨念說が喧傳された。これに依つて朝議は法皇の還京の議を決して幕府に贊同を求められるに至つた。これは幕府には重大な問題であつた。幕府は本案の實現に伴つて發生し得べき政局の推移に深甚の考慮を拂つた結果、斷然これを拒否することに決して、泰時は家人一同が不贊成であるといふ返書を以て問題を打ち切り、廟堂の切なる望を無雜作に破壞した。

ついで仁治三年正月に四條天皇が突如として崩ぜられ、日嗣の皇子がましまさなかつたので、朝廷は大喪を祕し急使を幕府に發して皇嗣の推戴を求められた。當時皇嗣の御候補としては、順德上皇の皇子忠成王と、故土御門天皇の皇子邦仁王がましました。忠成王は九條道家の同胞東一條院の所生であつたから、

この御血緣の關係上道家・公經等は忠成王の登祚を望み、道家はその意を幕府に通じ、內々に王の御踐祚の準備を行つた。邦仁王は當時御祖母承明門院の宮にましまし、廟議には上らなかつたが、御外戚家の土御門家では前內大臣定通が泰時の姉を妻として居る緣故から、暗中飛躍を試みつつあつた。幕府はこれに對して、新帝の登祚に依つて起るべき政局の進展に留意し、土御門天皇が承久の變に局外であらせられた事情等に鑑みて、邦仁王を推戴し奉ることとした。この際執權泰時は幕府が皇位に干涉を加へたとの批難を避けて、而も幕府の意志を飽くまでも貫徹させる方法を熟慮し、鶴岡八幡宮の神籤の一致を得たことを推戴理由の重點とし、安達義景・二階堂行義を京都に特派してこの旨を覆奏せしめ、巧みに幕府の責任を回避することとした。然し萬一その意志の達せられない時には、非常の處置を斷行すべき命令を、密かに使節に授けたといふことである。

かくてこの時には幕府の意向が達して、邦仁王は踐祚の儀を行はれた。卽ち後嵯峨天皇である。これによつて御外戚家である土御門家の一族は俄かに榮達し、定通は內裏に直廬を設けて政務の指揮に當つた。これに反して九條家は舊來の權勢を失つたが、西園寺公經のみは舊來の幕府との關係によつてその權勢を變へなかつた。幕府は益々公經に後援を與へ、嘉禎二年には罪なくては知行を更めないといふ根本原則にも公經の爲めに特例を設け、橘公業の知行地伊豫宇和郡を、公經の望に任せてその家領とした程であつた。かくて公經の權威は彌が上に盛となつて、仁治三年には孫女姞子が中宮に立たれ、西園寺家は始めて皇室の外戚となつた。寛元二年八月に公經は薨じたが、その後は嫡子實氏がついで立ち、西園寺家の權勢には微搖さへなかつた。ついで寛元四年には天皇は中宮所生の皇子後深草天皇へ御讓位になつて院政を執り給ひ、

實氏は外祖父として太政大臣に進んだ。この時道家はその第三子實經を攝政とし、ついで自ら公武間の祕事重事の申次の任に當り、敍位任官を攝政の所管とし、雜務は院司が院裁を經て執行することと定めた。

然るに間もなく鎌倉で起つた前將軍頼經の陰謀疑獄事件から、幕府は九條家排斥の方針をとり、頼經を京都に送還した。その折幕府は院への奏狀を作り、天下の爲めに德政の興行を請ひ、敍位除目は正道に依つて行はるべく、若し現に叡慮に適はぬことがあれば器量あるものを拔擢せられたく、又關東申次は追て奏上すべしとの主旨を、時の六波羅重時から院司葉室定嗣を經て上奏せしめた。かくて道家の申次の地位を奪つたので、道家は終に籠居し、翌年には攝政實經も任を辭し、近衞兼經が代つて攝政となつた。幕府は寛元四年十月に西園寺實氏を申次に奏薦して、公武の重要連鎖とし、又近衞兼經を支持した。

院では幕府の奏請によつてその年十一月に雜訴評定を行はれ、幕府に關係深き人々を評定衆として毎月六回評定を行ひ、重要なる政務を審議することと定められた。これは卽ち幕府が公家政治への口入であつて、先に協定した政治分野の限界を越えて、公家政治への容喙を始めたものである。ついで翌寶治元年には幕府は更に進んで公武關係を密にし、益〻公家政治へ口入の範圍を擴大せんと試みた。その方法として皇室尊崇の意味から特使を上京させ、申次實氏と共に參院して、德政の興行、神崎庄及び宗形社領を院御領とし、神崎庄には承久に補置した新補地頭を停止し、宗像社領は修明門院の御領であることを停止すること等を上奏せしめた。ついで建長二年に幕府は閑院內裏造營を開始し、執權時頼を始め二百數十人にその所課を勤仕させ、深澤俊平那珂盛時が奉行として上京諸事を經營し、翌三年七月に竣工した。この公武親善九條家排斥を機に、將軍頼嗣を罷めて後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を將軍に奉戴し、多年の懸案を實現

することを得たのである。時に建長四年三月で、その前月に道家は不遇の裡に世を去つた。

後嵯峨上皇は第二皇子の御豁達英明なのを鍾愛せられて、正嘉二年八月に皇太弟と定め給ひ、翌正元年十一月天皇の御不豫を期に、皇太弟を御猶子として讓位を行はしめられた。かくて龜山天皇の御代となつた。文永二年四月後深草上皇に皇子熈仁親王が生れ給ひ、文永四年十二月に龜山天皇に世仁親王が御誕生あらせられた。ついで後嵯峨法皇の叡旨に依つて翌五年八月に御兄流の熈仁親王を措いて、御弟流の世仁親王を皇太子と定められた。

この立太子と前後して蒙古の事變が勃發したので、世の視聽はこの御繼承の經緯から暫く離れたが、文永九年二月に後嵯峨法皇が崩御あらせられて、治世の君の御後繼者を決定せねばならぬこととなつた。法皇は崩御に先立ち御領の御分讓等の後事に就て處置を講ぜられたが、治世の君に就ては文永九年正月十九日の宸筆御處分帳の中に於いて、京都の六勝寺と鳥羽殿を讓ることを規定せられた以外は、何等宣示せらるることなく、承久以來治世の君は幕府が推戴した例を考へられ、且つ仁治に幕府が法皇の登祚を圖つたことを回顧せられて、この度も幕府の推戴に委任せらるることとし特に幕府への宸翰を染められた。而してこれ等の御處分等は總て崩後の七七日の御佛事に當つて沙汰すべきことを遺詔せられた。よつて御遺詔のままに、七七日に當る四月七日に法皇の信任を蒙つた洞院實雄(西園寺實氏の弟)が命を奉じ、御處分帳等を開いて沙汰し、幕府へは宸翰を傳へて治世の君の推戴を促した。かくて幕府は法皇の院政を繼承し給ふべき治世の君の推戴を委任せられたのである。

幕府がこの命を蒙つた事は當時の情勢から見れば止むを得ざる事であつたが、當時は蒙古事變の對策に

擧國一致、全力を傾注してなほ足らぬ感さへあつた際であつたから、幕府は治世の君の問題から内爭の勃發すべきことを憂慮し、故法皇の御素意に任せ奉らんとし、御治世の事は極めて重大で輙く計ひ難き旨を奏して、故法皇の御素意を故法皇の后大宮院へ伺ひ奉つた。この時大宮院は故法皇の御素意は龜山天皇にあつた旨を回示せられたので、幕府はこれに贊成の意を表し、かくて龜山天皇が治世の君として親政せられ給ふこととなつた。ここに於いて問題は表面容易に解決を見たものの、世の一部では天皇の御兄後深草上皇が昭穆の序に從つて治世の君となり給ふべきことを期待して、その實現を見るに至らなかつた事に驚き且つ憤激し、殊に後深草上皇を始め上皇の御近臣等は、當然の成行と期待されたことが覆つたので、頗る不滿の感を懷き、法皇の御素意が龜山天皇にましますとのことは、大宮院が圓助法親王（故法皇の院政に有力なる補助を與へられた法皇の御弟宮）や洞院實雄等と、故法皇の御素意を推し量られたものであるとしてこれを認め給はず、故法皇の冥助によつて御運の開かんことを祈念せらるるに至つた。

鎌倉時代の初めから皇位と治世の君の御資格とが別箇のものと看做される慣例となり、天皇は御讓位後に後嗣たる天皇の直系尊族の御身分を以て、治世の君として院政を執り給ふことが例となつた。曾て賴朝がこの事情を批評して「天子ハ如二春宮一也」と稱したやうに、皇位を踐んでから治世の君となり給ふ形を呈して居つた。ただ特例として上皇の御座なき時には、自ら天皇が治世の君として親政を行はれることがあつたに過ぎなかつた。且つ上皇の院政は、上皇が天皇の直系尊族の御身分であることが久しい間の慣例となつた。承久の變後後高倉院の院政と院の御子後堀河天皇の登極とが、同時に實現したのは、この慣例に據つたことであつた。これ等の情勢から見れば、所謂後嵯峨法皇の御素意についての後深草上皇側の御

主張には相當の理由の存在して居つたことは勿論であるが、一面に於いて龜山天皇の皇子が、法皇の叡旨によつて既に皇太子と定まつて居られるところから見れば、大宮院側の御主張も決して據處なしとは稱せられないやうである。

文永十一年五月、龜山天皇は皇太子に讓位せられて院政を開かれた。新帝は後宇多天皇である。この折後深草上皇は御失望の餘り、翌建治元年四月に太上天皇の尊號を辭し落飾せんとされて、幕府へもその事情を傳へられた。龜山上皇も亦この事態を憂慮せられ、圓滿解決の途を幕府に諮問された。當時幕府の耳目の任を兼ねて關東申次の重任を帶びた西園寺實氏は、嫡子公相が早く文永四年に薨じたので、申次の任をば文永六年の薨後には嫡孫實兼に傳へた。然るに龜山天皇の御代となつてから、實氏の弟洞院實雄が後嵯峨上皇・龜山上皇の御信任を得て權勢を得たため、西園寺家は一時衰へ、實雄が文永十年に薨じてから再び西園寺氏が勢を復することを得た。實兼は曩にその妹嬉子を龜山天皇の中宮とし（後今出川院と申さる）たが、御覺えが芽出度くなかつたので、自ら後深草上皇側へ傾くやうになり、上皇側の爲に幕府に對して盡力するに至つた。幕府はかかる事情からこの問題の調停に當らざるを得なくなり、後深草上皇の御境遇に深甚の同情を表し奉り、故法皇の御素意は尊重するも、後深草上皇が法皇の正嫡にましまして、何等の御過ちのないに拘らず、治世の君となられないことは畏いことであるとの理由で、後深草上皇の皇子煕仁を龜山上皇の御猶子として、後宇多天皇の東宮と定め、將來この東宮の登祚に當つて、後深草上皇が治世の君となり給ふ策を立てた。依つて十月に幕府は二階堂行忠・曾根遠賴を京都に特派してこの案を奏せしめた。この案はやがて後深草上皇・龜山上皇の勅許を經て、十一月に煕仁親王は東宮に定められた。對外問題で

時局が切迫を告げて居る際で、國内の團結の爲めに、幕府がこの處置を執つたことは止むを得ない事情であつた。一方幕府はその政策である公平の趣旨をこの間に加味して、自己の立場を明らかにしたのである。

かくて幕府の政策は功を奏して、兩皇統（後深草上皇の御系統を上皇の御座所に因んで持明院統といひ、龜山上皇の御系統は、この後後宇多上皇の御座所に因んで大覺寺統と申した）の御間は一時圓滑となつたが、持明院統は實兼等を有力な援助として、自統の治世を急速に實現させることに努めた。弘安三年十一月に飛鳥井雅有が東宮の御旨を奉じて鎌倉に下り、幕府とこの問題について交渉を行つたのを始め、屢〻種々の交渉が行はれた。幕府も亦屢〻使を京都に派遣して意志の疏通を試みた。實兼は當時春宮大夫となつて持明院統の信望を一身に集め、幕府との親近關係を利用して局面の進展策を講じた。この頃龜山上皇が幕府に異圖を有せられるとの風評が立つたので、これに對して持明院統側では深く幕府に信頼して居る旨を宣言し、且つ後嵯峨法皇の治世の君についての御素意は、幕府に仰せ合される外に何等の御所存があつたのではなく、法皇の御素意が龜山天皇にあるといふのは、事實にあらざる旨を强調されたので、幕府は弘安十年に後深草上皇の御治世と東宮の踐祚とを申入れ、實兼はこれを兩統へ傳奏した。龜山上皇は頗る御不滿で、御使藤原賴親を鎌倉に差遣せられ、異圖云々の風說の事實にあらざること等を辨明せられたが、幕府の申入れは拒まれる力がなくて、十月に御讓位の儀が遂行された。かくて伏見天皇の御代となり、後深草上皇の御治世となり、幕府の方針は既定の通りに進められた。

この後幕府は皇位の問題及び朝政に就いて、申次實兼と密接な關係を結び、且つ關東申次の意向と公平政策とを二大規準として處理を講じ、幕府の主張を權威あるものとし、公家政治を自己の意の儘に置かんと

する態度に出た。卽ち後深草上皇の御治世の第一年である正應元年に、政道興行の美名の下に朝政干涉を企て、二階堂盛綱を京都に特派し實兼を經て、議奏公卿及び評定衆の設置、任官加爵の次第を亂さぬこと、僧侶女房の政事口入を禁止すべきこと、後宇多上皇への御分國進上の事等を奏した。これとともに又龜山上皇には、上皇の御異圖に關する巷說をば認めないことを申入れ、兩統に對して一樣に誠意を表明した。この結果として實兼を始め關白二條師忠・堀川基具・土御門定實・平時繼が評定衆となり、毎月三回評定を開いて重要政務を審議することとなつたが、實は名ばかりで諸事は實兼と幕府との合意で解決された。この後實兼の好意は益〻持明院統側に注がれ、曾て後宇多天皇へ納れ奉ることに定められた實兼の女鏱子は、この年の六月に後深草上皇の御猶子として後伏見天皇の中宮に冊立され、實兼の子公衡は中宮大夫となり、又この年に降誕の皇子胤仁は翌年に東宮となられた。幕府の贊同に依つたことはいふまでもない。龜山上皇は御主張が幕府に容れられぬのを御不滿の餘りに、正應二年九月に落飾せられて法皇となり給ひ、翌三年に後深草上皇は御望を遂げられたのを御滿足あらせられて落飾せられた。

かくて幕府は御治世を左右する鑰を握ることとなつたので、兩統の策士等の企てる各種の運動や宣傳を受けることが寧日なき有樣となつた。幕府はこの間に處して巧みに既定の根本方針に基く處置を講ずることに努めた。正應三年三月淺原爲賴が宮中に侵入し、夜御殿を汚して自殺した事變は、重大な疑獄を起し、犯行遺留品から事件はその背後に大覺寺統の存在することが喧傳せられ、西園寺公衡は承久の先例を云爲するに至つた。これに對して大覺寺統は告文を幕府に下して、風聞の事實にあらざることを示されたが、幕府の意はなほ解けなかつた。然るに間もなく藤原爲兼が天皇の御乳父として信任を得、西園寺氏と權を

爭ふに至つて、西園寺氏の持明院統奉戴の意志が次第に薄らぎ、爲兼との間には終に激烈な爭を起した。爲兼の幕府は西園寺氏を援助し、永仁六年に爲兼に陰謀ありとして六波羅へ捕致し次いで佐渡へ流した。爲兼の問題から持明院統と意志の疎隔した西園寺實兼は、轉じて大覺寺統と合意の政策に出で、治世の君を大覺寺統に移して自家の權勢を保持せんとした。大覺寺統も亦西園寺氏の力によらんとしてこれと近づかれた、ので、幕府も亦これに從ひ、永仁六年七月に先づ御讓位を奏請して後伏見天皇の御代とし、引きついで後宇多上皇の皇子邦治親王を東宮と定め、後嵯峨法皇の御素意を尊重する旨を明らかにした。ついで幕府は大覺寺統と實兼との希望を容れて正安三年に御讓位を請ひ、後二條天皇の御代とし、大覺寺統の治世に改めた。後伏見天皇の御代は僅かに三年に過ぎなかつた。實兼の女瑛子は龜山法皇の妃となり、この年三月に院號を定められて昭訓門院と稱せられた。女院は大覺寺統内に於ける有力な一勢力を形成された。

後二條天皇の踐祚によりつづいて起つた立太子に就いて、兩皇統からは幕府にそれぞれ自統より出さんとして勸說を開始した。持明院統では皇位は正嫡の一流に傳ふべしとして、自統からの立坊を主張し、後伏見上皇には未だ皇子がましまさなかつたので、御弟富仁王を上皇の御猶子として推し、將來上皇の皇子御誕生の際には、これを富仁王の猶子、卽ち上皇の嫡孫の義として繼承せしむべき內規を作られた。大覺寺統も亦後嵯峨法皇の御素意を鐵則として、自統からの立坊を主張し、後二條天皇に未だ皇子がましまさないので、御弟尊治王を推された。殊に龜山法皇は尊治王を鍾愛せられて、未來の皇位は王の一流へとの叡慮であつた。幕府はその根本である公平の態度を以て、この解決に當り、兩統から交互に立坊せられることが、公平な解決策であるとして、富仁王の立坊を奏請し、正安三年八月に立太子の儀が擧げられた。

ついで幕府は大覺寺統側からのこれに對する抗議に答へて、十一月に二階堂行藤を京都に差遣して、幕府の執つた立坊の順序は理を誤つて居らぬこと、兩皇統が皇位を踐まれることを幕府が望んでゐること、御讓位の時期は叡慮に任せ奉るべきことを奉答して、幕府の保持する公平な政策と、皇位の改替には敢へて干渉を行ふ不敬の行爲に出ない旨を明示した。然しこの幕府の趣意は兩統から是認されるには至らなかつた。されば後嘉元三年八月龜山法皇の崩御に端を發して、大覺寺統内では後宇多上皇と龜山法皇の皇子恒明親王（昭訓門院の御子）との間に、儲貳に就いて御意向が一致を見るに至らず、恒明親王は父皇の叡慮に從つて大覺寺統の皇儲に供はらんとし給ひ、持明院統と共に幕府に向つて屢〻御使を派遣された。然し幕府は正安度の宣言を遵奉して、讓位の發言を差し控へた。やがて德治三年八月に天皇は御惱によつて崩じ給ひ、皇太子は卽ち踐祚せられた。かくて花園天皇の御代となり、又持明院統の治世となつた。これに引きつづいて行はるべき立坊に就いて、幕府は兩統の皇位につき給ふべき希望を有すとの意向の宣言により、大覺寺統から最先に推された尊治王を奏薦し、九月に立太子の儀が行はれた。

一方關東申次は實兼が後伏見天皇の正安元年に出家した際に、嫡子公衡に讓り、公衡は當時大覺寺統と親近な關係を持續したが、龜山法皇から恒明親王扶持の御依托を受けるに及んで、後宇多上皇との間に自ら疎隔を生じ、爲めに漸次持明院統へ接近することとなり、女寧子を後伏見上皇の妃とした。花園天皇の延慶二年正月に至つて、寧子は院號を定められて廣義門院となり給ひ、公衡は三月に左大臣に進んだが、正和四年九月に薨じたので、關東申次は再び實兼の手に歸つた。然るに持明院統の治世となつてから爲兼が勢力を復し、伏見上皇の院政に參畫する有力者となるに至り、ここに再び西園寺實兼との確執を生ずる

に至つた。幕府は西園寺氏の勢力擁護の爲めに、實兼を援助して復た爲兼の權勢打破の策をとり、正和四年十二月に爲兼の陰謀を認めて六波羅へ捕致し、翌年土佐へ流して、京都からその勢力を除いた。然してれが爲めに實兼と持明院統との關係は又漸次圓滑を缺くに至つたので、大覺寺統はこの機に乘じて幕府に御讓位の發言を促された。

幕府は從來關東申次西園寺氏と聯携をとつて、兩皇統に對して公平な態度を持して來たのであるが、年と共にこの問題は漸次複雜の度を加へ、一方の御主張を容れ奉れば他方から怨まれることとなり、終に幕府は兩統からの怨府と化して、幕府の折角の好意は認められぬ狀況となるに至つた。この事態が繼續すれば、幕府の立場は益〻窮地に陷る恐があるので、この際幕府は斷然この苦境を脫出すべき策を講じ、踐祚立坊ともに兩統の御和談で定められ、幕府は向後一切この問題には容喙し奉らないこととし、文保元年四月に中原親鑒を上洛させ實兼を經て奏上せしめた。世にこれを文保の御和談と稱した。然し多年この問題で御主張等を異にした兩皇統の御間に御協定の成立すべき道理がなく、從つて當面の問題である御讓位の期日等に就いては、御交涉を始められる緒口さへなく、幕府のこの案は全く失敗に歸した。爲めに幕府は止むを得ず大覺寺統側からの要求に從つて、來るべき東宮には後二條先帝の第一皇子、その次に後伏見上皇の第一皇子といふ順序の案を提出して、御和談の進行の端緒を開き奉らんとした。この案は幕府の從來の方針に反し、大覺寺統側に大いに有利の案であつて、思ふに實兼等の盡力に待つものが多かつたもののやうである。それ故持明院統側はこの案に賛成されることは到底なし得られなかつたから、この案に應諾せられず、從つて幕府の案は又もや失敗に歸した。依つて幕府は暫く形勢の推移を觀望し、事態の平靜を

待つべく、新な提案をば差し控へることとした。文保元年九月に伏見法皇が崩御せられて、持明院統側には大打撃であつた。この機に大覺寺統では實兼を通じて、再び文保御和談の規定に依つて讓位を促されたが、持明院統は從來の通りの御態度をば堅く持して動かれなかつた。この時幕府は實兼からの懇請を容れたらしく、後宇多法皇の勅旨を奉じて、文保御和談の主張を撤回し、文保二年二月に先に提案した立坊順序に從つて御讓位あるべきことを奏請したので、問題は遂に決し、同月に後醍醐天皇の踐祚、後宇多上皇の院政となり、三月に後二條先帝の第一皇子邦良親王が東宮となられた。かくて幕府は從來の如く踐祚立坊にその意志を表明せざるを得なくなつた。

かくの如く持明院・大覺寺兩統は、治世踐祚立坊等に就いて異にせられた御主張の貫徹の爲め多年に亙つて努力せられた結果、兩統共に活氣を加へた。殊に天位は善政によつて保持し得られるといふ支那の思想、主として當時輸入された宋學の影響からして、兩統共に學問を勵み、古今東西の治亂興亡の跡を研究し、政治に力を注がれた。この公家社會の奮起は幕府にとつては一大脅威であつたが、自己の權威に自負した幕府はこの情勢に愼重の考慮を加へず、ただ從來の態度を持續したのみであつた。これは幕府にとつては重大な失策であつた。後宇多上皇の院政には洞院實泰・花山院師信・吉田定房・萬里小路宣房等の濟々たる多士が輔翼に供はり、政務の振興が日に月に斷行せられた。元亨元年には遂に院政を廢して親政に復することとなつた。幕府はこれに對してただ大覺寺統内部の事とのみ無意識に賛成の意を表した。かくして後醍醐天皇の親政となつた。幕府は院政の撤廢の次に來るべきものが、幕政の撤廢であることを觀破することができなかつた。後醍醐天皇の親政は後宇多上皇の院政以上に活潑なものとなり、朝政に新味が

逐次累加された。朕が新儀は後代の範であるとの御信念の下に、朝政の振興が行はれた。持明院統の花園上皇が、政道今や淳素に歸せり、君は既に聖王にましまし、臣に亦人多い、と羨望賞讃せられた程であつた。かくして天皇の親政の目標は討幕へと進んだ。

日野資朝・同俊基等が首腦となつて計畫した第一次の討幕計畫は、正中元年九月に美濃の武士舟木頼春の密告によつて六波羅の知るところとなつた。六波羅は卽時首謀と目した關係者を拉致し、幕府は急報に依つて承久の例に倣ひ近畿以西の家人に動員令を發し、工藤高景を上京せしめた。然しこの折は資朝が巧みに全責任を一身に負ひ、他への波及を防いだため、幕府は事件の全貌を窺知することを得ず、單に資朝を佐渡へ配流する處置のみを以て事件の處理を打ち切つた。當時關東の申次たる實兼も亦事件の核心に觸れ得なかつたやうである。この機によつて起された持明院統の御讓位促進に關する提議に對しては、幕府は文保御和談の精神を持して少しも動かなかつたが、正中三年三月に皇太子が薨去あらせられたので、ここに端なくも立坊問題が起るに至つた。幕府は文保度の提案に從ひ、大覺寺統と故皇太子の御遺跡からの要求に贊同せず、後伏見上皇の皇子量仁親王を推戴したので、七月に立坊の儀が行はれた。

後醍醐天皇の第二次の討幕計畫はこの間に進み、幕府も亦漸次疑惑を深めたが、承久の變直前の如くに幕府の在京機關が敏活な活躍をしなかつたので、その眞相を諜知することを得なかつた中に、元弘元年四月に至つて、六波羅は天皇輔翼の柱石の一人吉田定房から、俊基が主として討幕計畫を行つてゐる旨の密告を得て始めて驚き、幕府は正中度の例に倣ひ、長崎高貞・南條高直等を上京させ、俊基等を捕へ更に宮中の探索を行はんとした折、忽ち車駕の所在を失つて周章狼狽を極めた。幕府は大佛貞直・金澤貞冬・足

利高氏等を上京させ、大兵の威力により承久の例に倣つて暴壓を加へんとし、卽ち廢立を斷行して量仁親王の踐祚と後伏見上皇の院政とを奏請し、皇太子には故皇太子邦良親王の御子康仁親王を推戴し、從來の慣例を追うて時局を處理せんとしたが、幕府の全國統制の威力は既に崩れて、承久の古とは趣を全く異にして居つた爲め、勅命に應ずる幕府の家人は各地方に現れて漸次全國に波及し、幕府は全く孤立に陷つてその存立の意義を失ひ、家人新田義貞・足利高氏等によつて容易に覆さるるに至つた。これは全く幕府が時局に暗く、舊慣にのみ固執して時勢に順應する策を執り得なかつたことに起因してゐる。

一〇、國防計畫

幕府はその定めた政治分野の限界に從ひ、外國との關係卽ち外交に就いては公家政治に委せて敢へてこれに參與しなかつたが、國防に關することは治安維持の職責上から當然その所管の中に加へた。平安時代の中期以來公式の國際關係は絕え、我國は支那朝鮮の貿易商人を九州の博多等に迎へて交易を行つたに過ぎなかつた。博多は當時唯一の貿易場で、在留の外人は相當に多く、これ等の取締は大宰府が任務として居つた。平清盛が一時宋との貿易を企て、福原に宋人を引見し、又和田泊等の修築を行つて交通の便を圖つたことはあつたけれど、平氏の滅亡とともにこの計畫も中絕した。幕府はその勢力を九州に進出させるに及び、天野遠景を鎭西奉行としたが、その主たる任務は管內の治安維持と在住家人の統御とに過ぎなかつた。この鎭西奉行の沿革は詳細を缺いてゐるが、建久年間に遠景の後を繼いで、大友能直と大宰少貳武藤資賴とが相竝んでその任につき、鎭西奉行又は鎭西守護職等の名で呼ばれた。卽ち九州の公家政治の機

闘である大宰府と相竝んで家人の統制と治安の維持とを擔任して居つたので、この職務の範圍內に屬する外國との問題については自ら關係するやうになつた。

嘉祿二年に對馬の島民及び松浦黨等の一團が數十艘の兵船を作り、高麗の全羅州に渡航し、民家を略して資財を掠めたため、半數は高麗の爲めに殺害されたが、殘つた者は銀器等を奪ひ取つて歸來したことがあつた。翌安貞元年の夏の初めには、同じく九州の邊民が高麗の全州に於いて、同地の防護監盧且の爲めに船二隻を捕獲され、三十餘人が殺され、多數の武器を押收された。ついで又別の一團は熊神縣に入り、守備の鄭金億と戰つて終に引き上げたことがあつた。これ等は何れも邊民間の私貿易がその目的の達せられない時に、暴徒と化して彼の官憲と衝突するに至つたもののやうである。ここに於いて高麗全羅州はその暴擧を憤り、牒狀を我國に送つて、その責任を問ふ手段に出た。大宰府はこれを受理し正本を幕府へ、案文を關白に送達した。これは幕府が始めて外交に關係した事件であつた如くである。

この牒狀に接した大宰少貳武藤資賴は、その職責上から惡徒九十人を捕へ、高麗國使の面前に於いて斬首に行ひ、又これに返牒を發した。これは資賴が內地の治安維持同樣の觀點に立つての處置と思はれるが、この事情を知つた一部では、これを以て我朝の恥とし、牒狀の無禮なるを憤つた。之に對して當時幕府が如何なる態度に出たかは徵すべきものがない。この後貞永元年に肥前國鏡社の住人が高麗に渡つて夜討を企て、數多の珍寶を奪つて歸朝した際に當つて、同國の守護人はこれ等の犯人を捕へ尋問せんとしたところ、預所はこの處置は守護の職務の範圍外であると稱して應じなかつたので、守護はこれを幕府に訴へた。幕府はこれに對して、本件は預所の抑留すべきことにあらず、交名に任せて須く犯人を守護に引き渡すべ

く、乘船弁に贓物も同様守護に沙汰をさせることと定めて指令を發した。この處置から見れば先に資賴が犯人を處分したこともその權限內のことで、問題はただ外國の使の面前に於いて行つたことに止るやうである。

建長六年四月に幕府は唐船に就いての評定を行ひ、その數を五隻に限定したことがある。その理由は詳でないが、これも亦守護の權限內に屬することであつたらしい。弘長三年に對馬島民が高麗の熊神縣に渡つて財物を掠めた時に、高麗は牒狀を發して和親を求め、掠奪品の還付を請求した。この時我國はその請に應じて局を結んだ。これは安貞度と同樣な事情であつたと思はれる。かくの如く外國卽ち高麗との問題は屢〻起つて居り、鎭西奉行及び九州の守護等は、外國に對して決して無關心ではあり得なかつた。

文永五年正月鎭西奉行武藤資能は、對馬守護代宗助國を案內として渡來した高麗の國信使潘阜を大宰府に引見し、蒙古の國書とその趣意を說明した高麗の國書とを受理した。蒙古の國書は表面は我が國と國交の開始を要望したものであるが、實はその威力によつて屈從せしめんとする趣旨のものであつた。資能は事態の重大なるにより直ちに幕府へ顚末を報じた。幕府は外國との交涉それ自體は自己の專管外であることと、特に重事であること等によつて、關東申次西園寺實氏を經て朝廷に奏し、その處理の手續を求めた。同時に幕府も亦自己の立場からこの問題の處理に就いて愼重に考慮を遂げた。幕府の立場としては、兵力を以て威赫的に要求されたことに對しては、武士の精神からも到底受諾することはできなかつた。而してこの要求を退けることに依つて當然惹起さるべき敵國の侵攻に對し、守備を萬全にして國家の安泰を講ずることは、その職責上必須の任務であるから、幕府の考慮は自らこの點にも及び、その結果萬全の籌策を

立てて、蒙古の要求を斷乎として退けることを決意した。朝廷へこの事件を移牒した時に、幕府は併せてその所信を披瀝し、朝廷の允裁を仰いだのであつた。

幕府が蒙古の對日本策について豫め聞知するところがあつて、事態の推移を注視して居つたか否かに就いては明確な史料は存在して居らないが、鎭西奉行等の從來の行動と、朝鮮半島及び支那大陸との交通狀態から察すれば、何等か豫知したことはあつたらしい。

幕府は直ちに樹立した防衞方針に基いて、文永五年二月二十七日に令を御家人に下して不時の變に應じ得る準備を行はせ、又使を京都に出して朝廷の決意を促した。かくして朝廷から幕府と同一方針を執る旨の回示に接したので、卽時鎭西奉行に訓令して高麗使を歸國させ、何等の回答をも與へず無言の裡に要求拒否の意を示した。三月幕府は連署時宗が執權に執權政村が連署となつて軍國の統制に任じた。蒙古は出師の準備として我國への海路の狀況、九州方面の地形等を探索させる爲め、この後屢〻使を派出する策をとつた。第二回の使は文永六年九月に對馬につき、その牒狀は前回と同樣の手續を經て幕府に達した。この際幕府は前回同樣の態度をとつたが、朝廷では敵國中書省の牒狀であつた爲め、その求を拒む返牒を菅原長成に起草せしめられた。然し幕府の意向によつて返牒の發送を停められた。この機に幕府が防備について指令を行つたことはもとよりであつた。

文永八年八月に幕府は高麗から蒙古兵の進攻を警告した書面を受領したので、九月に鎭西の守護地頭に令して邊防に備へさせ、鎌倉在住の九州の家人を故國に歸し、更に西國中國の家人にも順次西下して九州の防衞に當らす訓令を發した。幕府の防禦方針の大綱は、鎭西奉行の統率下にある九州の家人を主力とし

て、專ら陸上の守備に任ずるにあつて、海上の守備には主力を注ぐに至らなかつた。間もなく九月に蒙古の使趙良弼が筑前今津に到着し、國書を直接に政府當局へ進達したき旨を要望したが、鎭西奉行はこれを拒否したので副本を提出し、その回答期限を十一月末日とし、期限後は自由行動を開始すべき旨を明らかにした。しかし幕府は前同様に良弼を退去せしめたので、ここに敵使の宣言通り交戰狀態に入ることとなつた。翌九年二月鎭西奉行は管内の地頭に令して筑前・肥前の沿岸の警備を命じ、六月に幕府は對馬守護代宗助國に防備を嚴にして敵軍の進攻を待たしめた。この時に當つて幕府が最も憂慮したのは平素所領爭等で反目し合つてゐる將士間の調和を圖ることであつた。幕府は國防の重大な所以を說明し、私的の反感を棄てさせるやうに諭した。この折軍事を幕府の處理に任せられた朝廷は、社寺に於いて無異の祈禱を行はしめられて人心を緊張させ、又敵愾心を鼓舞させて擧國一致の實を擧げ、幕府の防衞計畫に大なる支援を賜はつた。

かくして彼我の緊張裡に文永十一年十月に至り、蒙古高麗の聯合艦隊九百艘は、三萬三千の兵を滿載して合浦を出動し、先づ對馬の佐須浦に殺到した。守護代宗助國は防戰と同時に急を鎭西奉行へ報じた。對馬の守りは忽ちに潰え、敵軍はついで壹岐に移り、守護代平景隆は力戰遂に仆れた。敵軍は更に進んで肥前沿岸に迫り、平戶・能古島・鷹島等の掠奪を始めた。松浦黨の將士等は奮戰したが大勢利なく、敵軍は博多灣に侵入した。鎭西奉行・對馬よりの警報に接して、管内に動員令を發し博多へ集中せしめた。九州の諸家人は檄に應じ晝夜兼行博多へ向つた。筑後の神代良忠は九州一の難處筑後河に浮橋を架して、肥後・薩摩・日向・大隅方面よりの軍勢の進軍を容易ならしめたといふ。その他にもこれに類した各地方の隱れ

た援助が少くなかつたと思はれる。かくて鎭西奉行は豫定の計畫に基く兵力を急速に博多に集中することを得、少貳經資が全軍を督して博多沿岸の守備の部署を定め、島津久經は箱崎を警備した。かくして十月十九日に今津に一部を上陸させた敵軍を二十日の拂曉に博多に邀へたのである。蒙古兵は慓悍で野戰に長じ、隊形を作り又毒矢・鐵砲等の邦人の目新しい武器を使用したため、我軍は形勢漸次不利となり、夜に入つて遂に水城に退いて陣を高くした。この夜暴風が起り博多灣內の敵艦は或は覆沒し、或は大破したので、敵軍は終に敗退し、我軍は志賀島に殘つた敵軍を殲滅した。所謂文永の役はかくして結末を告げた。

敵軍來襲の報を受けた幕府は、十一月一日に鎭西奉行大友頼泰に令を發し、九州の住人は幕府の家人にあらずとも、軍功を致す輩あれば抽賞すべき旨を普く告知せしめ、又同日安藝守護武田信時に令して、二十日以前に任國に到達し、國內の地頭家人及び本所領家一圓地の住人等を相催して、防戰すべき旨を傳へた。即ち幕府はその直轄外の住人を懸賞を以て徵募する方法と、應援軍の派出とを以て、兵力の充實を圖つたのである。然しこの令の實行を見るに先立つて戰鬪は既に終つた。然し敵軍の後退は暴風に因る船艦の損傷に因つてゐるので、その再擧は必至の勢であつたから、幕府はこの度の實戰に於いて經驗した事によつて、一層有效なる對策を行ふことに務めた。

文永の役で幕府が經驗したことに、內外の兩面があつた。內に於いては士心の奮起になほ足らぬ憾もあり、家人の統制も完全に行はれなかつたことと、陸上防禦の設備が不十分であつたことを知り、外に於いては敵軍が野戰に長じて居り、これに對戰するのは我軍の戰鬪方法の現狀では頗る不利であること、又敵軍の進退が隊形をなして整然と行はれてゐるため、從來我將士の得意の擅場である堂々たる一騎打の戰法

が全然無效であること等を知り得た。依つて幕府は翌建治元年五月に博多を中心とする九州の要地に鎭所を設け、家人を交代警衞の任に充て、更に周防・安藝・備後三國の家人を、長門の家人と共同結番して、長門の邊海の防衞に任じ、七月には鎭西奉行に命じ、前役に言を他に藉りて從軍を避けた者が少くなかつたので、將來は命を用ひず忠節を勤めぬものは、罪科に行ふべきことを觸れしめて、時局の認識を高めしめて士心の奮起を促した。尋で九州在住家人の京都大番役を免じ、公事を減じ節約を圖り戰力を蓄積させた。十一月には九州の統制を完全にするため、北條實政を特派して總帥に任じ、翌年正月には北條宗頼を長門に特派して、諸國からこの方面に集中した家人の統轄に任じ、その翌三年七月には北條時村を筑後の守護に任じた。かく執權北條氏の一族を相尋いで臨戰地帶に派出して、幕府の方策を徹底させることとした。弘安三年十二月には兵力充實の爲めに、東國在住家人を動員して九州の警備に充て、諸將士協力して國防の目的を達すべきことを訓諭し、私の宿意を挿んで天下の大難を顧みざるは最も不忠である、諸家人は守護の命を守つて防戰に盡力し、守護は親疎を論ぜず諸將士の忠否を注進すべきことを命じた。

敵軍防禦の作戰に就いては幕府は海軍に重點を置く自信がなかつたので、從來の如く海岸の防禦設備を高くして、敵軍の上陸をば阻止することを以て根本方針と定め、その工作として敵軍の目標となつてゐる博多の沿海に石壘を建造し、これを掩護物として敵軍の上陸侵入を防ぐ案を立てた。建治元年三月に鎭西奉行に命を傳へ、九州の家人に命じて、筥崎から今津に至る博多灣の沿岸に石壘の建設を行はせた。少貳經資がその董督に任じ諸將士に工役を平均に課し、各所要の人夫を率ゐて博多に會せしめた。かくして工事は五年の歲月を費して豫定の區間を完成するを得た。これと同時に消極的の防備では士心の鼓舞を十分

ならしめることを得ず、且つ敵軍を十二分に擊破し得ない恐れがあつたので、一方には兵船の準備を整へ、戰の狀況の如何によつては、遙かに海上に邀擊し攻勢に轉ずべき用意を廻らした。建治元年十二月に幕府は異國征伐を標榜して、山陰・山陽・南海・西海の守護に令を傳へて兵船と水手の準備を命じ、翌年三月には九州に令して、異國征伐軍に加はらんとする勇士を募り、先づその兵數と武具とを鎭西奉行に注進せしめた。この企によつて我士心を振起せしめたことは頗る大なるものがあつた。老者奮つて兵仗を執り、婦女亦子弟を激勵する等、幾多の佳話を今日に傳へてゐる。然しこの海軍による方策は、幕府の豫備的の作戰計畫であつて、主力は依然海岸の防禦に注がれたのであつた。

幕府が防禦に全力を集中しつつあつた建治元年四月に、蒙古の使杜世忠が長門室津に渡來した。鎭西奉行はこれを幕府に報じ、前例に從つて追却せんとしたが、幕府は對敵決意の鞏固なことを內外に示すべく、前例を破りこれを鎌倉へ護送させて龍口に斬り、ついで弘安二年六月敵使周福が對馬に渡來するや、鎭西奉行は幕府の指示に從ひ、これを捕へて博多で斬首し、我國民の敵愾心を高めた。この間に敵國の再擧の準備が成立し、弘安四年五月先づ高麗を發した敵軍は對馬壹岐に戰端を開き、松浦黨の將士等は海上で防戰を試みたが、衆寡の勢終に扼止することができず、敵艦隊は玄海灘を南下して六月五日に博多灣頭に迫り、志賀島・能古島・博多に向つて攻擊を開始した。鎭西奉行は北條實政の統督の下に既定の計畫に從ひ、敵軍來襲の報により九州の諸軍と關東よりの來援軍を併せて、第一防禦線の石壘に配備し、敵軍の上陸の阻止に全力を傾注した。大友・少貳・島津・菊池・秋月・竹崎等の諸將士の奮鬪と石壘の防禦力とに依つて、敵軍の上陸を完全に阻止することを得た。敵軍は轉じて長門の沿岸にも侵入を企てたが、わが防禦軍は力戰

健闘し敵軍を撃退した。爲めに敵軍は江南より來るべき別軍の到著まで、自重の策をとつて鷹島へ退き、彼我海陸對峙の狀況となつた。この間大矢野種保・河野通有等の有志は、兵船を飛ばして敵艦に强襲し、敵將を捕へ敵船を燒き、大いに敵膽を寒からしめた。然し我方の損害も亦少くなかつたので、後には自重の方針をとつて强襲を中止した。

かくて交戰は二ケ月に亙り七月も正に暮れんとした。幕府は鎭西よりの戰況報告により、軍の統帥、作戰方法、後方の準備等に萬全の考慮を拂つた。萬一の際には近畿の兵を西進せしめ、皇室を鎌倉へ奉遷する方策を立て、七月三十日には北條師時を長門の守護とし、閏七月十一日には北條業時を播磨に派遣し、山陽道の將士をその指揮下に屬せしめて、防禦線の完備を圖つた。兵力の補充の爲めには、幕府の所管外の寺社權門領、本所一圓地の莊官の動員計畫を定め、兵糧の供給法として、九州及び因幡・伯耆・出雲・石見等の諸國の年貢と、これ等の地方の本家領家等の得分及び富有者の所藏米を徵發する非常案を作り、六波羅を經て上奏し、事情止むを得ざるに出でた緊要のものである旨を述べた。朝廷では國家非常の際である理由の下にこれを聽許された。

然るに一方敵の江南軍は七月下旬に肥筑の海上に達し、全艦隊は鷹島へ集中して再び戰闘開始の準備をしたが、同月二十九日の夜に、颱風が玄海洋上に猛威を振つたため、敵艦隊は殆んど總て覆沒し、又大損傷を受け、溺沒するもの算なく、主將等は僅かに敗殘の船に投じて遁れ去つた。翌閏七月一日に我軍は風雨を冒して鷹島に敵の殘兵を攻擊し、二千餘人を捕虜として大勝を得た。所謂弘安の役である。

幕府は戰闘の終結とともに前回同樣に更に防備に就いて善後策を講じ、とりあへず鎭西奉行に命じて將

士の他行を禁じ、常に戰闘を開始し得る用意を行ふことを管下の地頭に令し、降人の處分の結了までは港灣在泊の船舶の檢閲を嚴重にし逃亡者を取締らせた。翌五年に北條時定を九州に派遣し、守備を嚴にさせた。時定は博多姪濱に奉行所を開いて鎭戌に當り、諸國に割充てた警固番役等を監した。ついで六年には北條兼時を播磨に派遣して近畿の邊海の防備に任じた。また兵力の充實の爲めに、この年六月に延暦寺衆徒の事件によつて武士の處分が朝廷で議せられるに當つて、關東申次西園寺實兼を經て、時局切迫の理由を以て、かくの如き問題で武士を罪することを中止されたいことを奏して裁許を得た。

正應五年に至つて高麗使が渡來し、文永度と同樣の意味の國書を持參した。幕府は前例によつて追却したが、使者の渡來は襲來の前提である先例に鑑みて大いに警戒を加へ、永仁元年には時定の卒去した代りとして北條兼時を六波羅から赴任させ、鎭西の將士に令して兼時の下知に從はしめた。兼時は着任の後、石壘等の防禦物の修築を行ひ、永仁二年には壹岐より島々に烽火の設備をなした。敵軍の來襲の情報はこの間幾たびか傳はり、戍備の將士は緊張して變に備ふるところがあつた。正安元年に敵の國使として、江浙釋敎統總補一寧が子曇等と共に渡來し、國書を携帶し和平の策を講ぜんとしたが、幕府はこれに應ぜず、益〻九州の防備を嚴にし、正安元年からは鎭西奉行の管下に評定衆引付衆等を置いて、九州の家人の統率と防備とに遺憾なからしめ、石壘の修築を時々行はせて、九州各地の將士にその役を分擔させた。

かくて幸にして第三回目の敵軍の來襲は遂に實現しなかつたが、幕府が朝命を奉じ始終一貫防衞方針を改めず、國防に全力を傾注して少しも油斷せず、その最後まで持續したのは、その職責を全うしたものといふべきである。而もこの國防計畫に隨伴して起つた行賞問題等から、幕府の家人統制力が崩れるに至つ

たのは、まことに止むを得ざることであつた。

鎭西奉行所は、北條氏の一族を迎へてから、その統制に從ふこととなり、その名も後に探題府と呼ばれるに至つた。長門の守護も後には同じく長門探題と呼ばれ、共に幕府の出先きとして、警固番役の沙汰、家人の進退等を所管とした。元弘三年幕府の滅亡とともに仆れた。

一一、武家政治の缺陷

幕府はその政治の眼目とした家人の統制と治安維持とを、終始一貫して把持したのであるが、その方針は現狀維持を意味するもので、いはば消極的のものであつた。さればその創業時代には、當時の社會組織の現狀を維持し秩序を保たせることが、幕府の政治の要諦となつたのであるが、時は流れ世は移り、最初の現狀維持の政策は遂に過去の維持と化し、現狀には漸次適合せぬものとなつた。然るに幕府は賴朝の時の方針を以て金科玉條とし、時勢に應じて變更することを敢へてしなかつた。これは幕府の政治のやがて崩れる根本の原因であつた。

幕府がその支持者として保護した家人は、幕府から授與された地頭職等を始め、祖先から傳領した土地の各種の權利を以て生活の資源とした。而してこれ等の所領は、同時に幕府の家人としての資格となつたものである。これ等の家人は從來不安定な領有狀態であつた土地を、幕府から安堵され、又勤勞勳功によつて新に恩地を加授されたのであるから、幕府に對しては自己の援護者として感謝の意を表し、幕府の命に服從してその恩義に報いんとした。かくて幕府と家人との主從關係は、この事情からも極めて固く結合

したのであつた。然るに世の太平がつづき、京鎌倉の關係が年とともに緊密になるにつれて、武士の生活と趣の違ふ貴族的な公家の生活の形式が、漸次武士の社會に移し植ゑられた。かくて武士の生活は一面に於いては向上したが、一面に於いては墮落した。殊に生活樣式の向上によつて、武士の經濟は膨脹せざるを得なくなり、從つて從來の質素儉約の風習は奢侈贅澤と變つた。鎌倉時代の初めには奢る平氏久しからずとの前鑑によつて質素儉約が重んぜられ、幕府も亦その勸獎に力を注いだ。殊に土地經濟によつて立つ武士の經濟生活を維持するには、質素儉約は缺くべからざる要素であつた。元暦元年の冬の頃に、頼朝が右筆筑後權守俊兼の華美な服裝を誡めんとして、その帶刀を拔いて小袖を斷ち切り、懇に諭したことがあつた。その語を吾妻鏡に載せて

汝富二才翰一也、盍レ存二儉約一哉、如二常胤實平一者、不レ分二清濁一之武士也、謂二所領一者、又不レ可レ雙二俊兼一、而各衣服已下用二麁品一、不レ好二美麗一、故其家有二富有之聞一、令レ扶二持數輩郎從一、欲レ勵二勳功一、汝不レ知二產財之所一レ費、太過分也、

云々と記してゐる。これは單に一俊兼に對する頼朝の態度ではなく、幕府が諸家人を指導する規準となつてゐるものであつた。

凡そ土地の收益は每年その額が自然的に概ね一定してゐるものであつて、人爲的に工作に工夫を加へて、生產の增額を企てても、工業の如く急激に增加し得ることは殆んど不可能である。のみならず天災地變の襲來によつて、減收を生ずることは決して稀なことではない。故に消極的に儉約を旨とし、貯蓄を行つて萬一に供へる方法を取らざれば、經濟上の安定は得て望まれないのである。幕府が儉約を一般に勸獎した

一因はこの點に存した。家人の經濟は卽ち儉約によつて保持されたのである。然し華美驕奢を好むは人情の自然であり、又泰平の繼續によつて一般に華美安逸に流れるのも避け難いことであつた。

幕府の創立の頃は、如上の方針によつて、幕府を始め武士の生活は極めて質素であつた。一例を邸宅にとつて見るも、武士の邸宅は周圍を鰭板で圍み、又は築地を廻らし、平門・冠木門又は上土門と呼ばれた門を備へた。冠木門の如きは兩柱の上に一木を横へたに過ぎないもので、元來は賤民の住居に用ひられたものであつたといふ。又警固の必要上櫓門を設けたものもあつたが、これとても單に板を並べたに過ぎない。家屋は蘆・茅・葦等で葺き、又は板屋であつて、平安時代以來貴紳の邸宅として一形式を整へた所謂寢殿造の豪壯とは比較にもならなかつた。服裝も又同樣で、直垂・水干・烏帽子が武士の平常の裝である。食物も同樣麁末で、徒然草に傳へられてゐる中には、執權時賴が宣時の訪問を受けた際、僅かに味噌を肴として終夜對飲して歡談した話、又足利義氏が時賴を迎へて熨斗・鰒鰕・搔餅を饗したこと等からも推測することができる。

然るに泰平の繼續と京鎌倉間の關係が緊密となるに從つて、武士社會の質素の風は漸次失せ、京都風の奢侈の影響を受けて華美となつた。家も板葺・茅葺から瓦葺・檜皮葺に進んだ、幕府の行事も年とともに華美となり、毎事過差の語が屢〻用ひらるゝに至つた。諸家人がこの感化を蒙つたことはいふまでもない、京人が貞應二年の鎌倉の有樣を記した海道記に、幕府の壯麗なる有樣を記して、

をろ〳〵將軍の貴居を垣間見れば、花堂たかくおしひらいて、翠簾の色喜氣をふくみ、朱欄妙にかまへて、玉砌のいしずへ光をみがく、春にあへる鶯のこえは好客堂上の花にあざけり、朝ををくる龍蹄

は參會門前の市に斷ゆ、

と記してゐる。必ずしも文人の形容詞ではなく、實に京人の目に映じた驚異を示してゐるのである。されば幕府は早くから屢〻儉約令を發し、過差の禁止を命じたけれど、その勵行は年とともに困難となつた。仁治二年十二月に、酒宴に風流菓子を用ふること、及び衞重外居等に圖畫を描くことを禁じ、建長四年に、鎌倉及び諸國の市で酒の賣買を停め、翌年に奢侈禁止の宣旨の發せられたのを機會に、家人及び鎌倉在住人の過差を禁じ、違犯者は法に依つて處斷すべきことを嚴達し、又女房の裝束については、五衣練貫を禁止し、又弘長元年には關東家人の家屋營作、及び出仕の行粧の過差を禁ずる等、大いに努め、執權は身を以て範を示した。泰時は執權在職中、寛喜年間の大飢饉に遭遇したが、率先して冗費を除き、極度の儉約を行つた。澁柿に

家中に毎年儉約を行ふて、疊を初として一切のかへ物共をも古物を用、衣裝の類も新しきをば著せず、ゑぼしの破れたるだにも古きをば繕ひつがせてぞき給ひける、夜の燈なく、晝の一食をとゞめ、酒宴遊覽の儀なくして、此費を補ひ給ひけり。

と書いてゐる。時賴も亦居常儉約を勵行した。されば儉約の權化の如くに崇められた多くの佳話が、今に喧傳されてゐる。

かくの如く儉約は、幕府が家人を統制する上に於いての重要な指導方針であつたが、その徹底は頗る困難であつた。家人の多くは奢侈の生活の爲めに、漸次經濟の切迫を告げた。又年とともに武士は蕃衍して、その一族は榮え、本家・分家の別が出來た。この折所領は漸次分割されたから、本家の財力は漸減し、分

家は本家に及ばず、平和な時代には新恩地の授與の事は殆んどなかつたから、この爲めにも武士の經濟は窮迫の一路を辿り、一時の急を救はんがために、所領の質入賣却を行ふに至つた。かくて所領を喪つて、家人の資格を失ふ者が少くなかつた。家人の失格は幕府の基礎に重大な影響を有したが故に、幕府はその救濟に全力を傾注せざるを得なかつた。文永五年七月、幕府は家人が賣却し又流質した土地の一部は、元金を以て還付を請求し得ることと定めた。ついで七年五月には、更に幕府の恩地と私領との區別なく、家人が所領を賣買入質するを禁止し、既にこれ等の契約の成立したものには、元金を以て辨償せしめることとしたが、これは手續が煩雜である爲めに撤廢し、十年七月に至つて、質流の所領は元金を辨償せずして舊主の領地たらしめることとした。但し既に幕府の下文を得てゐる土地は除外することとした。これは賣買入質の原則を無視し、ただ家人の所領の回收のみを目標とした暴令であつて、幕府はその標榜した公平の裁斷を、自ら進んで破壞したものに外ならなかつた。ついで翌十一年六月には、家人がその所領を子孫を闕いて他人に讓與するのを禁じ、違犯したものはこれを沒收することと定め、所領の減失を防止した。

然し家人が窮乏を告げて行く趨勢は年と共に著しく、殊に蒙古事變の軍役を勤仕するに至つてより愈〻甚しくなつたので、幕府はその救濟に一層の考慮を拂はねばならなくなつた。弘安七年五月に、關東領が賣買入質等によつて、非家人或は凡下の輩の領掌に歸するものが少くなかつたので、諸國の守護に命じて當行者の交名、田畠在家の員數を注進させ、その實狀を調査するとともに、所領の喪失によつて家人の勤仕する公事が缺けるのを防止する爲め、所領を賣却し或は流質し、或は他人に和與して、適法の證文が作成されて居つても、規定の公事は前領主に課して、家人の待遇を舊の如く付與する權宜な處置を講じたの

である。ついで永仁元年五月には、曾祖父の時に家人となつた者の子孫は、所領を喪失しても特別の事情あるものは、家人の待遇を與へることとした。

かくして家人の所領問題は益〻紛糾の種となつて、訴訟は頻出し、家人は愈〻苦境に陷つたため、幕府は永仁五年三月に家人の所領の入質賣買を禁じ、既に賣却した分の中でも、幕府からの下文下知狀を帶して、知行二十箇年を過ぎたるものを除き、その他は悉く舊主の領掌に戻し、又非家人凡下の輩が買入れた家人の所領は、二十箇年を經過したものも、賣主の知行に歸することとし、又金錢の貸借に關する成敗を一切停止することとした。かくて家人は喪失した所領を無償で回收することができ、又その負債を消滅することができたのである。この令は後世德政と稱せられ、幕府はこれに依つて家人を救ふことはできたが、非家人及び凡下の輩は甚大な損害を蒙つた。かくの如く幕府が家人救濟の爲めの根本策を講ぜず、本末を誤り、經濟の理法を無視した處置を採つて一時を糊塗したことは、幕府が世の信望を失墜せしめた一大原因となつた。

幕府はその威力によつてこの德政令を强行したが、民心を動搖せしめたことが甚しく、爲めに賣買貸借の機能は停止し、一時利益を得た家人も亦、再び融通の途を得ることができなくなつて、一層窮境に陷るに至つた。この間世上の一部では賣買等の契約をなすに當り、將來德政のことあるも、其の效力の及ばざることを標示した證文が作成せられ、幕府の威嚴を無視する風が現れた。且つ德政に乘じて不正手段に出るものも亦頻出し、社會の秩序は亂れ治安の上にも重大な影響を及ぼす程になつた。ここに於いて幕府はこの德政令を永續させることの不可能なることを認め、家人がこれによつて一時救濟されたのを機に、翌

六年二月に本令の實施を停止した。然し一旦この發令に驚いた世の中は、幕府が再びかかる暴令を繰り返すに至るべきことを憂慮したので、社會人心の不安は依然として拭はれず、幕府の不公平な處置を恨む聲は各所に起つた。

家人救濟策とともに幕府が苦慮したのは、蒙古事變に關する處理中の行賞問題であつた。幕府は初め敵襲に備へる爲めに、懸賞を以て家人以外の動員を行ひ、以て兵力の充實を計り、又社寺に祈禱を促し民心の奮起を圖つた。而してその結果前後二回大敵を擊攘することを得た。然るに兩役とも敵軍の敗退は暴風によつて居り、然もこの暴風の出現は神佛の加護であると一般に確信された關係上、神官僧侶等はその祈禱の功績が武士より以上であると自負して、幕府へ恩賞を申請することが頗る急であつた。これ等の神官僧侶は幕府の直轄外に屬するものが多く、幕府としてはこの要求を無下に退けることは不可能であつた。然るに當時の恩賞は土地を以てするのが慣例であつた。而して兩役共に勝利を得たけれど、外敵の侵入を防過したのに止まり、幕府としては兩役の結果寸土も收めることはなかつた。卽ち幕府は行賞の資源となすべき土地を新に入手し得られなかつたことが、行賞問題に於いての最難點であつた。土地を以てする行賞は全く不可能と稱してよかつたのである。然し豫め懸賞した等の關係があり、且つ弘安の役後も平和克復に至つたのではなく、從來通り諸將士をして防衞に全力を傾注させねばならなかつた關係上、兩役の有功者を賞して士氣を鼓舞し、且つ幕府の信望を保持することが絕對に必要であつたので、幕府は止むを得ず、平時の法規によつてその手に收め得た土地と、新たに檢地を行ひ、これによつて發見し得らるべき隱蔽地とを以て、行賞の資源に供せんとした。而して行賞すべき者は主として九州方面の在住者であつた爲

め、これ等の土地の調査を先づ九州に於いて行つた。然しかくの如くして幕府が求め得た土地は、その面積に於いて到底大なることを望まれなかつた。それ故幕府はその直轄外である社寺の行賞を先きにして、弘安七年からその沙汰を開始し、豊前八幡宮に同國勤厚村地頭職を寄進したのを始めとして、諸社寺に及ぼしたが、漸く僅かにその一部分に授與し得たに過ぎなかつた。されば授賞漏れの神官僧侶はもとより、家人も亦戰功を具申し、守護を經て幕府に恩賞を望むものが夥しく、中には守護の手を經ず、直接に鎌倉に赴いて幕府に請願するものも少くなく、幕府はその應接受理に苦しんだ。而もこれ等に對して幕府は抑制すべき理由を得なかつたから、恩賞の施行を延期する手段を講じて、目前の苦境から脱出せんことを企つるに至つた。

幕府は弘安九年七月に、これ等の申請は大友・少貳・島津・澁谷等の鎭西奉行の合議に委せて、幕府は直接に受理せざることとし、鎭西の地頭・家人・寺社の別當・神主・供僧・名主・莊官等は幕府の命令に依るにあらざれば鎌倉或は六波羅に來るのを禁止し、鎭西奉行に於いて決し難いもののみを幕府へ進達せしめ、既に鎌倉に來た者は領地に歸らせ、越訴を禁止して秩序の維持を講じた。然し恩賞の熱望をこの令に依つて抑止することは不可能であつた。十月に幕府は鎭西奉行大友頼泰・少貳經資に令を傳へて、勳功賞を宛つべき人名と田數の注文とを授け、これによつて速かに檢注を遂げて授與せしめた。この時の肥前神崎庄・筑前比伊郷の細かな配分法が薩藩舊記・深江文書等に傳はつてゐる。鎭西奉行はかくて逐次その處分を開始したが、土地に限りがある爲め、中には一所の地頭職を數人に分配し、又抽籤を以て配分者を定むる等、頗る繁雜な手續が十數年に亙つて繼續し、永仁頃に至つて漸く結了を告げた。幕府は土地を得

る爲めに、檢注によつて鋭意隱田の探索に力を注いだので、隱田の領主からは頗る怨まれるやうになつた、のみならず受賞者も亦、授けられた土地の僅少であるのに不滿であつたから、これに就いての紛糾は絶えず續發し、怨嗟の聲は各所に起り、就中九州地方の武士が漸次幕府を離れる素因をなした。

幕府の政治は前述の如く、武家本來の使命を基調とし治安維持を目的としたのであるから自ら保守的であつた。されば幕府は社會の教化の開發、文化の促進等に亙つては、從來の如く公家政治の分野に委せて、積極的に力を注がなかつた。但し幕府の直轄地區等に於いて交通施設の整備を行ひ、又未開墾地の開發を行うたことはあつたが、これ等の事業も止むを得ざるに出でた消極的のものであつた。

交通に就いて幕府が意を注いだのは主として京都鎌倉間の驛路であつた。これは幕府が京都との交渉を行ふに當つて必要に迫られたものである。京鎌倉間の旅程は、幕府では公の急使は平均七日、特に急を要する場合は三日と定めた。然し一般の旅客は約半月を要した。弘長年間に至つて東海道早馬の制を設けた。京關紀行には執權泰時の時に、三河國赤坂・豐橋間の本野ヶ原が茫々なる原野で、道踏み迷ふ者が多かつた爲めに、街道の路傍に柳を植ゑて道しるべとし、旅客の便宜を計つたことが記されてゐる。鎌倉時代の末年、兩統交立の問題から京鎌倉間の往來は殊に頻繁となり、京都からは屢〻御使が鎌倉に差遣せられ、京人はこれを競馬と稱するに至つた。これによつても東海道の交通の頻繁となつた有樣が推知される。その他建保三年に幕府は諸國の關渡の地頭が旅客の船賃を徵收する制度を停止し、その代償を授けたことがあつた。されどこの制度は十分に行はれなかつたらしく、弘安七年になつてこれ等の通行税を一切禁止し、旅人の煩を除くこととした。康元年間には奥大道に夜討强盜が蜂起して旅客の煩をなしたので、沿道の地

頭二十四人に命じて道路を警固せしめた。又貞永元年に往阿彌陀佛が鎌倉和賀江島の修築を行ひ、着船の便を圖らんとした時には、泰時はこの擧を喜び、資力の補助を與へたことがあつた。

幕府の土地の開發は分國であつた關東地方に行つたもので、承元元年に大江廣元を奉行として、武藏國の荒野の開發を所在の地頭に命じて行はせたのが最初らしく、その進捗の程度は不分明である。泰時の時代に至り、寛喜二年に武藏國太田庄の開墾を行はせ、貞永元年に同國榑沼堤を修理させ、仁治二年の秋に武藏野水田計畫の爲めに、上多磨河の水を利用することを企てた。武藏野の開墾豫定地は、幕府が承久の役に功を樹てて未だ報いられなかつた箕勾師政に授けた。建長年間には下總國下河邊莊の築堤を令し、又鎌倉在住の浮浪人を田舍に移して、農耕に從事せしめた。これ等には一面治安維持に關する意味も多分に含まれて居つた。

又世に喧傳されてゐる幕府の仁政、それは主として執權泰時・時頼の時代に著しく現れてゐることであるが、これも幕府が秩序の維持の爲めに執つた非常手段と、幕府が世間の信望をつなぐための政略に出たものが多かつた。執權泰時の在職中には寛喜年間の大飢饉があつて、幕府は公家とともにその善後策に腐心した。幕府が最も恐れたのは飢饉に伴ふ治安の紊亂であつた。幕府は寛喜三年に賑恤を行ひ、その爲めに伊豆・駿河の兩國には出擧米を供與した。京都ではこれに乘じて不正者の橫行が甚しかつたので、六波羅に訓令して取締を嚴重にし、飢民の富豪を襲うて錢穀を强要するのを制止させ、また諸國の守護地頭にはその管內の秩序の維持に力を盡させ、出擧米の辨濟期を延引する等の方法を用ひた。最も慘狀の甚しい地方美濃國高城郡には乃貢の進濟を停め、往反の旅人に賑給した。又窮民を救ふ臨機の處置として、古來の

制禁であつた人身賣買をも一時許容した。

執權時頼にも幾多の仁政の美談が傳へられてゐる。炎暑の候に富士山の雪を幕府に召し寄せることがあつたのを、建長三年に廢止した。吾妻鏡にこれを評して、「彼是以無民庶之煩休被止之、善政隨一云云」と記してゐる。翌四年には同じく民間の愁訴を休める爲めとして、盜賊・放火・諍論・姦通等の曲事を嚴に取締ることとし、五年には炭・薪・萱木・藁・糠等の價格を公定して、秩序を保たしめたことがあつた。正嘉年間の飢饉の慘狀は、寬喜の度に劣らなかつたので、諸國の無秩序となるのを防止する爲め、守護地頭に督勵を加へ、當時計畫中であつた將軍の上洛をも中止し、臨時の課役を停めて民力の休養を圖つた。吾妻鏡に時頼を批評して、「施仁儀撫民」と云うてゐる。泰時・時頼の二代の政治で幕府が世の信望を得たことは、一つにこの仁政に起因してゐる。而して仁政の目的の一面には、秩序の維持があり、その方法として家人の統制と公平な裁許とがあつた。此處に幕府存立の意義があり、且つその價値が認められたのである。

されば幕府が家人保護の政策を誤り、公平な裁斷を捨て、蒙古役後の行賞問題に行き詰つて、家人の信望を墜したことは、幕府の存立の意義を失つたものである。嘉曆元年三月に執權高時が出家して、隱居政治を行ふに至り、政治を執權の執事たる內管領長崎高資の專斷に委した。この時當局者の私欲によつて賄賂が公行し、公平な政治が行はれなくなつて、遂に元亨二年に陸奥の安東氏の亂が起つた。治安の維持に任ずる幕府が、その威力を以てこれを鎮定することを得なかつたことは、幕府存立の意義が失はれたことを天下に暴露したものに外ならなかつた。

幕府の統制下に屬して幕府を支持した家人武士は、幕府がその創立に當つて標榜した政策、卽ち家人武士の權益の擁護策に滿足したものであつたから、幕府の當局者が時代によつて變化しても、その方針さへ變らぬ限り、その統制に服して來たのである。然るにこの時に至つて、權益の擁護がもはや期待されなくなつたので、幕府の存立を必要とせざるに至つたのである。後醍醐天皇の討幕計畫はこの機に發せられたのである。爲めに幕府の家人は忽ち幕府から離反して、幕府は脆くも滅亡した。されば鎌倉幕府はその當局者が支持者たる家人の信望を失つて仆れたのであつて、幕府の武家政治の根本義が世の信望を失つた爲めではなかつたのである。これはやがて第二次の武家政治として、この規模を襲用した室町幕府が出現するに至つた所以である。

源頼朝の京都憧憬

源頼朝は當時の武家階級の棟梁として、その指揮に任じ、從來武家階級が國家に對する職務となつて居つた謀叛人追討の如き軍事行動、盜賊追捕の如き治安維持の任務を遂行し、且つ武家階級の權益を擁護する爲めに、これを統御する幕府を鎌倉に開設して、所謂武家政治を創めたのである。相模國鎌倉が頼朝の武家政治の策源地となつたのは、頼朝が擧兵の初め石橋山の戰に破れて安房國に遁れ、ここに於いて再擧の計畫を進めつつあつた際に、頼朝の招命に接した千葉の豪族常胤が、頼朝の派遣した使者藤九郎盛長に對して、現在主君の據つて居られる處はさした要害の地でもなく、又祖先以來の由緒深い處でもないから、速かに相模國鎌倉に出で給ふことが宜しく、常胤は一族門下を從へて、直ちに迎の爲めに參向すべき旨を陳述して、頼朝への啓上を求めたことに端を發してゐる。頼朝はこの獻策を容れて安房國から上總・下總・武藏の三國を經て治承四年十月六日に始めて鎌倉に入り、ここを以て源氏經營の策源地と定めたのである。この事は吾妻鏡の傳であるが、後世諸學者の間にこの問題に就いて種々論議され、中には鎌倉が軍事上の要所であつたことも力說されたが、吾妻鏡の所傳と當時の情勢とから綜合して考察するに、鎌倉は全く源氏の家人を統率する爲めの根據地として選ばれたもので、必ずしも千葉常胤一人の考に止まつたのではなく、關東在住の源氏累代の家人は、何れも鎌倉を以て、源氏の主將の根據地として適切な處と考へて居つ

たやうに思はれる。
頼朝は鎌倉に入つて間もなく、平氏の追討軍が大擧東進しつゝある報を得て、自ら諸將士を從へて鎌倉を發し、箱根山を越え駿河國富士川を挾んで相對峙したが、源氏の盛な威勢に依つて戰はずして平氏の大軍を敗走せしめた。この時頼朝は直ちに平氏の軍を追擊する爲めに諸將士に進軍を令し、逃げる平軍を追うて京都に上らんとした。然るに千葉常胤・三浦義澄・平廣常等錚々の聞え高い源氏の家人等は、相共に京都への進擊を止められたき旨を獻策し、關東にはなほ常陸の佐竹氏の如き有力な豪族にして歸伏せぬ者が少くないから、先づ關東地方を從へてから西進の策を講ずべきであるとなした。この意見を容れて頼朝は直ちに平軍の追擊を止め、安田義定を遠江の守護に武田信光を駿河の守護として、平軍の再來の供とし、その他の諸將士を率ゐて引き返し、常陸の佐竹氏を從へて鎌倉に歸着した。時に治承四年十一月十七日であつた。この日に頼朝は和田義盛を侍所の別當に補した。所謂鎌倉幕府の名を以て稱せられる頼朝の家政の機關の成立の緖口が啓かれたのである。
元來頼朝は父義朝が源氏の家運振興策として企てた所謂平治の事變の失敗から、伊豆に流され、十四歲の春から二十餘年に亙る長い間あぢきなき配所の生活を送つたのであるが、この間常に源氏の家運の再興に專念し、乳母の緣者である在京の三善康信から、毎月三回京都の情勢を通報させて、中央政界の動き、殊に家の仇敵である平氏の動靜に、最も留意して居つたのである。この間にもとは源氏と同僚であつた平氏は、中央政界の樞機を獨占して、その一門の公卿は十餘人、殿上人はその數を知らず、知行の國々は三十を超え、所領の莊園は五百餘箇所を數へ、平氏にあらざれば人にあらずとその得意を誇り顏にするに至つた。

これ等の事情を聞知した頼朝は、切齒扼腕しつつ家運再興の機會の到來を一日千秋の思で待つた、その機會が治承四年四月、以仁王の平氏追討令旨の喚發となつて到來したのである。ここに於いて頼朝は源氏累代の家人の支援を求めて、多年の宿望を遂げんものと蹶起した。かくて頼朝が最初企圖したところは衰へた源氏の家運を再興することにあつて、その手段として先づ仇敵平氏と力を競ふに至つたのである。然るに頼朝のその計畫を援けた源氏の家人には、更に別の希望期待が存して居つた。即ち源氏の家人の大多數は多年恩義を蒙つた主家の再興に、全力を傾注して報謝せんとする赤誠と、一面に於いては、主家源氏の威力に依つて、各自の地位と權益との保障を得たいことを望んだ。元來源氏の家人に限らず一般に武家階級は、この頃に於いては、諸方の公領である國衙領及び私領である莊園に於いて、或は在廳目代として、或は莊司下司としての職務に當り、それぞれの土地の實際の經營を擔當して居つた。而して公領或は私領の支配者又は所有者の命を受けて、唯々諾々、命の儘に從はざるを得ない實情であつた。即ちこれ等の命令者の專制下に屈從して居つたのである。命令者の意に背けば直ちにその地位は奪はれ、さ程でないまでも常に苛重な徴發に苦しむことが多くて、武家階級の生活は安定し得なかつたのである。これ等の武家階級に命令し頤使した者は、中央政界に顯要な地位を占めてゐる貴族階級である。源平兩氏は初めは武家階級の棟梁代表者として武家階級の利害を代表して居つたが、源氏が平氏の爲めに排擊されて後は、平氏は中央政界の顯位を求めて躍進をつづけ、貴族階級の班に伍し、所謂第二の藤原氏となるに至つた。從つて平氏は自ら武家階級の擁護者たる地位をば離れてしまつた、されば各地方の武家は平氏と特殊の緣故のあらぬ限り、平氏の擁護を得られなくなつた爲めに、平氏を支持せぬばかりでなく、寧ろ平氏の統制を厭ふやうに

なつた。治承四年以來平氏の勢力が俄かに失墜し始めて、數年ならずして脆くも滅亡するに至つたのは、各地方の武士の支持を得られなくなつた爲めに外ならないのであつて、かくの如き事情となつたのは、平氏が武家階級の擁護者でなくなつたことに因つたのである。

賴朝支援の爲めに蹶起した關東在住の源氏の家人は、平氏を武家の擁護者として賴むべからざることを能く認識して居つたので、源氏を各自の擁護者たる立場に置きたい熱望を懷いた。然るに賴朝がその勢に任せて上洛し、中央政界に入ることともなれば、平氏の前轍を踏んで貴族の班に伍し、自ら武家の擁護者たる立脚地を離れてしまふことは、火を視るよりも明らかなことであつたから、賴朝の事業に支援を惜まなかつた武士は、賴朝を飽くまでも武家階級の人として引き留めたかつた。富士川の戰後に於いて行はれた諸將士の獻策は、一つにかくの如き意味が含まれて居つたのである。賴朝は將帥としての大器であつて麾下諸將士の意向を能く諒解し、又これを尊重して武家階級の代表者擁護者たらんとして、上洛の企圖を直ちに放棄して旋師を令したものと思はれる。この後賴朝は屢〻上洛し得る口實と機會とを得たけれど、鎌倉を離れることを敢へてせず、中央政界に進出することをば殊更に避けた。而してこれが爲めに所謂鎌倉幕府と稱せられた中央政界から分離した武府を樹立したのである。卽ち所謂武家政治はかくの如き事情から出現したのである、賴朝が若しこれ等將士の要望を退け、早く上洛して中央政界に入つたならば、義仲或は義經の如く、忽ちにして失脚する運命に遭遇したであらう。

當時京都と地方とは文化の發達の程度に大きな差異があつて、所謂有識階級は京都人であると稱して宜しい概況を呈して居つた。從つて京人は地方を嫌ひ、地方人は京都に憧憬を持つて居つた。平安時代の末

に陸奥の豪族俘囚清原氏が京都文化に憧憬して、その盛な資力に任せて京都の文化を陸奥の平泉に移植した事の如きは、その著明な例證といふべきである。賴朝も亦中央政界と分離して幕府の經營を行ふに際し、京都の知識に俟たねばならぬものが頗る多かつた。京都の政治知識の名家三善康信・大江廣元等を招いて、幕府の樞要な經營を擔任させたことは、世に有名なことであるが、この外にも京都の文化智識を體得した各方面の人物を迎へ、京都文化の鎌倉への移植を講じ、鎌倉に居ながら京都の文化に浴せんとした。即ち賴朝は政治上の必要と趣味生活の上とから、京都に多大の憧憬を有した。それ故賴朝の事業を支持した關東の諸將士も亦、賴朝のこの意向を察し、武家政治の爲めには賴朝に鎌倉淹留を要請したが、一面に於いて京都色の濃い人士を推擧して賴朝の意を迎へた。

壽永元年の初め頃、賴朝の爲めに盡力淺からざりし上總の豪族平廣常が、謀反の企があるとの疑を蒙つた折に、廣常は賴朝の不興を解かんとしたが、己の聟となつた伯耆守平時家を賴朝に推擧した。時家は平時忠の子で、即ち時めく平家の公達であつて、繼母の讒言に禍されて上總に配流せられたのを、廣常が憐愍の餘りに聟としたのであつた。この時家を廣常が賴朝に推擧した時の事情が吾妻鏡に載つてゐるが、その中に廣常は去年以來賴朝の氣色を損じたため、その事を贖はんが爲めに推擧したのである、賴朝は常に京洛の客を愛して居つたので殊に憐愍されたと見えてゐる。要するに賴朝が京都人士に愛着を有して居つたので、廣常が賴朝の意を迎へんが爲めに京人時家を側近に進めたのである。賴朝が京洛の客を愛したといふことは、即ち賴朝が京都の文化風尙に多大の憧憬を持つて居つたことを意味するのである。

賴朝の京都人士に對する態度がかくの如くであつたから、機會每に京都人士が賴朝から歡迎され、又重

用されて武家政治の輔佐に當つた者が少くなかつた。賴朝の擧兵に先立つて、家人足立盛長が京都人藤原邦通を推擧した。邦通は文筆に達し、又種々の都の手ぶりにも通じて居つたため、賴朝は常に左右に侍せしめ、日常の雜事を扱はせたが、平氏追討の旗上げの初め伊豆の山木にある同國の目代兼隆を仆さんとの計畫を進めるに際し、兼隆の居館が頗る要害の地であつたため、これを攻撃するに當つて、豫めその居館を中心とした地勢を調査して作戰の資料にせんと考へ、邦通を以てこれ等の偵察の任に宛てた。邦通は寫生に巧みであつたので、京都から下向した者と稱して兼隆の館を訪れ、その酒席に陪しては京都流行の郢曲の興を添へる等し、兼隆の意を迎へつつ數日に亙つて滯留し、其の間に館の内外の狀況を巧みに繪圖に作成して賴朝に報告したのであつた。賴朝は大いに喜び、岳父北條時政とこの繪圖に據つて作戰を凝議したが、その繪圖の巧みなことは恰も親しくその地に莅んだやうであつたといはれてゐる。賴朝が豫定の計畫通りに兼隆を仆して、平氏追討の大旗を高く東海の天に飜すことを得たのは、全く京都人邦通の才藝に負ふところが頗る多かつたというてよい。賴朝は兼隆を仆した翌々日卽ち治承四年八月十九日に、兼隆の一族知親の支配地伊豆國蒲屋御厨に對して知親の支配を停止する下知狀を公にした。これは賴朝が公に發布した命令の最初のものであつて、吾妻鏡には「是關東事施行の始也」と特筆されてゐるが、この下知狀は、同じく邦通が賴朝の命によつて筆を執つたものであつた、元來武士の多數は文筆に通じて居らなかつたため、かくの如き事務は文筆の道に長じた京都人士の力に俟つの外はなかつたのである。それ故賴朝は幕府の庶政が漸次繁劇を加へるに從つて、益〻有能なる右筆の必要を痛感し、緣故者を辿つて物色した。壽永元年五月に、伏見冠者藤原廣綱を右筆に採用したのはその一例であつた。これは遠江守護安田義定が命を

受けて、同國懸河の邊に居つたのを尋ね出して推擧したことに因つたのであつて、吾妻鏡には廣綱は京都に馴れた者であると記してゐる。

又文治三年二月に、北條時政が右近將監家景を京都から招いて、頼朝の侍側に推擧した。家景は大納言藤原光頼の侍であつて文筆に携はつて居つた。時政が京都に駐在した折に、試みに家景に所々の地頭の事に就いて示し合せたところ、少しの誤もなく圓滑に處理した才腕を認めて推擧するに至つたものであつた。頼朝は政所に命じて家景に毎月給料を支給させることとしたが、この特別の取扱を行ふに當つて、頼朝は近侍に對して、家景はさして尊貴な地位ではないが、京都人士であるからと説明をして居つた。又文治三年七月に池大納言頼盛が、頼朝の爲めに京都人である山城守橘維康を推薦した。頼盛は平治の亂後頼朝の助命に盡力した池尼の實子であつた關係上、頼朝から平氏の滅亡後も再生の恩人として優遇されてゐたので、頼朝の希望に從ひ、前驅の所役勤仕等の故實に通じた者として、維康を推薦したのであつた。仍つて頼朝は大いに喜び、維康が鎌倉に到着した時、特に當局に令してその宿所の準備を行はしめる等大いに優遇を與へた。これ等は頼朝の麾下の將士又は緣故者が、頼朝の意向を迎へて京都人士をその側近に推擧した例である。

かくの如き事情であつたため、頼朝の勢力が鎌倉に盛になるに從ひ、緣故ある京都人士が鎌倉に來訪し、又頼朝の招請によつて京下した者が少くなかつた。壽永元年九月に宮法眼と稱せられた圓曉が京都から鎌倉に來た。この僧は後三條天皇の皇子輔仁親王の御孫で、源義家の外孫に當る源氏の一門であつたため、頼朝に招かれて鶴岡八幡宮寺別當職を依囑せられたのである。尋いで元暦元年正月頼朝は京都に於ける畫壇

の名匠下總權守藤原爲久を鎌倉に招き幕府の繪師とした。爲久はこの年八月に一旦歸洛したが、翌文治元年八月に再び鎌倉に下向し、賴朝の創建した新御堂勝長壽院の壁畫を揮毫した。

賴朝はまた仇敵である平重衡・平宗盛・義經の妾靜等を鎌倉に招いた。これは一つは京人の風貌に接し京の文化を味はんとしたものの如くに思はれる。それは彼等を接待した有樣から見て、單に捕虜の取扱ひでなかつたことに依つて明らかであらう。卽ち平重衡は一の谷戰に捕虜となり、梶原景時に伴はれて鎌倉に下つたのであつたが、賴朝は重衡が伊豆國府に着いた時、偶〻狩の爲めに北條に宿つて居り、この事を聞いて特に國府に赴き、始めて藍摺の直垂に立烏帽子姿の瀟洒たる貴公子の風貌に接した。尋いで四月八日重衡が鎌倉に到着した際は幕府内の一室に請じ、二十日には重衡の徒然を慰める爲め藤原邦通・工藤祐經・千手前等の京都人や藝人を差して遊宴の興を催させた。この時祐經は鼓を打つて今樣を歌ひ、重衡は橫笛を吹いてこれに和し、その興は綿々として盡きなかつたといはれてゐる。賴朝は邦通からその模樣を聞き、重衡が藝能に優れてゐることを知り、兎角の批難を顧慮してその席に臨まなかつた事を頗る遺憾としたといふことであつた。宗盛は壇浦の戰に捕へられ、文治元年五月鎌倉に下着した。平氏の首長であり前内大臣の顯位者の事ゆゑ、賴朝はある期待を持つて居つたやうに見えた。宗盛の鎌倉着の日に直ちに幕府に招き、西の對を以てその宿所に宛てた。この時は對面は行はなかつたが、これは恐らく局に當る者から制止されたものらしく思はれる。六月に宗盛が鎌倉を去るに際して、賴朝は簾中からその樣子を見た。初め賴朝は宗盛と對面の事を大江廣元に諮つた。廣元は曩の重衡の折とは政治上の事情が違ひ、且つ賴朝は既に從二位の顯位にある爲め、囚人と對面することは輕擧の謗を招くとしてこれを止めたので、ただ簾中から

その様子を見、比企能員に命じて、自分は平氏に宿意を持つたのではなく、勅命を奉じて追討使を發したのである意味を傳へさせた、その折宗盛は能員に對して座を避け、ひたすら助命を哀訴したので、賴朝を始めその座の人々は、この宗盛の態度に大いに侮蔑の念を起したといふ。京の貴公子の風貌を見んとした賴朝には、甚だ意想外に感ぜられたことと思はれるのである。

靜は義經の行方鞠問の爲め捕へられたのであつたが、一面に於いて靜は、當時京都に於いての屈指の歌舞の名人であるとともに美貌を以てその名を天下に轟かせた佳人であつたため、賴朝はその風貌に接しその妙技を味ひ度い意味を合せて鎌倉に招き寄せたのである。かくて文治二年三月に靜は母の磯禪師と同道で鎌倉に着し、安達新三郎の第に滯留することとなつた。鎌倉では特に義經の行方について問はれた形跡を傳へて居らない。賴朝の室政子は賴朝以上に靜に多大の興味を持つて居つた如く、四月八日に賴朝夫妻は鶴岡八幡宮への參詣を機會に、同宮の廻廊に靜を召し出し歌舞の妙技を見物せんとした。これを嫌ふ靜を八幡大菩薩の冥感に供へ奉ると諭して漸く承知させ、賴朝麾下第一の鼓の名手工藤祐經に伴奏を命じ、又畠山重忠に銅拍子をとらせて待望の麗人を注視した。靜は先づ吉野山峯の白雪踏み分けて入りにし人の跡ぞ戀しきと貞節の至情を流露し、尋いで別れの曲を歌うて後、しづやしづしづのをだまきくり返し昔を今になすよしもかなと吟詠して、わが身の今はの境遇に深い感懷を寄せた。吾妻鏡にその有樣を敍して、誠に是れ社壇の壯觀、梁塵殆んど動くべし、上下皆興感を催すと書いてゐる。恐らく鶴岡八幡宮に於いての空前の盛事であつたと思はれる。殊に靜の貞節の至情に動かされた政子は、謀反人の義經を思慕した事に頗る不興であつた賴朝を說得し、卯花重の衣裝を纒頭として與へしめたのであつた。これ等の事情より見て、

賴朝の京都文化に對する憧憬の度を推量することができよう。

それ故賴朝は又麾下の關東武士に對しても、京都文化に通じた者は特に愛重したのである。元曆元年六月、賴朝が鎌倉に招いた平賴盛の歸洛に當つて訣別の宴を催した折には、賴盛の爲めに特に京都通の武士を選拔して陪席させた。小山朝政・三浦義澄・結城朝光・下河邊行平・畠山重忠・橘公長・足立遠元・八田知家・後藤基清等がその選に入つて居り、吾妻鏡にはこれ等の人々を說明して、これ皆京都に馴れたる輩なりと記してゐる。かくして大いに京都氣分を橫溢させて賴盛の旅情を慰めたことと思はれる。これ等の所謂京都に馴れたる輩卽ち都の手振りに通じた武士は、機會のあるたび每に賴朝の京都憧憬の欲望を滿たしたのであつた。元曆元年十一月、鶴岡八幡宮寺別當圓曉は同宮の神樂に賴朝の臨場した折に、自己の坊舍に招じて酒を勸め、京都から特に招き寄せた郢曲の名手惣持王といふ兒に、酒宴に風情を添へさせたのであつたが、この時梶原景季が橫笛を吹き、畠山重忠が今樣を歌つて賴朝の感興をそそつたため、賴朝は夜更くるも容易に宴の席を去らなかつたといふ。かくの如くにして都の舞踊や歌曲は關東武士の間に弘まつたのである。文治二年十二月幕府の元勳の一人千葉常胤が久し振りに下總の領所から鎌倉に來た時に、賴朝は小山朝政・三善康信・足立盛長等の多數の宿老を招いて酒宴を催した。この時常胤は席を立つて舞ひ、康信は郢曲を盡し催馬樂を歌つた。建久二年十一月に賴朝が鶴岡八幡宮の遷宮の祭儀の爲めに京都の名高い樂人右近將監多好方を鎌倉に招き、その歡迎の宴を開いた時に、好方の歌に三善康信が唱和して、その至藝が賞讃されたのみでなく、賴朝は畠山重忠・梶原景季等に命じて卽席で好方から神樂を習はせたが、その時好方は重忠・景季をこの道の器量人であると感歎したといふことであつたから、關東武士の中に

は既に相當にかくの如き藝道に練達した者の居つたことが知られる。かの曾我兄弟に仇敵と目され、富士野の狩倉で落命した工藤祐經の如きは、殊に斯の如き道の名人であつたため、その非業の最後を遂げたことに就いて頼朝は頗る憾とした。建久五年彌生の半ばに頼朝が鶴岡別當の招によつて京都から下向した兒の郢曲や舞曲を見物した時、宮寺僧侶の延年の舞に、供に召し具した武士を加入させて、その盛觀を鑑賞したのであつたが、偶〻亡き祐經の事を偲び出て、祐經がなほ在世であれば更に一段の興趣を添へた事であらうと落涙禁じ得ぬものがあつたといふ。

されば尙武剛毅の氣分の滿ち滿ちた鎌倉の天地にも、次第に京都の風雅な行事や京風の形式が、頼朝の意のままに再現されることとなつた。文治二年九月九日の重陽節に藤原邦通が菊花を頼朝に進獻した。仍つて頼朝はこれを北面の壺に植ゑさせ、南縣の流を移したといふ、芬芳境を得て艶色殊に滿ち、頗る頼朝の意に適つたので、自今每秋必ずこの花を進むべきことを邦通に命じたのである。又文治五年正月、頼朝は愛兒頼家の爲めに、京風の大臣大饗の儀を行はんとして藤原邦通をして經營に當らせたが、平胡籙の差し樣や丸緒の付け樣が分明しなかつた。然るに偶〻三浦義澄の許に召預けとなつて居つた平家の侍武藤資頼が、その故實を承知してゐることが知れ、然し義澄は殿中の吉事に囚人を召すことを憚つて、頼朝に內意を尋ねたところ、頼朝は資頼の罪を許してその事に與らしめた。これなどは京の文化を味はんが爲めに、頼朝が執つた一大英斷であるといふべきである。以て全斑を推すことができよう。

文治二年八月、頼朝が鶴岡宮に參詣した折、一人の老僧が鳥居の邊を徘徊して居るのを恠しみ、梶原景季に命じて調べさせたところ、一代の歌人として名高い西行法師、佐藤兵衞尉憲淸であつたので、頼朝は

參詣を終へ早速に歸還して西行を招き、和歌の道、弓馬の故實などを尋ねた。西行は弓馬の事は在俗の昔は家風の傳へを有したが、保延三年八月に出家した時に、祖先秀郷以來九代の嫡家相傳の兵法を悉く燒却し、罪業の因となるに依つて、これ等の事は少しも心底に留めず皆忘却した。又詠歌も、花月に對し心に觸れた折は僅かに三十一文字を綴るのみであつて、全く奥旨は知らずとして辭退したが、賴朝が懇篤に尋ねたため弓馬の事に就いて詳しく語つた。賴朝は俊兼に命じてその詞を詳しく書き留めさせ、秋の長夜の明くるに至つたといふ。西行は東大寺勸進上人重源房の依囑を受け、東大寺造營料としての沙金を勸進する爲めに、一族の陸奥守藤原秀衡を訪ぬべく京よりの下向の途すがら鶴岡宮に參詣して、圖らずも賴朝の召を受けたのであり、賴朝は幸にして西行から弓馬の故實を聞くことを得たのであつた。賴朝が機會毎に京都文化を受け容れようと努めて居つたことは、これ等の事情からも推察し得るのである。

京都は既に數百年の久しきに亙つての皇城の地で、我國文化の淵藪地であつたから、鎌倉武士が如何に強大な實力を有して居つても、京都人の眼から見れば、遙かに文化の遲れた田舍人に過ぎなかつた。賴朝の岳父北條時政の如きも、大軍を率ゐて上京し京畿を威壓したものの、京都人からは田舍者扱ひにされて頗る面目を失つた程であつた。さればこの文化的教養に於いて京都人に劣らぬやうにしたい事が賴朝の切なる望みであつた。勿論京都人の如き柔弱な氣質や驕奢な生活は武士の立脚地から絕對に排撃し忌避したが、進んだ京都文化の理解と教養とに常に留意して、京都人の嘲笑を蒙らぬやうに周到な考慮を廻らした。建久五年十月に、賴朝は明年上洛を前にして諸般の準備に忙殺されたが、一日小山朝政の第に臨んで、弓馬の術に堪能な武士を集め、流鏑馬等の作法に就いて舊記先例を調査せしめた、これは上洛の際に住吉社

頭に於いて流鏑馬の催を行ふ豫定になつて居つたため、その折見物に雲集する京都人から兎角の評を蒙らないやうにとの周到な用意に出たことであつた。京都人に嘲笑を受けまいとする爲めの涙ぐましい努力に外ならなかつたのである。これは要するに幕府の威嚴を保つ上からも極めて緊要なことであつた。建久六年賴朝が上京の途次、近江瀨田橋に差し懸つた時、延曆寺の衆徒が歡迎の爲め、橋の邊に集合して居つた。賴朝はこの衆徒の歡迎に對して如何なる形式の答禮をなすべきかに就いて頗る當惑した。この時京都に幼少の時から育つたため、諸種の慣習に通じた橘公業にその處置を命じた。公業は命を受けて衆徒の前に跪き、鎌倉將軍がこのたび東大寺供養に結緣の爲め上洛するに當り、遙かに迎へられたことは感謝の至である、ただ武將の作法としてかかる場所に於いて下馬する禮式がないため、乘馬のままで通行することを諒せられたしと、丁重な會釋の詞を述べ、賴朝は悠然鞍上に威儀を刷し、馬を衆徒の堵列の中に進め、弓を取り直して會釋のしるしとしたので、衆徒は何れも平伏して賴朝の威容を仰ぎ、公業の巧みな挨拶の詞に感激したといふ。賴朝が將軍としての威容を亂さず堂々と都入りをなし得たのは實に京都の事情に通じて居つた公業の盡力に依つたのであつた。かくの如くにして、京都に就いての理解知識は賴朝には闕くべからざるものであつた。賴朝が京都人に接するのを欣び、京都の智識あるものを愛重したのは、決してその趣味にのみ出たことではなかつた。東夷と侮られた鎌倉幕府が堂々と京都に拮抗し得たのは、一つに賴朝にかくの如き用意のあつたことが與つて力があつたと思はれる。

賴朝の子賴家・實朝等も亦前代の遺風を踏襲したものの如く、京風を頗る喜んだ。殊に賴家が蹴鞠に、實朝が廣く學藝に亙つて熱中したのは、全く父賴朝の遺風と稱すべきが如くである。然し賴家・實朝には

京風に溺れたと見られる傾向が少くなく、これが爲めに幕府の立脚地である武家の精神にも惡影響を及ぼし、引いて幕府の實權が外家北條氏に奪はれるに至つた。これは他面に時勢の傾向等に因つた事でもあつたが、賴朝が京都の文化を巧みに攝取して武家政治の建設事業に活用したことは、まことに傑出した見識であつたと稱すべきである。

源頼家傳の批判

鎌倉幕府の二代將軍源頼家は源氏の將軍中に於いて最も不運な人であつたと思はれる。頼家は正治元年十八歳の春に父頼朝を失つて家督を繼承した。時に年少氣鋭、且つ父頼朝の如き苦勞の經驗を持たなかつた爲めに、嗣立して以後には專恣の如く認められる行動も少くは無く、これに加へて男まさりの母の政子からは屢〻制肘を蒙り、又幕府の權勢を獨占せんとの野望を懷いた北條氏から竊はれたため、在職僅かに五年にして將軍の地位を奪はれ、伊豆の修禪寺に逐はれて間もなく悲慘な最後を遂げた。天壽は二十三に過ぎなかつた。

抑〻源氏の將軍は初代頼朝も三代實朝も等しく非運の境涯にあつたといへる。頼朝は鎌倉幕府を創設して武家政治を開き、我が國史に於ける一つの時期を劃した傑物である。建久三年七月征夷大將軍の職號を拜してから暫くは黄金時代を享樂し得たが、その青春の時代は流罪人として伊豆の北條に忍苦の生活を送ること二十年の久しきに及んだ。而してその晩年は、幕府の政策上多大の後援を與へた關白九條兼實が、建久七年十一月にその政敵土御門通親の策謀にかかつて失脚してからは、京都に於ける幕府の威力は衰運の一路を辿ることとなつた。頼朝は痛心の餘り、この情勢の挽回策として上洛を計畫したが、その實行に先立つて、圖らずも病を得て憂悶の裡に世を去つたのであつた。實朝は幼少から外家北條氏の爲めに拘束

されて意の如くなすを得ず、長じては、源氏の正統の己に盡くることを察し、せめても官途の昇進を遂げて、家門の名を後世に留めんことを希ひ、終に源氏として最初の大臣の顯位に昇ることを得たが、承久元年正月鶴岡八幡宮の社頭に於いて同族の手で刺殺され、悲慘な最後を遂げたことは世に著名な事で、更めて詳述するまでもないのである。然し頼朝には公家政治が衰へて國家の紀綱が崩壞に瀕したのを、武家政治を以て、權宜な處置とはいふものの、時局を一時拾收した功績が後代から認められてゐる。「白河鳥羽の御代の頃より、政道の古き姿やう〳〵衰へ、後白河の御時兵革起りて、姦臣世を亂る、天下の民ほとほと塗炭に落ちにき、頼朝は一臂を振ひて其亂を平げたる、王室は舊きに返る迄はなかりしかと、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくして東より西より其の德に服せしかば云々」とは、神皇正統記に北畠親房の論じたところである。又實朝にはその悲慘な終焉に就いて、後人より少からぬ同情を得て居るのみならず、また一面に於いては當代有數の歌人として、日本精神を高調した萬葉調の歌風の作者として景仰せられ、殊に「大君の勅を」「ひんがしの國に」及び「山は裂け」云々の詠は尊皇の赤誠を流露したものとして、實朝の心境は後世から多大の敬慕の念を以て推稱せられてゐる。しかるに頼家のみは、非器凡庸、常軌を逸した行動が多かつたとの惡評のみ喧傳せられ、その非業の最後は恰も當然の報いであつたかの如く思はれてゐる。鎌倉の鶴岡社頭銀杏樹の邊りに、鎌倉右大臣の劇的終焉を回想して、同情の念を催す人々の今に多いのに反して、修善寺在の頼家の墳塋に一掬同情の涙を注ぐ人は洵に稀であるやうに思はれる。

頼家の事蹟を傳へてゐる根本史料吾妻鏡は、源氏を排除して幕府の實權を掌握した北條氏の手に依つて

編纂されたものである爲め、その記述に對しては大いに省察を加へる必要のあることは論を俟たないのである。更に江戸時代に作られた稗史北條九代記は、吾妻鏡等を資料として興味多い記述をなしてゐるものであるが、本書は賴家の行動に就いては、吾妻鏡以上にあらゆる場合に例外なく酷評を下してゐる。かくの如き事情の存するが爲めに、賴家の人物は實際よりは遙かに低く評價されてゐると稱して過言ではないと思はれる。されば吾妻鏡の敍事を子細に檢討批判し、周邊の諸事情を考慮に加へれば、賴家は必ずしも從來一般に考へられてゐるが如き凡庸暗愚な人物ではなく、又無軌道の行動にのみ終始した者とは思はれない。寧ろ源氏の正嫡、幕府の棟梁としての矜度を堅持し、武家の政務に意を用ひたこと厚く、又人情味の濃かな人であつたかの如くに見え、且つ源氏の地位を窺はんとする野心家北條氏等に對して、飽くまでも己を護らんとする努力を多分に認め得られるのである。而もこの事あるが爲めに利害を異にする北條氏側から排撃を受けて、不人望な人であつたかの如く傳へられるに至つたものである。

賴家は壽永元年八月十二日に鎌倉で生れた生粹の鎌倉男子であつた。この年は父賴朝が鎌倉に據つた第三年に相當し、源氏の勢力が鎌倉を中心として關東地方に漸く確立した頃であつた。この源氏の興隆期に賴家は賴朝の嫡子として、源氏累代の諸家人の歡呼の中に誕生したのである。賴朝は早くから嫡男の誕生を鶴首して待つた。この年三月妻の政子の着帶の際には、特に千葉常胤の妻に命じて孫子小太郎胤政を以て帶の使として進献の儀を行はせ、賴朝親しくその帶を結んだ。又懷孕の祈として鶴岡社頭より由比浦に至る一直線の參詣道路を急速に完成せしむることとし、賴朝自らその沙汰を行ひ、北條時政以下の諸將士が各〻土石を運んでこの土木工事が進められた。七月十二日政子は產氣によつて輿に乘じ、幕府から比企

谷殿に移つた。千葉小太郎胤政・同六郎胤頼・梶原景秀等がこれに扈從し、梶原景時が命を受けて出産の雑事を奉行した。八月十一日の夕頼朝は親しく産所に臨み、諸人も多く伺候し、近國の家人等も亦多くこれが爲めに鎌倉に集まつた。頼朝は産の祈として奉幣使を伊豆・筥根兩社を始め、相模一山・三浦十二天・武藏六所宮・常陸鹿島・上總一宮・下總香取社・安房東條庤・同洲崎社等に派遣したのである。かくて翌十二日酉尅に頼家は安らかに誕生した。この時專光房良暹・觀修等が験者となり、師岳重經・大庭景義・多々良貞義等が鳴弦を勤め、上總介廣常が引目役を奉仕した。頼朝は乳母比企尼の女である河越重頼の妻を乳母として乳付に充て、翌日、代々の佳例を追うて、御家人から護刀を召した。宇都宮朝綱・畠山重忠・土屋義淸・和田義盛・梶原景時・同景季・横山時兼等がこれを献じた。又家人等が馬を進めたが、その數は二百餘に及んだので、これを鶴岡宮・相模一宮・大庭庤・三浦十二天・栗濱明神等に寄進することとし、その使には父母の兼備してゐる壯士を選んだといふことである。かくて誕生の諸儀式は盛大に執り行はれ、十四日の三夜の儀は小山朝政が沙汰し、十六日の五夜の儀は上總介廣常が沙汰し、十八日の七夜の儀は千葉介常胤が沙汰し、二十日の九夜の儀は外祖北條時政が沙汰した。殊に七夜には常胤は子息六人を相具し、何れも白水干袴を裝うて侍の上に着座し、嫡男胤正の母を陪膳とし、また六人の子息に進物の儀を行はせた。卽ち嫡男胤正と次男師常は甲を舁き、三男胤盛と四男胤信とは馬を引き、五男胤道は弓箭を持ち、六男胤頼は劍を捧げて庭上に列座した時は、何れも容儀端正な青春の壯士であつたため、頗る壯觀を極めた。頼朝は感歎に堪へず、並み居る人々は稱讚を惜まなかつた。かくの如く頼家の誕生は關東諸將士が心から悦び迎へたところであつた。十月十七日に頼家は母と共に産所から幕府に移つた。この時佐々

木氏の一族定綱・經高・盛綱・高綱が賴家の輿を舁き、小山宗政が調度を懸け同朝光が劍を持ち、比企能員が乳母の夫として贈物を奉じた。能員の姨比企尼は賴朝の乳母で、誠心誠意忠實にかしづいた婦人であつた。平治の亂後永暦元年賴朝が流人として伊豆に下向した時には、武藏國比企郡を以て請所とし、夫掃部允を相具してこの地に移り、治承四年賴朝の擧兵に至るまで、二十年の久しきに亙り仕送を行つてその生活を援助し、賴朝には無二の大恩人であつたのである。それ故賴朝はその勤勞に報いる爲めに、比企尼に後嗣がなかつたのでその甥能員を以て猶子とさせたのであるが、賴家の生れるに及び、更に比企尼の女を賴家の乳母に選任した。かくして能員は賴家の乳母の同胞として、賴家の扶持に特に意を傾けるに至つたのである。

賴家は幼名を萬壽公といひ、兩親の愛撫の裡に數多の御家人から若君とあがめられ、勇壯な鎌倉武士の雰圍氣に成長した。七歲を迎へた文治四年七月十日に甲着始の儀を幕府の南面に行つた。賴家は比企能員等の扶持に依り賴朝の面前で晴れの儀を擧げた。小山朝政の進めた青地錦の甲直垂に着換へ、千葉常胤が子息胤正・師常に舁かせた甲櫃を開き、南面して常胤に甲を着せさせ、梶原景季・三浦義連の進めた劍、下河邊行平の持參した弓、佐々木盛綱の獻じた征矢、八田知行の獻じた黑駒を受けた。尋で三浦義澄・畠山重忠・和田義盛等の扶持で騎乘し、南庭を一周して下馬、足立遠元に抱かれ甲等を脱いで祝を終へたのである。尋で翌文治五年正月九日に小御所の南面で弓始の式を行つた。下河邊行平・曾我祐信等十人が射手として五番の射が催された。その翌建久元年四月七日に、賴朝は懇書を下河邊行平に與へて、賴家の弓術の師として特に馬を贈與した。行平は多くの家人の中に於いて殊に弓箭の達人であつたのに因る。かく

て十一日には頼家は行平の扶持に依り始めて小笠懸を射た。幕府の南庭に於いて小山朝政・足立遠元・畠山重忠・和田義盛・梶原景時等の錚々たる諸將の列座の裡で三度射を行つた。列座の人々は頼家の藝が天禀の才に出てゐることに感歎したといふ。頼朝は大いに喜んでこの日出仕の將士に盃酒を與へ、行平には特に劍を與へた。かくして頼家の射藝は名流の輔導によつて上達したことは自ら推察されるのであるが、果して十二歳の夏建久四年五月父頼朝に從つて富士野の狩場に臨み、十六日の狩に頼家は始めて鹿を射、側近に居つた愛甲季隆は故實の心得深く追ひ合はせて、頼家に飲羽の譽を與へた。頼朝はこの報を得て季隆に賞詞を下すと共にこの日の狩を中止し、晩に至りその所に於いて山神矢口等の祭を行ひ、黑赤白の三色餅を供へ、頼朝は頼家を具して篠上に敷いた行騰に座し、頼家の鹿を射た時眼路にあつた射手に矢口餅を與へてその喜びを頒つたが、更に廿二日に梶原景高を鎌倉に急派して頼家の功名を政子に傳へさせたのであつた。然しこの時政子は、武將の嫡嗣が原野の鹿鳥を獲ることは强ひて希有となすに足りぬとして、特使を輕忽の擧としたと傳へてゐる。

建久六年頼家十四歳の夏、父母に伴はれて上京したが、六月三日に網代車に駕して參內し、左馬頭隆保の扶持により弓場殿に於いて御劍を賜はつた。かくて鎌倉に歸着して後七月廿日に厩を設け、頼朝の選拔した千葉常胤・小山朝政・三浦義澄の三名門が各〻一匹の馬を進めたのであつた。この後三年の間は吾妻鏡の記事が缺けて居つて頼家の動靜も亦傳はつて居らないが、これまで同樣に將軍の嫡嗣として順境な生活を送つたことと思はれる。この間に比企能員の女若狹局を寵してその間に長男一幡を儲けた。かくして頼家は十八歳を迎へた正治元年正月に父頼朝を失ひ、源氏の家督を相續して、前代の家人を統率すること

となつた。正治元年正月二十日に頼家は左近衞中將に任ぜられ、同月二十六日前征夷將軍の遺跡を繼いで、家人郎從等を舊の如く諸國守護を奉行すべき宣下があつた。

かくして順境に成長した頼家が、家督を相續するに當つて先づ逢着したことは、幕府の元老諸將の權勢が頗る强大であることを感じたことであつて、源氏の棟梁としての頼家の矜持は無殘にも蹂躪されたから、頼家の不滿憤激は爆發せざるを得なかつたのである。頼家の嗣立後百日も經ない正治元年四月十二日に、幕府の當局は諸の訴論を頼家が直ちに決斷することを停止し、向後は大少事を、北條時政・同義時・大江廣元・中原親能・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・藤九郎蓮西・足立遠元・梶原景時・二階堂行政等が談合を加へて處置すべく、その外の輩は訴訟に容喙することを嚴禁することと定めた。この事は何人の沙汰に出たものであるか吾妻鏡には記されて居らないが、頼家の母政子の意に出たことは前後の諸事情から是認されるやうである。而してこの處置は、要するに頼家の幕府の首長としての權限を剝奪したものに外ならない。事ここに至つた曲折に就いては吾妻鏡には見えて居らぬが、後出の北條九代記には頼家が政治を粗略にして遊興のみを事とした爲めであつたとしてゐるが、果して事實であらうか。

この事あつて旬日を經ない四月二十日に、頼家は梶原景時・右京進仲業等の奉行として政所に令を下さしめ、小笠原長經・比企宗朝・同宗員・中野能成等の從類は鎌倉中に於いて、縱ひ狼藉があらうとも何人も敵對すべからず、若し違犯の聞ある輩は、罪人として交名を尋ね注進すべき旨を各地に觸れ廻らすべきこと、及び前記の五人の外は特別の沙汰なき限り、諸人は輙く頼家の前に參昇すべからざること通達したのである。この五人は頼家の岳父である比企能員と血緣の昵のある青年輩で、頼家の伴侶であつたのであ

る。従つて頼家のこの處置は四月十二日の幕府の沙汰に挑戰したものに外ならなく、頼家に制肘を加へた元老諸將に抗して、腹心の近習を以てその侍側を固め、彼等に抗爭せんとしたものの如く思はれるが、而もそれは主として前代に最も權威を輝かした北條氏に對して行はれたものの如くである。この頼家對元老諸將との確執は、この後間もなく起つた安達景盛の事件に依つて裏書きされてゐる。

頼家は安達景盛がこの年の春京都から招き下した佳人に意を寄せんとし、景盛の父の奉行國である參河國に、室平重廣が强竊盜等を引率して路次往反の庶民を苦しめてゐるとの注進のあつたのを幸に、景盛を參河に派遣してその鎭壓に當らしめ、その不在に乘じて中野能成等をして件の佳人を召し出させ、これを小笠原長經の第に置いて寵し、やがて幕府内に召し入れたのである。やがて景盛が參河から鎌倉に歸着するに及び、世上に景盛がこの事に依つて怨恨を懷いてゐる旨が喧傳されたので、頼家は景盛を誅罰せんことを謀るに至つた。これに依つて鎌倉が騷擾するに及んだので、形勢を憂慮した政子は、二階堂行光を使者として頼家の輕擧を止めさせ、又景盛を招いて二心なき起請文を頼家に提出させ、ついで佐々木三郎兵衛入道を使として頼家に訓戒を與へ、漸くこの問題の結末を付けたのであつた。この時、政子が頼家を戒めた詞に、景盛を誅伐せんとしたのは粗忽の至であり、不義の甚しいものである。凡そ現在の情勢を見るに、海内の守が用をなし難い觀がある。これは政道に倦んで民の愁を知らず、倡樓を娯んで人の謗を顧みざるの故である。又近侍のものが賢哲の輩でなく多く邪侫の屬である。殊に源氏の姓の者は先君頼朝の一族であり、北條は我が親戚である。それ故先人は頻りに彼等に芳情を施され、常に座右に招かれた。然るに今は彼等には優賞が無いばかりか、剰へ皆實名を呼び捨てにしてゐるので、何れも恨んでゐるとの聞が

ある云々と見えてゐる。この政子の詞からして、前代賴朝の時には頗る優越な地位を占めて居つた北條氏が、賴家の代となつて俄然權威を失墜したことを思はしめる。これは北條氏の最も不快としたところで、會々その不平不滿が政子の口を藉りて發せられたものの如くであつて、賴家と北條氏とは初めから既に調和を得難い情勢となつて居つたのであつた。

賴家の治世は前後五箇年に過ぎないが、この間に於いて北條時政が政務に關係したことは、吾妻鏡には僅かに數箇所に記されて居るに止まり、最後に賴家と正面衝突を起すまでは北條氏の權威を認め得べきものが殆ど傳はつて居らない。北條氏としては實に凋落の時代と稱すべきであつた。この間の事情は、時政の嫡孫泰時に就いて傳へられてゐる一挿話からも窺ふことができるのである。建仁元年九月、賴家は飢饉の爲めに庶民の困苦してゐるのをも顧みず、連月に亙つてその趣味である鞠會を催して居つた。この時泰時は密々に中野能成に自己の意見を陳べて、蹴鞠は幽玄の藝であつて賞翫せらるることは庶幾ふところである。然し去る八月の大風で鶴岡の宮門は顚倒し、國土は飢饉に愁へてゐる、この時に當つて態と京都から放遊の輩を召し下された。而して今月の二十日には恐るべき異變が現れた。賴朝公御在世の建久年間に、百日間御濱出の事を定められたが、天變の出現によつて謹愼せられ、その儀を止めて世上無爲の祈を始められたのである。然るに今の有樣は如何であるか、貴殿は昵近の仁であるから事の序を以て諷諫せらるべきであると慫慂するところがあつた。能成はその道理のあることに感服したが、卽答はなし得なかつた。然し能成はやがてこの事を賴家に傳へた。賴家は泰時が若年の身を以て父祖を閣いて諷諫の擧に出たことを不快とした。これに依つて泰時の身の上を案じた者は、暫く鄕里伊豆の北條に身を退けて、賴家の一時

の怒の釋けるのを待つ事が賢明であると泰時に進言するところがあつた。泰時は諷諫の詞を申したのではなく、ただ愚意を近習に語つて相談したに過ぎない、處罰を蒙る事であれば何處に在りとも遁れることはできないと辨じたが、終に勸告を容れて鎌倉を出發するに至つた。この泰時は前代の賴朝の世には、賴朝から岳父時政の嫡孫として至大の敬重な待遇を受けた。卽ち建久三年十一歲で金剛と幼名を呼ばれて居つた當時、金剛の徒步で興遊して居つた傍を、乘馬のままで行き過ぎた多賀重行は、賴朝の不興を蒙つてその所領を沒收された。その理由は禮は老少に依つて異にすべきものではなく、身分の上下に從ふべきである、金剛は重行等に准ずべきにあらずといふ賴朝の意向にあつたのである。されば金剛が十三歲で元服を行つた時は、賴朝はその儀を幕府で行はせ、自ら加冠の役に當つたのみならず、元勳三浦義澄を促して、その孫女の然るべきものを嫁せしめるやうに配慮させたのである。かくの如く賴朝からは特別の眷顧優遇を受けて居つた泰時は、賴家の世となつては近侍することさへも許されず、上述の如き不首尾を招くに至つたのであつて、泰時としては今昔の感轉た深きものがあつたことと察せられる。これに就いての是非の批判は別として、北條氏の權威の頗る傾くに至つたことは明白であらうと思はれる。

前述した賴家の訴論親決停止の幕府の處置は、かくの如き情勢に對處した北條氏側の術策の一つであると觀ぜられるが、然しこの幕府の處置は殆ど効果を擧げて居らぬ樣に思はれる。その事はこの後間もなく正治元年の末に起つた梶原景時と結城朝光等六十六人との間の衝突事件に際會して、朝光等六十六人連署の訴狀が大江廣元の手を經て賴家に進達されて居り、又翌二年五月には、陸奥葛岡郡新熊野社僧の提起した坊領の境相論が、惣地頭畠山重忠の裁斷を得られず、重忠から三善康信を經て裁斷を仰いだ時には、賴

家が親しくこれを決して居ること等から推すことができるやうであつて、賴家の權威を制馭する効果はなかつたと思はれる。

賴家の常軌を逸した行動と見られるものが、吾妻鏡に幾箇所か載せられて批判されてゐる。前述の新熊野社坊領の境相論に際しては、賴家は進達された繪圖を見て、自筆を以て墨をその繪圖の中央に引き、土地の廣狹は各〻の運に任せる、檢使を發遣する暇なく實地を實檢させることができぬからである。向後は境相論はかくの如く裁斷すべし、若しこれに不滿を存ずる者あれば、相論を致すべからずと宣言したといふ。常識を缺いた亂暴な判決ではあるが、若じこれを辯護し得るものとすれば、土地の境界爭は當時の流弊であつて、不正の徒の他領侵犯が絶えなかつたため、賴家はこの一事件を犧牲として一般の弊風を改めんとしたものといふて宜しからう。又正治二年十二月に、賴家は政所に命じて諸國の田文等を召し出し、無双の算術者と稱せられた源性をして勘定を行はせ、治承・養和以後幕府が授けた恩賞の土地の中五百町を超えたものを收めて、これを不足勝ちの近侍へ賜與すべく內々計畫しつつあつたのを、二十七日に實施すべきことを政所別當大江廣元に令した。依つて廣元以下の宿老はその利害問題から人々の愁怨世上の不安之にまさるものなしとし、翌日問注所執事三善善信は詞を盡して諫止したので、實施は延引されることとなつた。これも表面より見れば極めて無謀な處置であつて、幕府の當局者がこれに絶對反對を堅持したことは當然であつた。而して賴家から見れば强大なる元老宿將の勢力を削減して近侍の實力を增加することは、當時の形勢から見て考慮せざるを得ないものがあつたかと思はれる。而もこの處置に依つて最も打擊を蒙るのは外ならぬ北條氏であつたことと思はれる。この他にまた正治二年五月に當時流行の念佛僧の

黒衣を悪んで頼家は念佛僧を禁斷せんとした。この命を受けた比企宗員は十四人の念佛僧を召し集め、政所の橋の邊に於いて袈裟を剝ぎ取つて燒棄した。堵の如き見物の群集は一同この處置を難じたが、僧の中の一人伊勢稱念は宗員に向つて「俗人の束帶と僧侶の黒衣は各同色で從來から使用されたものであり、何の故に禁ぜらるるかその理を知るに苦しむ。當時の政治の有樣から見れば、佛法世法共に以て滅亡の期であるといふべきである。我が衣は決して燒き失せるものにあらず」と放言したが、果してその言の如く、稱念は燒ける衣を取つて元の如く著用して何れかに立ち去つたと傳へられてゐる。これは佛徒に對する迫害であつて、頼家の惡政の一つとして傳へられて居るものの如く察せられる。然し頼家は佛の信仰、僧の優遇等に就いて、決して人後に落つる者ではなかつた。正治二年閏二月に、頼家が狩獵の爲め、伊豆國藍澤原に進發した時、往還の魔障無きやう、鶴岡の供僧等に命じて、不斷觀音經讀誦を行はしめたが、路次無爲にして鎌倉に歸還するに及び、祈禱の玄應に感じて、上絹五十疋を供僧等に施してゐることがあり、また建仁二年閏十月十三日に頼家が鎌倉中の諸堂の僧侶を幕府に招請して饗應したこともあつた。當時念佛僧には風儀を亂す者が少くなく、京都に於いては屢〻取締令が發せられた程であつた事情から考へれば、頼家の處置も亦同樣の趣旨に出たものであらうと思はれる。

要するに頼家の執つた處置の中で、常例に異なるものは悉く不當なものとされてゐる。北條九代記の如きに至つては、頼家に何の關係もない事まで、不當な處置である如く批判を加へてゐる。正治元年四月一日に、幕府の問注所が幕府の廓外に建てられ、三善善信が執事としてその沙汰始を行つたことの理由を、頼家の政治手腕の缺けてゐる爲めに、論人が狼藉の擧に出づることを慮つての事としてゐる。然し吾妻鏡

に據れば、頼朝の時代には幕府內の一所を以て訴論人の召決の場所と定めた。從つて召決の度每に諸人が群集して鼓騷を成し、無禮を現すことが屢〻あつて營中狼藉の因をなしたので、內々他の場所に於いて行ふことを評議中、建久三年十一月廿五日に熊谷直實と久下直光との熊谷久下境相論の對決が行はれた折、直實は直光が梶原景時の支持を得て居つた爲めに、頼朝から度々の尋問に遭ふに至つたことに激昂し、調度文書等を卷いて庭中に投げ棄てて席を蹴つたのみならず、忿怒に堪へず、西侍に於いて自ら刀を取つて髮を除いて逐電した騷動を起した。その爲め召決の場所を問注所執事三善善信の第中に移したのであるが、このたび新たに幕府の別廓に問注所が設けられることとなつたのであつて、頼家の政治の善惡とは、何等の關係もないことなのである。又正治元年四月廿七日に東國分の地頭等に令して水利の便宜ある荒野の開墾を行はせることを定め、又荒不作等と稱して乃貢の進納を減少する土地は、將來領掌を許容せぬことと定めたことがあつた。これに就いても、北條九代記には荒不作の所に年貢を立てて責取らんとすることは天道神明の冥慮にも叶はぬことで、心ある輩は歎き悲しんだと批判を加へ、これを以て頼家の虐政に數へてゐる。かくの如く頼家は事につけ惡評されてゐる。

然し頼家は正治二年八月十日には大江廣元等に命じて、陸奧出羽兩國の諸郡鄕の地頭の所務は、前の領主藤原秀衡・泰衡等の時の規定を守るべき旨を頼朝の時に定められてゐるのであるが、稍もすれば境界の事等に就いてはこれに背くことがあつたので、前例に任ずべき旨を下知せしめ、又建仁二年閏十月十五日には、諸國の守護人等の奉行すべき事が明確に規定されてゐるにも拘らず、越權の事があつて訴論の起ることが往々あつたのでこれを嚴禁させ、若し違犯した者はその職を改補すべき旨を定めて戒飾する等、幕

府の政治の基本をなす地頭・守護の職權を正常ならしめることに意を注いだことが少くなかつた。また賴家は幕府の統裁者として、多くの家人武士の棟梁として武藝の修練に意を用ひ、笠懸等の武術を屢〻行つた外、狩獵の催も頻りに行つた。狩獵は當時に於いては練武の方法として重要視されたもので、賴家は伊豆駿河の狩倉には度々出行した。仁田忠常が富士の人穴を探險した奇談はかかる際の出來事であつたのである。賴家は狩獵の爲めに建仁元年十月十八日には犬の飼口を定め、三番に分けて毎日結番せしめ、同二年十二月十九日には山内庄の鷹場の檢分等をも行つた。藝道に於いては賴家は特に蹴鞠に興味を持ち、爲めに政務を抛つたとの非難をさへ蒙つてゐる。賴家はこの道に熱心の餘り、京都の仙洞御所に奏請して斯道の名匠北面の武士紀行景を鎌倉に迎へた。行景は建仁元年九月七日、院旨を奉じて鎌倉に下着、九日大江廣元に帶同されて賴家に謁した。賴家は大いに喜んで盃を行景に與へ、重陽日に始めて對面を遂げた故、前庭の籬の菊を盃に浮べて、永く萬年を契らんといひ、又銀劍を授けた。尋で十一日より行景を師範とし、その技の練磨に熱中した。或は幕府の中に於いて、或は諸臣の第に於いて試み、懸樹の移殖などにも意を用ひ常に行景を伴つた。さればその技も亦自ら進んだものの如く、建仁二年四月二十七日賴家の小鞠を揚げてゐるのを見守つた行景は、天骨を得て居ると感歎したといふことであつて、三年七月賴家は病床に就くまで鞠會を廢さなかつたのである。

　また賴家には美しい人情味も豐かなものがあつた。正治二年十月二十一日、賴家は鎌倉の海濱の亭に於いて、奥州の芝田次郎追伐に當つて、弓馬の譽を顯した工藤行光の三人の郎等を引見して勇士たるを賞美した後、その一人を家人に加へたき旨を行光に懇望した。この時行光は平氏追討以來亡父景光は戰場に臨

んで萬死に一生を得たこと十箇度を數へたが、常にこの三人等の爲めに生命を全うするを得た。行光は亡父の跡を繼いでゐるが、君の御敵退の際は、上には我朝の勇士を悉く御家人として居らるるも、行光に於いては僅かにこの三人を賴みとするに過ぎぬと答へたので、賴家は行光の心情に動かされ、行光は弓馬の達人のみならず、そのいふところ亦道理至極である、とて盃を與へたといふ。又建仁二年の春外家比企能員の邸の花見の宴に、歌舞の興を添へた京都下向の舞姬微妙の身の上に就いて、子細ある旨を能員より聞いた賴家は、親しく面前に召して懇ろに尋ねたので、微妙はその恩問に落涙數行、終に東下の目的が、去る建久年中に父右兵衞尉爲成が他の讒によつて禁獄せられ、やがて奧州に移されることとなつて、將軍家の雜色に伴はれて同獄の囚人と共に東下することとなつたので、微妙の母は愁歎に堪へずして身まかるに至つた。當時僅かに七歲であつた微妙は兄弟親昵なく、多年孤獨の恨に沈んだが、父を戀慕するの情切となり、その安否を知らんがために歌舞の技を習つて東路に赴くにある旨を語り、一座を頗る感動させた。賴家は直ちに使を奧州に遣はして、求める父の消息を尋ねしめたのであつた。微妙は奧州への飛脚が消息を齎すまで、政子の第に寄寓することとなり、その間屢〻舞曲の妙技を盡したが、秋の半ばに至つてその父は既に故人となつたことが判明し、微妙は悲しみの餘り榮西の禪坊に入つて落飾、父の死後を訪うたといふことであつた。かくの如く、賴家には美はしい人情味も亦豐かであつた。されば賴家の人物に就いては必ずしも重大な缺陷があつたが爲めに北條氏等から抑壓されたのではなく、寧ろ北條氏等が賴家の爲めに制せられたのである。野心家である北條氏が賴家に向つての對策に焦慮慘憺たるものがあつたのを推し得られる。時勢がこのままに推移すれば、賴家の後にはその長子一幡が嗣立し、一幡の外祖父比企能員が

最も優越な地位を占めるに至るべきことは、火を睹るよりも明らかなことであつた。雌伏の止むなき狀況にあつた北條氏は形勢の轉換を圖らんが爲めに、乘ずべき機會をは虎視眈々として窺ひつつあつたのである。而してその機會は建仁三年八月頼家が病床に就くに至つて漸く到來したのであつた。吾妻鏡にはこの年正月二日、一幡が鶴岡八幡宮に參詣した折、大菩薩が神樂の巫女にのり移つて、「今年の中に關東に事あるべし、若君は家督を繼ぐべからず、岸上の樹其根已に枯れたり、人之を知らずして梢の綠を恃む」といふ託宣のあつたことを載せ、頼家父子の運命は神慮に依つて既に定まつて居つたことを暗示させてゐるが、これは、實朝が非業の最後を遂げるに先立つて、種々の前表があつたことを載せてゐるのと好一對の事であつて、その眞僞の如き敢へて詮索の要もない事と思はれる。

かくて北條氏は頼家の病に乘じて陰險な術策を弄し、一幡を殺し頼家を退け比企氏を亡し、尋で頼家を殺すに至つた事情は遍く知られてゐるところで敢へて記すには及ぶまい。思ふに頼家の健康にしてなほ久しくつづき、比企氏との連携が更に鞏固となり得たならば、北條氏より乘ぜられる機會が起らなかつたと思はれるのみならず、北條氏を始めとして前代よりの强剛な諸將を抑へて源氏の繁榮を啓き得たかも量られないのである。實朝は人物に於いては或は頼家を凌駕して居つたとも思はれるが、この時は既に既に北條氏の權勢が拔くべからざるものとなつて居つて、源氏の繁榮を圖る期は既に過去のものとなつて居つたのである。かく考へて見れば頼家が嗣立後僅かに五年にして病に仆れたのは、源氏の爲めに甚だ不幸であつたといふべきであらう。

源實朝の尊皇思想

昭和十七年八月九日は、源實朝が生誕した建久三年八月九日（太陽暦九月二十四日）から、新舊暦日の違ひはあるが八百五十年に當つてゐるのを記念として、實朝の盡忠至誠を發露した歌詠として、天下に轟き渡つてゐる。

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心わかあらめやも

の三十一文字を刻んだ歌碑が、鎌倉文化聯盟によつて、鎌倉鶴岡八幡宮の淨域、實朝を奉祀した白旗神社參道の傍に建設され、その除幕式がこの日に擧行され、大東亞戰下、民一億の時局に對する決意を新にする資に供せられた。實朝は鎌倉幕府第三代の主、皇國鎭護の重責を負うた征夷大將軍であるが、同時に鎌倉右大臣の名で、人口に膾炙してゐる有數の歌人である。その家集を金槐和歌集といふ。前掲の歌は同集卷末に收められてゐる太上天皇御書下預時の題下に掲げられてゐる三首の中の一首である。實朝は武士の棟梁でありながら、その環境を意の儘になし得ず、己が抱懷する理想を實現させる途の遂になきことを知り、感懷を三十一文字に托して後世の批判を俟たんとし、その運命の儘に身を委せた薄命の貴公子であつた。享年僅かに二十八。鎌倉に於いては稀有の天變ともいふべき二尺の積雪裡鶴岡社頭に展開された悲壯なその終焉はあまりにも著名なことである。かくして實朝は生前に於いては自己の理想の實現を企圖する

ことを得なかつたが、その精神を數々の遺詠によつて千載に傳へ、後昆をして景仰せしめるに至つた。この貴公子の崇高なる精神は、抑ゝ如何なる環境裡に養はれたであらうか。

實朝は建久三年八月九日に鎌倉名越濱の第に於いて、今を時めく征夷大將軍賴朝の次子として生れた。この日は父賴朝が待望の征夷大將軍に任ぜられ、この年の七月九日に除書傳宣の勅使を迎へてこれを拜受し、二十九日に勅使の歸洛を奉送し、これに依つて征夷大將軍として幕府の諸機關を整へる爲めに、八月五日に政所始の儀を行ひ、幕府の名實を始めて具へてから五日目に當つて居り、鎌倉は重ね〴〵の慶祝に歡呼の聲が鳴り渡つた事であつた。かくて實朝の生涯は源氏の全盛時代の初頭に始まつたのである。時に父賴朝は年四十六、母の政子は三十六であつた。實朝の兄である賴朝の長男賴家は、これより十一年前の壽永元年八月の誕生である。賴朝の勢力の基礎が鎌倉に樹立された頃であり、又嫡子の事でもあつたため、誕生の儀は頗る盛大に行はれたが、實朝の時は更に一層の盛觀を呈した如くであつた。誕生の當時は相模國內の社寺二十五箇所に神馬の奉進があり、又先規に從つて北條義時・三浦義澄等六人の名家から護刀が進められた。八月二十日に賴朝は實朝の產所に臨み、父母兼備の名射手を召して草鹿勝負を行はせて實朝の武運を壽いだ。十月十九日、實朝が母と共に名越濱の第から幕府に移つた時には、北條時連・里見義成・新田義兼・小山朝政・小山朝光・三浦義連・同義村・八田朝重・梶原景季・同景茂等の堂々たる名門勇士の儀衞であり、翌十一月五日に行はれた藤九郞盛長の甘繩家への行始の儀も、男女の扈從は頗る盛觀を極めた。尋で五十日・百日の儀が外祖父北條時政の沙汰で行はれ、當時の慣習に從つて蒸餅いはゆる十字が元老宿將に配付された。偶ゝ十一月二十五日に、賴朝が再生の恩人池禪尼への謝恩の爲め、宿願として計

畫した大供養が永福寺に於いて行はれ、之が爲め京都から大長老である法務大僧正公顯の東下を請ひ、公顯は八十四の高齢を以て導師を勤め、政所別當大江廣元が行事として巨細の指揮に當り、有力な諸將が遠近より參集會同し、極めて盛大に擧行されたのであつた。頼朝はこれを機會に、多數の諸將がまだ鎌倉を退散しない十二月五日に、實朝誕生の名越濱の第にこれ等を招請し、各威儀を正して着座した時に、頼朝は自ら實朝を懷いて臨み、この嬰兒は鍾愛殊に甚だしきものである、各意を一にして將來の守護に任ぜられたき旨を慇懃に傳へて盃酒の禮を行ひ、女房大貳局が酌の役を勤めた。諸將は各〻實朝を懷き、各自の帶刀を引出物として進上し、頼朝の意向を謹承した旨を表したといふ。以て頼朝の意向を推知し得べく、實朝の將來はこの時より多大の期待が懸けられたのであつた。

　實朝成長の有樣に就いては、誕生の翌年建久四年四月十三日に、俄かに病惱の事があつて人々を驚かせたが、やがて本復した事が傳はつてゐるのみで、十二歳にして三代將軍として嗣立した建仁三年に至るまでの消息は、杳として傳はつて居らない。然し父頼朝の在世中は、家督たる兄頼家と共に、父母の鍾愛と諸將の崇敬とを受けて、極めて順境裡に成人したものと察せられる。然るに父の頼朝は建久十年正月に俄かに病を以て逝いた。時に頼家は年十八、實朝は年八であつて、頼家が家督をついだ。この時から實朝の家庭には春風駘蕩たる長閑さが失せて、蕭殺たる木枯が吹き荒むやうになつた。それは頼家が外家である比企氏の一黨のみに頼つて、母の實家である北條氏を疎んずる傾向が重つた事等の爲めに、頼家母子の間が兎角圓滑を缺いたので、母の政子は次子實朝を扶持して實家である北條氏に頼る形となり、源氏の家穩かならぬ情景が現れ、これをめぐつて幕府の家人の間にも少からぬ動搖が萠し、北條・比企兩家の勢力爭

が漸次明瞭に觀取されるやうになつた。終に建仁三年に賴家が病臥し危篤の傳へられるに及んで、兩家の爭は表面に現れた。この時に實朝は母の政子及び北條氏に擁せられて、その術策のままにこの年九月に源氏の家督の繼承者となつた。兩家の間に激しい鬪爭の演ぜられた折には、母の政子の第に保護されて居つたが、漸く鎌倉が平和の氣分に蘇つた九月十日に、政子の第から北條義時・三浦義村等の諸將に衞られて、外祖父北條時政の名越第に移つた。この時には時政は自己の名を以て書面を幕府の諸家人に與へ、各自の所領をば元の如くに領掌すべきことを命じて居つて、事實上幕府の實權を握つた。

やがて九月十五日に京都から鎌倉に急派された使者は、去る七日に京都に於いて實朝が從五位下に敍し、征夷大將軍に補せられ、且つ實朝の名を後鳥羽上皇が下賜せられたことを傳へた。これによつて實朝は源氏の家督を嗣いで三代の將軍に補せられたのである。これは實朝としては洵に喜ぶべきことであるが、その經緯を見れば北條氏が兄賴家を排擊する一手段として、極祕裡に朝廷に賴家の薨去を奏して、その替に擁立されたものであつたから、實朝の周邊には自ら多くの仇敵が伏在して、一身の安全をさへ保し難い危險に洒された形であつた。術策に長じた北條氏の蕭牆の間には、早くも時政の後妻牧氏によつて、實朝排斥の策が進められて居つた。これが爲め實朝は將軍任補の報に接したその日に、母の政子の配慮によつて義時・義村・結城朝光等の警衞の下に、時政の名越の第から再び政子の第に連れ戾されたのである。かくて實朝は自己の擁立者支持者として信賴せんとした母の實家にも、安全な場所を求めることができず、薄氷の上を彷徨するが如き不安な境遇となつた。然し表面はなほ無異が裝はれて居り、實朝は將軍としての儀禮を漸次進めることとなつた。

實朝は嗣立の翌十月八日に先づ元服の式を時政の名越第に擧げた。時政が理髪の役を、義信が加冠の役を勤め、佐々木廣綱・千葉常胤等が鎧劍馬を進める役に當り頗る盛儀であつた。その翌九日には政所始の儀を午尅より行ひ、別當北條時政・大江廣元以下の家司が政所に着き、吉書の儀を終へて垸飯盃酒の事があり、次で實朝は始めて甲冑を着け馬に乘る禮を行つた。この時は萬事を時政が扶持し、小山朝政・足立遠元等が甲冑母廬の着用の役に當り、着用の次第故實は總て時政が傳授の任に當つたのであつた。かくして實朝は幕府の首長として征夷大將軍の威容を容儀に於いて整へたのである。吾妻鏡はこの記事の文中に於いて時政を執權と書いてゐる。執權は幕府の實權者たる稱呼で、政所別當たる時政の特殊な地位がこの時に名實共に具はつたといふべきであらう。この日の晩には更に弓始の儀が催され、和田義盛が的を獻じ、海野幸氏・榛谷重朝・望月重隆・愛甲季隆・市河行重・工藤行光・藤澤淸親・小山朝光・和田胤長等が五番に分れて射手を勤めた。實朝は翌日これ等十人の射手を北面竹壺に召し、野劍或は腹卷を贈つてその勞に報いたのである。かくして實朝嗣立の鎌倉に於ける諸儀は滯りなく終つたので、十月九日には佐々木定綱・中條宗長を使として上洛せしめ、將軍代始の故を以て京畿在住の家人等より忠貞貳心なき旨の起請文を徵せしめ、翌月十九日には代始の善政として、幕府の分國幷びに相模・伊豆の百姓に令して當年乃貢の員數を減額せしめたのである、これに對して執權時政も亦武藏國諸家の輩に貳心あるべからざる旨を、侍所別當和田義盛をして沙汰せしめてゐる。實朝嗣立の當初より北條氏の權威は擡頭の一路を辿つたのであつた。かくて幕府の政務は自ら執權時政の手に依つて進められ、實朝は文武の精進に努めて征夷大將軍としての修養に專念したものの如くであつた。

武は幕府の據つて以て立つところのものであつたから、實朝が武に留意しその練磨に沒頭したことは、當然の事であつたと思はれる。建仁三年十一月二十三日には馬場殿に臨み、小山朝政・和田義盛等の扶持によつて小笠懸の技を演じた。翌元久元年正月十日の弓始には實朝は簾を上げ、和田胤長等六人の射手の技を覽たが、二月十二日には北條義時等を從へて由比濱に赴き、北條時房・和田胤長・多々良四郎・榛谷重朝等の笠懸・遠笠懸等の儀を見物してゐる。文に就いては、この年正月十二日に相模權守源仲章を侍讀として讀書始の儀を擧げ、孝經を讀んだといふ。吾妻鏡は記事が簡略であるがため、實朝嗣立當時の文武のについては、上記の外には傳へて居らないが、時政等の扶持によつて精進したものの如くである。幕府の修練政務關係については、元久元年七月二十六日に安藝國壬生莊の地頭の事について山形五郎爲忠と小代八郎等との爭論に關し、守護人宗孝親から提出された注進狀に對して、實朝が時政・廣元等を列席せしめて決裁したことを吾妻鏡に「是將軍家直令聽斷政道給之始也」と記してゐること、及び翌元久二年六月に起つた畠山重忠の一族誅滅事件の後、七月八日に重忠の餘黨等の所領を以て、勳功の輩に與へた手續を同じく吾妻鏡に記して「尼御臺所御計也、將軍家御幼稚之間如此」と見えてゐる事とに據つて、政務關係の事は專ら當局たる執權北條時政・大江廣元等並びに母の政子に依つて處理せられたことは明らかである。實朝は當時歲漸く十三四のことであつたから、當然な事といふべきであらう。然し當時は一般に早熟な世態であつて、實朝も亦その例には漏れなかつた。されば十三歲の元久元年には、自ら意中の女性を御臺所に選むに至つたのであつた。

實朝のこの結婚は、單に實朝一個人としての重事であつたばかりでなく、當時の政局の動向に大なる影

響を與へたものであつて、極めて重要視すべき事件であつた。これによつて實朝の將軍として進むべき道が定められた觀があり、その尊王思想もこれによつて育成されたことが頗る多かつたものと思はれる。吾妻鏡の傳へるところによれば、實朝の御臺所には、日來、同族源氏である上總介足利義兼の女が擬せられて居つたが、實朝はこれを容認せず、改めて京都の名門から求めることとして、京都に申請し、これによつて御臺所を鎌倉に迎へる用意等の事につき、元久元年八月四日に幕府に於いて內談を行ひ、その折の供奉人の選擇については、實朝が親しくこれを沙汰し、その人數及び容儀華麗の士を以てこれに充てる事等を定めた。やがて坊門前大納言信淸の女が選ばれて下向することとなつたので、その迎へとして時政の子左馬權助北條政範を始め、結城七郎朝光・千葉平次常秀・畠山六郎重保・筑後六郎知尙・和田三郎朝盛・土肥先二郎惟平等を簡拔して十月十四日に上洛せしめたといふ。かくして十二月十日に、信淸の女はその扶持者であつた卿三位局藤原兼子の岡崎の第より、盛な行粧を整へて下向の途についた。後鳥羽上皇は法勝寺西の御棧敷に御して御見物あらせられ、その外人々の物見車は雲の如くであつたといふ。鎌倉より迎の爲上洛した武士は、北條政範が上洛の途次病を得て終に京都で卒去した外は、甲冑に威儀を整へて隨從し、途次事なく鎌倉へ到着したものの如くであつた。鎌倉へ到着の模樣及び婚儀に關しては、何等の所傳も殘されて居らぬ。元久元年十二月二十二日に御臺所御方に祗候する男女數輩が、地頭職を拜領したことが吾妻鏡に見えてゐるが、思ふに御臺所の鎌倉到着直後に行はれたことと察せられる。從來この婚儀については、實朝が京都を憧憬し、貴族風を悅んだ爲めであるとし、これを以て世間では往々にして、實朝が幕府の首長たる征夷大將軍としての缺格條件の一つに認めてゐる。實朝が柔弱な貴公子であり、質實剛健な關

東武士の氣風に背いた人であり、歌鞠を以て業となし、武藝は廢せられた如く、又女性を以て宗となし、勇士を全く顧みないとまで、當時の人々から極論されるに至つた。武家の立場に背いて朝廷の官位を競望し、終りを全うし得なかつたのも、一つはこの爲めであると批判されてゐる。

抑も鎌倉幕府は、賴朝が京都から離れた關東に置いて、配下の諸家人の統御機關とし、朝廷より御委任を蒙つた幕府の使命である謀反人の追討、社會の秩序維持等の任務をば、家人たる武士の協力によつて遂行し、その責任を果さんとしたものである。而してこの職務を遂行する爲めには、いはゆる武士の本質とも稱すべき忠勇・質實・剛健の氣風を堅持することが不可缺のことであつた。卽ち武士としての職責を盡して、朝廷の政治を翼贊し奉るには、あくまでも武士の本質を發揮せしめねばならなかつた。平氏の貴族化して敗亡したことは、實に殷鑑遠からざるものであつた。されば幕府の首長として、京都の貴族風を喜び、これを鎌倉に移植せんとするが如きは、その使命を沒却したものであり、幕府の存立を危くするものに外ならなかつた。それ故實朝が京風を慕ひ貴族の生活を味はんとしたことは、斯の如き意味から考察すれば正しく將軍としての缺格條件の一つに數へることができるのである。然し京風を喜んだのは決して實朝に始まつたのではなく、既に父の賴朝、兄の賴家何れも同樣であつた。京都は數百歲に亙つての皇城の地であり、我國文化の淵藪地であつた。貴族の柔弱な氣風、驕奢な生活等は、武士の立場からは絕對に排擊すべきものではあるが、都の文化の理解とその敎養とは、武士の立てた幕府と雖も、京都朝廷に對して諸般の交涉を行ふに際し、又その主張を申請するに當つて、堂々の陣容を張る必要上、頗る緊要な事であつた。この意味に於いて、賴朝は涙ぐましい程の努力を費して幕府の威容を樹立することに成功した。京

風を理解して而も之に溺れることはなかつたのであつた。賴家も又父の風を繼いで京風を喜び、殊に蹴鞠に興味を有し、斯道の名流を京都より迎へて練磨を勵み、政務を放抛したとの批難を蒙つた程であつた。然し一方に於いては武士としての嗜みたる武藝に就いても亦意を用ひ、決して怠ることはなかつたのである。かやうにして實朝の父兄は何れも京風の憧憬者であつた。この家庭の環境から、實朝が京風を喜んだことは寧ろ當然であるといふべきで、御臺所に京の佳人を求めるに至つたのも、一つにかくの如き事情によつたに外ならない。然し當時幕府に於いて京都に關心を有した者は、必ずしも實朝一人ではなく、執權北條氏に於いても亦同樣であつた。卽ち時政は殊寵の女房牧氏の所生の長女を、源氏である大内惟義の弟で賴朝の猶子であつた平賀朝雅に嫁せしめ、朝雅をば建仁三年十月三日に上洛させて、北條氏の京都に於ける耳目としたが、この朝雅をば院の御所に出入させ御笠懸の折等には伺候せしめたといふことであり、又その他の女子どもも皆公卿殿上人の妻としたと愚管抄に記してゐるが、なほ同じく牧氏所生の男子政範も京に上せて左馬權助に任官せしめてゐる。政範はかくして京都育として、容儀等が鄙俗武骨な關東の士とは自ら異つて居つたらしく、實朝の御臺所迎への爲めに、鎌倉から上洛する武士の第一人に選拔されてゐるのも、かやうな事情に依つたことと思はれる。政範この時年十六であつたが、不幸にして上洛の途次病を得て京都で卒去した。位は從五位下であつたと傳へられてゐる。京都に關心を持たずして、武家政治は成り立ち得なかつたのである。

殊に實朝の結婚は、單に實朝一個の希望のみに依つて成り立つたのではなく、實朝の希望を迎へて、その御臺所を進めた京都側の意向が、頗る大きな役割を演じて居つたのであつて、實朝の意向が主で京都側

の意向が從であるとするよりも寧ろその反對であつたと認めてもよい位、京都側のこれに就いての關心は實に甚大なものがあつたのである。當時の京都方面のこれに關する消息を綜合すれば、實朝の御臺所につい て斡旋盡力した隨一人は、卿三位局藤原兼子であつたらしく思はれる。兼子は後鳥羽上皇の御乳母であつた關係から、宮廷に於ける地位は頗る注目すべきものがあり、上皇の御政務に有力な關係を持つて居つた。兼子は既に坊門信清の女の一人西御方を養女として、上皇の後宮に入れ奉り、その所生の皇子冷泉宮頼仁親王を御養育申すに至つた。實朝の御臺所を坊門家から出すに至つたのは、かやうな關係から兼子の推輓が重きをなしたものと思はれる。かくして兼子は推擧した信清の女の婚儀の準備を進めて、その京を發するに當つては、自己の岡崎第から東下させた程である。而も單に兼子一人がこれに關係したに止まらず、兼子の奏上によつて後鳥羽上皇の御認許を拜したばかりでなく、更に院旨を奉じて、婚儀の準備等を京都側の力の限りを盡させたものの如くであつた。明月記にその東下の模樣を記して、「各華麗過差、無物取喩、無非金銀錦繡」といひ、又「天下經營只在此事云々」と載せてゐることを以て推測することができるやうである。上皇が特に棧敷に御して東下の行粧を叡覽あらせられ、又京人の見物車が雲の如くであつたとの傳によつて、京都側が實朝の御臺所に關して、特に期待するあるものの存したことを推測し得るのである。されば これは實朝一個人の結婚問題ではなくて、京鎌倉間に於ける重要な政治問題でもあつて、鎌倉に對する京都の政策が少からずこれに織り込まれて居つたと見るべきものの如くである。

この實朝が京の佳人を御臺所として迎へたことによつて、京都鎌倉間の往來關係が、從前に比べて俄かに增加し、京都風がこれによつて鎌倉に傳播されたことは、實に著しいものであつたことを推測し得るの

である。京都風を憧憬した源家にとつて、頗る好都合となつた事はいふまでもない。前二代の將軍が、それぞれその妻室の實家に負ふところが莫大であり、その影響を受けることが甚大であり、家政はもとより幕府の政策に於いても左右せられるところが頗る多大であつたが、この情勢は實朝に於いても亦同樣であつた。實朝の京都憧憬を益〻深からしめたのはもとよりであるが、それに加へて、御臺所の實家の地位と、その政治的環境は、實朝に極めて重大なる影響を與へ、幕府の首長としての實朝の公的態度も、前代に比べて一大轉換を見るの餘儀なきに至らしめたものの如くである。

實朝の御臺所の實家である坊門家は、當時皇室と最も親近な關係にあつた家の一つであつた。御臺所の叔母に當る信清〻妹七條院は、後鳥羽天皇の御生母にましまし、この關係から坊門家は後鳥羽天皇の御信任を蒙り、御優遇を忝うしたことが頗る多かつた。御臺所の同胞西御方は後鳥羽天皇の後宮に供はり、後に坊門局と號し、所生の皇子女には、冷泉宮賴仁親王を始め、仁和寺御室道助法親王・嘉陽門院禮子內親王がましました。又同胞の一人には、後に順德天皇の後宮に具はつて、永安門院禮子內親王の御母となつた者があり、その他にも、系圖によれば、院女房別當局・佐渡院女房と注記されたものがあつて、皇室とは親緣のある家柄であつた。御臺所の兄忠信の嗣子として、一門の親兼の子信成が定まつたのは、後鳥羽天皇の叡旨に出でたことであつて、坊門家に對し給ふ後鳥羽天皇の畏き御配慮は、蓋し深甚なものがあつたと拜察せられるのである。この關係から後鳥羽天皇の叡慮が、實朝の御臺所、引いて實朝に及ぼされたことは當然であつたといふてよく、實朝はかくの如くして畏き叡旨を鎌倉に於いて拜受したことも、蓋し少くなかつたことと思はれる。實朝は鎌倉に一生を過し、僅かにその附近を出行したに止まり、終に上洛

の機會を得なかつた。父の賴朝は伊豆に配流された十四歳までの幼少時代は京都に於いて生活し、鎌倉に據つてからも、政治上の必要上建久元年及び建久六年の兩度に上洛して京都の地を踏み、京風を味ふことを得た。兄賴家は建久六年十四歳の折父の上洛に隨伴し、その時には參內して御劍を拜受するの光榮を荷うたのであつた。實朝も亦上洛は熱望したところであつたと思はれるが、不幸にしてその機會に惠まれずして終つた、然し御臺所の關係から、鎌倉に居ながらにして京風を味ふことを得たのは恐らく滿足したことであつたらう。而も實朝に京風を享受せしめたのは、決して單に御臺所の實家である坊門家の力だけではなかつた。既に御臺所の推輓が在京公卿諸家の支援の下に行はれた實情であつたから、これ等の諸家は何れも或る意味に於いて實朝の支持者であつて、實朝に全幅の好意を注いだのであつた。

當時に於いて京風の代表的なものとして、公卿諸家の間に尊重され、且つ熱中されて居つたものは、敷島の道と蹴鞠の技とであつた、後鳥羽上皇は御自ら和歌の長者を以て任ぜられ、又蹴鞠に於いては長老の名を得させられた程、何れも入神の御技倆を有せられたので、上の御嗜好によつて、この兩技藝に亙つての名流は輩出し、稀有な盛況を呈したのであつた。京都を憧憬した鎌倉の源氏にその感化の及ばぬ筈はなかつた。前代賴家は特に蹴鞠に熱心であり、京都より斯界の名流を申し下して精進したのであつた。實朝も亦これ等の京風に耽り、當代は歌鞠を以て業となすと批評せらるるに至つた程であつた。京都の諸家は實朝のこの嗜好に對して至大の助力を與へた。實朝婚姻の元久元年は、京都に於いては後鳥羽上皇の院旨によつて、當代歌道の巨匠源通具・藤原有家・同定家・同家隆・同雅經等が勅撰集の撰集に力を注ぎ、名稱部類等が考案せられつつあつた時で、やがて翌年三月二十六日にその業成つて、新古今和歌集の奏覽の儀

が行はれ、尋で竟宴が催されたのであつた。この勅撰集には頼朝の歌も採錄せられた。この事情を聞知した實朝は、和歌の嗜も深く、元久二年四月十二日には十二首の和歌を詠じたと傳へられてゐる程であつて、早く勅撰集の披閲を望んだが、披露の儀なきによつてこの希望を申出すことを憚つたが、撰者の一人定家の門弟であつた內藤朝親が、自己の詠が讀人知らずとして撰入せられた關係から、計略を廻らして一本を書寫し、自らこれを持參して實朝に呈したのであつた。この後實朝は承元二年五月に京都から下向した御所の侍兵衞尉淸綱から、相傳の物であるといふ藤原基俊筆の古今和歌集一部を贈られ、末代の重寶として愛重措かなかつたといふ。共に實朝には歌道への精進についての何よりの尋であつたと思はれる。實朝の和歌の師に就いては詳かでないが、前代に鎌倉に來た緣故のある雅經や一代の名匠定家等に負ふところが大であつたらしい。卽ち承元三年七月には、夢想によつて二十首の詠歌を和歌の神である住吉社に奉納し、內藤知親（朝親の改名）を以てその使としたが、この時建永元年初學後の歌三十首を選び定家の合點を請はしめ、又六義風體の尋の敎示を求めしめたといふ事情によつて、歌學に從つた時代や師匠を知り得られる。これに對して定家は加點を與へて返進するとともに、詠歌口傳一卷を贈つて實朝の熱心に應へた。尋で建曆元年十月に、雅經の推擧によつて鴨社の氏人菊大夫長明が鎌倉に下向して實朝に面接した。長明は當時和歌の名流として譽高い一人であつた。新古今和歌集の撰に際して、多くの歌人が五百首千首の多數を提出して、漸くその中の數首が採擇せられた事情であつた際、長明はただ十二首を提出して、その總てが採擇せられたと傳へられてゐる程で、實朝が長明から和歌の精髓を敎へられたこと、蓋し鮮少ではなかつたものと思はれる。定家との關係は年々深くなつたものの如く、建曆二年九月には筑後前司賴時が定家

の消息并びに和歌の文書を實朝に傳進して居り、翌年八月には定家が實朝の求めに應じて、和歌の文書を雅經に付して贈つた。これは大江廣元を經て實朝に進められた。吾妻鏡に御入興の外他なしと見えてゐる。又實朝は雅經に付して、萬葉集を定家に懇望したらしく、この年十一月には定家の相傳私本萬葉集が雅經の手を經て届けられた、御賞翫他無し、重寶何物か之に過ぎんと滿足したといふことである。翌建保二年八月十六日、仙洞御所に於いて秋十首の御歌合が行はれたが、この時雅經は直ちにその寫しを實朝に送つた。尋で同三年六月二日の仙洞御歌合の際には、その衆議判の巻物が實朝御臺所の兄忠信から送られた。而も吾妻鏡によればこれは內々の勅定によつたといふことである。

實朝はかくの如く、在京和歌の名家の指導を受けて精進をつづけ、その道に達した家人等を伴侶とした。東平太重胤・鹽谷兵衛尉朝業・二階堂行光・大江廣元等は屢〻和歌の事に就いて實朝に侍した事が吾妻鏡に見えてゐる。建永元年二月四日鎌倉の大雪に際し、實朝は雪見の爲めに名越山の邊を逍遥し北條義時の山莊に於いて和歌會を催した。この折泰時・重胤・朝親等がその座に候した。重胤は特に敷島の道に達して實朝に愛重された如く、久しく鄉里の下總國にあるや、實朝は詠歌を遣はして召し出したが、事に依つて遲參した爲め、實朝の怒に觸れて籠居するの止むなきに至つた。重胤は愁嘆休み難く、義時に救解を求め、義時より詠歌を進むべきことを勸められたので、當座に筆を染めて一首を詠じた。義時はその才に感歎し、重胤を伴つて登營し、この歌を實朝に呈して重胤の心情を哀訴した。實朝はこれを詠吟すること兩三度に及んでその意自ら解けたといふことである。鹽谷朝業・二階堂行光も亦斯道の達人であつた。建曆二年二月實朝は和田朝盛を使として一枝の梅花を朝業に送らせ、名謁らずはたれにか見せんとばかりをい

ひ、返事を聞かずして歸參すべき旨を命じた、朝盛はその命のままに朝業に傳ふるや、朝業は追つて

うれしさも匂も袖に餘りけり我爲おれる梅の初花

の一首を實朝に獻じたと傳へ、又建保元年十二月、實朝が山家の雪の景趣を見んとして、行光の宅に赴き、和歌管絃の遊宴に興を盡して歸還するに當り、行光は龍蹄に

この雪をわけて心の君にあれば主知る駒のためしをぞひく

の一首を附して實朝に進獻した。翌日實朝はこれを知り、行光の優美な所爲を賞讃する餘り

主しれと引ける駒の雪をわけば賢き跡にかへれとぞ思ふ

の返歌を、自筆に染めて與へたといふ。承元四年五月實朝の入來を迎へた大江廣元は、和歌會等の興宴を催し、古今・後撰・拾遺の三代集を贈物とした。この年九月十三日、實朝は幕府に於いて和歌會を催し、大江親廣・源光行・內藤朝親等を陪せしめたが、この後屢〻開催し、東重胤・和田朝盛・北條時房・同泰時・伊賀光宗・三浦義村・結城朝光等を伴侶とした。力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をも哀と思はせ、男女の中をも和らげ、猛き武士の心をも慰むるは歌なりと、和歌の功德が讃美せられてゐる如く、和歌に依つて實朝が意を動かしたことは頗る多かつた。囚人澁河兼守が虛名を愁へて、荏柄の社に十首の詠歌を納めたのを見てはその罪を赦し、平家の家人左衞門尉則種を歌仙の故に仕官を許し、右衞門尉紀康綱が年來の功の報いられざる愁を詠むや、相傳地を安堵せしむる等、かかる業績は枚擧に遑ない程であつたと思はれる。實朝の歌詠については、家集である金槐集によつて、考察批判し得られるのである。實朝の歌道精進の事情、萬葉調の作風のあつた點等に亙つては、斯學專攻の學者から殆んど縱橫に論評

され、作歌の態度、和歌史上に於ける地位等に關しては、遍く知られてゐるので、玆に蛇足を加へる要はない。

和歌と相並んで、實朝が賞翫措かなかつたと稱せられてゐる蹴鞠に就いては、元久二年三月一日壽福寺に赴いた折に、大江親廣・中原季時等を從へて法文を談じ、蹴鞠を翫んだ事が吾妻鏡に見えてゐるが、その後幕府には鞠の壺が設けられて、屢〻鞠の技が行はれ、近侍の人々のこれに與るものが少くなかつたやうである。建暦二年三月一日には實朝は旬の鞠の沙汰を行ひ、鎭西の人々にまで及ぼしたので、人々はその藝の堪否を顧みず競望し、北條時房が奉行として人數の精選を行ひ、六日に鞠始の儀を行ひ、この日實朝は布衣を着けて鞠に立ち、時房・泰時・重胤・朝盛・朝直等がこれに參加したのであつた。この後實朝の鞠賞翫は頗る深いものがあつたやうである。殊に實朝の御臺所の兄坊門忠信は斯界の名手の一人であり、盛大な京都に於ける模樣は時々鎌倉に報道された。實朝がこれに刺激されたことは蓋し少くはなかつたと思はれる。忠信は承元二年四月に實朝に京都大炊御門殿に於いて行はれた仙洞御鞠の有樣を詳細に傳へて儀場の鋪設、當代名手たる按察卿泰通の參入したこと、北面西面の鞠足の給物が金銀であつた事等を述べ、建保二年二月には、前年十二月に宗長等と共に紫革の襪を聽された榮譽を得た旨を報じ、併せて蹴鞠の書一卷を贈與したのであつた。また承元三年三月に問注所執事三善善信が京都から到來した鞠を實朝に進め、併せて同月二日京都大柳殿に於いて行はれた御鞠の記を披覽に供したことがあつた。この御鞠は後鳥羽上皇を始め奉り、刑部卿宗長・越後少將範茂・寧王・醫王・山柄・行景・源性等の名流が妙技を競つたものであつたといふ。

かくの如くして實朝は「將軍家賞翫諸道給中、殊叶御意者歌鞠之兩藝也」と批評せられたが、京風のあらゆる文化は、何れもその執心したところであつた。京風の中核をなすものは皇室であり、肇國以來の國史の成跡は京風文化を媒介として自ら回顧されるのである。これによつて皇室の尊嚴國體の本義が、明かに意識せられるに至るべきことはいふまでもない。實朝が京風文化に多大な執心を持ちつゝある間に、皇室に對し奉り、國體に就いて、その認識を明確になし得たことは疑ふ餘地がない。承元四年十月大江廣元が、實朝の請に依つて、聖德太子十七條の憲法、物部守屋の跡の收公田の員數在所、及び天王寺法隆寺等に納められた重寶の記について、調査の結果を進覽に供へたことがあり、又建曆二年十月には三善康信が實朝の質疑にかかる仁明の朝に參河椽文屋康秀が小野小町を誘引すとの傳へはあるが、康秀が淸和の朝に仕へたりと認め得らるるかとの問題に對して、康秀は元慶年間に縫殿助に任ぜられたことが見えてゐるので、淸和の朝に仕へたことは誤なき旨を答へたことがあつて、實朝が國史に關心淺からざりしことを推すことができる。元久元年十一月に、京都の畫工に命じて作らせた將門合戰繪二十卷が出來したこと、承元四年十一月に、奧州十二年合戰繪を京都より徵してこれを披閱したこと、又建曆元年十二月に侍讀源仲章に命じて、和漢に於いての名譽ある武將に就いて注記させ、翌二年八月に古き物語を聞かんが爲めに、伊賀朝光・和田義盛等を北面の三間所に候せしめたが、更に建保元年二月には和漢の古事を語らしめる爲め等の目的で、昵近の祇候人の中藝能のある輩を選んで結番を作らせ、當番の日は學問所に參候させ、いはゆる學問所番を設け、北條時房をしてこれを奉行せしめたこと等は何れも實朝の歷史に對する關心の現れと見るべきものである。學問所番に選ばれた者は、北條泰時・安達景盛・嶋津忠久・和田朝盛・結城朝光・

伊賀光宗・内藤朝親等十八人であつて、三番の結番が定められたのであつた。されば侍所別當和田義盛は、建暦二年六月實朝の入來を迎へた時には、引出物として和漢將軍の影十二舗を以て進め、同年十一月、實朝が繪合を催した時には、大江廣元は小野小町一期の盛衰を圖した繪を、結城朝光は我朝の四大師即ち傳教・慈覺・智證・慈惠の傳を圖した繪を進め、實朝はこの二つを特に愛重したといふことである。

殊に實朝が賞翫した和歌は、上古以來の我國民の純眞な心情を流露したもので、傳誦せられた諸名歌は、尊嚴なる國體を基調とした思想或は國民性を顯現したものであつた。特に萬葉集に載せられた歌謠に於いてはこの傾向が著るしい。而も實朝の歌風が萬葉調であることによつて、實朝が萬葉集の歌謠に詠み込まれた國民性、國體觀念の感化を受けたことは蓋し絶大なものがあつたと斷言するを憚らない。實朝の尊王思想はかくの如く、御臺所の實家を經て現實に體驗を重ねつつあつた渥き朝恩と、京風文化、就中敷島の道が教示した國體觀念の明徴強化とによつて養はれたのである。皇國の民草としての忠誠の志はかくして益〻鞏固となつたのである。抑も實朝が統率する鎌倉幕府は、父賴朝によつて定められた方針を嚴守して朝廷との關係を持續しつつあつた。即ち武士としての職責を盡して、朝政に翼賛し奉ることが幕府の根本の方針であり、幕府は飽くまでも皇室に對し奉つて忠誠な臣子でなくてはならなかつた。賴朝以來尊皇は幕府の標榜したところであり、屢〻配下の家人に諭告して徹底せしめることに努力をつづけて來た。而して一面に於いて幕府は家人たる武士の權益を擁護して士心をつなぎ、以て幕府の存立を永久に安泰ならしめる要があつた。この幕府が自己の存立を安全にし、支持者たる家人を擁護するに當つては、從來屢〻朝政と一致を缺き、幕府はその武威に依つて、その主張の貫徹を圖り、これが爲めに公武間の紛糾は幾たび

か起つたが、その都度幕府は公家の意志に反して、朝政に障碍を及ぼしたことも少くはなかつた。その是非曲直に就いては單純に論斷することは困難であるが、幕府が朝廷の意志に反して、或は合法に或は非合法に、自己の主張を强要し强行したことも決して少くなかつた。これが爲めに京都と鎌倉とはとかく對立關係の様相を呈して、幕府は必ずしも皇室に忠誠なる臣子の立場を守つたとはいへなかつた。わが尊嚴なる國體に就いての敎養を深めた實朝は、幕府の首長としてその責務の重大なることに、愈〻認識を深め行くに當つて、幕府の性質及び從來の公武關係の眞相を內省し、將來の幕府の立場を如何にすべきかに就き、苦惱益〻篤きものがあつたと推測せられるのである。皇室に對し奉る忠誠の途と、幕府の存立とは究極に於いて遂に完全に一致し難いことは、聰明なる實朝の到底看過し得るものではなかつた。然し現實に於いて實朝は全國の家人武士から首長として仰がれて居り、幕府の統率者として自主的立場をば飽くまでも維持せねばならなかつた。殊に幕府の創業以來の元勳として重任を擔うてゐる北條時政・大江廣元・三善康信等の如きは、幕府の自主的立場を堅持する態度をとつて居り、これ等の輔佐の上に立つ實朝としては、幕府を無視することは不可能であつた。これは實朝の最も考慮を費さねばならぬ事情に外ならなかつたのである。幕府の首長である關係上、皇室に奉仕すべき忠誠の赤心吐露に關して煩悶せざるを得なかつた。然し、實朝の決意は確乎として搖ぎないものが出來て居つたことは、家集に收められた太上天皇御書下預時歌の題下に揭げられた三首、卽ち

おほきみの勅をかしこみちちわくに心はわくとも人にいはめやも

ひんかしの國にわかをれは朝日さすはこやの山のかけとなりにき

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心わがあらめやも

に顯現せられた趣旨を推察して疑のないところである。この歌が如何なる事情の下に詠まれたものであるかは、詞書が簡にしてこれを知るの由がない。ただこれを載せてゐる金槐集の古寫本に、藤原定家の筆を以て建暦三年十二月十八日と奥書に記してゐるものがあることによつて、この時以前に詠まれたことを知り得るに止まる。所謂太上天皇の御書に就いては、種々その內容を忖度した說も行はれてゐるけれど、判然致し兼ねるのである。なほ夫木和歌抄所載にかかる實朝の詠、題不知

天の下八すみのなかにひとりますしまの大君よろつ代までに

も亦前記三首とともに、實朝の尊皇の至誠を表現してゐるものである、されば實朝の京都に對する關心はこの意味から頗る深いものがあつたと思はれる。承元四年三月十四日に實朝は武藏國の田文を造り、その國務の條々を更に定めた。吾妻鏡にこの事情を說明して「當州者右大將家御代初、爲一圓朝恩所令國務給也、仍建久七年雖被遂國検、未及目錄沙汰云々」と見えてゐる。實朝が武藏の國務を朝恩として敬重した爲めに外ならない。又この年七月、院北面藤原秀康が上總守に任ぜられてその從者の入部するに當り、先規に背き非義の行があつて、在廳官人が愁歎遣る方なかりしに際し、終に土民との間に喧嘩刃傷を生ぜしめるに至つた。幕府の當局はその處斷に及ばんとしたが、實朝は關東の所管外であれば早く京都に奏達すべきことを令した。公武の政治分野を嚴守して、公家の權限を侵害することを慮つたためであることはいふまでもない。尋で建暦二年二月に、京都大番役を懈緩する國々について事情を糾明し、將來に於いては一箇月故なく不參した者は、三箇月の勤務を加増すべき旨を決定して諸國の守護人に命を傳へさせたのも、一

つは實朝の王事を疎かにせぬやうにとの趣旨に出でたものである。この年四月實朝は鎌倉大倉郷の一勝地をトして伽籃の建立を行ひ、十八日に立柱上棟の儀を行はしめた。吾妻鏡に建立の趣旨を說明して、「是爲被報君恩父德云々」と記してゐる。この伽籃は建保二年七月に落慶を見た大倉新御堂卽ち大慈寺である。君恩云々とあるは注意すべきものである。建保元年三月、幕府が特に造營を奉仕した閑院內裏が成つて遷幸の儀が行はれた報を得るや、實朝はその報告書を自ら披覽し、且つ侍讀源仲章をして、その儀中の條々に就いて注解を行はしめて居り、この年十月に公家より西國御領等に臨時公事を課せらるることに關して幕府の當局よりの返簡の趣旨に就き、實朝は特に指示を加へたことがある。同五年七月後鳥羽上皇の御惱の報に接するや實朝は直ちに二階堂行村を使節として上洛せしめ、八月二日の仙洞御所に於ける御惱御祈には特に沙汰を加へしめたのであつた。記事の簡略な吾妻鏡等に散見してゐる實朝の尊皇思想から發したと思考される例證には、以上の如きものがある。

京風憧憬、尊王盡忠の實朝と、幕府要路の重職の人々との間は、漸次疎隔を見るに至つたことは蓋し免れ難いことであつた。實朝と雖も幕府の長久は希ふところであつた。

宮柱ふとしきたててよろつ代に今そさかえむ鎌倉のさと

といふ實朝の詠歌はその希望の發露であつたが、而も實朝が宗とするところは鎌倉にあらずして京都にあつた。されば實朝は北條義時・大江廣元の如き人々と自ら遠ざかり、實朝の腹心帷幄は幕府の內部に於いては得て望まれなかつた。大江廣元が「右大將家御時者、於事有下問、當時無其儀之間獨斷腸、不及出微言」と述懷したことは、よくこの間の消息を傳へてゐるといふべきである。殊に實朝には後繼者たるべき嗣子が

惠まれぬに加へて、北條氏の幕府の中に於ける權威が牢乎として拔くべからざるものあるを洞察した實朝が、公武關係の現狀が意の如くならぬ爲めに、「源氏正統縮此時畢、子孫敢不可相繼之、然者飽帶官職欲擧家名」として、官位の昇進を競望し、武を棄て文に走り、はたまた宋人陳和卿の勸めによつて渡宋を計畫した如きは、そぞろに同情の念を起さしめるものがある。從つて幕府の當路よりは全く顧みられなくなり、來るべき將軍後繼者として皇族を迎へ奉らんとすることが極祕裡に計畫せらるるに至つたのである。

かくの如くして實朝は幕府の首長でありながら、幕府の實體とは全く分離した形となつた。されば實朝はその抱懷した主張主義は有しながらも、これを實行に移すべき策を求めるに由なく、源氏の正統のここに縮まることを豫期しつつ、その運命を天に任せるに至つたものの如くであつた。かくて實朝は不遇の裡に殂落したのであるが、その吐露した尊皇の至誠は、殂落の直後に於いて現れた彼の承久討幕の院の御計畫を、實現させる有力な原動力を與へることとなつたのである。承久の御計畫の帷幄に參加して居る有力者には實朝の御臺所の實家である坊門忠信があり、且つその御計畫の根本方針は幕府直屬の錚々たる豪族を蹶起させて、執權北條氏を討伐せしめんとするにあつた。追討の宣旨一たび降下せば全國の武士は勅命を畏み立ちどころに奮起し、逆賊の討滅は踵を廻らさずして功を奏すべしと期待されて居つた。かくの如き當局の觀測の據つて來るところは、恐らく實朝の抱懷した尊皇盡忠の至情が、その統率下にある諸將士中に遍く行き渡つて居つたものとの確信であつたらうと思はれる。然しこれは當局の誤算であつて、承久の計畫が失敗に歸した根本原因ともいふべきものであつたが、これあるが爲めに、天業恢弘の聖擧の第一步が踐み出されたのであつた。この意味に於いて、實朝の尊皇思想は重要視すべきものといへよう。承久の聖

擧は時運なほ至らずして、不幸敗れたけれど、實朝の尊皇の大精神はその遺詠と共に傳へられた。增鏡は、新島もりの卷に、いかなる時にかありけむとして、山はさけ云々の一首を載せ、實朝の人物評の結語に代へてゐる。

今次大東亞戰爭が起り、擧國の民草が大君の御爲に盡忠の至誠を競つて捧げ奉らんとするに當つて、圖らずも山はさけの實朝の遺詠は遍く朗誦されて、國民精神作興の一助となるに至つたが、この度ここに又歌碑となつて、世の耳目をこれに注がしめる事となつた。泉下の實朝は我が意茲に達せりとして滿悅せることであらう。實朝の生涯は僅かに二十八年に過ぎず、悠久なる國史から見れば一瞬にも等しいものであり、且つその抱懷した尊皇の大精神も、生前に顯現せしめることを得なかつたのであるが、この大精神をこめた遺詠は、永く至誠盡忠の大義を後昆に敎へることとなつた。かくして實朝の生命は不朽となつたのである。

執權政治の建設者尼將軍政子

承久に戰塵高く飛んで、天津日影を蔽うてから、四たび目の春を迎へた。この間風は北海に荒び、浪は南海に激する中にも、花は洛北の峯を彩つて、二十五菩薩の尊容は虛空に輝き、月は鎌倉の木々を照して彌勒地藏の慈光は玉砌に注ぎ、世は泰平に安んじたが、去年の季より疫癘諸方に發り、今年元旦よりは兩脚滋く月を踰え、怪しき星は暗の夜を脅かして、人心平かなるを得ず、夏の初めに嘉祿と元號は改められて、幸多かれと望まれたが、炎旱數旬に亙つて、鎌倉の木の間の苔さへしほれ果て、鶴岡のあけの玉垣も烈日に色を失はんとした。幾百の僧侶は宮居に集うて仁王經を轉讀し、甘雨を求めて國土の豐饒を希ひ、諸人も亦各〻作善して世の無爲をひたすらに冀うた。五月の末に鎌倉は俄かに人馬の往來騷がしく、尼將軍の違例を傳へた。六月の初めより陰陽の諸祭は相尋で行はれ、鶺鴒の訪れも回を重ねたが及ばずして、秋の風立つ七月十一日、希世の女丈夫尼將軍は東御所に永眠した。翌日發喪を傳へ聞き、民部大夫行盛を始め、恩義を慕うて出家した男女は濟々焉たる有樣であつたと傳ふ。

尼將軍政子は北條時政の女、征夷大將軍源賴朝の正室、二代賴家・三代實朝の母として幕府の重きをなし、實朝の薨後は親しく幕府の政務を裁して尼將軍と仰がれ、名實共に鎌倉幕府の棟梁となつた。幕府の興廢存亡にかかる承久の變には、巾幗の身を以て閫外の將士を統率して幕府を泰山の安きに置いた。吾妻

鏡はその一代の功業を讃美して、「前漢之呂后同而令執行天下給、若又神功皇后令再生令擁護我國皇基給歟」と記してゐる。今日よりすればその比較には頗る穩當を缺くものがあるが、武家の世にはしかく觀察せられて居つたのである。

抑〻鎌倉幕府はその名義上の首長はいふまでもなく征夷大將軍であつて、源頼朝を始めとする源氏が三代、次に藤原頼經父子が二代、その次に宗尊親王を始め奉り皇族方が四代であつて、屢〻その系統が變つたのであるが、終始變らなかつたのは、將軍の次位を占めた執權であつて、これは北條氏の宗家が連綿繼承したものである。從つて鎌倉幕府は將軍の統べるところであるが、幕府の一貫した政策を堅持して實權を握つたのは執權であつた。されば鎌倉幕府の政治の實質から見れば、幕府の政治は卽ち執權の政治であるといふべきで、而してその執權政治は北條氏によつて行はれたのであるから、幕府の實質上の首長は卽ち北條氏に外ならぬ。鎌倉幕府の創立者が源頼朝であることはいふまでもなく、幕府の諸制諸策は何れも頼朝の時に定まり、永く規範として守られたのであるが、これを遂行したのは實に北條執權を中核としての幕府の當路者であつた。北條氏は始め時政が頼朝を支持して幕府を創設する大功を立て、幕府内に於いて最も樞要な地位を占めた。これには女の政子を頼朝の正室とし、源氏の外家たる地位を得たことが就中有力なる權勢の淵源をなして居つた。然し北條氏が執權として幕府の實權を握るに至つた經過を見れば、決して一朝一夕の事ではなかつたのである。頼朝時代に於ける權勢が基調となつて二代頼家の時に進展の緒口を作り出し、三代實朝の時に執權の名義を得ると共に漸次權勢を擴大し、實朝の殂落に至つて、權勢は絶對のものとなり、實質上の幕府代表者となつた。承久の變の結果、その權威は全土に遍きに至つて、

謂はば武家政治の基礎を確立せしめたのである。この北條氏の權勢獲得の過程に於いて、之を援助し之を容易ならしめた第一の有力者は外ならぬ尼將軍政子であつて、斯くの如き北條氏擡頭の筋途は、或は尼將軍の方寸に出でたものとも思はしめる程である。されば尼將軍一代の活躍は、北條氏興隆史であり、執權政治成立史であり、武家政治建設史であると稱すべきであつて、尼將軍の活動が大いに意義深きものを持つ所以である。實に尼將軍の活躍は、將軍の權威に龜裂を生じ始めた時に起つて、執權政治の確立の當初に至つて終つてゐるのである。

將軍の權威の龜裂を生じ始めたのは、卽ち賴朝の薨去の時であつた。既に建久七年頃から幕府の全幅の支援を得て、幕府と協調を保つて來た關白九條兼實の一門が、政敵土御門通親等の策謀によつて失脚してからは、廟堂は全く幕府と協調の態度を捨て、寧ろこれに抗爭せんとする方針に出たため、京都に於ける幕府の威力は衰退の一路を辿り、幕府の意向は概ね反撃に遭うて達せられなかつた。賴朝が不贊同の意を示した後鳥羽天皇の御讓位も、廟堂の既定の計畫によつて行はれるに至つたので、幕府はこの形勢の推移に就いて憂慮措く能はず、賴朝はこの形勢の轉換を計らんとして親しく上洛折衝の決意を固めるに至つた。而も幕府には不幸にして賴朝の決意の實現を見るに先立つて、病の爲めに賴朝を失ふに至つた。時に建久十年正月十三日であつた。而もこの機に乘じて、廟堂は京都に於ける幕府側の勢力打破策を講じ、幕府の京都に於ける出先きであつた故藤原能保の遺臣を捕へ、能保の近親西園寺公經を始め、幕府と緣故のある藤原保家等の出仕を停め、僧文覺を捕へ、この處置の爲めに、幕府から中原親能を上洛せしめ、これと合議して、能保の遺臣の解官、公經の免官、文覺の流罪を斷行し、更にこれに關聯して讃岐守護後藤基淸を

幕府に命じて罷免せしめた。吾妻鏡にはこの事を特記して、賴朝の時に定められたものが改められた初めであるとしてゐる。幕府の權威の衰退を思ふべきである。

賴朝の薨去によつて落飾した政子は時に四十三歲であつた。賴朝の後嗣としては嫡子賴家が家督を繼承したが、時に十八歲の青年であり、血氣盛りとはいふものの、この難局を承け、且つ賴朝以來の元老宿將を統制することは容易の事でない實狀は、母としての政子が最もよく知つて居つた筈である。政子は賴朝の擧兵以來、賴朝と艱苦を共にし、源家の興隆に內助の功絕大なものがあつた。女丈夫であり、時に於いては賴朝さへ政子に對して憚らざるを得なかつた事さへあつたのである。幕府の新主の母としての政子の責務は極めて重大なものであつた。落飾して塵俗の外に超然たることは到底許されなかつた。順境に生長した賴家は幕府の主たる自負心に强烈であつて、賴朝以來の元老宿將に對しての遠慮に缺けるところが少なく、これに依つて生ずべき主從關係の推移には寒心すべきものがあり、殊に賴家の外家比企氏關係者が重用されて、政子の威望である北條氏が從來の如くに敬重せられぬやうになつた事等は、政子の最も憂慮せざるを得ないことであつた。

ここに於いて政子は、幕府の安泰の爲めに賴家の行動に、相當の制馭を加へ、母としての威信をも保持することを考慮せざるを得なかつた。殊に幕府の威力が京都方面に於いて失墜し始め、京都側の策士の爲めに乘ぜられる情勢に進みつつあつた際であつたから、特に痛切に感じたことであつた。而してかくの如き情勢に際して、政子としてはその支援を期待し得るものは實家である北條氏を措いて他には存在しなかつた。かくて賴家の時代から、政子と北條氏との協調に出たものが俄然として世の耳目を聳えしめるに至つ

たのである。尼將軍としての政子の活躍はかくの如き情勢裡に始められたのである。

尼將軍の第一の施策は正治元年四月十二日に定められた幕府の訴論決裁の手續法であつた。卽ち訴論に就いて賴家の專決を停め、北條時政・同義時・大江廣元・三善康信・中原親能・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・藤九郞蓮西・足立遠元・梶原景時・藤原行政等十三人の合議に依ることとした事である。これは賴家の權能を制肘したものであつて、肉親の母の處置としては如何とも感ぜられぬ事もないが、この目的は賴家の制肘にあらずして、寧ろ幕府の主たる賴家を保護する爲めの支柱を施したものに外ならなかつた。而も賴家にとつては頗る不快に感ぜられた事であつたから、賴家は血氣に任せ信任ある近侍數人の外は己が身邊に近づくことを禁止する令を出してこれに對抗するに至つた。政子の趣意は上述の如くであつたから、賴家の訴論の專決が絕對に停止せらるるには至つて居らず、賴家が親しく裁決したことは蓋し少くなかつたやうで、幾多の事例は吾妻鏡に傳へられてゐる。

政子が賴家の爲めに肝膽を碎いたことは、幕府の元老宿將との調和、家人の統制力の確保であつた。正治元年七月賴家が家人安達景盛の妾を奪つて寵愛した時には、政子は景盛の憤激より發生すべき事態が家人の統制策に重大な障碍を與へるべきことを憂慮し、自ら景盛の父盛長の第に臨んで、賴家の輕擧に就いて辨疏するとともに、賴家に對して他意なからんことを切望し、同時に二階堂行光を使として賴家の不法を叱責し、身を以て將に起らんとする騷擾を鎭めたのである。この時政子は賴家が景盛の憤怒を推測して、景盛を誅滅すべく兵を起さんとしたことに對して、鬪戰を好むは亂世の源であるとし、景盛は幕府の重寄であつて賴朝が特に憐愍を加へた者である、若し罪科があれば、我れ早くこれを成敗すべく、事の次第を

常にせずして誅戮の擧に出づれば必ず後悔するところあるべし、我が制止を聞かずして猶追討の兵を發せば、我れ先づその箭に中るべしと頗る强硬に賴家を諫止させたので、賴家は不本意ながら軍兵の發向を止めたといふ。

賴家は蹴鞠を好み、近侍とこれに熱中し、爲めに政務を放擲することと數日に亙ることもあつた。建仁二年正月に源氏の長老新田義重が卒して訃報が鎌倉に傳へられた。この折賴家は龜谷で盛大な鞠會を行ふ計畫を立てて居つたので、この訃報にも拘らず鞠會に臨まんとしたので、これを聞いた政子は行光を使として、義重が源氏の遺老であり、武家要須の人であることを以て、遊興は世の謗を招くべしとしてこれを諫止せしめた。賴家は頗る不滿であつたけれども、母の言を拒むに由なくして遂に中止したのであつた。六月の鞠會の折には政子は親しく賴家の鞠會に臨んで、京都より下向した名匠行景の妙技を鑑賞した。この時、壹岐判官知康が酒宴の席に、賴家に執り入り、賴家は知康の言を用ひ、知康は頗る得意氣であつた有樣を見た政子は、翌日に至つて賴家に知康の事を警告し、知康は曾て、義仲をして法住寺殿の燒打ちを行はしめた張本人であり、又義經と意を通じて關東を亡さんとした不敵な者であり、先君賴朝は憤りの餘りに知康の解官追放を奏聞された程である。されば今知康に昵近するのは亡父の本意に背くことであると諭した。かくの如く、政子は折に觸れ事に臨んで賴家を諭し、これを輔導して幕府の安泰を希うたのであるが、同時に實家北條氏が賴家に敬重せられないやうになつたことを遺憾として注意を喚起した。北條は我が親戚であり、先人賴朝は頻りに芳情を施され、常に座右に招かれたのであるが、今は殆んど優遇の事なく、剩へ實名を喚び捨てにするに至つたので、恨に思うてゐるとの聞えさへあると告げて、反省を求めた

こともあつた。これは頼家の外家比企氏の擡頭に因つて北條氏の凋落を見るに至つたことを、政子が頗る不滿とした爲めであつた。

かくして頼家の世がこのまゝに進めば第三代の將軍は頼家の嫡子一幡がこれに具はることゝなり、その外祖として比企能員が幕府に於いて並びなき權威を持つに至ることは、當然豫期せねばならぬ事態となつて居つたから、北條氏並びにその出である政子が不快としたことはいふまでもなく、この情勢の轉換に焦慮措く能はざるものがあつた事と察せられる。北條氏側よりすれば、頼家に對してその弟たる實朝を擁するより外に形勢の轉換策はなかつた。建仁三年正月二日頼家の嫡子一幡が鶴岡宮に奉幣して神馬二疋を奉り、神樂の儀を行つたのであるが、翌二月四日には千幡卽ち實朝が北條義時の扶持の下に同じく鶴岡宮に詣でて神馬二疋を奉り、神樂の儀を行つてゐる。北條氏と比企氏との權勢爭の形態を窺ふことができるやうである。

建仁三年の秋頼家の病危急に陷つた八月二十七日に、幕府は讓補の沙汰のあることを發表し、關西三十八ヶ國の地頭職を以て千幡に讓り、關東二十八ヶ國の地頭並びに總守護職を以て一幡に充てらるべきことを示した。形式は頼家の沙汰となつてゐるが、而もこれは頼家が全く關知しなかつたことで、この後能員よりの內報を病床に聞いて、北條氏の專恣を憤つたといふことであるから、この幕府の發表は北條氏が頼家の沙汰と僞つて處置したものであることは明らかである。この事は吾妻鏡には明記してないが、政子と北條氏との間に計畫せられた形勢轉換策で、要は强敵比企氏を排擊するにあつたことは明らかであり、これによつて頼家が能員を密かに病床に招致して、北條氏討伐の命を與へたのを潛かに聞知し、機先を制して

能員誘殺の策を容易ならしめたのは實に政子であつた。かくて北條氏は比企能員に反逆の企てありとして、大江廣元等を誘ひ、時政は藥師供養に托して能員を自第に招いて捕殺し、政子は直ちに命を諸家人に傳へて比企氏の一族が一幡の館小御所に據つたのを撃滅せしめ、同時に實朝を自第に擁してその嗣立の事を京都に奏達せしめ、賴家病死の替として征夷大將軍の宣下を請はしめたのである。かくして政子・北條氏によつて企てられた比企氏排撃は、賴家父子を犧牲にして幕府の實權を北條氏に移すことに成功した。

三代將軍として實朝が嗣立した時は年は漸く十二であつたから、將軍の後見としての政子の地位は頗る重要なものとなつた。實朝嗣立の直後に、北條時政の後妻で政子の繼母である牧の方が、女婿平賀朝雅を擁立せんとして、實朝を除かんとする異圖あるを早くも牒知した政子は、時政の名越亭に移した實朝を再び自第に迎へてその扶持を講ぜねばならなくなり、北條氏内部の動向について寸刻の安逸をも許されぬやうな事情となつたから、その勞苦は少からざるものであつた。建仁三年十月九日の政所始から北條時政は執權と稱し、將軍の扶持に任じ幕府の事を專行することとなつたが、同時に政子も時政と意を通じて、賴朝以來の武家政治の根本方針を堅持し、幕府の威權の伸張策を圖つたものの如くであつた。これが爲め北條氏は政子の庇護の下に、その權勢を順調に進展せしめることを得て、所謂執權政治が日に月に鞏固を加へることとなつた。

執權北條氏がその權勢確立の手段の一として先づ計畫したのは、元久二年に於ける畠山氏の排撃の陰謀であつて、その根元が牧の方の策動にあつたことはいふまでもなく、幕府の内部に於ける極めて重大な事件であつた。この折重忠追討に功を樹てた諸人に重忠一類の所領を賞賜したが、これは政子の計によるこ

とであつて、吾妻鏡に將軍家御幼稚の間此の如しと見えてゐるところから、當時幕府の重事は政子が將軍に代つて專行したことが明らかである。これに關聯して政子が最も憂慮したのは牧の方の策謀であつて、時政は終に牧の方の意に同じて將軍の廢立を圖るに至つたので、政子は時政の子義時と共に牧の方の陰謀を忽ち擊破して、時政を退け、義時を執權として北條氏中心の幕府の現狀を持續せしめることに努めた。これによつて政子の威望は大いに高くなり、引きつづいてこの年に起つた宇都宮賴綱の謀叛の際には、義時・廣元以下の幕府の有司は、政子の第に參集してその善後策を議した、議決の沙汰が政子によつて命ぜられたことはいふまでもあるまい。

かくして、政子は將軍を輔導し執權に命令して、事實上幕府の首長の地位を占めたのである。されば、承元三年五月に侍所別當和田義盛が上總の國司の擧任を望んだ折には、その請を聽いた實朝は政子の意向を尋ねた。又建曆元年六月和田義盛の爲めに召し取られた越後國三味庄の地頭代の緣者は、義盛の處置の不法なことを政子に訴へた。これに對して政子は先の場合には、侍の受領は賴朝の時に停止することゝ定められてゐる。敢へて女性の口入すべきものでないとして退け、後の場合には義盛の沙汰の不理にあらざることを示して、かくの如き非違の執次に當つたものを叱責したのであつた。これ等の事例より見て、政子が幕政の樞機に當つて居つたことを知ることができるのであつて、幕府は將軍の幕府ではなく尼將軍の幕府となつたのである。

實朝は元久元年京の佳人坊門信淸の女を御臺所として鎌倉に迎へたが、十年を經ても實子を得られなかつた。それ故、政子・北條氏に於いては、將來の將軍として、幕府の爲めに又北條氏の爲めに適材を考慮

せざるを得なかつた。この爲めに凝された密議に於いて、將來の將軍は皇族方を奉戴することを決し、豫めこれに關して京都朝廷の御認許を受けて置く必要を認めた。これは幕府側に於いては頗る重大事であり、且つ京都の認許を蒙る事は極めて困難な事と觀測せられた。京都の情勢は賴朝薨去の前後より幕府にとつては大いに不利となり、武家排擊の氣勢が漸次濃厚となりつつあつた際であるから、幕府の請が容れられる事は幕府側の機宜を得た策を以てするにあらざれば、期し難いものであつた。この難事に身を以て當つたのは外ならぬ政子その人であつた。恐らくこの方針も政子の發案に依り、進んで困難な交渉の衝に當つたものの如くである。

建保六年政子は六十の老軀を以てこの祕密の交渉の任に當つた。表面は熊野山の參詣と號し、執權義時の弟時房と政所執事二階堂行光とを伴つて、海道の春光を浴びつつ上洛の途に就いた。熊野三山の參詣を終へて高野靈場を巡錫し、靑葉の薰る初夏の京に旅裝を解いたのである。かくして政子は人目を忍びつつ京都側の代表者となつた卿二位藤原兼子とこの重要な折衝を行つた。兼子は當時院の當局の代表格として後鳥羽上皇の叡旨を奉戴して政子との會談を進めたのである。この折兼子は、自分が御養育を奉仕してゐる上皇の皇子冷泉宮を以て、政子の提議に應諾する意向のあることを傳へたと稱せられてゐる。兼子と政子とは公武の兩方面に於いての政局の樞機を握つた大政治家であつて、この頃世はこの情勢を批評して女人入眼の日本國と稱し、國政がこの二婦人によつて運轉せられてゐることを認めて居つた。かくして政子の用意周到な提案が容れられ、政子はその使命を全うして鎌倉に歸來し、幕府の當局は幕府の將來に光明を認めて意を安んじた感を懷いたのであつた。抑〻この問題は幕府が自己に有利ならしめる方策として計

畫したところであり、院の當局も亦自己に有利である豫測の下に應諾したことであつた。即ちその目的は兩者各自己の立場に發したものであつて、而もその形式に於いて一致したものであつた。されば乙の兩者の立場が變化を來せば、この形式も亦一致を缺くに至ることは明らかな事であつた。

かくて皇族將軍の實現は公武兩方面に於いて切望せられたところであつたから、政子の統制下にあつた幕府の當局もその實現の早きを望み、これが爲めに北條氏の策謀が極祕裡に進められ、これが爲めに政子は兒孫を犧牲としてなほ幕府の基礎の鞏固を謀らねばならなかつた如く思はれる。承久元年正月、將軍實朝の鶴岡社頭に於ける横死は、かくの如き情勢の下に實現したものであつた。實朝の加害者である賴家の遺子公曉を、鶴岡八幡宮寺の別當に補したのは外ならぬ政子その人であることを以て、この間の機微の事情を忖度することができるやうである。實朝横死後の幕府の善後處置は極めて敏速に遂行されて、殆んど蹉跌を來すことなく皇族將軍の實現へと進められた。この間の緊急處置として、漸定的に政子が簾中聽政を行ひ、執權義時がその命を奉ずる形として幕府の陣容を持續し、諸家人の統制力の崩壞を防止したのであつた。從來は裏面にあつた政子はここに於いて正面に現れることとなつた。所謂尼將軍の權威はかくの如くして建設せられ、尼將軍の才腕はこれより縱横に揮はれることとなつた。

實朝の横死を機として公武の關係は俄然として一變し、公家當局の方針は建保六年政子の提議に應諾した當時からは大旋回を見たため、幕府の豫定した皇族將軍の實現は期し難くなつたのみならず、公家の幕府に對する態度は漸次尖銳化し始めた。尼將軍の幕府も亦舊來の行懸りを淸算し、新事態に供へて幕府の鞏固策を圖らざるを得なくなつた。尼將軍の幕府は、かくて皇族將軍案を撤回し、源氏の遠緣に當る左大

臣九條道家の末子二才の三寅を鎌倉に迎へて幕府の主とし、その幼稚の間は尼將軍垂簾の政となし、京都へは執權北條義時の室の兄伊賀光季、政所別當大江廣元の一門大江親廣を相尋で守護として派出し、幕府の出先きを强化する等、政子の令下の幕府の活躍は頗る目覺しいものがあつた。かくしてやがて承久の變に遭ふこととなつた。この時に於ける幕府の家人の統制、出動命令、合戰終了後に於ける賞罰の運用等に於いて、政子の天賦の力量才腕が殘るところなく發揮せられたことは世の遍く知るところであつて、敢へてここに述べる要はない。實に政子は幕府の統率者としての最高の權能を以て機宜の處置を斷行して誤ることなく、家人の統制を强化して幕府の崩壞を防いだのみならず、これに依つて武家政治の基礎を更に鞏固にして幕府の威力を躍進せしめたのである。かくて尼將軍の權威は絶大なものとなつた。政子はこの權威躍進の期に當つて、鎌倉の勝長壽院の奥地に伽藍と新第との造營の業を起し、貞應二年の秋に新第に移り、また伽藍の落慶の典を擧げた。新第は翠簾の色も鮮かに御堂御所と呼ばれ、伽藍は廊の御堂と稱せられ、佛像烏瑟のひかり、瓔珞眼にかがやき、月殿畫梁のよそほひは、金銀色をあらそふと批評された。「舟檝の津商賣の商人百族賑ひ」とは、當時の鎌倉の盛況を目賭した都人の言葉であつて、鎌倉の殷賑は卽ち幕府の權威の表徵に外ならなく、この鎌倉の景況を建設した第一人は實に尼將軍であると云うても誤でないと思はれる。

かくて尼將軍が御堂御所に垂簾の府を移して、海内に雄視することとなつてから、一年ならずして股肱の執權義時が病を以て俄かに逝き、その後繼問題を回つて北條氏に蕭牆の禍亂が萠し、その成行の如何は幕府を崩壞の危局に陷れんとするに至つた。ここに於いて尼將軍の明敏な智略は機宜を得て施され、武府の

安泰を齎すことに成功したのであつた。この北條氏の内訌は義時の後妻伊賀氏を中心として展開せられんとしつつあつたものである。伊賀氏は伊賀朝光の女で、承久の事變に際して京都守護の任を帯びた光季の同胞であり、承久の變後政所執事の要職を占めた光宗も亦その同胞であつた。義時との間には一男一女を儲けた。男政村は義時の鍾愛を得て居り、一女は一條能保の第三子實雅に嫁した。實雅はかかる關係から、參議左中將の朝官の身を以て、鎌倉に淹留して威權を輝かして居つたのである。伊賀氏はこの縁族關係によつて幕府の實權を收めんとし、策略に富む光宗と謀り、實雅を將軍に、政村を執權に擁し、光宗に幕府の實權を掌握せしめんと意圖するに至つた。この情勢を牒知した政子及び幕府の當局は、機先を制して伊賀氏の野望をば抑ふべく、義時の卒するや直ちに京都六波羅に駐在した義時の嫡子泰時に、執權及び家督を繼承せしむべく召還の急報を傳へた。これによつて泰時は直ちに東下の途につき、又泰時と共に六波羅に任を持つた義時の弟時房も、泰時補佐の爲めに泰時の後を追つて鎌倉に歸つた。よつて政子は直ちに泰時・時房を召見し、義時の後を繼いで軍營の後見として武家の事を執行すべき命を傳へた。泰時はこの命を受け、早急な就任を以て楚忽と考へ、大江廣元に諮り、廣元から現時の情勢は世の安危に關する重大な時機であり、人々の疑惧の念の起り易い折であるから、即時就任すべく、前執權の卒後今日に及んでゐるのさへ遲きに失してゐるとの進言に遭うて執權に就任することとなり、時房も亦泰時と同一態度に出た。然し時房の執權は將軍の連署と呼ばれ、執權より一段低い地位となつた。かくして義時の嫡子泰時が父の後を繼いで執權となり、幕府の實權を握ることとなつた。これは實に政子の英斷によつて、北條氏の内訌を未然に抑へんとしたものに外ならなかつた。

面もこれが爲めに伊賀氏の策動は全く抑へられず、鎌倉の情勢は漸次緊迫の度を加ふるに至つたため、泰時・時房の後繼者として京都六波羅に駐在を命ぜられた時氏・時盛等は、一時赴任を躊躇せざるを得ない有樣であつた。伊賀氏の策謀はこれより急速に進展し、三浦氏を誘引すべく、光村等は三浦義村の第に屢ゝ出入した。三浦氏は北條氏と勢力伯仲の豪族として早くから世に注目されて居り、北條氏に抗爭せんとする者が屢ゝこれを誘つた。和田義盛・公曉を始め、承久の變に於いて京都側等が最も意を囑したのであつたが、終にこれを動かすことに成功しなかつたのであつた。ここに於いて政子は伊賀氏の策謀の成否は、一にかかつて三浦義村の態度にあることを認め、機先を制して義村を抑制せんとし、危險を孕んだ情勢に拘らず、政子は女房駿河局一人を從へたのみで親しく三浦氏の第に臨み、義村に對して泰時の嗣立が正しき順序である所以を諭し、義村が伊賀氏の策謀を抑制せず、却つてこれに與せんとする態度を叱責して、卽時にその態度を決すべき事を迫つた。義村は終に政子に威壓されて伊賀氏の策謀を告白し、政村が局外者であることを證言し、泰時の爲めに伊賀氏の策動を自ら制せんことを誓はざるを得なかつた。かくの如くにして伊賀氏の企圖は三浦氏の支援を失つて破れ、禍亂は未然に抑へられ、北條氏の內紛は政子の勇斷な行動によつて解決せられたのであつた。時は元仁元年の秋であり、この爲めにやがて北條氏の宗家たる執權には家令が置かれて、一門を統制する形式が供へられることとなつた。執權政治は泰時に至つて確立したのである。

　政子はかくの如く身命を賭して武家政治を衞り、執權政治の建設に努力し、幕府創業以來の武士統制の方針を確立したのであつた。傳ふるところによれば、政子は常に貞觀政要を座右にして施政の資に供へた

わけである。世に鎌倉幕府の創立の功を源頼朝にありとして、政子に及ぼすものがないのは實を得て居らぬやうである。武家政治の成立は頼朝夫妻の手腕に因るといふべきであらう。頼朝の活動は治承四年より正治元年に至る二十年間に亙り、尼將軍の活躍は正治元年より嘉祿元年に至る二十七年間に亙つて居り、年月の上からは、寧ろ尼將軍の活躍時代が長期である。國史中に於いて婦人にして政界に活躍した者は少くはないが、裏面に活躍したものが多く、政子の如く尼將軍と稱せられて、表面に事業を遺してゐるものは稀であるというてよからう。

元寇の撃攘と日本精神の昂揚

事變の眞相と戰局の經過

蒙古卽ち後の元國の襲來は、蒙古人がアジア大陸を席捲し、その餘威を振つて暴戾にも我國を服屬せしめようといふ目的をもつて起された事變で、我國に於いては實に空前の大事變であり、又未曾有の國難であつた。而も我國はこの難局に當り、幾十倍とも量り難い大敵に對して擧國一致終に能く國難を克服し、金甌無缺の皇國の偉容を遍く中外に宣揚したのであつた。この事變に於ける彼我の戰鬪は、所謂文永・弘安の兩戰役として、今日に傳へられてゐる二回の交戰であつた。第一回の文永の役は文永十一年十月五日に、我が九州の對馬で兩軍の戰が始まり、十月二十日の夜に筑前の博多灣頭に於いて、暴風の突發に因り敵船が概ね潰滅し、敗殘の一部が遁走するに至つた時まで、約半箇月に亙つた戰爭であつた。第二回目の弘安の役は、文永の役の七年後に當る弘安四年の五月初めに、對馬・壹岐に戰端が開かれ、その翌六月初めに、戰場は北九州本土の沿海地方に移り、七月晦の夜半に起つた暴風に、敵艦隊が大損傷を蒙つて終に敗退するに至つたまで、約三箇月の日子を經過した戰であつた。この兩度の戰役に於いて、我が防禦陣を固めた第一線の諸將士が、勇戰奮鬪、目に餘る敵の大軍を邀へて力鬪屈せず、遂に天佑神助を得て、光輝

ある偉績を靑史の上に留めたのである。而してこの後、第三回目の戰は幸にして起らずに終つたのであつた。

長期防衛と事變の終結

それ故、一般にはこの兩度の戰に依つて、蒙古事變が終局を告げたと考へられてゐるやうであるが、併し事實は全くこれに相違して居り、我國としては寧ろ弘安の役以後が、その以前にも勝る非常時であつて、防禦設備の强化は益〻講ぜられ、國民上下の緊張は彌が上にも高められる情勢であつた。抑〻弘安の役で敵軍が敗退して、一時戰鬪は中斷されたのであつたが、文永の役後と同様に、敵軍の再來は、當然豫期しなければならなかつたから、以前の兩度の戰鬪の體驗を基礎として、戰鬪技術の更新、防備施設の充實、非常時卽應社會體制の强化等を著々講ずるとともに、敵の情勢に對しては諜報機關を整備し、益〻嚴重な警戒裡に、萬違算なきを期した。此の間蒙古卽ち元國に於ける再擧の出師計畫は幾度か企てられた。その諜報を得る度に、我が防衛の第一線は勿論所謂銃後の一般に及ぶまで全國的に緊張し、敵軍擊攘の壯んな意氣を堅持したのであつた。軈て元の國內事情が內外の形成から變轉して、やがて我國と平和の交渉を行はんとする氣運に進んだのであつた。

弘安の役より十八年後の正安元年に、この平和的交渉の特使として、僧一寧が我國に渡來した。この時我が當局はこの使節との折衝に應ぜず、依然非常時として、從來臨機に施設して來た防衛關係の諸機關を、漸次永久的の組織に改編して、永く敵の覬覦の念を絕たしめんとする方針に進んだのであつた。かかる事

情であつたために、第三回目の敵の襲來は終に實現を見なかつたが、これは主として敵の國內の事情に由つたことはいふまでもないが、一つは我國が文永・弘安の兩役に華々しい戰果を收め、我が國威が大いに中外に宣揚されたことが、與つて有力な原因をなして居つた如く思はれる。されば蒙古事變に對處した我國の所謂非常時國家の體制は、實に文永五年蒙古の國書の到來した時に始まり、文永・弘安の兩役を經、その後久しく繼續し、國際上の形式より見れば、室町時代の初め應永の初年に至つて、元國に尋いで支那本部に建設された明國との間に、貿易の協定が成立するに至るまで、支那大陸と我國との間には平和が復活しなかつたのである。この間約百五十年に亙る長期の非常時局を、我々の祖先が敢然として突破し、皇國の防衞を見事に完遂したのである。この成功の原因・淵源を推量するに、畏くも上皇室の御統帥の下に、擧國一致上下文武が協力して、この大成果を收めたものであつて、換言すれば實に尊嚴無比な我が國體の精華が、ここに遺憾なく發揮されたものに外ならなかつたと斷言せられるのである。

非常時局對策の廟議定る

この當時の我國統帥の制度政治の組織等は、今日とは大いに趣を異にして居つた。萬世一系の聖天子が天の下をしろしめされることに於いては何等の相違はないが、皇室は御讓位の太上天皇が親しく政務を御親裁になつて、天皇を輔佐せられる院政の形式であり、又征夷大將軍を任命されて、國家の治安、社會秩序の維持の任務の一部を委任せられたのであつた。この征夷大將軍は相模の鎌倉に駐屯し、直屬の武士を守護或は地頭として各地方に置き、その任務の遂行に當らしめて居つた。この將軍の號令する機關が、所

謂鎌倉幕府であつて、この時の幕府は創立以來の元勳である北條氏の宗家が執權職を世襲し、將軍を奉戴して幕府の實權を握つて居つた。さればこの事變に當つては、鎌倉幕府が當然國防の重責に任ずべき立場にあつたのである。併し對外關係の處理卽ち外交は、幕府の所管外であつた。それ故文永五年に蒙古の國書が始めて九州に傳達された時には、幕府の出先當局である鎭西奉行は、これをとり急ぎ幕府に報告し、幕府は直ちにこれを朝廷に奏上して、これに對する御處置を仰いだのであつた。この時の國書が威赫的の辭令を以て我國を屈從せしめんとした趣意を有つて居つたものであつたことは遍く知られてゐるところであつて、改めていふまでもない。この國書は文永五年二月七日に、幕府から關東申次西園寺實氏を經て當時院政を聽はせ給へる後嵯峨上皇へ奏上せられたのである。但しかかる事情の發生すべき情報は、既にこの年の正月の頃に、京都にも傳はつて居つたが、果然ここに蒙古の國書の到來といふ形式の下に、危急な情勢が展開されることとなつたのである。院の御所は直ちに元老大官の非常召集を行ひ、その善後處置の評議を凝らされた事態は頗る重大であり、院の評議は連日に亙つた。深心院關白記の記者、時の關白藤原基平は「此事國家珍事大事也、萬人驚歎之外無他」と感慨を漏してゐる。殊にこの事件は、直接國防の重責に任ずべき幕府の態度と、不可分の關係にあるを以て、この時に際して幕府の意向を聽取する等、朝廷は最も愼重な態度を執られた。されば急速に廟議を決定することは、至難であつた如く思はれたが、遂に藤原基平等の決意に因つて、蒙古の國書に對しては、何等回答を與へず、彼の暴戾な要求をば斷乎として退けることに決定せられた。この決定が如何なる趣旨に基いたかは、今日に徵證すべき文獻を缺いて居り、遺憾ながら知ることはできないが、ただこの決定に依つて、當然起るべき敵國の侵寇に對し、斷乎と

して防衛に當らんとする幕府の鞏固な決意が、與つて力あつたことは推察に難くないのである。要するに朝廷と幕府との間に於ける完全なる意向の合致に因つて、この重大なる時局に對處すべき我國の根本策が、ここに雄々しくも決定されたのである。

非常時突破の緊急處理

かくしてここにこの非常時局を敢然突破すべく、朝廷は直ちに廟議の決定を幕府に示して、國防の計畫に萬遺算なきを期せしめられた。この時は恰も後嵯峨上皇が、翌る文永六年に五十の寶算を迎へ給ふので、御賀の御準備を著々と進められ、その一部の儀禮は既に遂行せられたのであつたが、この非常時局のために直ちに御賀を中止せられ、又その年は後嵯峨上皇の皇孫、後の後宇多天皇が御誕生あらせられたが、御誕生に關する宮中の嚴肅なる御儀式は、極めて簡略に改める非常御處置を講ぜられたことに依り、朝廷の時局に對する御決意を拜察し得るのである。而して二月二十五日には二十二社に奉幣して、事變の勃發を奉告せしめられ、二十七日には太政官の當局に命じて、非常時局に對處すべき各般の處理について調査を命ぜられた。この後四月十三日に、伊勢大神宮に公卿勅使を差遣されて、龜山天皇の宸筆宣命を大神宮に捧げられたのを始めとして、諸山陵への勅使の發遣、宮中を始め諸社諸寺等に於いて、皇國安泰の祈願のために、神事佛事を相尋いで行はしめられたが、これ等はいづれも太政官當局の調査に基いて行はれたことと思はれる。閫外の重任を幕府に委任せられた朝廷は、かくの如くして各般の緊急處置を著々として講ぜしめられたのであつて、これ等の朝廷の御處置に依つて、時局に對する畏き御軫念と、確き御決意とを拜

察し得られるのである。

されば、朝命を拜した幕府は、二月二十七日に管下の諸家人に對し、勃發した蒙古事件の事情を告げ、不時の變に應ずる準備を講ぜしめる命令を發したのを始め、著々防衞手段を進めて、朝旨に副ふべく努力を傾注したのであつた。

朝廷の御指導方針

この當時は朝廷に於いては、時局に對處して如何なる方針で進むかといふことを、廣く一般に宣示せられることはなかつたので、朝廷の方針が如何なる御趣旨の下に決定され實行に移されたかについては、今日に於いては徵すべきものがない。大神宮へ上られた宣命、或は歴代の山陵に捧げられた御告文には、畏き聖慮が載せられたことと拜察されるが、これは皇祖皇宗の神靈が聞し召されたのみであつた。その後文永六年九月、蒙古の中書省の牒狀が傳へられた。これは蒙古の第二回目の公式の書面であつた。初度のは蒙古の國主の書面であり、この度のは中書省の書面で、形式に差はあるが、記されて居る內容は何れも同じ意味のものであつた。この中書省の牒狀に對して如何なる處置を執るべきかについて、文永七年正月、朝廷は評議の結果、敵國の要求を拒絕する意味の返書を送ることに一時決せられ、文章博士菅原長成にその草案を作成せしめられた。然しこの返書は遂に發送せられなかつたのであるが、その草案の文章は、本朝文集中に收められて、今日に傳へられてをり、我國が敵國に對して如何なる趣旨を傳へんとしたかを窺ふことができるのである。これは敵國に對する返書であるので、敵國に對して述べられたものであること

は勿論であるが、併しこれに由つて、當時の朝廷の御決意、敵國の要求を斷乎として拒絶せられた御趣旨が、如何なる點にあつたかを拜察し得るものである。この意味より見て、これは寔に尊い文獻であるといふべきである。本文は漢文で對句等を以て修飾されてゐるが、その要點を簡略に摘錄すれば、次の如き意味となる。

大宰府の去年の九月二十四日の注進に依れば、十七日に外國船一艘が對馬の伊奈浦に到著した。前例に從つて渡來の事情を問うた所、高麗國の使が高麗と蒙古との二國の牒狀を持參したといふことであつたと書き出し、熟〻事情を考へて見るに、蒙古といふ號は我國では未だ曾て聞かぬ國名である。我國は昔は唐の世に使節を通じたが、その後は國交を中絶した。蒙古とは未だ嘗て一度も相通じたことなく、從つて我國は蒙古に對して何等好惡の念を有つて居らぬ。然るに何等の理由なく、我國に對して凶器を用ひんとすることを聲明してゐる。聖人の書、釋氏の敎等を見るに、何れも人の天命を全うせしめることを以て本體とし、人命を奪ふことを以て惡業となしてゐる。然るに蒙古は自ら帝德仁義の國と稱しながら、何の罪もない人人を殺傷せんとするは、抑〻如何なる理由に因れるか矛盾も亦甚しい。我國は天照大神が天つ日嗣の基を建てられてから、今上に至るまで代々天つ日嗣を承け繼がれて、聖德の及ぶところ實に廣大無邊である。それ故我が天皇のしろしめされる國は、永く神國と稱してゐる。この尊嚴無比な神國は、淺薄な人智を以て競ふべくもなく、又微力な人力を以て爭ふべくもないのであるから、宜しく反省を加ふべきである。

以上の意味がこの返牒の旨であつて、實に堂々として我が國體の尊嚴を說き、强勢な大敵國に對して、鎧袖一觸の氣魄を以て、その野望を未發に抑壓せんとせられた、寔に雄々しい大文字であつた。この御趣

旨より拜察すれば、朝廷の時局突破の御方針は、この非常時局に際して、我が國體の認識を高め、所謂日本精神を發揚して、上下和協、擧國一致、以て皇祖皇宗より繼承せられた神國日本の衞りに、邁進せられんとされたことが明らかである。

日本精神の昂揚と擧國一致

朝廷のこの御趣意は、恐らくその當時に於いては種々の方法によつて、遍く天下萬民に傳へられたことと思はれる。今日に於いては文獻乏しく詳かに徵すべき術はないが、これに依つて當時我が上下は擧つて我が神國である所以を再認識し、神佛の加護が必至であることを確信し、我が鐵壁の守りは決して崩れるものにあらずとの信念を懷いて、各〻その職分に應じて、國家の防衞の務を果さんとしたのであつた。京都正傳寺の住持の東巖禪師が、文永八年九月に敵國降伏の祈願を行ひ、その時に草した開白の文中に、「今日本國、天神地祇、以二於正法一治レ國」といひ、「何況蒙古、譬如三師子敵二對猫子一」といひ、「萬國降伏、皆歸二聖德一」と書いて居るが如き、又開白文の卷末に記した「すへのよの末の末まてわか國はよろつのくにゝすくれたる國」といふ和歌の如き、實に神國の威力を以てして、敵國の侵寇を擊攘すること何の難きことやあらんとの日本精神を、遺憾なく發揮したものである。又この事變の顚末を記せる、八幡愚童記によれば、大和西大寺の思圓上人は弘安の役に際し、石淸水宮に於いて敵國降伏の熱禱を行つた折の敬白文に「抑〻又異國此の土に比すれば、蒙古は是犬の子孫、日本は卽ち神の末葉也、貴賤相別、天地隔絕也、神と狗と何ぞ對揚に及ばん」と書かれたといふ。これも東巖禪師の開白文と、同意味のものに外ならない。

朝廷に於いては、宮中を始め諸社諸寺に對して、皇國の安泰と敵國降伏との祈願を盛に行はしめられたが、これは要するに所謂國民精神の總動員に該當するものであつて、これに依つて日本精神を昂揚せしめ、幕府が任として居る國防計畫に、全幅の支援を賜つたものに外ならないのである。

殉國の聖慮と國民の感激

朝廷のこの御方針は終始一貫、少しも渝ることなく、從つて國防の重責に當つて居つた幕府も亦、終始一貫敵軍の撃攘に萬遺算なきを期することを得たのであつた。就中龜山上皇が弘安の役に、親しく石清水宮に御祈願を籠めさせられ、又大神宮への御祈願の御願文の中に、畏くも御躬を以て國難に代らんことを書き記された如きは、實に上皇が率先してその範を示されたものであつて、全國民はこの畏き叡慮を拜承して、感奮興起したことを思はしめる。戰線に立つ者も立たぬ者も、一樣に神國日本の尊嚴威力に必勝を確信して、敵軍撃攘に邁進したのは、決して故なきことではなかつたのである。

文永・弘安兩度の戰鬪は、最後には暴風に依つて敵軍が慘敗するに至つた。この結末に對して、當時の我が上下は、何れも皇國の安泰を守護せられた神佛の加護であると確信し、今更ながら神國日本の尊さを景仰し讚歎したのであつた。當時の人々はこの靈驗に對して、種々な言詞を用ひた。或は神明の威徳不可思議也といひ、或は偏へに神軍の威徳嚴重にして、不思議いよ〳〵顯然と現れ給ひにけりといふてゐる。又增鏡には、大神宮へ公卿勅使として畏き御祈願を果した藤原爲氏が、「勅として祈るしるしの神風に寄せ來る波はかつ碎けつつ」といふ和歌をものしたと傳へてゐる。これ等はただその一端を示したに過ぎな

抑〻かくの如き非常時下に於いて最も禁忌すべきことは、國内に於ける相剋である。朝廷に於いてもこの點を特に重視せられ、これについては種々御考慮を回らされたのであつた。元來この時代は、朝廷と幕府卽ち公家と武家の二つの勢力が、對立したやうな形を呈して居り、朝廷卽ち公家側は、當時、院宮社寺權門と稱せられて、武家との間には、生活上の基礎である土地の支配に、利害の一致しないことが少くなかつた。鎌倉時代に頻々と行はれた、朝廷と幕府側との種々な交渉の殆ど大部分は、概ねこの問題に關聯して居つた。それ故この非常時局に際しては、この間の協和調停について朝廷・幕府の兩當局者が常に考慮を盡してでき得る限りこの相剋を消除せしめることに留意した。朝廷では國防の實力充實の爲めに、軍事の重責にある幕府の獻策にでき得る限り協調せられ、平時ならば認許し難き性質の事さへも、此擧國一致の目標の爲めに、快く御裁可になられたことが、頗る多かつたやうに拜せられる。例へば幕府が優勢な敵軍を防衞する爲めに、直屬の武士のみでは兵力に不足の恐があることを察し、弘安の役に於いて、朝廷の直屬下にある社寺及び權門領の住人を動員して、兵力の補給に當てんとしたが、これに對して朝廷は、その奏請のまゝに直ちに御聽許の旨を幕府へ達せられた。又戰爭に當つては、兵糧を始め必要な資材の備を潤澤にせざれば、長期に亙つて防戰の實を全うすることは不可能であるが爲めに、弘安の役に戰局が相當に長期に亙る氣配を察知した幕府は、萬一の備へとして、臨戰地帶である九州を始め、中國地方の諸國

の年貢米と本家領家の得分（これは所謂社寺・權門領の支配者が、その所領から年貢として徴發する物である）及びこれ等の地方の富有者の貯藏して居る米穀等を、兵糧米として徴發する案を立てて奏請した時にも、朝廷は前同樣に直ちに御裁許になられた。これ等は所謂國家總動員であり、また物資動員計畫上の非常管理ともいふべきものに該當して居り、これ等の非常處置は、何れも朝廷の御裁可によつて、幕府が實行の任に當らんとしたものであつた。

將士の時局認識の士心の奮起

かくの如くして一致協和を目標とした、當時の非常時體制は、實に朝命に依つて建設されたと稱すべきものであつた。從つて第一線の統帥の責任を有する幕府もまた、この御趣意を奉戴し、當時直屬の將士の間に於いて、往々所領等に關して、平時より反目を續けた者が少くなかつたため、かかる人々の間の調和を圖ることが緊要であることを認め、事變の當初に於いて、かかる人々に對しては國防の重大な所以を說明し、私の反感を棄つべきことを懇切嚴重に訓戒した。かくして幕府は統帥上の不圓滑の發生を、未然に防止せんとしたのであつた。而も第一回の文永の役に於いて、尙この點に於いて遺憾の點があつたので、次の弘安の役の直前には、再び諸將士に對して、協力して國防の目的を達すべきことを訓戒し、私の宿意を挾んで天下の大難を顧みぬ者は最も不忠である、諸將士はよく上に立つ守護の命を守つて防衞に盡力し、上に立つて指揮に當るべき守護は、公平に親疎を論ぜず、諸將士の忠勤を勵んだ事情を幕府に注進すべきことを命じ、諸將士に對してその時局に對する認識を一層喚起せしめ、かやうな方策を幾度か重ねた爲め

に士心の奮起は寔に目覺ましく、各方面に幾多の美談が傳へられてゐる。弘安役に先立つて建治元年に、幕府は防衛の一策として異國征伐の計畫を立てた。これは我方から積極的に進んで、敵軍を邀へ撃つ意味のものと思はれる。この計畫に依つて、幕府は九州地方の諸家人に所領田畠の數、從軍し得る軍勢と武器の數量とを、とりあへず注進せしめた。この命を受けた各地の將士は、競つてこの軍に從はんとの熱意に燃え、幕府の命に應じて從軍を望む注進狀を提出した。その注進狀の一部は今日石淸水八幡宮に傳はつてゐる。その中に肥後の國の家人井芹秀重法名西向は、自身は旣に步行も適はぬ八十五歲の老齡である故、從軍はできないが、嫡子以下の一族が擧つて忠勤を勵みたいことを注申し、又北山室の地頭尼眞阿は、自分は女性故に從軍の由もないが、子息の光重や婿の久保公保を晝夜兼行で馳せ參ぜしめたことを注進してゐる。老人婦女子までが國家の危急に臨み、進んで强敵に當らんとする意氣の盛であつた美談が、少からず存して居つたのである。又弘安の役に防禦の任に當つた諸將士は協心戮力し、三箇月の久しきに亙つて能く力戰奮鬪、敵軍をして我が九州中國の本土へ一步も上陸せしめなかつたのみならず、大矢野種保・河野通有は扁舟を驅つて敵船に强襲を決行し、敵軍の心膽を寒からしめた。これ等の事情の爲めに敵軍はその作戰計畫に多大の齟齬を來し、遂に神風の爲めに慘敗を招くに至つたのであつた。

大敵擊攘の主因とその淵源

かやうに觀察すれば、蒙古の大軍を擊攘し得たのは、この事變勃發の當初に於いて毅然として定められた朝廷の時局に對處せられた御方針、卽ち日本精神を昂揚し、上下和協、擧國一致して、この神國日本の

防衛に邁進せられんとする非常時國策に依つて、遂行せられたものであつたといふべきであらう。軍事についての偉大な成果が、幕府の當局を始め、第一線將士の大敵を恐れざる不屈不撓の大和魂、卽ち日本精神の賜物であつたことは固よりであるが、所謂銃後の國民、卽ち神官僧侶を始め、一般の庶民に至るまで、何れも同樣にこの不屈不撓の日本精神に燃えてゐたのであつた。かやうに日本精神が、遍く全國に亙つて昂揚されたその根源は、實に畏くも上皇室の御叡慮に淵源を有してゐるのであつた。神國日本は他國から決して侵犯せられる國柄にあらず、神國日本には皇祖皇宗の神靈の加護があり、又神祇の本地であると考へられて居つた佛陀の冥助があつて、敵國の降伏敵軍の敗退は必至の勢であるといふ確い信念が凝つて、敵軍を擊攘し得たのであり、この國民の信念の淵源が、卽ち皇室に存して居つたのである。

防衛と施設の整備恒久化

弘安の役に偉大な戰果を擧げたことは、當時上下の言ひ知れぬ歡びであつたが、併し戰は尙將來にありと考へた國民の緊張は、更に益々その度を加ふるに至つた。防衛の責任當局である幕府は、前の二大戰役の經驗を基礎として一層防衛の强化を圖り、弘安四年卽ち弘安役の直後には將士の他行を禁止し、防衛の任地を離れしめず、又九州各地の港灣の船舶を嚴重に檢閱する處置を執る等、非常時體制を益々强化整備した。その間敵國も亦幾度か出師計畫を立てたが、その都度幕府は諜報を得益々對應の備へを强化したのであつた。弘安五年に筑前の姪濱(めいがはま)に奉行所を置き、北條時定をその鎭戍に任じ、翌六年には敵軍出動の情報を得て、更に北條兼時を播磨に派出して近畿の防衛に充て、北條實政を長門に遣して中國の防衛に當ら

せた。弘安八年には九州沿岸地方の防衛施設である石壘・築地、これは弘安役の直前に敵軍の上陸を阻止する防衛設備として建設し、大いに功を奏したものであつたので、その設備を益々補强したのであつた。この間に朝廷に於いては、專ら敵國降伏の御祈禱を諸方に御沙汰あらせられた。弘安十一年に後深草上皇は石淸水宮・春日社等に御願文を捧げられた。これはその當時敵軍の行動が積極的となつて、時局が危殆に瀕したが爲めに、上皇が御軫念の餘りに、畏くも御願文を捧げて國家の安泰を祈らせられたのであつた。その後正應五年に、高麗が元の命に依り金有成を宣諭使として、文永度と同意味の國書を我國に傳へさせた。この時も前例に依つて、幕府は朝廷にその國書を進め、前同樣返牒の事なくそのまま使を追却したのであるが、使節の來朝は從來敵軍襲來の前提となつて居つたから、翌永仁元年には全國は一齊に緊張の度を加へた。幕府は北條兼時を九州に特派して再び石壘の修築を始め、敵軍の襲來を通報する施設として烽火の備へを新設した。朝廷では前二役に神驗の著しかつた大神宮の別宮風社・伊雜社に宮號を奉つて官幣に列せられついで公卿勅使を發遣せられたので、時局は又もや切迫を告げた觀を呈するに至つた。併しこの時も敵國の內部の事情に依つて、懸軍萬里の出師は遂に實現しなかつたのである。正安元年に至り、敵國は和平工作に出で、その爲めに特派使節を差遣したが、我國はこれに應じなかつたのみならず、寧ろこの年には幕府は鎭西奉行所に評定衆・引付衆を置き、九州の諸將士の統帥を圓滑にする方法を講じた。卽ち非常時對策としてこれまで臨機に設けられた設備を、恒久的の施設に改編したのである。その後間もなく正安三年十一月に、元の船が薩摩の西方の海域にある甑島の邊に到り、風浪の爲めに漂流し、遂にその行方を失つた事があつた。在京の公卿の日記の一つである吉續記は、これに就いての幕府よりの報告を載

せ、「異國襲二來薩摩國子敷島一、兵船一艘著レ之、海上二百艘許見」と書いて居り、これに依つて院の御所では、例に依つてこれに對處する評定を行はれた。朝臣の中には國家の重事何事かこれに如かんやと、憂慮した者があり、一時は頗る重大視された。かくの如き事情であつたため、この後も博多を始め九州の各要地には、秩序正しく警固が行はれた、所謂警固番役は早く組織されて、在九州諸將士が交替で勤仕したのであつた。やがて元弘建武となり、我が中央の政界は一大轉換をなしたが、中央の政治情勢の如何に拘らず、九州に於ける防衞設備は依然として前同樣な方針が繼續された。延元三年閏七月に足利直義は鎭西の將士に、筑前の石壘を修理すべき命を出してゐるが、尙この種のことはこの後、後村上天皇の興國年間にまで及んでゐる。その後の事情は不幸にして文獻の徵すべきものなくて不明であるが、引續いて行はれて居つたと思はれる。

長期防衞の完遂と日本精神の宣揚

かやうに長期に亙つて防衞の策が講ぜられ、殊に第一線の九州地方の諸將士は、この防衞任務の爲めに、長期に亙つて多大の負擔を甘受し、疲弊困憊も亦甚しかつたと推量せられるのであるが、少しも屈せずその任務を遂に全うしたことは、寔に賞讃を禁じ得ぬものがあり、又九州地方の一般民庶が絕大な後援を諸將士に與へたことは推測に餘りがある。後年に至つて、當局の處理宜しきを得ざること起り、これ等の將士の中には當局に不滿不平を抱いた者も出たが、これ等の不平を抑へて協力一致國防の重責を果したことは、要するに日本精神から發したところであり、皇國の爲めの犧牲的の行爲に外ならなかつたのである。

かくのごとき事情であつたが爲めに、優勢なる敵國の覬覦を、完全に斷ち切ることができたと思はれる。

弘安の御願に就いて

一、緒　言

八代國治氏は「蒙古襲來に就ての研究」と題せられて、これに關係のある根本史料として弘安四年日記抄・勘仲記等の紹介を兼ね、氏が多年研究せられた數多の事項を公にせられた。斯界に稗益したところは敢へていふまでもなく、これに依つて在來認められて居つた史實が變更され、また不確定であつたものが確定するに至つた。その中でも特に弘安四年の蒙古來襲の折に、龜山上皇が大神宮に御身を以て國難に代らんと祈らせられたといふ從來の增鏡の文の解釋について、氏はその文章の解釋と、弘安四年日記抄、及び勘仲記等の記事を傍證として、これは上皇の御願ではなく、後宇多天皇の御願と推斷されると論ぜられた一項は、古來から人口に膾炙されたことであるため大いに世の注意を引いて、諸新聞雜誌に轉載され、中にはこの事に就いて新しく絕對に確實な材料が發見されたやうに傳へたものもあつた。この問題に就いての直接の材料はただ增鏡の一つあるに過ぎぬためか、これに就いて從來特に研究されたものは見えないやうで、八代氏のこの研究が恐らく最初のものであらうと思はれる。これは頗る興味ある問題で、果して氏の所論の如く天皇の御願と認むべきものであらうか、在來の上皇と認めて來た說は全く成立せぬものであ

らうか、聊かここに卑見を述べて大方の批判を得たいと思ふ。

二、在來の諸家の解釋

先づ本問題に就いて從來の諸家の解釋を見ると、第一に大日本史には、龜山天皇本紀に

弘安中蒙古來寇、帝深憂之、御書願文奉大神宮、祈以身代國難、（増鏡、）

とあつて、思ふに増鏡のこの御願についての明確な解釋としては、最も古いものであつて、龜山上皇の御願として人口に膾炙されるやうになつた元であらう。

第二に續本朝通鑑には、弘安四年の條に

秋七月甲午朔乙未、詔使權大納言藤經任奉幣伊勢大神宮、且奉幣諸社祈蒙古之事、（○中略）新上皇幸八幡社、留宿祈蒙古之事、自作願文曰、當朕執國政之時、有此變、今若我國爲異賊所掠、則神可先早奪我命、大宮女院聞而太悲之、於是命西大寺衆僧轉讀大般若經、上皇猶在八幡、河野通有之使久萬成俊獻蒙古首級、來奏軍事、上皇且歡且憂、召其使先賞之、

とあつて、この御願を上皇と認めたことは大日本史と同樣であるが、捧げられた宮を石淸水八幡宮とし、大日本史が大神宮としたことと相違してゐる。續本朝通鑑は大日本史程に流布されなかつたためか、この說を受け傳へたものは見えぬやうである。ただ本書には引用書が擧げてない。

第三に國史眼の第九十六章に

龜山帝ノ文永五年、其主忽必烈高麗ヲ屬シ、遂ニ我ヲ屬セント欲シ、悖慢ノ書ヲ贈ル、朝廷報答セン

ト欲ス、鎌府抑ヘテ遣ラズ、後嵯峨法皇宣命ヲ大神宮ニ奉ジ、山陵ニ告ゲ、筑紫ノ邊防ヲ嚴ニス、八年蒙古ノ使節趙良弼、筑前ノ今津ニ來リ國書ヲ致シテ朝貢ヲ詰責ス、答ズシテ之ヲ逐フ、龜山帝親政ニ及ビ大神宮ニ禱リ、身ヲ以テ國難ニ代ント請フ、十一年位ヲ讓ル、

とあつて、この御願が龜山天皇であることは、前同樣であるが、天皇の御在位中の事としてゐる。本書も引用書を擧げてないので何に據つたかは不明であるが、恐らく增鏡と五代帝王物語とに據つたものらしい。吉田東伍博士の倒叙日本史もこの說を受けたやうに思はれる。

以上の三說は何れも多少の相違はあるが、龜山天皇の御願と認めてゐることは一致してゐる。これに對して後宇多天皇の御願であるとの說を述べたものには、宮內省圖書寮御藏の六人部是香の著風宮考證がある。本書は奥に嘉永七年五月廿九日六人部是香（花押）とあり、宛名を大中臣卿の御許へとしてゐるものである。伊勢內外の大御神の別宮風宮の本末また弘安の神驗の論ひ、風宮の祭神本緣などくさ〲の事との題下に記されたもので、所要の箇所を擧げれば次の如くである。

今夜神祇官に行幸ならせ賜ひしは、全伊勢に勅使を發遣たまはんとての行幸にはあれど、殊更に官に行幸し給るは、官にてみづから御祈の旨乎とて遙拜したまひて、直に其叡慮に大御神には白したまひつるなるべし、其遙拜なからましかば恒の如く內裡より發遣たまひて、殊更に官には行幸べくもあらじかし、さて此時ものしたまひし宸翰の祝詞の事乎、增鏡に大神宮へ御願にわが御代にしもかゝる亂れいできて、まことにこの日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし、御手づからかゝせ給へるを、大宮院いとあるまじき御ことなりと、諫め聞えさせ給ふとことわりにあはれなる（大宮院は姑子

と申して後嵯峨院の皇妃にましてこの後宇多院の大御祖母に坐り〕とありて、掛卷も忌々しく深く念じ入らせ給たりし叡慮を、內外の大御神も聞食したまひて、忽ち神驗をも顯したまひしなるべし、

本書は、神祇官の行幸に增鏡の記事を連續させて、この御願を天皇の御事としたため、大宮院の注に於いて女院と天皇との御血統關係を記したものに過ぎなく、特に考證したものとはいへない。されば天皇說は實にこの八代氏の論說によつて、始めて委曲の考證が盡されたものといふべきであらう。天皇說はかく八代氏によつて詳細に說明せられたが、在來の上皇說の諸書は、上揭のものを始め、單に上皇の御事と記述してゐるに過ぎなく、如何なる論據によつたかは全然傳へて居らぬ故、詳細は全く不明で、現存の材料から推考するに過ぎぬ。八代氏の論說の中にもこの上皇說の依つて起つた所以を述べられてゐる。恐らくは然るべきであらうが、ただそれが總てであるか否かは明らかでない。

三、增鏡の解釋

現在この問題についての直接の史料は增鏡があるばかりで、その文章の解釋が本問題の中核をなすのである。龜山上皇說も後宇多天皇說も實はただその文章の解釋の如何に存するに過ぎぬ。先づ必要の箇所を抄出して、その二樣の解釋を比べて見たい。

〔增鏡〕老のなみ そのころ〇弘安四年、蒙古おこるとかやいひて、世のなかさわぎたちぬ、色々樣々におそろしう聞ゆれば、本院新院はあづまへ御下あるべし、內春宮は、京にわたらせ給ひて、東の武士ども上り侯ふべしなど沙汰ありて、山々寺々御いのりかずしらず、伊勢の勅使に經任大納言まゐる、新院も八幡へ

御幸なりて、西大寺の長老召されて、眞讀の大般若供養せらる、太神宮へ御願に、我御代にしもかゝる亂出きて、まことにこの日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし、御手づからかゝせ給ひけるを、大宮院いとあさましき事なりと、なをいさめ聞えさせ給ふぞことわりにあはれなる、東にもいひしらぬ祈どもこちたくのゝしる、故院の御代にも、御賀の試樂のころかゝる事ありしかど、程なくこそしづまりにしを、此度はいとにがにがしう、牒狀とかやもちて參れる人などありて、わづらはしう聞ゆれば、上下思ひまどふ事かぎりなし、○中略、さて爲氏の大納言、伊勢の勅使にてのぼる道より申しおくりける、

勅としていのるしるしの神風によせくる浪そかつくたけつる

かくてしづまりぬれば、京にも東にも、御心どもおちゐてめでたさかぎりなし。

この文章によつて、龜山上皇說は「經任大納言まゐる」までを形勢の一般的の記事とし、その次を特に龜山上皇の御動靜に就いて述べられたものと見て、更に爲氏の勅使を經任の公卿勅使と竝べて上皇の御使と解釋したものであり、後宇多天皇說は「大般若供養せらる」までを一般的記事とし、その次を特に委しい事情を述べたものと解し、大神宮の御願を、經任の勅使と連絡あるものと認めたもので、從つて爲氏の勅使のことは、照應するものがないので、前文との對較上經任の誤であらうと推斷したのである。なほこの二つの說には、この增鏡の文章以外に、他の事情が考慮の中に加へられてゐることは勿論であるが、增鏡の解釋としては上述の相違に過ぎない。續本朝通鑑は更に一步を進めて、八幡の御幸と御願を連絡あるものと見たのである。上皇說の背後には、當時は龜山上皇の院政であること、上皇と大宮院とは御母子の御關

係で、且つ上皇は女院の御鍾愛であらせられたことが、就中重要な說明となつて居り、これに對して天皇說は、當時上皇から神宮への御使のことが、他記錄に見えぬといふ事情が背景となつて、增鏡の記事をこれにあてはめるやうに說明したものである。それ故その說明に當つてはこの御願を經任の勅使と連絡させる事が必要となり、大宮院の御鍾愛の事情をば御孫の天皇に及ぼし、爲氏は經任の誤寫と推定し、且つ當時天皇は寶算既に十五を重ね給ふを以て、親しく宣命を書き給ふ事を得と推量し、また御願に我御代と仰せられたのは、位を退かれた上皇では申されぬと思はれると、論及されたのである。

これに就いて、龜山上皇からの伊勢へ御使の發遣された有無を、增鏡以外のものに依つて確認して置くことは大いに必要なことであるが、今增鏡の解釋のみから、この兩說を比較して見れば、何れの句までが一般的の事情を述べ、何處からが特別な事情を書いたものであるかは、人々の解釋次第で、要するに水掛論に終るが、上皇說の方が增鏡の解釋としては穩當であるらしく思はれ、「我御代」といふ御願の文句は、增鏡の記者が要を摘んで書いた、卽ち記者の文と見る方がよくはないかと考へられる。若し然りとすれば、そのすぐ次に後嵯峨法皇の院政の時代を記して、故院の御代と書いてゐるから、「御代」の語は、院政を見たまへる上皇の御代であつても差支なく、上皇では申されぬといふ推定は、如何かと思はれる。それ故これだけでは、增鏡の文章は上皇說にも天皇說にもなり、敢へて一方の說が成立せぬといふ理由はない。

四、大宮院との御關係

然し更に一步をすすめて增鏡の記事を讀むと、この御願は大宮院と殊に御親密な御關係の方に就いての

事でなければならぬやうである。御願文が勅草である程大切なものであれば、殊更に女院などへ特に御覧に供へることは如何であらうか。この場合勅草を女院が御覧遊ばされたといふことであるから、御座所を同じくされた程の方でなければ、あり得ぬ事情ではなからうかと思はれる。それ故ここに大宮院と上皇及び天皇との御關係を見る必要がある。

弘安四年の蒙古來襲の折を中心として、その前後に亙つて大宮院と上皇との御關係を見ると、大宮院の御所は常盤井殿であつたことが勘仲記に見えてゐる。

弘安元年十一月十九日、○中略、次大宮院推參、常盤井殿、人々連歩行○下略、

弘安二年正月三日、○中略、今日御幸始供奉、幸大宮院常盤井殿歩儀、○下略、

弘安五年正月五日、丙寅、晴、新院幸常盤井殿、大宮院御座、○下略、

この間女院が諸所に御幸になつたことは折々あり、また勘仲記には記事の缺漏があつて、その間は詳かでないが、この頃常盤井殿が女院の御所であつて、大抵ここに御座あつたことが認められる。

また龜山上皇の御所は御讓位後屢〻變更され、また所々に離宮があつてそれ等への御幸は屢〻あつたが、仙洞としては弘安元年に萬里小路冷泉殿が修造されて、八月に御移徙になると間もなく、閏十月十三日に二條高倉の內裏が炎上して、天皇が萬里小路冷泉殿に御幸があつたので、上皇は常盤井殿に幸せられて、此處を仙洞となされたことが增鏡と勘仲記とに見えてゐる。

〔增鏡〕老のなみ、弘安元年になりぬ、十月ばかり又二條內裏に火出で來て、いみじうあさまし、萬里小路殿はありし火の後、又つくられて、今年の八月に御わたましありて、新院すませ給へれど、內裏燒けぬれ

ば、この院又内裏になりぬ。

〔勘仲記〕弘安元年十月十閏三日壬辰、晴、丑刻、皇居炎上、〇中略、主上駕二腰輿一出御、卽渡二御萬里小路殿一、〇中略、上皇卽御二幸常盤井殿一可レ爲二仙洞一云々、〇下略、

この後天皇は、十一月八日に三條坊門萬里小路第を皇居とせられたことが勘仲記に見え、上皇が常盤井殿から萬里小路冷泉殿に還御のことは明文にはないが、前揭の勘仲記弘安元年十一月十九日の條に常盤井殿を大宮院の御所としてあり、且つこの日龜山上皇がここに御幸あらせられたことが、同じく勘仲記に見えて居り、また二年の正月三日に常盤井殿の大宮院御所への御幸始めの順路を、勘仲記に

幸路、萬里小路北行、大炊御門東行、京極北行、入御常盤井殿、

とあつて、この事情から見れば萬里小路冷泉殿に還御あらせられたやうにも見えるが、吉續記の弘安二年四月十五日の條によれば、上皇は前日に御幸あらせられた禪林寺殿から常盤井殿に還御のことが見え、五月三十日には上皇が晩頭に常盤井殿に御幸のことが仁部記に見えて居つて、この頃の仙洞は主として何れであつたか分りにくいが、勘仲記の七月十四日の條に

參院、常盤井殿、被レ發二遣御衾一、院司光顯奉行、

とあれば、常盤井殿も仙洞であつたことは疑ふ餘地がない。更に勘仲記の弘安三年正月三日の條に

卽參院、常盤井殿、今日御幸始也、院司右少辨信輔奉行、先有二御藥儀一不二見及一、人々參集之後有二出御一、寄二御車於中門廊一、大宮院御同宿故歟、頭殿幷信輔付二御車一、關白殿令レ候二御車寄一給、先レ之公卿殿上人降立、次第步列、京極南行、大炊御門西行、富小路南行、至二本院富小路宮一、

とあつて、これによつて常盤井殿が仙洞であつたことと、當時上皇が大宮院と御同座あらせられたこと、これと前揭の弘安二年正月三日の御幸始の幸路と對照して見て、常盤井殿の位置がよく知られるのである。

また弘安四年五月三日の院最勝講の記事を、勘仲記に見ると

自今日被レ始ニ行院最勝講一、藤宰相賴親奉行、於ニ常盤井殿一被レ整ニ道儀一、

とあり、また同書の弘安五年十一月廿六日の條に

夜半自ニ冷泉朱雀一火災出來、常盤井仙洞燒亡、泉屋竝京極面北門等燒殘云々、新院大宮院新女院俄幸ニ靡殿御所一、月卿雲客馳參、此御所連々燒失、以外事歟、

と見え、園太曆文和二年二月五日の條の小槻匡遠の勘申した仙洞火事例にも

弘安五年十一月廿六日、丑尅、新院御所常盤井殿燒亡、于時上皇幷大宮院御所也、共御ニ幸靡殿一、

とあり、更に勘仲記の同年十二月五日の條に

上皇御幸近衞殿一、常盤井殿炎上、靡殿銀花已下恠異出現之間、當時依レ無ニ仙洞一、暫可レ爲ニ御所一云々、

と見えてゐるところを綜合して觀察すると、弘安三年に大宮院と常盤井殿に御同座あつたといふ頃から、この炎上までは常盤井殿が主とし仙洞であつて、大宮院とは大抵御同座あらせられたものらしく思はれる。勿論上皇にも大宮院にもその間に諸所に御幸になつたことは勘仲記等に見えて居つて、常盤井殿が弘安三年からこの炎上まで、引續いての仙洞であつたとはいはれぬけれど、殆んど大部分が仙洞であつて、またその中には大宮院と御同座のあつたことを勘仲記等の文面から推斷し得られる。かく推斷すれば、恰も弘安四年の蒙古襲來の折には、上皇が大宮院と頗る御密接で御同座さへあらせられたことも考へられ得る。

かく上皇は大宮院と御所を同じくされ、また御同座あつたばかりでなく、御動靜を共にせられたことも折々見えてゐる。卽ち弘安三年三月一日に、上皇が大宮院と共に富小路殿に御幸になつたことは、飛鳥井雅有の春の深山路に見えて居り、五月十三日靡殿に於いて新陽明門院の御沙汰として、御逆修が行はれた際、上皇が大宮院と共に入御なつて、御聽聞あらせられたことは勘仲記に見え、四年の八月十日に上皇が大宮院・新陽明門院と共に石清水八幡宮に御幸あつて、報賽を行はせられたことは、弘安四年日記抄に見えてゐる。これ等の事情は當時の記錄に散見してゐるところであつて、尙かかる事が多かつた事は、自ら想像し得られるのである。

これに反して大宮院と天皇との御關係を拜するに、その上皇との御間の如き御所を共にされた事、または御行動を共にせられた如きことは、この頃には現存の史料には殆んど一つも見えぬ。無論現存の史料にないからとて、絕對に否定することは出來ないが、上皇が大宮院と御親密であつたことが、天皇と大宮院とのそれ以上であつたことは否まれぬやうである。殊に上皇が大宮院と御座所を共にせられた事のあつたといふことは、增鏡のこの事情を解釋するに當つて、見遁せぬことである。殊に當時、大宮院が蒙古の難について御憂慮あらせられたことは、八代氏の論說に見えてゐる通り、勘仲記や弘安四年日記抄に明文があつて、女院が上皇と御共に、諸社寺等への御祈に御配慮あらせられたことは、自ら推量し得られる。從つて、上皇が長い御願を天祖の宮に捧げられんとせられるに當つて、女院は御座を共にせられたが爲めに、尊き勅草の御願文も親しく御覽あらせられ、御母子の情として御諫あらせられたのであらうといふことは、上皇說にとつて極めて穩當な論據であつて、單に御母子の御愛情ばかりが、大宮院の御諫め遊ばされた原

因ではあるまいと思はれる。

五、院の御使の有無

これに對して天皇說が力說するのは、增鏡以外の諸史料に、院から大神宮への御使の發遣のことは全く見えぬ故、疑はしく、且つ弘安四年日記抄には

公卿勅使有㆓臨幸㆒被㆑發㆓遣之㆒、希代之御願也、叡慮異㆑他之子細、宗廟無㆓受納㆒歟、

とあるので、增鏡にいふ御願と照應させて、この御願は公卿勅使經任が神宮に捧げたものに違ひなく、御身を以て國難に代らせ給ふ尊い叡慮が、卽ち希代之御願叡慮異他之子細の語を以て示されたものと推察されるといふのである。この論旨は天皇說が成り立つに重要な點であつて、或は事實であるかもしれぬが、絕對に確實と認定するには、尙研究の餘地があるといはねばならない。卽ち他の諸記錄に見えぬとしても、現存の諸記錄は當時の完全な記錄ではなく、それ故これ等に見えぬとしても、あり得ないとは斷定されない。增鏡にも院使發遣の明文はなく、爲氏を院使と見たのは、偶〻前に記されてゐる公卿勅使と別人であるがために、かく解釋せんとするに過ぎぬ。それ故爲氏は天皇說の主張するやうに經任の誤記であるとしても、上皇の御使が何人かによつて發せられたかもしれぬし、又は大宮院の御諫めになつた事情等で發せられなかつたかもしれぬ。また爲氏にしても、又その他の人にしても、上皇の御使となつたものが、公卿勅使のやうな公式のものでなかつたとすれば、儀式を主とする公卿の日記に見えぬことが寧ろ當然であるかもしれぬ。公式の公卿勅使でない院の御使は、當時數多の例があつて、而もこれは公式のものよりも寧

ろ意義の深いものであつたのである。殊に弘安四年日記抄は抄出に過ぎなく、且つその記者は、八代氏の研究の如く小槻顯衡としても、朝政の樞機を司る官務家であるから、公式の朝儀等に關係した事は必ず見聞の及ぶところであるに相違はないが、朝儀以外に亙る側近内儀の事情までは委曲を盡し得ぬことであり、殊に内密の事情ならば尙更である。また勘仲記にしても、その著者勘解由小路兼仲は當時官は僅かに治部少輔で、藏人となつたのは漸く弘安七年の事である。それ故種々の見聞を書き留めてゐるとはいふものの、雲上の奥深い事まで漏れなくは知り得ぬことである。それ故この種の記錄に見えぬといふ理由で、上皇の御使の發遣を否定し、從つて御願までにも及ぼすことは如何であらうか。また希代之御願叡慮異他之子細といふ文字は、所謂御身を以て國難に代らんとせらるる御願を指すものとは限らない。この後弘安十年八月二十日に、龜山上皇が禪林寺殿の御堂に、供養を行はせられた際の御願文の事を、勘仲記に

御願文勅草、御淸書宸筆、希代之御願無二比類一者也、

と見えて居つて、かかる文句は單なる形容詞に過ぎぬ。要するに弘安の神宮への天皇の宣命は、敵軍擊攘が御願の主旨であることは疑ひなく、希代の文字は寧ろこの御趣旨を畏んだものであるまいか。それ故當時天皇・上皇竝んで神宮へ御願あらせられたといふことが否認せられない限りは、何れとも斷定は出來ない。天皇の公卿勅使が捧げた御願に、上皇とは別に畏い叡旨を述べさせられたかもしれぬ。當時常用された形容詞のみでは如何なる内容を示してゐるかは不明といふの外はない。

六、公卿勅使

弘安四年閏七月二日、天皇が親しく神祇官で公卿勅使經任を神宮に差遣せられたことは、諸記錄に見えて居つて一點の疑はないのであるが、當時經任が捧げた宣命が傳はらず、且つその宣命の成立した曲折も明かでなく、只發遣の儀式ばかりが勘仲記に載せられてゐるに過ぎないので、その宣命に如何なる意味があつたかは、全く不明である。

伊勢公卿勅使の捧げる願文は、所謂宸筆宣命である。これは內記が起草して宸筆を以て淸書せられることが通例であるが、また勅草の場合もあつて、その際は起草も淸書も共に宸筆である。弘安の場合にはその何れであつたかは徵すべくもないが、この後正應六年に同じく蒙古來襲に對する御祈として、伊勢公卿勅使に藤原爲兼が任命されたことがある。この時の事は幸にして朝廷側には伏見天皇宸記があり、また神宮側には、正應六年公卿勅使御參宮次第があり、また宣命も伏見天皇の御草案が伏見宮に傳はつて居り、神宮へ捧げられた正文は正應六年公卿勅使御參宮次第に載つて居つて、宣命の起草から奉幣まで委曲に知ることができ、宣命文の修正ことや神驗のあつたことなどは宸記に見え、また正應六年公卿勅使御參宮次第の記事はよく宸記と符合して居つて、史實の明瞭であることが喜ばしく感ぜられるのであるが、弘安の折では僅かに勘仲記ばかりで、しかも宣命の成立に就いてはただ次の數字に現されてゐるに過ぎぬ。

朝間有御浴殿事、宸筆宣命御淸書程也、勅草御侍讀無祇候之儀、

この文章には多少解釋の困難なところがあるけれど、勅草御侍讀無祇候之儀とあるより見れば、この宣命は勅草であり、且つその時には御侍讀が祇候しなかつたのである。もし增鏡の御願文がこの宣命であつたならば、大宮院との御關係がここに見えさうにも思はれる。また公卿勅使の捧げるものは宣命である

が、宣命の外に願文と呼ばれる形式のものもあつて、增鏡にいふ御願は宣命であるか願文であるかは明かでないが、もし願文の形式のものとすれば、經任の捧げたものとは別種のものとなる。

七、院使と爲氏

爲氏がこの折院使であつたことは、上皇說がいふところである。八代氏の說の如く、院にも公卿勅使があり、且つこれは院司がつとめる例であるが、爲氏は當時の諸記錄に依れば院司でなく、殊に院公卿勅使發遣のことは現存史料に全く見えないので、增鏡の爲氏の記事は經任の誤であるかもしれぬ。然し爲氏が公式の院公卿勅使でないこともあり得る。後年皇位繼承問題について持明院統から神宮を始め諸社に院の御願が捧げられ、その御願文は正文や草案等が、伏見宮を始め某々所に傳へられてゐるものが、數十を算してゐるが、これ等の御願を捧げた御使の發遣等の事は殆んど記錄に見えて居らぬ。恐らく殊更祕密を保たれたためでもあらうが、また公式でない故とも思はれる。後伏見上皇の或る場合の御願の如きは、仙洞御所に御同座あつた花園上皇の宸記にさへも見えて居らぬ例がある。況んや公卿の記錄に於いては見えないことが當然であらう。

かく當時非公式の院の御願には、御願文のみが傳はつて、その御使の發遣が諸記錄に見えぬ例が多いから、上皇說に於いて、爲氏の院使を公式の公卿勅使でないとすれば、爲氏の院使說が成り立たぬことはない。且つ「爲氏の大納言伊勢の勅使にて」と、增鏡が改まつて「伊勢の勅使」の註を特に加へてゐるところを見れば、或は爲氏の勅使のことはここが初出であるとも思はれる。もし經任であるならば、ただ「伊

勢より上る道」とあるのみで十分かと思はれる。

爲氏のことは、續史愚抄には經任の公卿勅使を書いた次に

　或記、前藤大納言爲氏爲二勅使一向二伊勢一云、按、自二新院一密被レ立歟、

と見えて按が加へられてゐる。所謂或記は何であるか詳かでない。或は或記は增鏡を指したものであるとも思はれるが、同書の引用書目の例から見るとこの記は增鏡以外のものでなければならぬ。續史愚抄がこの條に增鏡を引用書名中に列して置きながら、特に或記を以てこの事をあげてゐるのであるから、これは增鏡以外の有力な材料であるらしく思はれる。勿論新院の勅使といふのは續史愚抄の按であつて、確實と認めたのではないが、かく爲氏の名が伊勢の勅使に關聯して見えてゐるので、增鏡の爲氏をただ誤寫であると退けるのは、如何かと思はれる。

また續本朝通鑑には、弘安四年八月の條に

　天皇兩上皇聞二蒙古既敗一大悅、詔二前大納言藤爲氏、大中臣淸蔭一奉二幣伊勢大神宮一報二賽之一、

と見えてゐる。本書は引用書名を擧げてないので、如何なる材料によつたかは不明であるが、この事は現存の諸記錄には見えぬところである。ただ大中臣淸蔭は、閏七月に祈年穀奉幣使を勤仕したことが大中臣氏系圖に見えてゐるところからして、この記事は祈年穀奉幣を書いたものかとも思はれる。祈年穀奉幣の事は、勘仲記弘安四年閏七月十七日の條に見えて居つて、同記には宣命の辭別も載つてゐるが、何人が神宮へ使したかは見えて居らぬ。或は爲氏・淸蔭の兩人が使となつたのかもしれぬ。然れば爲氏の伊勢の勅使のことは場合が違ふこととなる。續本朝通鑑の記事は往々如何と思はれるものがあるので、必ずしも信用

はできないけれど、要するに爲氏の名が見えてゐることは、一考すべきであらうと思はれる。

また一面に當時の爲氏の地位を見ると、院司ではないが、龜山上皇と深い關係のあつたことが察せられる。爲氏は歌仙と稱せられた定家の孫で、家業をついで、和歌には秀でて居つた。上皇の御信任は頗る厚く、和歌御會等には缺くべからざる人のやうであつた。弘安元年正月、上皇が三席御會を靡殿の弘御所に行はせられた折は、爲氏が和歌の題を出し、また御製の講頌の役を勤めたことが仁部記に見え、翌る二年十二月二十七日には、兼ねて上皇の勅を奉じて撰集しつつあつた歌集を奏進した。卽ち續拾遺和歌集である。これ等は文藝に關することであるが、弘安二年四月には、關東に下向することとなつて、上皇から御馬を賜はつたことが、吉續記に見えてゐる。

四月十三日己丑、明後日前藤大納言爲氏下㆓向關東㆒、被㆑下㆓龍蹄前大納言㆒於㆓御所㆒賜㆑之、

これは爲氏が上皇の御旨を奉じて關東に使した事である。その使命を推測するに、この後弘安三年十一月に飛鳥井雅有が、後深草上皇と皇太子(後の伏見天皇)との御旨を奉じて幕府に使したことが、春の深山路に見えて居つて、從來この使命が皇位繼承問題に就いて、持明院統の要求を幕府に致されたものと推察されてゐるところから、この爲氏の使命はこれに就いての大覺寺側のものかと思はれる。要するに幕府への使命は事重大であることは否まれない。これによつて上皇の爲氏御信任の程度を窺ひ得られるやうである。

弘安の折の公卿勅使經任は、無論上皇の御信任厚かつた人で、大切な勅使に選まれたのもその爲めであつたらう。經任が公卿勅使であるから、これと別に上皇が御使を出される時には、爲氏は院司ではなくとも、その任にふさはしい人と思はれる。殊にその院使が公式の公卿勅使でないとすれば、爲氏の院使説は

無下に排斥せらるべきではない。經任と爲氏との文字の草體の類似の如きは、考へ得ることでもあるが、かやうなことは種々の問題の最末に考慮すべきものではあるまいか。但し爲氏の院使の事は他の事情から全く否定すべきことであり、且つこの折の院使のことが全く否定すべきこととなつても、上皇の御願の有無とは全く別である。

尙和田英松先生の御說によれば、增鏡は冷泉家に關係深い人の手になつたものの如く、從つて冷泉家に關係ある事が割合に多く載せられてゐるといふことである。然らば冷泉家に於いても、殊に有名な爲氏の事を記すに當つて、間違ふやうなことは先づ少いと見ねばならぬ。殊にこの爲氏の話は和歌を主題としたものである。經任もともと歌人ではあるが、爲氏は歌學の名流であり、殊にその歌は特に意味の深いものであるから、確實な反證のない限り、輕々に轉寫の誤とするのは如何であらうか。無論「勅として」の歌は現存の爲氏の家集には見えないから、爲氏の歌である確證はないが、さりとて爲氏の歌でない證據もなく、これに就いては尙攻究すべき餘地がある。

八、上皇說中の相異

上皇說の中最も普通に知られてゐるものは、大日本史の說である。續本朝通鑑が御願を石清水八幡宮に捧げられる御願文としてゐるのは、如何なる材料によつたか不明であるが、增鏡の文章の解釋から見ても「新院も」から「ことわりにあはれなる」までを、一つの敍事と見ることもできるが、增鏡の「大神宮」といふ言葉を尊重して考へれば、石淸水八幡宮を大神宮と稱した例は無く、（賀茂社は賀茂皇大神宮ともいは

れてゐるが）續本朝通鑑が增鏡によつたものとすれば、この解釋が穩當であるかは疑はしい。

また國史眼の說である龜山上皇が御在位の折のことと見るのは如何なる論據か詳かでないが、五代帝王物語に

四月十三日〇文永五年、太神宮へ公卿の勅使を發遣せらる、右大將通雅卿勅使をつとむ、宣命は主上御手づから草をさせおはします、淸書にもやがて宸筆也、

とある事柄を、增鏡の記事と關聯させたものではあるまいか。國史眼の文を忠實に解すれば文永八年以後のことで、また龜山天皇の親政の時でなければならぬ。上記の五代帝王物語の記事は文永五年の事である。この後に公卿勅使として藤原師繼が伊勢に使した。これは建治元年の四月で、龜山天皇の御政務の折ではあるが、御讓位後の院政であつて、國史眼の記事の嚴密な解釋とは合はない。內容から見ればこの時のこととしてもよいやうである。但し公卿勅使と明記しては居らないから、或は他の事情を當時の形勢から推論したのかもしれぬ。

要するに上皇說に於いては、この御願が何時如何なる方法によつて捧げられんとしたものであるか、全然不明である。

九、結論

要するにこの問題に就いては、天皇說にも上皇說にもそれぞれ理由はあるが、さればとて一方が他を全

く排して主張し得るに足る論據はない、兩說ともになほ一層攻究すべき餘地がある。現在の材料で確定的の推斷を下さんとするのは寧ろ無理で、伏敵篇が增鏡のこの所傳を載せて、その詳確を知るに由なしと按をつけてゐるのは、最も穩當な態度といふべきであらう。但し伏敵篇のこの按の意味は、或は御願そのものの存否に就いてであるかもしれぬ。嚴密な批判としては尤もなことである。無論伏敵篇の當時には發見されなかつた勘仲記・弘安四年日記抄が材料として增加してゐるとはいふものの、本問題に就いては何れも間接の材料に過ぎなく、增鏡の所傳を左右し得る力はない。

以上特に上皇說の解釋に力を用ゐたが、これに依つて特に上皇說を主張せんとするものではない。ただ天皇說が八代氏の論說によつて、詳しく紹介されたから、天皇說はそれに讓つて、今まであまり論ぜられなかつた上皇說の根據であり得る事情を、管見の及ぶ限り列擧し、兩說を對較して、更に研究の步の進められんことを目的としたに外ならぬ。上述の上皇說と、八代氏の天皇說とは現在の材料で何れがより以上適切な解釋であるかは、大方の批判を俟つ外はない。ただ兩說何れも尙缺陷があることは、現在に於いては止むを得ぬことで、上皇說が不備であり薄弱であると共に、天皇說も亦同樣に不備であり薄弱であるといはねばならぬ。思ふにこの問題は史實の性質上からは逸話に屬すべきものであつて、これに就いての新資料の發見されぬ限り決定し得られぬものであらう。

蒙古侵寇前後の對外關係

文永弘安兩度の蒙古軍の侵寇は、我が有史以來の大事變であつて、從つてその撃攘には擧國の上下が熱誠を盡してこれに當つた。やんごとなき御身を以て國難に代らんとさへなされた位であつたから、敵軍撃攘の劃策に慘憺の經營を行ひ、又自ら干戈を執つて第一線に奮闘した將士の決意が如何であつたかは、推察するに餘りあり、更めて云爲するまでもない事である。かくの如く我國にとつて興廢に係るこの大事變が、如何なる事情によつて起つたか。この問題に就いて古來論ぜられたものは少くはない。要するに蒙古の建國以來の侵略政策に發したもので、中亞東歐に勢を張つた蒙古民族が、鋒を東亞に轉じ、遼を追ひ金を亡ぼして支那本部を從へ、遙かに江南に宋を逐ひ、又東に高麗を朝宗せしめた餘力が、終に海を越えて我國に及ばんとしたものであつて、これに對して我國が防衞したのであるから、自ら敵は積極的であり、我は消極的の立場にあつたと一應は考へられるけれど、仔細に觀察すれば、必ずしもかかる情勢であつたとのみ斷定することはできぬやうである。

由來大陸と我國とは海を以て距てられてゐる。しかもその海も朝鮮半島に對すれば一衣帶水の短距離に過ぎない。交通の未發達の時代には、陸路よりも海路の交通が寧ろ容易であるから、大陸の形勢が我國に影響を與へたことは極めて多く、しかもその影響は平和的のもののみには限られず、干戈を執つて抗爭せね

ばならぬ場合もあつた。然し敵軍　倭寇を内地で邀へ、擧國の力を防衞に注がねばならなかつた事は曾て例のない事であつた。大陸に建設された國家が强盛であれば、その餘勢が海を渡つて我國に及ぶことは必然であるけれど、大陸の情勢は秦の始皇が國力を盡して設けた萬里の長城を境界として、その南北に各異なつた民族が相據つて、ほぼ均勢が保たれたが、北方の勢力が强大となれば自然萬里の長城を越えて南下し、その反對の場合にはその結果も亦反對であつた。されば南北の二大勢力が均衡をとつてゐる場合に限つて、兩者の併存ができたのである。それ故長城以南の國家は常に力を北方に用ひ、東南西の三方面は、國力の强大を極めるにあらざれば積極的の行動に出ることはできなかつたのである。それ故朝鮮半島に與亡した幾多の劣弱な國家も、大陸の國家に隣接しながらも、獨立を保ち得られたのであつた。從つて朝鮮半島より更に東に位し、且つ海を以て距てられた我國は、大陸の威力を受けることが比較的に少かつた。然るに蒙古民族は長城以北に興隆した北方の勢力であつて、しかもその强盛な勢は進んで長城以南をも併せたので、その餘力が東に轉じて朝鮮半島に及び、ついで一衣帶水を超えて我國に及ぶに至つたのは、情勢の自ら然らしめたものであるというてよい。殊に蒙古國は侵略掃蕩を以て國勢發展の根本方策として居つたのであるから、彼我の關係が旗鼓の間に開かれたのも、當然の成行きに外ならぬ。

しかもかくの如き彼我の關係を成立させるに與つて力のあつたのは、朝鮮半島の高麗の政策であつた。元來朝鮮半島は地理上の關係から、我國との關係は我國と大陸との關係以上に深いものがあつた。我が對外政策の方針の如何に拘らず、彼我兩國民の關係に於いて、特に隣接地域に於いては、各の生活の上に分離すべからざるものがあつた。かくの如き地位にある隣邦に對して、我が當局は如何なる對策に出たかと

いへば、高麗の建國された我が延喜以來、我が當局は彼に好意を持たなかつた。これは前代の新羅時代からの習慣的惰勢でもあつた。公式の國交を拒否したことは勿論、高麗が屢〻使を以て所謂朝貢卽ち一種の制限貿易を求めても、或はこれを屬國視し、或は書辭の無禮に名を藉りて應じなかつた。曾て高麗が我に國手の派遣を懇請して來たこともあつたが、これも書辭の無禮に名を藉りて應じなかつた。かくの如く國際關係は開かしめなかつたが、地理的關係から必要に迫られてゐる彼我隣接地域の住民間の交通は、何等の障碍もなくて行はれて居つた。この交通は我國に於いては當局の默認の下に行はれたのであつて、その間の秩序等は直接その當事者間の任意によつて定められて居つた。當局はその間の保護保障には無關心であつた。而も平安時代の末に及ぶに從つて、當局の威令は漸次に衰へた。これに依つて彼我邊民間の協調の下に行はれた高麗との關係も亦漸く亂れて來たのである。この時局の拾收の任に當ることとなつた鎌倉幕府は、對外關係に於いては大體に於いて前代と同様の不干涉の方針に出た。尤も幕府はその創業の折には反對分子の掃蕩に全力を注ぎ、文治二年の末には義經の餘黨追捕の爲めに、天野遠景を鎭西に派遣してその奉行に當らせ、翌年の九月には更に中原信房を遣はし、遠景等と共に進んで貴海島を擊ち、義經の與黨を搜索させてその目的を達したのであつた。この貴海島は九州の南島で、我が版圖內であることはいふまでもないが、しかもこの海を越えての出師は當時の人々には恰も外國征伐の如くに感ぜられた。出師に當つて時の關白藤原兼實は幕府に書を遣つて、三韓を降伏させたのは上古の事である、末代に至つては人力の及ぶところでない、かの貴海島は日域ではあるが、その故實はまことに測り難い、將軍の士をこの方面に用ふるのは定めて煩があつて益のないことであらう、宜しく停止されたが宜しからうと諷諫したので、

幕府も一時はこれに動かされた爲めか、一旦發した出師の號令を猶豫して、豫め島の事情を詳細に調査させた。やがて信房が島の形勢や海路の有樣を調査して報告したので、これによつて幕府は、さまで人力を疲らせる事でないことを確認し、兼ねての計畫によつて出師を決行したのであつた。

かくの如く我が版圖内であつても遠隔な地域は、中央の手が屆かず、化外の感があつた位で、且つ當局も亦殊更にこれ等化外の地に手を加へんとする意志を持たなかつた程であつたから、海外との問題に就いては積極的に對處せんとする意志は全くなく、邊民の外國との關係の如きは放任して顧みなかつた。それが爲めに彼我の間には、平和の裡に交通貿易も行はれたが、又時には、紛議鬪爭も生じたのである。殊に鎌倉幕府の基礎が確立して全國に守護地頭が配置され、その管内の非違が嚴重に取締られるに至つて、從來當局の威力の失墜に乘じて自由行動に奔つて居つた不逞の徒輩は、内地に於いて志を遂げることができなくなつたので、彼等の跳梁の舞臺は自ら變らざるを得なかつた。就中西國邊海の地方に居つた者は自然その活動舞臺を内地から外國へ、しかも最も近い朝鮮半島に轉じたのであつた。且つかかる事情は、時と共に益〻著しくなつたものらしい。但し邊民の私的の行動であるから、當局は不案内であり國史の表面にも傳へられないことが多くて詳かではないが、かかる事情もその事が大となれば自ら國史の上にも現れるやうになつたのである。

承久の變後間もない嘉祿二年前後には、我が邊民が屢〻高麗の沿岸を掠奪したことが高麗史に見えてゐる。最も我國に近い慶尚道沿海州郡巨濟縣の如きは、戰艦を以てその防禦に任じた程で、この附近の諸所が倭掠の難を受けた如く思はれる。かやうな外國に於ける我が邊境暴民の行動は中央の關知せぬことであ

つたが、我が暴擧が餘りに激烈に演ぜられることとなれば、自らこれに對する敵側の報復を期待せねばならぬ場合が到來せざるを得なかつた。嘉祿二年の冬の頃、九州の松浦黨の面々が、數十艘の船を連ねて大規模な高麗侵略を決行したことがあつた。この時はかねて警備の任に就いて居つた高麗の兵と交戰し、我方は半ばは殺害され、生き殘つた者は銀器を奪つて歸つたといふことである。この事件は風說に風說を生んで、對馬と高麗との交戰說、邦民が高麗の內裏に侵入した風聞等が、種々と誇大に喧傳された。その爲めに幕府もその善後策を朝廷に奏請したとさへいはれた。これは實に高麗の報復が憂慮されたためであつて、さなきだに意志の弱い朝臣等は今にも敵軍が侵寇し來るかと恐怖の念を懷いたのであつた。殊に當時高麗沿岸を航行中であつた日宋貿易船一隻が、高麗のために放火されて乘員は一人も殘らず燒き殺された情報も傳へられたため、末世の狂亂至極、我國滅亡の時かと戰慄した廷臣もあつた。それが爲め朝廷では仗議を行はれて、高麗に關する對策を講ぜられるに至つた。如何に決定せられたかは不明であるが、恐らくは不得要領に終つたものの如く察せられる。邊民の暴擧取締等の策は講ぜられなかつたらしく、高麗の沿岸は依然として不安にさらされ、害を被ることが多かつた。翌安貞元年には、金州の防護別監盧旦が我が侵入部隊と戰つて二船を奪ひ、三十餘人を仆し、分捕りの兵杖を國王に獻じたことがあり、又熊神縣では防禦の別將鄭金億が潜かに山間に隱れ、不意に出て侵入部隊を擊退したと傳へられたこともあつた。相當海邊より奧深く侵入され、又その度數も夥しいものであつたらしい。それ故高麗も終に默し得ず、我が安貞元年の春に、全羅道按察使は使を九州の大宰府に致し、邦人侵入の狀を具し、これ等の暴民の處分と爾後の禁遏とを要求した。その按察使よりの牒狀は吾妻鏡に載せられて居り、次の如くであつた。

高麗國全羅州道按察使牒　日本國惣官大宰府當使、准彼國對馬島人古來貢進邦物、歲修和好、亦我本朝從其所便、特營館舍、撫以恩信、是用沿邊州縣島嶼居民、恃前來交好、無所疑忌、彼告金海府、對馬人等舊所住依之處奈何、於丙戌六月、乘其夜寐入自城竇奪掠正屋訖、比者已甚、又何邊村塞、擅便往來、彼此一同、無辜百姓侵擾不已、今者

國朝取問上件事、固當職差承存等二十人、普牒前去、且元來進奉禮制廢絕不行、船數結多、無常往來、作爲惡事是何因由、如此事理疾速廻報、右具前事、須牒

日本國惣官謹牒

丁亥二月　牒

副使兼監倉使轉輸提點刑獄兵馬公事龍虎軍郎將兼三司判官趙判

高麗の立場としては、この外に方法がなかつたことであらう。この牒狀の外に如何なる事情があつたかは、明瞭を闕いてゐるが、この時の高麗の要求は頗る强硬であつたらしい。九州の大宰府は、創設以來我が外交の衝に當つた官衙である。鎌倉幕府は前述の如く天野遠景を鎭西奉行として、大宰府の實權を掌握させ、ついで大友氏がその職をつぎ、大宰少貳武藤氏がその後をついで總管となり、當時は資賴が奉行の任にあつた。高麗が牒狀を大宰府に致したのは、かやうな事情に基いてゐる。これによつて、資賴はその職權を以て高麗の使節と面接し、その要求を容れ、使節の面前に於いて惡徒九十人を斬首し、又返牒を裁してこれに答へたので、使節はこれを諒として歸國するに至つた。その後高麗のこの牒狀は資賴から幕府に進達され、その副本は又京都へも進められた。これは恐らくは資賴がその處理の報告に附隨させたもの

らしい。それ故この高麗の牒狀に接した幕府も、改めて處理を講ずることは無かつたやうである。

然し元首として國家の體面を重視された朝廷から見れば、高麗の報復には憂慮に堪へないものがあつたが、彼の牒狀の始末が少貳氏の獨斷によつて、前述の如く專行されたことを聞かれては、甚だ不滿な感が少くなかつたのであつた。由來屬國視して來た高麗が、對等の儀禮による牒狀を送つて來たのに對して、假令理由のあるにもせよ、これをそのまま受領したのは、我國の尊嚴を汚したものであるといふのが、その一部の意見であつた。それが爲めにこの年の七月に、朝廷は關白の直廬にこの返牒一件の大會議を催された。而してその結果、彼の牒狀は禮を闕いたものであるにも拘らず、資頼が上奏を經ず、高麗使の面前で處刑を行ひ、返牒を發したのは我朝の恥辱であるといふことに定まつた。然し高麗との交渉は既に濟んだ後の事であつて、何とも致し方のなかつた事と察せられる。東國通鑑に「高宗十四年丁亥（わが安貞元年）十二月、遣及第朴寅聘于日本、時倭賊侵掠州縣、故遣寅講和、十五年戊子秋八月、朴寅還自日本、寅到日本諭以歷世和好、不宜來侵、日本推撿賊倭誅之、遂賫和親牒以來、自是侵掠稍息云々」の記事が見えてゐる。我國に傳へられてゐる事と多少の相違はあるが、恐らくは前述の牒狀一件と同一事件であらうと察せられる。然らばこの交渉によつて侵略が止んだとしてゐる故、高麗としてはこの遣使は成功を收めたのであつて、即ち太宰府は彼の求めによつてこれより取締を嚴にしたものと推察される。

この後貞永元年に、肥前鏡社の住人が高麗に渡つて夜討を企て、數多の珍寶を盜み取つて來たことがあつた。この時守護がその仔細を尋問せんが爲めに、その犯人を追捕せんとした折、預所は守護の權限外であると主張した爲めに、更に守護からは幕府へ指示を仰ぎ、幕府は審理の結果、預所の主張は不法である

と決定したことがあつた。この守護の行爲は、思ふに先年高麗との約束に基いたものであらう。かくの如く九州出先きの當局は高麗との約束の履行に留意はしたが、これによつて我が國人の侵略が絶無になつたとは思はれぬ。仁治元年に高麗は復た牒狀を我に致し、その爲めに朝廷で評議の行はれた事があつた。その内容は詳かでないが、高麗が我が國人の侵略禁止を繰り返し要請したものであつて、朝廷の評議はその牒狀の名分問題であつたらしい。この後弘長三年に高麗が牒狀を我に致した。その文面によれば、兩國間の交通は毎年一回船二艘といふ規定であり、若し枉げて言を左右に藉り、高麗の沿海村里を擾がすことがあれば、嚴に懲禁を加へるといふ約束であるのに、今春、日本船一艘が熊神縣勿島に入つてその貢船を掠め、又椽島に入つて我が民産を奪つたのは、誠に國交の意に乖くものである。願はくば掠めた物は徴し還されて、兩國間の和親の義を固くしたいと希望してゐる。これによつて我國と高麗間の約束が如何なるものであつたかを推想し得る。この牒狀を携行した使節は、從來の如く大宰府に來つて、我が當局と折衝を遂げたものの如く、我方に於いてこの事件を審議したところ、それは對馬島民の所業と判明したので、掠めた米二十碩・烏麥三十碩・牛皮七十碩を返付して、歸國せしめたといふことである。これ等の交渉顛末によつて我國と高麗との關係を見ることができるのであるが、これによつて高麗が當時外國に對して如何なる態度をとつて居つたかを推すことができる。當時高麗は國勢衰退の情勢を辿つてゐたから、邦人の亂入は大いに苦痛とするところであつたと同時に、又亂入を絶滅しえない所以であつた。

高麗の我國に對する立場が以上の如くであつた折に、その背後から蒙古民族に迫られて、その朝宗國に加はらざるを得なかつたのであつた。蒙古の四海統一の理想が實現されて、我國も亦高麗と同一地位に置

かれるに至れば、高麗は如何なる利益を享受し得るか、又蒙古の爲めに日本に對つて自ら嚮導の勞を執れば、如何に報いられるか、高麗の態度はこの判斷によつて決定せられるに至つたことはいふまでもない。由來朝鮮に建てられた諸國には、外交に長じた策士が多く、彼等が如何に野心勃々たる蒙古の主を動かしたかは想像に餘りがある。

かくして高麗の媒介によつて、我國と蒙古との間の交渉が現れることとなつた。蒙古の第四代の大汗として忽必烈が嗣立し、燕に都して至元と建元したのは我が文永元年であつた。未だ揚子江南には宋が餘喘を保つて居つたのであるが、その處分も濟まない文永元年から、我國との交渉開始の準備が進められ、高麗がその嚮導の任に當つて、終に文永五年正月一日を以て、蒙古の國書は高麗の使者潘阜等によつて、我が大宰府に進達されたのである。この手續は曩に屢〻行はれた高麗の牒狀と同一であつた。然るに蒙古の國書は、宛を日本國王として居つたので、以前の如く大宰府に於いて卽決が許されなかつた。殊にその內容も極めて重大なものであつたから、この國書を受理した大宰府は、直ちに幕府に傳達してその指令を仰いだのであつた。幕府からは又これを京都に奏上の手續をとつた。ここに於いて先づ問題となつたのは、國書の文面であつた。蒙古の國書の文面は次の如く不平等の儀禮を供へ、威嚇的辭令を以て我が朝貢を强要したものであつた。

上天眷命

大蒙古國皇帝、奉書

日本國王、朕惟自古小國之君、境土相接、尙務講信修睦、況我

祖宗受天明命、奄有區夏、遐方異域、畏威懷德者、不可悉數、朕卽位之初、以高麗无辜之民、久瘁鋒鏑、卽令罷兵、還其疆域、反其旄倪、高麗君臣感戴來朝、義雖君臣、而歡若父子、計
王之君臣、亦已知之、高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、開國以來亦時通中國、至於朕躬而無一乘之使、以通和好、尙恐
王國知之未審、故特遣使持書、布告朕志、冀自今以往、通問結好、以相親睦、且聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉、至用兵、夫孰所好、
王其圖之、不宣、

至元三年八月　日

曩に高麗の送り來つた對等の儀禮の牒狀さへ無禮と認定した我が朝廷が、これを如何に認定せられたかはいふまでもない。彼の使節が追却せられたのは、從來の事情から見ても論議の餘地はないといつてもよいのである。但し蒙古の內情に就いては、別に高麗王も說明してをり、大宰府の當局も亦かねてから牒知して、中央へ報告して居つたことと思はれるので、臺閣の當事者には大體に眞相は諒解されたものらしい。殊に國書の末尾に記された兵を用ふるに至つては云々の文句に對しては、文弱な京都の一部人士は震駭したが、武府の鎌倉は泰然自若たるものであつた。

蒙古は初めから出師の意向であつたらしく、高麗を促して艦船の建造等の準備を行はせ、その完備するまで數回に亙つて使節を派遣し、その度每に追却されたのであつた。これは我國情の偵察と威嚇とを兼ねたもので、同時にその間、幾多の策士の功名爭の行動も混じて居つた。蒙古が軍備に狂奔中、我國がこれ

に對抗の備へをなした事はいふまでもないが、この對抗の備へは決して消極的の防衛のみには止まらなかつた。されば高麗は一面に於いて我國の進攻を慮つて、嚴重な警戒を怠らなかつたのであつた。文永八年、蒙古は國號を元と改め、軍備の完成を待つて遂に征日本軍を發した。第一回は文永十一年の役で、暴風による失敗を喫し、爲めに再擧したのは弘安四年であつたが、この時も前役と同樣に風波の爲めに失敗して潰亂した。所謂文永・弘安の兩役である。

兩度の大役何れも我が防衛の勝利に歸し、大いに神州の威力を發揮したのであるが、弘安の役後に彼我の間に和議が成立したのではなく、依然たる交戰狀態が繼續されたのであるから、彼此共に何時敵方の進攻に遭ふかも圖られぬ情勢であつた。これは彼此共に過大な困難を感じたところである。戰勝の我方に於いても、敵軍の强勢なることは十分に經驗したことであつた。されば幕府は弘安役後直ちに北條時業を播磨に派遣して、敵軍の山陽海路に侵入せんとする折の備へとしたことを始め、鎭西中國沿岸の防備を愈ゝ嚴重にさせた。同樣に元・高麗も亦戰勝の日本軍の來攻に痛切な感を懷きその防備を怠らず、高麗は元に哀訴して兵を借り、我が進攻に備へたばかりでなく、更に元に請うて第三回の出師を促し、永遠に日本の憂を除去しようと謀つた。然し元の國勢から見れば、二回の征日本役はその國勢の極盛期の末であつて、第三回の出師計畫は頗る困難な狀況であつた。それ故征日本の事は幾回か計畫されたけれど、實現には至らなかつた。同時に我國に於いても、文永・弘安の兩役は鎌倉幕府の最盛期であつた。鎌倉武士の實力が縱橫に發揚し得た秋であつた。外敵の侵寇が適ゝかくの如き時期に行はれたことは、我國にとつては幸なことであつた。

凡そ軍を整へて敵の不意を衝くのは容易な事ではあるが、備へを固くしてしかも長年月に亙ることは實に難中の難事である。策宜しきを得ざれば奔命に疲れることとなるのはいふまでもない。我國は實に弘安役後この難中の難事に直面したのである。幕政の崩壞の一因がこの事情に出てゐると稱せられて居り、鎌倉幕府から見れば、日元の關係がその致命傷を與へたこととなる。我方よりする積極的の海外出師は、當時の國力では不可能であり、幕府も一時計畫は立てたが實行するには至らなかつた。然しこの機に當つてこれまで高麗と關係を有つた西國の邊民の立場が敵愾心に燃えるに至つたので、我が邊民の高麗に對する行動は積極的に又反動的となり、次第に元・高麗の沿岸に進出して、彼をしてその對應に遑なからしめ、奔命に疲らせるに至つた。

弘安の役後、未だ十年をも經ざる頃に、我商民の寧波に到つて貿易を營んだ者があつた。然るにその船中に兵器を滿載して居つたために、元の當局は大いに恐れ、兵を置いて備へとし、終に貿易を禁止するに至つた。然るにこの處置は却つて我が商人の感情を害し、延慶元年には終に寧波の官憲と衝突して、市街の燒打ちを決行するに至つた。これは實に支那大陸に於ける邦人活躍の初めといふべきものであつた。然し地理的關係上、これ等の事情は支那大陸よりも朝鮮沿岸に多く起り、高麗は遂にこれが爲めに滅亡するに至つた。日元間の交涉顚末は、かくの如くその當事國の勢力の消長に、重大な關係を有したのである。文永・弘安兩度の大戰役は僅にその交涉の一部分であつて、この兩大戰役の前後に亙る情勢の重大性を併せて銘記すべきである。

柳原本玉葉

藤原兼實の日記玉葉に就いては、早く星野恒博士の解說が史學雜誌第四十六號に登載され、その後明治四十年には九條家傳來本を底本としたものが、國書刊行會によつて刊行され、その內容は普く世に知られることとなつた。兼實は平家の執政より鎌倉覇府の興隆に至る武家政治建設の過渡期に、後白河法皇の院政に對立的態度を執りつつ公家の重寄となり、且つ博覽の故を以てその見聞は多方面に及び、從つてその日記は當時一般の公卿のものの如く、單に宮廷儀禮の記錄にあらずして、政治社會各般の記載に富み、當年の硏究史料として頗る貴重なものであることはいふまでもない。兼實が賴朝と握手してその全盛を極めたのは、建久三年三月後白河法皇の崩御から、建久七年十一月源通親の畫策した政變に沒落するに至るまで約四年間で、この後は九條家は復た不遇にも沈淪したのである。現存の玉葉は惜しい哉建久五年以降は日次の斷續が多く、且つ刊行された普通本は正治二年までであつて、兼實の晚年に於ける狀況を知り得られぬのは遺憾である。玉葉もその初期の部分は槪ね朝儀の詳細な記錄であつて、他の諸家の記錄と選むところがないが、後年に至るに從つて漸く記述は簡潔となりよく要を摘んであつて、興味が頗る深いのである。さればこの正治以後の部分も傳はつてゐれば、國史の上に多くの有益な材料を提供したであらうと思はれる。

然るに柳原伯爵家に傳はつてゐる祕記錄の中に玉葉の斷簡の寫がある。正治三年正二月と建仁三年正月の記の一端である。これは正しく流布本の正治二年の記に接續すべきものである。この玉葉は東京帝國大學史料編纂所に於いて謄寫されたものによれば、その奥書に

右玉葉以或家古卷命家人令寫之最可祕卽一校了

寛政八年六月十四日

正二位藤（花押）

と見え、正二位藤（花押）は柳原紀光卿で、名高い續史愚抄の編者である。これを以てその來歷を知ることができる。

この玉葉の記事の日次は、正治三年（卽ち建仁元年）正月二日（端闕く）から二月五日まで及び建仁三年は正月一日から五日までで、而も諸所に蟲損の缺字があつて意味の通ぜぬところもある。かく極めて短日月であり且つ記事も概ね簡潔であるが、現存の他の史料に見えない興味深い政治社會上の出來事が載せてられて居つて、珍重すべきものである。今その重なるものを擧げて見るに、先づ第一は卿典侍の叙位であつて、正治三年正月七日の條に見えてゐる。

加叙之次卿典侍範兼女叙三位、七日被行女階之例不審、然而左府案事理仰參議令書之、入宮奏聞返給下內記云々、加叙之內、於公卿者不書入召名、只仰可作白紙位記之由於內記、於女階者不可然、仍別ニ行叙位、後日可請印之由存之云々、其理可然歟。

卿典侍は藤原範兼の女兼子で、後鳥羽天皇の御乳母である。正治元年正月三十日の女官除目に典侍に任

ぜられ、卿典侍と呼ばれた。承元元年六月十七日に従三位から従二位に陞叙せられ、卿二位と呼ばれて、丹後局に尋ぐの女流政治家で、愚管抄の著者はその權勢を評して女人入眼と書いてゐる。その三位に叙せられたことは、明月記の建仁二年五月以降に卿三位として見え、正治二年十二月までは卿典侍とあるので、その叙位の時はほぼこの間にあることと推定されて居つた。現存の明月記は不幸にして建仁元年正二月の記を缺いて居り、その叙位の日は不明であつたが、この玉葉によつて明かとなつたのである。卿の字は蟲損の爲めに全畫を知ることができないが、範兼の女で典侍であるのは兼子を措いては他にないので、この叙人が兼子であることは疑ひないところである。

第二は、内大臣通親夜打の企の風聞で、卽ち同年同月十三日の條にある。

申剋許自法性寺歸九條、定能卿豫參女院御方、於殿上(余在簾中)謁之、語云、伊賀去任之間、依件意趣内大臣ヲ可夜打之由結構之旨、彼大臣亭ニ有落書云々、信仲落書有忿怒云々、不能左右事歟云々、夢歟非夢歟可彈指世也。

女院は宜秋門院で玉葉の記者兼實の女に當られる。卽ちここで兼實が定能から聞いた次第を書いたのである。定能は當時前權大納言正二位の位に居り且つ九條家の家司である。伊賀云々とあるは伊賀守の進退を指したもので、定能の子定親は建久九年正月三十日に伊賀守の任に就き、明月記によれば正治二年十月十一日に定能が仁和寺堂供養を行うた條に、亭主(定能を指す)兩息(定季、伊賀守等同冬衣)、とあつて、定季・定親の兩人の事をいうてゐるから、この時までは伊賀守とあつたことが知られる。その任を去つた時日は詳かでないが、この玉葉の記載によれば、その任を奪はれた意趣を以て通親を夜打せんとしたといふことであるから、恐ら

く正治二年末かこの年の初めに、通親方の爲めに伊賀守を去ることとなつたと思はれる。定能の語つたところであるから、その子定親の事と見るのが穩當であらう。この夜打結構の事は定能が兼實に告げたことで、その事實の如何は別問題であるが、建久七年の政變以來九條・土御門の兩家は政治上全く相容れぬ地位に立つたのであるから、この落書一件も恐らく兩家間の暗闘の一產物であらうと推定され、當時京都の政界に於ける興味ある現象の一つといふてよい。これより先き文治二年の夏の頃、兼實が後白河院の當局と反目の立場にあつた折、義經・行家等が後白河法皇の庇護の下に京都の基通の第に潜伏し、院宣を奉じて兼實を夜打する計畫があることを密かに牒知し、匆卒としてその假邸から本邸へ家族をまとめて歸つたことがある。この折も果してその計畫があつたかは不明であり、且つ實現されなかつたことであるが、夜打といふ事は當時あり勝ちのことであつたと思はれる。また落書といふ事もこの頃屢〻反對者陷擠の手段に使用された。建久二年七月に兼實の家司等が後白河法皇を咒咀し奉り、またひそかに幕府に通じて院に對抗を企ててゐるといふ落書を、兼實は丹後局からつきつけられて大恐慌を起し、百方辯疏を盡しても心安からず、春日に祈請を凝して漸く安堵したことがあつた。この時のも規模は小さいやうであるが、同じやうな事態と思はれる。兼實が夢歟非夢歟と歎息してゐるのを見ると、この一件は兼實自身にも多少關係があるらしい。定能と通親との關係は、この前後に於いて特に徵すべきものはないが、定能はやがてこの年二月二十一日を以て出家し、その政治的生涯を閉ぢてゐる。これは一つは素懷を遂げる豫定の行動ではあつたらうが、又これ等の事情の爲めに、廟堂の地位に不安を感じたのではあるまいか。

第三は城長茂の變であつて、同月二十三日に亙る各條に見えてゐる。

廿三日甲戌晴、此日朝覲行幸也、東宮同有拜覲之禮、同居上皇内裏與上皇宮太近々之間、供奉之輩濟々、因茲行幸移刻、及申終臨幸及子尅左大臣退出、其後爲方違向僧正粟田口房、左大臣同車、丑終寅始之程、左中辨公定告送僧正之許云、只今武士亂入上皇宮、行幸未有還御、公經等逃入近邊人宅鏁門了云々、夢歟非夢歟、心失神消力者、法師院力車云々、説上皇御逐電了云々、下方有火、疑九條之邊歟云々、仍遣人唐橋高倉邊云々、遣青侍於宗頼之許之處、奉相具一品宮參八條殿只今歸來在二條直廬云々、上皇御在所未知云々、但二條殿全無武士、行幸還御了云々、武士等卽時散了云々、天曙歸九條、先是親能法師參院、上皇又還御云々、件亂入武士ハ越後城四郎不知實名爲頼家勘氣之者、而逃去鎌倉企上洛成此構、先欲伐小山左衞門尉、不知名、近日京中守護之武士也、而件者逃去了之間、自彼家參院企無道卽逐電了云々、事之次第非直也事也、年始最前拜覲之日有此騷動實可恐事也、綷已無其實、數箇之貴人忽歩行奔波先代未聞、已是獲麟之世也、於今者彌欲忩山林之素懷者也、

廿四日、乙亥、去夜者不思議之語説非筆端之所及、右大臣爲宣下叙位猶祗候、是武止迷逃了、公經長房依勸賞加級申院御方拜賀之間、被追武士、公經ハ向公定家、左近隣長房者參御所云々、武士者頼家ハ朝敵候、奉勅定欲討彼卿云々。

廿五日、丙子、謀反之黨類、少々被搦取云々、春衡子也、稱元吉之冠者、非名所名已云々、件者已寄宿範季卿唐橋家、件者去親能法師之手、而此間逃彼家移住範季口之家、已爲此同類被捕取了、範季甚歎息云々。

廿六日、丁丑、或人云、實慶僧正之邊頗成怖畏、是謀叛之從黨了、在彼門弟之中云々、實慶ハ公胤法印同體也、公胤與内大臣分身也、旁不可有疑殆之處、有此風聞太奇云々。

城氏の變の曲折は吾妻鏡で從來知られて居つた。京都側の記錄としては猪隈關白記や三長記もあるが、朝覲行幸の儀式を載せてゐるばかりで、殆んどこの事變に觸れて居らぬ。僅かに簡單な京都側の記載は百練抄にあるに過ぎぬ。それ故當時の京都の有樣の詳細は見るべきものがなかつたのであるが、これによつて京都側の耳目に映じた一端が知られ、頗る興味多く思はれる。長茂のこの企は不成功に終つたのであるが、當時公武關係史上に於いては見逃すを得ぬ事件であつて、一部の史家の間には、これを以て後鳥羽上皇の討幕の御企に關係あるものとの說さへ行はれた。その當否は別問題として、當時この報を得た鎌倉は一大驚駭を起して大騷動となり、幕府の制止で僅かに靜まつた位であるのを見ても、この事變が幕府側にとつて頗る重大な關係のあつたことがわかる。この玉葉の記事で見ても、幕府に緣故深い藤原公經が武士に追はれて奔竄した事などは、この間の消息の一端を漏したものといへよう。

又、長茂の一味の元吉之冠者が範季と關係のあつたことは一顧すべきものがある。元吉之冠者は吾妻鏡には本吉冠者隆衡とあつて、尊卑分脈によれば高衡と見え、泰衡（奧州藤原氏）の弟に當つてゐる。玉葉に春衡の子とあるのは恐らくこの關係をいうたもので、傳聞の謬と筆寫の誤とがここに交錯してゐるものと思はれる。文治の末に幕府の爲めに亡滅の禍を招いた藤原氏の一族が、平氏の殘黨である城氏と事を共にして、幕府を仆さうと企てたことは、當時幕府に對する不平分子の有樣を見る上に興味あることである。範季は當時從三位の地位にあり、今上土御門天皇の國母承明門院在子の御母、承明門院三位範子（土御門通親の室）及び卿二位兼子等との同胞で、通親とは姻戚關係を有して居つた。文治・建久の交には後白河院廳の院司の任を帶びるとともに、攝政兼實の家司を勤め、政界に於いて頗る複雜した地位にあつた。義經・行家が

基通の第に潜伏し、院宣を奉じ兼實邸を夜打するとの風評があつたので、兼實が冷泉第から九條第に難を避けた折、兼實にこの計畫を密告したのは範季であつたといはれ、また義經の與黨堀景光が、折柄南都に潜伏しつつあつた義經の旨を受けて、範季と談合したことがあつた。この事情は景光が幕府の爲めに京都で捕縛された時、その自白によつて暴露され、爲めに範季は幕府の追究を受け院で吟味を受けた結果、義經との關係はないと定まつたが、終に時の官皇太后宮亮及び木工頭を解かれることとなつた。この後通親の權勢時代に侍讀となり、從三位に陞叙されて建仁元年には七十餘の高齢であつた。この政治的の波瀾の多い範季が、この城氏の變に長茂一味と關係のあつたこと、及び通親その人も間接に關係を有して居つたといふ巷説は、當時の政界の半面の事情を暗示してゐるやうに思はれる。

第四は後白河法皇の御靈託に關することで、同月三十日の條に見えてゐる。

今夜下名云々、見聞書〇中略、中又衞府一度に被補廿餘人、敎成任中將、被恐靈託歟、趙高始不信此靈託、仲國殆欲處科云々、而依前齋院同靈託ニ被猜仰之人也、御事、始以有信伏之氣云々、仍驚而有此恩歟、天下之爲體、如赴冥途他界歟、不能□右々々。

敎成は平業房の子で丹後局榮子の腹である。局の關係を以て、後白河法皇の勅旨によつて藤原實敎の嗣子となつた人である。趙高は秦始皇に侍した佞臣で、兼實が通親を指して誹つた稱呼と思はれる。玉葉正治二年二月二日の條に、梶原の變を記して「景時討伐必然云々、天下悅也、積惡之輩盡數滅亡、趙高獨運未消如何云々」と見えてゐる。仲國は後白河法皇の御近習で且つ丹後局の緣者である。前齋院は後白河法皇の皇女式子内親王で、建仁元年正月二十五日に薨ぜられた。御事とは薨去の事である。後白河法皇の御

託宣の事は、早く建久八年の春頃に、藤原公時の家人藏人大夫橘兼仲の妻が、後白河法皇の御託宣を受けたと稱して法皇を祠に奉祀し、國々を寄進せよ等と公言した爲めに安房國に流罪となり、夫兼仲も隱岐に流された。然しこの御託宣の事は丹後局が信用し、やがて仲國夫妻が又御廟建立を唱へたので、朝議は不採用と決し、從つて仲國は刑部權大輔の官を解かれ、夫妻共に追放せられて、この事件は終局を告げたのであつた。この御託宣の眞相は詳かでないが、法皇側の舊臣がその爲めにするところのものであつたことは疑なく、その聲を有力にせんものと式子內親王にも說き奉つたところ、內親王には御信用なく、通親も亦信用しなかつた。然るにやがて內親王が薨ぜられたので、通親は大いに驚いて御託宣を信用し、その託宣のまにまに敎成の任中將を行はしめたといふのが、この玉葉の記するところである。御託宣には恐らく種種の箇條があつたであらうが詳かでない。仲國一派の唱言するところでは、この後攝政藤原良經の薨去は故法皇の御祟であり、家實が代つて攝政となつたことは仲國妻の豫言の的中であつたといふことであるから、式子內親王の薨去も、同樣の曰く附に吹聽せられたものであらう。一面には當時の思想界の有樣が見えて興味深い。

承久軍物語の成立

一

後鳥羽上皇は承久の御企に際し、義時追討の院宣を鎌倉在住の重なる諸將に下されて、官軍に誘引せしめられた。この院の使命を帶びて東下したのは院の北面の武士藤原秀康の所從で、その名に二つの傳がある。一つはヲシマツ他はナレマツといふのである。吾妻鏡にはこれに「押松」「狎松」の文字を以て宛てゐる。押と狎とは字體が頗る似通うてゐるので、何れか一方が轉寫等に基く誤謬であらうといふことは、容易に想像し得られるのである。今これを關係史料に現れてゐるところを見ると、承久の變の關係史料が極めて乏しい中にも、殊に本題に關係のある史料は少く、僅かに吾妻鏡・承久記及び皇代暦の三種あるに過ぎぬ。

イ　吾妻鏡は最も原本に近いと稱せられてゐる吉川本を始め、北條本並びに宮内省圖書寮・京都圖書館を始め諸家に藏せられてゐる寫本、及び慶長版の活字本等には何れも「押松」と記され、寛永に菅聊卜が刊正した木版本及びその再版等には「狎松(ナレマツ)」とある。

ロ　承久記は現存のものには、四種類の系統があつて、承久記・承久軍物語・前田家本承久記・慈光寺

本承久記と通稱せられてゐる。その中承久記は「推松」、承久軍物語は「なれまつ」、前田家本の承久記は「推松」、慈光寺本承久記は「押松」と見えてゐる。前田家本承久記より作られた承久兵亂記は「をしまつ」と書いてゐる。

ハ　皇代暦には「駕松」とある。

以上の諸史料を綜合して見れば、「押松」「推松」「駕松」は何れも同じ音を示したものであるから、「ナレマツ」と傳へてゐるのは、吾妻鏡の一書と、承久軍物語の二つである。而も吾妻鏡は最も後年に出來た版本の傳であるから、吾妻鏡本來の所傳とはいひ難い。但し寛永の木版本は吾妻鏡の研究者の一人である菅聊卜の刊正にかかるものであるから、在來の傳を殊更に改めたことが特別の研究の結果であるならば、輕視する事はできぬけれど、この事に就いては全く傳がないので詳かでない今日に於いては、本問題はただ承久軍物語の史的價値に依つて決せられる運命にある。それ故ここに承久軍物語に就いて所見を述べ本問題の小見を記して大方の高批を得たい。

二

承久軍物語は六卷よりなり、群書類從第三百七十卷に收められて、普く熟知せられてゐるものであるから、殊更に說明の蛇足を加へる要を見ないが、ただその原本とも思はれるものが內閣文庫に所藏されてゐるので、聊かこれに就いて述べたい。

この內閣文庫所藏本は和學講談所の舊藏で、大正六年五月史學會大會の折に催された東京帝國大學の第

七回史料展覽會に出陳され、觀覽者の注意に上つたやうに、本書には諸所に別筆を以て抹殺や加筆が施されて、一見草稿本の觀がある。群書類從本はこの訂正に從つて刊行されたため、この草稿本らしい面影を見ることはできぬが、最近國史研究會で出版された國史叢書承久記にはこの草稿本の面目をほぼそのままに殘してある。本書は江戸時代以前には遡ることを得ぬ寫本で、二冊に分たれてゐる。殆んど假名書きで、本文中諸所に繪所として繪の說明が注がれてある。而もその注には、何々を書くべしとあるものが所々にあり、且つ繪所の場所と注を改訂したところも數箇所あつて、殊に第六卷の繪の注は初め三ヶ所に書かれてあるのを、悉く改めて六箇所に增加して居つて、繪本の草稿らしく思はれる。その記事は承久の變の顚末であることはいふまでもない、群書類從本が

右承久軍物語六冊以承久記印本遂一校了

としてゐる位、承久記版本とその內容その文句を頗る似通はしてゐる。本書はその著者及び著作の年代等に就いて全く知る道がないので、その史料として價値を定めるには、先づこの頗る類似してゐる承久記との關係に見ねばならぬのである。

三

承久記は江戸時代の初め頃から版行されて流布し來つたもので、その版本には今までに小見に入つたものは四つある。

第一は慶長版の活字本で上下二冊のものである。別に奧書はないが版式から慶長版の木活字本であること

とは疑はれぬ。その南葵文庫に所藏されたものは、大正五年に日本圖書館協會主催の古活字本展覽會が慶應義塾大學内に開かれた折に陳列されたことがあつた。

第二は木版本の上下二册のものである。これは慶長活字本を底本として振假名・句點等を施したものらしく、内容文章共に殆んど慶長活字本と變りはない。奥書はないが形式からして寛永頃のものらしい。

第三は第二と全く同じであつて、ただ題簽に三代記と冠注のあるものである。尾崎雅嘉の群書一覽によれば、明德記・應仁記と合せて三代記としたのであるといふ。版が第二と同じであるから前者の再版本であらう。この以上三種は同一系統のものであつて、假に第一種として置く。

第四は元和版の活字本で上下二册のものである。これはその奥書に

右兵亂之記行于世年尙矣。故本有廣略條有脱落。今也集於多本以一校畢。于時元和四戊午暦孟夏中十日。

とあつて、校正者は不明であるが、その時代は明瞭である。その一本は帝國圖書館に藏せられてゐる。即ちこれは承久記の第二種である。これを第一種と比較すると内容は大體同じであるが、文句に多少出入があり、また上下の分ち所も違つてゐる。これは元和の活字本がその奥書に示す通り諸本を對校したためであらう。

以上の版本の外内閣文庫所藏の寫本上下二册のものがある。これは昌平坂學問所の舊藏で内容は版本の第一種と殆んど同樣であるが、字句の出入、文字の相違が澤山にあり、且つ卷頭には簡單な帝系圖と北條氏系圖とがのつてゐる。これは承久記の第三種といふべきものである。

この外尙諸家諸所に寫本の藏せられてゐるものがあるが、これ等は皆第一種の版本を寫したものに過ぎず、文句は全く版本と同樣であるから、承久記としては先づ如上の三種があるのである。その中でも初めの第一種の版本は最も不完全で、誤謬脫落と思はれるところが多く、從つてこの誤謬や不足を元和活字本と內閣文庫所藏の寫本とを以て對校して補正したところで、始めて承久記の比較的完全な原形に近いものが得られようと思はれる。國史叢書承久記所收の承久記はこの三種を對校した產物である。今左に第一種の版本が他の二本に比して不完全な二三の例をあげて見よう。

（第一表）

〔第一種本〕	〔元和活字本 內閣藏寫本〕
彼右大將ト申ハ〇中略 生年十三ト申治承四年八月ノスヘ	彼右大將ト申ハ〇中略 生年十三ト申永曆元年三月伊豆國ニ流罪セラレ廿一年ノ星霜ヲ送三十三ノ年治承四年秋八月ノスヘ
大形今度御謀叛間繼可然モ不覺候	大方今度ノ御謀叛於公繼ハ可然共覺候ハス、〇公繼ハ當時前右大臣ナリ、
以上一萬七千五百餘騎六月ノ晦各都ヲ出テ尾張ノ瀨々ヘトテゾ步セケル、	以上一萬七千五百餘騎六月二日ノ曉各都ヲ出テ尾張ノ瀨々ヘトテゾ急ギケル、

御所燒トハ次家正ニ作ラセテ君御手ツカラ燒セ給ケリ、

御所燒トハ次家次延ニ作ラセテ君御手ツカラ燒セ給ケリ、

かくの如くであるから、承久記として取り扱ふ場合には、前記三種の校合補正によつて得たものを以て、比較的原本に近いものとして用ふべきである。

四

承久記を諸種類本によつて最も原形に近い善本として、その史的價値を觀察して見ると、當時の幕府方の記錄である吾妻鏡の記事と何等相交渉するところがなく、而も事實が最もよく吻合してゐるから、恐らく吾妻鏡とその資料を異にしたものであつて貴重な史料と思はれる。殊に京都側の動靜の如きは、本書以外に詳細を徴すべきものはない。ここに於いては本書を承久の變の根本史料の一と見ることもできる。鎌倉方面に於ける記事、例へば幕府が討幕の事を始めて知つたのは、三浦義村の密告に依つたといふやうな些細な事實には吾妻鏡と相違があつて、如何と思はれることがないではないが、京都側の記事に於いては、吾妻鏡に優つてゐるところもある。例へば官軍の尾張河に發遣された日が、吾妻鏡には六月三日とあるのに、本書には六月二日の曉とあつて、而も當時の仁和寺の記錄である承久三年四年日次記と吻合してゐるやうな工合である。

以上の如き事情から見ると、本書は京都側の史料として吾妻鏡の記事を補ひ得べきものである。殊に吾

妻鏡は京都の敵である鎌倉方の記錄であるから、京都側の敍事は必ずしも信ずべきものとはなし難く、正に本書を以て補正して見るべきものといふてよい。ただ本書の著者竝びに成立の年代等に就いては何等徵すべきものがなく、從つて史料としての絕對の價値を斷定する由がない。元和の版本によれば、江戶時代以前に既に諸本のあつたことが知られ、また洞院公定公記應安七年三月廿一日の條に、

丙辰、天陰雨下、條々申入城南御所、子細有之、承久物語三帖申出之

と見え、實隆公記の延德二年五月十七日の條に、

雨降、參入江殿、承久物語太平記一兩册讀申之、及晚歸宅

の記事がある。その承久物語とは何れを指すのか明瞭でないが、恐らく前掲の承久記の一種であらう。當時既にかかる書籍の存在したことが知られる。その文體等から見ると源平盛衰記等と頗る類似し、中には同樣の筆法と思はれるところもある。ここに想像をめぐらせば、源平の戰爭に於ける源平盛衰記、吉野時代の戰亂に於ける太平記と同樣な史的價値を、承久の變に對して持つてゐるのではないかと思はれる。本書が源平盛衰記や太平記のやうに人口に膾炙されないのは、その記事の內容がこれ等に比較して無味乾燥、換言すれば文學的趣味に乏しい爲めであらう。

五

承久記の史的價値が如上の推定で誤なきものとすれば、字句が殆んど同一でただ漢字と假名との相違とさへも思はれる承久軍物語は、承久記の異本としてこれと同一の史的價値を有する筈である。然るに承久

記に推松とあるのが、承久軍物語に「なれまつ」となつてゐるのは如何なる理由であらうか。ここに解決せねばならぬ問題がある。

承久軍物語は承久記とは假名と漢字との相違である位頗る類似してゐるが、又多少の内容や文句に出入がある。この多少の相違を逐一調査し、且つ承久記の各種と比較して見て何れと最も類似してゐるかを見る要がある。先づ承久記の各種と比べて見ると、承久記の中でも慶長の活字本からの系統を引いてゐる第一種類に最も類似してゐることが知られる。次にその内容及び文句の相違を觀察すると、文句の相違は多少あるが、何れも類語であつてさして問題とするに足りないが、文章全體から見ると承久軍物語の方が流暢である。內容の史實に就いては兩者互に多少の出入があるが、その中承久記の方の內容の多いところは、殆んど總てが一つの事實の記載の詳細なところ、例へば戰ならばその詳しい有樣にあるのであるが、承久軍物語の方で內容の多いところは、一つの事實中の記事の詳細なところは一つもなくて、皆別種の事實の記載である。それ故承久軍物語は承久記に比して、多種の事實が記載されてゐるわけである。この承久軍物語が承久記に比して記載事實の多い箇所は約四十ばかりあつて、而もこの記事は悉く吾妻鏡の記事と全く吻合してゐることを發見し得られるのである。承久記の史的價値の大なるのは、吾妻鏡の記事と何等交渉がないところにあるのに、承久軍物語には吾妻鏡と全く一致した記事がある。而もこの吾妻鏡と一致した部分を除去すれば、承久軍物語は全く承久記の一部を形作つてゐるに外ならぬのである。その吾妻鏡と承久軍物語との記事の交涉を表示して見ると頗る趣味ある有樣が見られるが、餘りに紙面を費すので單に綱目に止めて左に列記して置く。

一、大江廣元が實朝の拜賀を諫め、仲章が反駁した事
二、實朝の拜賀の供奉者の行列
三、義時が劍を讓りて歸亭の事
四、實朝の薨去を京都に披露の事
五、行光の宮將軍奏請の事
六、阿野時元の亂の事
七、金窪行親の事
八、時房上洛の事
九、賴經の東下の月日
十、泰時時房等軍議の事
十一、幕府の北陸道軍の將の事
十二、鎌倉に於ける世上無爲の祈
十三、宣旨の請文
十四、官軍東山道へ發向の將士の名の一部
十五、六月三日に官軍出發の事
十六、摩免戸へ向ひし幕軍の將
十七、六月五日大井戸の戰

三十五、安東光成の着京
三十六、光親後鳥羽上皇を諷諫し奉りし事
三十七、後鳥羽上皇御落飾の御戒師
三十八、長成能茂遠島に供奉の事
三十九、七月二十七日仙駕出雲大濱着御の事
四十、昌明六條宮を守護し奉る事
四十一、冷泉宮備前配所の御有樣

以上の史實は承久軍物語が承久記の記載より多い總てであつて、而もこれに照應する記事は悉くこれを吾妻鏡の中に求め得られるのである。ただ一つこの外に東軍の芝田兼義の乘馬が立波と稱する名馬であるといふことは承久軍物語獨特の傳へであつて、吾妻鏡を始め現存の小見に入つてゐる史料には全く見當らぬ。

今左に承久軍物語と吾妻鏡とが、如何に史實竝びに文章を類似させてゐるかの一例をあげて見ると、

（第二表）

承久軍物語	吾妻鏡
あくれば二十六日こんどのいくさぶゐの御きたうのために、つるがをかの八まんぐうにてにんわうかうをおこなはる、かうしはあんらくばう	二十六日、己酉、始行世上無爲祈禱於鶴岡、有仁王百講（關東始例）講師安樂坊法橋重慶、讀師民部卿律師隆修、

ほつけうてうけい、どくしはみんぶきやうりつし隆修とぞきこえし、——

何れか一方がその飜譯であることは、容易に想像し得られようと思ふ。

六

承久軍物語の內容が上の如くであるから、ここに更に一歩すゝめてその承久記や吾妻鏡に對する關係を考へることができる。卽ちこの關係に就いては、次の如き二つの假說が立てられ得る。

第一、承久軍物語は承久記竝びに吾妻鏡の編纂の材料となりしこと。

第二、承久軍物語は承久記と吾妻鏡とから編纂されしものなること。

この中第一の假說には不自然なところがある。卽ち承久軍物語が承久記と吾妻鏡との材料となつたものとすれば、承久記と吾妻鏡とに承久軍物語からとつた共通な事實がありさうなものである。然るに實際に於いては承久記と吾妻鏡とは、その記事に何等交渉のある痕跡さへもない。ここに於いて第二の假說が更に有力となつてくる。承久軍物語が承久記を骨子として、その史實の不足な部分を吾妻鏡からとつたとすれば立派な說明がつくのである。而も承久軍物語と承久記竝びに吾妻鏡との關係を仔細に見て行くと、更に進んで、承久軍物語は承久記の中で最も流布せられた而も誤謬の多い版本と、吾妻鏡の中で最も後世に出來た版本とから編纂されたものであると推定される。それは、承久記及び吾妻鏡の版本の間違をそのま

まにとつてゐるところで立證される。まづ承久記の版本の誤を如何にとつてゐるかを示せば、

（第三表）

承久記版本	承久軍物語
大形今度ノ御謀叛間繼可然モ不覺候、	大かたこんどの御むほんの御事、しかるべきともおぼえ候はず、
御所燒トハ次家正ニ作ラセテ君御手ツカラ燒セ給ケリ、	御所やきと申たちは、上くはういへまさといふかぢをめしてつくらせ、君御てづからやかせ給ふたちなりけり、

これを第一表と參照すれば、承久記の版本が如何なる誤をなしてをるかが容易に知られる。若し承久軍物語が承久記のもとであつたものとすれば、かかることはあり得べからざることである。次に承久軍物語が吾妻鏡の版本の誤を、如何にとつてゐるかを例にあげれば、

（第四表）

吾妻鏡版本	承久軍物語
八日辛酉〇中略 次有御幸于叡山、女御又出御、女房等悉以乘車、上皇御直衣腹卷令差照笠御、土御門院御布衣、新院同六條親王冷泉親王已上御直衣、皆御騎馬也、先入御尊	六月八日とりのこくに、日吉のやしろに御かうなり、御とものの女ばうたちはみな御くるまにめす、一ゐんは御なをしの下にはらまきをめし、

長法印押小路河原之宅、(號之泉房)、於此所諸方防戰事有評定云々、及黄昏幸于山上、内府、定輔、親兼、信成、隆親、尊長(各甲冑)、等候御共、主上又密々行幸、(被用女房輿)、職事資頼朝臣、具實朝臣(已上直垂)、劍璽在御輿、中納言局(大相國女)奉相副云々、

御きばにめしてひがさをさしかく、しんいん(つちみかどの院)は御布衣、しんいん(しゅんとく院)ならびに六でうのみやれんぜいのみや三所は、御なをしにてみな御きばなり、先そん長法印がをしこうぢのいへ泉坊に入御し給ひ、たそがれにをよんでえい山にみゆきし給、ぐぶの人々には内大臣、さだすけ、ちかかね、のぶなり、たかちか、そん長、みなかつちうをたいせり、主上(はやなり)もひそかに女ばうごしにめされて行幸なる、ことし四さいにならせ給ふが、大しやうごくのむすめ、中納言のつぼねと申人あひそひ奉る、けんじは御こしにおはします、しきじはすけより、ともざね也、

この兩文を對照すれば誠に忠實な逐字譯であつて、漢文の讀み下し方に何等の無理もないのである。然るにこの吾妻鏡版本の文章は、吾妻鏡の中で最も原本に近いといはれてゐる吉川本のそれと比較すると、次の如き相違があつて、明らかに版本の誤を認められるのである。全文を對照するのは煩はしいから所要の部分だけを對照して見る。

（第五表）

吾妻鏡版本
土御門院御布衣新院同六條親王冷泉親王已上御直衣皆御騎馬也、剣璽在御輿、中納言局大相國女奉相副云々、

吾妻鏡吉川本
土御門院布衣新院同六條親王冷泉親王已上御直垂皆御騎馬也、剣璽在御輿中、大納言局大相國女奉相副云々、

前者はただ「同」の字の大小の相違に過ぎぬ。この文章に於いてその大小何れが合理的であるかは、容易に知り得られるところで、同は正しく御布衣を受けたのである。然るに版本が「同」の字を本文に入れたために、承久軍物語はその誤に氣づかずして「ならびに」と譯してしまつたものと思はれる。尙直衣直垂の相違もある。

後者は、吉川本に「大」の字が多いだけである、而もこの爲めに句點の相違となつて、中納言局と大納言局との問題となつてくるのである。この是非の問題は吾妻鏡だけでは一寸論斷することはできないけれど、これを當時左大臣であつた藤原道家の日記、玉蘂で檢べて見ると、その承久二年四月十六日の條に、時の東宮にまします仲恭天皇の御魚味の儀の事が見えて、その中に卿二品が東宮を懷き奉り、大納言局が御後に候したことが見えてゐる。當時の大相國卽ち太政大臣は藤原公房であつて、その女に大納言局のあることは尊卑分脈には見えて居らぬので、この方からは決定し兼ねるが、當時中納言局といふものも存在が當時の史料には全く見えないに反し、大納言局の名は玉蘂に見え、この吾妻鏡の事實とは僅かに一年を距てゐるばかりで、且つその奉事した君の仲恭天皇にましますことは前後同一であるからして、現在に

於いては吉川本の傳を正しいと見たいのである。吉川本以外の諸本は偶然「大」の字を落したために、中納言局と讀まねばならぬやうになつたものらしい。然らば承久軍物語はここに於いても吾妻鏡の誤をそのまま受けたものといひ得られる。承久軍物語を吾妻鏡が編纂の材料に用ひたとすれば、かかる事情は起るべき筈はあるまい。以上の考說によつて承久軍物語が承久記の版本と吾妻鏡の版本とから出來たといふ假說は成立し得ると思ふ。

七

承久軍物語の成立について如上の假說が成り立てば、その史的價値は容易に說明せられる。即ち本書の編纂の材料である承久記と吾妻鏡とが、その使用した以上の善本が今日現存する上は、特に史料として取り扱ふ要はないといへる。ここに至つて最初に擧げた問題も自然に解決され、即ち本書が「なれまつ」というてゐるのは吾妻鏡の版本の誤を受けたに過ぎぬもので「押松」を以て正しいとする答が得られるのである。吾妻鏡が「狎松(ナレマツ)」としてゐるのは僅かに寛永以降の版本ばかりで、而もこの名の擧つてゐるのは、承久三年五月十九日の條に一つ、同月二十七日の條に二つ、同年六月一日の條に二つ、都合五箇所で、尙これ等の各條をよく見れば「狎松(ナレマツ)」とあるのは初出の條一箇所で、後の四箇所は明かに「押松」とあつて、ただその振假名が「ナレマツ」とあるに過ぎない。況んや慶長以前の諸本は押松、吾妻鏡と本問題に就いてその史的價値を殆んど等しくする承久記には推松、また鎌倉末に出來上つた皇代曆(一名歷代皇記)に鴛松とあるのは、何れも「オシマツ」の音を示したものであることは何等の疑もないところであるから、「ナレ

マツ」說の承久軍物語の史的價値が殆んど認められるものとなれば、この說は全く問題とはならぬのである。思ふに吾妻鏡の木版本が「ナレマツ」と振假名をしたのは、振假名の際才と刄とを偶然見誤つたことからして起つたもので、研究の結果の訂正といふべき重要なものではあるまいと思はれる。殊に「犽字」となつてゐるのは僅かに一箇所に過ぎぬ。

尙内閣文庫に現存する承久軍物語が草稿本の體裁をして居つて、且つ江戸時代以前には到底遡り得ぬものであるから、旁〻上述の假說とも何等の矛盾をも感じない。極言すれば、この草稿本が正しく抑〻承久軍物語の原本ではあるまいか、承久記と吾妻鏡とからここに一つの繪本が作られたのである。殊に實朝の鶴岡拜賀の供奉の行列は全く吾妻鏡と一致して、ただ諸所に「とねりやうなり」「ゆみやもつ」「ゑぼしあかしやうぞくきる」「くそくきる」等と註のあるは、思ふに挿繪として畫工に本書作者の要求するところであつて、上述した如く、繪の說明に何々をかくべしとあるのとともに、本書は未成品であるのを示してゐると思ふ。

承久記は寧ろ質樸な書方の戰記文で、且つその記事の接續が不完全で物足らぬところがあるので、承久軍物語はその詳しい戰鬪の記事等を少々省略して、その代りに吾妻鏡から材料をとつて巧みに連絡させたものらしい。その吾妻鏡の文をとるにも中々苦心してゐる。實朝の右大臣拜賀の記事の中で、

とりのこくにおよんで御出、をんみやうじちかもとへんべいに參る、たゞひさ御はらひをつとむ、さねまさ御車をよせけり、○中略、御車をゝり給ふ時もんじやうしやうみすをあぐれば、よりもちしぢを奉る、**よしつぐは御くつのやく、さねまさ御きよをとる、**

とある如きは、承久記には無論見えず、吾妻鏡にもその時の記事にはないことで、況んやその他のものには全く見えないことであるが、焉ぞ知らん、これは吾妻鏡の建保六年六月廿七日實朝の任大將の鶴岡拜賀の記事の中の、

先出御南面文章博士仲章朝臣束帶上御簾、陰陽小允親職束帶參車寄間候反閉、陰陽權助忠尙束帶入廊根妻戸勤御祓、伊豫少將實雅寄御車〇中略、次到宮寺橋砌稅御駕、仲章朝臣參進上御簾、賴茂朝臣獻御榻、一條少將能繼役御沓、伊豫少將實雅取御裾、

と全く吻合してゐる。思ふに餘りへだたらぬ事實で、且つ關係者も大部分同樣であるので、便によつてこの不足を補うたのではあるまいかと推察されるのである。この推察にして的中してゐるならば、承久軍物語の史的價値は敢へて論ずるに及ばないのである。

吾妻鏡の性質と史的價値

吾妻鏡は武家政治の最初の史料で、鎌倉幕府の業績を傳へたものである。後年德川家康が幕府の政治の參考資料としてこれを尊重し愛讀し、且つ有司に命じてこれを出版せしめて世に流布せしめたため、廣く讀まれ、本書によつて、武家政治の精神・本質が、當時の爲政者に多大の寄與をなすに至つた。從つて本書の性質・成立の由來等に關する研究家も早くから現れ、近年に及んでこれ等の事情は概ね闡明し盡された觀がある。八代國治博士の「吾妻鏡の研究」は、從來の諸研究を併せて集大成されたものである。現存の吾妻鏡には傳來に由つて數種あるが、序文も跋も傳はつて居らず、その編修者、編修の目的、編修の時代共に明確を闕いてゐる。されば本書の現狀から、これ等の事情を推知するの外はない。

性質

本書の書名は、古寫本は概ね吾妻鏡と書し、江戸時代の版本には東鑑と記されてゐる。訓み方は何れにしても同じことである。而してこの書名から容易に推知し得る如く、本書は所謂史書の中の鑑體に屬するものである。本書の目的は吾妻卽ち關東の政治の龜鑑、卽ち鎌倉幕府の政治の要諦を錄して、武家政治の龜鑑に供へんとしたものである。本書の研究家の一人である黑田如水の家臣佐谷五郎大夫が、その著東鑑

考の中に本書の名義を論じて、

吾妻鏡名者、指東國云吾妻鏡、以鏡名書者、我邦有水鏡增鏡等、今此書爲關東之鑑戒故號、我邦神武至光孝、有書紀實錄、然宇多醍醐以後無書紀、纔有假名草子而國家之治亂、君臣之興廢、不知十之一二、獨東鑑文章雖減古之書紀實錄、然其事爲有實乎、校之源平盛衰記、平家物語、而彼此黜僞亦可見矣。

というてゐる。本書の成立した時は後に述べるが如く執權時宗・貞時の時代で、文永から正應に亙る交である。鎌倉幕府としては賴朝の創業以來百年の星霜を閱し、武家政治の組織は幾多の波瀾曲折を經て漸く安定するに至つた頃である。武家政治に於いて最も重要部分を占めてゐる公家政治との微妙な諸關係も、亦安定を遂げた際である。さればこの際に當つて武家政治の行路を顧み、將來の企畫の資料として過去の經歷を整理し、以て鑑を作成することが幕府當局として自ら考慮されるに至つて、本書が成立したものである。社會一般の情勢が一大變化を經て漸く安定を見るに至つた際に於いて、政府の當局或は民間識者が現狀に到達した事情を回顧して、將來の爲めの資料を整へることは、古來より屢〻繰り返されたことであつた。我國の修史事業は政府の經營の下に行はれた日本書紀の修撰を始めとして、所謂六國史は如上の意義に於ける所產で、卽ち鑑としての史書である。六國史以後に於いても、政府に於いては屢〻六國史を繼承する鑑としての史書の編修が試みられた。朱雀天皇の御代には撰國史所を設け、一條の朝には國史繼續の廟議があつたが、共に實績を見るに至らずして止んだ。この間大江朝綱が新國史を著はし、藤原通憲が勅を奉じて國史編修を行つた。前者は今日に傳はらず、後者は編修者の中道にして沒落したことによつて

業績は現るるに至らずして止んだ。よつて詳細は不明であるが、鑑たる史書が目的物であつたことは否まれない。文運の發展に從ひ、鑑の史書が國文によつて表現せられ、大鏡・今鏡・水鏡等の世繼物語が相次いで平安朝末に世に現れた。

あきらけきかゝみにあへは過きにしもいまゆくすゑのことも見えけり　繁樹

すへらきのあともつきつきかくれなくあらたに見ゆるふるかゝみかも　世繼

——大鏡

百たび錬りたるあかねなりとて、いにしへをかゝみ、今をかゝみるなといふ事にてあるに、いにしへもあまりなり、いまかゝみとやいはまし——今鏡

大鏡ノ卷ナド云ヘル物語モ、凡夫ノワサナレバ、佛ノ大圓鏡智ノ鏡ニハヨモ侍ジ、是モ若又鏡ニ譬テ思ヨソヘバ、大鏡程ニテコソハ無共其體ノタタシク見ヌハ水鏡程ハナド無ラント思テ、此物語ヲバ名ヲ水鏡ト名付テ侍ルナリ——水鏡

三鏡編者の趣旨はかくて餘蘊なく窺はれる。源平公武の盛衰を記述した六代勝事記は

心は權實の敎法にあひて、善惡二の果をさとり、和漢の記錄を傳へて治亂二の政を愼む、故にいさゝか先生の德失をのこし、をのづから後生の宦學を勸めむ事、身の爲にして是をしるさず、世のため、民の爲にして是を記せり云々。

と序して善政の興行を將來に望み、これを承けて公家政治の衰運を敍した五代帝王物語は現世を超絕して、

よき事も惡き事も皆夢の世なれば、さながら生死輪廻の業とのみなりて、人々世にふるならひ罪業な

らぬことはなければ、是を御覽ぜん人々は必先念佛十返を申て、六道に廻向せられば、萬法皆六字の名號に治るならば、忘想顚倒の除執、併往生極樂の因となり侍べし、

と讀者の注意を喚起しつつ、末の世に佛の加護を希うてゐる。

かくの如くして、鑑體の史書は鎌倉時代の末期までその使命を相承して來た。五代帝王物語は文永九年後嵯峨法皇の崩御、治天の君を幕府へ御委任あらせられたところで擱筆し、これによつて展開せられた治天の君の紛議を暗默の間に示し、殊更にその批判を忌避してゐるものである。又六國史を抄略した日本紀略の流を亞いだ編年史百練抄は、正元元年龜山天皇の御卽位を以て終つてゐるが、本書の中、後嵯峨天皇を後嵯峨院と掲書し、後深草天皇を本院と書し奉つてゐるところから見れば、文永九年の後嵯峨院の崩御の後、更に文永十一年龜山天皇が御讓位後新院と申され、後深草上皇が本院と申された以後の編書であることは明白であり、且つ五代帝王物語同樣に公家側の編書であることも疑がないものであり、而も書名は百練の鏡に寫し出した過去の業績の記錄たることを明示してゐる。後嵯峨法皇の崩御は實に政局の一大變轉期であつて、公武兩者共にこれより正に進まんとする路には危險な難路を豫想せざるを得なかつた。公武兩者はここに於いて一大緊張裡に步を進めんとした。ここに於いてこれ迄の徑路を回顧して、進むべき路への指針を求めんとすることは緊要の問題となつた。公家側に五代帝王物語・百練抄等の鑑が編成せられたのは、正にこの欲求によつたのものであると思はれる。武家側に於いても亦同樣な欲求が起らざるを得なかつた。この機運に際會して武家政治の業績が集大成され、吾妻鏡の出現となつたのは、決して偶然の事ではなかつたのである。

吾妻鏡はその敍述の內容の體裁から、源氏將軍三代の記事と、藤原・皇族將軍三代の記事とは頗る相異があつて、前者が敍事興味深く文章も亦流麗なるに反し、後者は敍事平凡無味乾燥の感を多からしめてゐる爲めに、本書は編纂年次が兩度に分れてゐるものと認められてゐる。而して前者は本文の中に北條政村を左京兆と注してゐる點より、政村が左京大夫在職時代である文永二年より、十年に亙る期間に編成せられたものであり、後者はその首書に後深草天皇を院と記して、正應三年の御落飾を載せてゐる故に、正應三年以後後深草天皇の崩御の嘉元二年以前の間に編成せられたものと看做されてゐる。されば本書は公家側の鑑たる五代帝王物語・百練抄等と時を同じうして編修されたものに外ならない。公武兩政界共に鑑を要求した時勢に、武家側の鑑として吾妻鏡が生れたものである。

內容

吾妻鏡の原本又は稿本とも稱すべきものは現存して居らぬ。且つ現存の諸本には記事の佚した年紀が少なく、從つて本書の原形をこれに依つて推測することは困難が鮮少ではない。然しこれを通觀すれば、記事は治承四年四月九日源賴政の擧兵に始まり、文永三年七月二十日前將軍宗尊親王の御入洛に擱筆されて居り、百練抄等の如く年月日を逐うて事實を揭記した編年史體を供へたものである。而して事實は單に客觀的の敍述に止めず、往々編者の意見批判等を當時の評語に包含せしめたり、又は追補する形式をとつてゐるところがある。文章は形は漢文體であるが、當時日記に用ひられた和樣のものであり、且つ諸所に敎書・消息・注進等の文書を原文のままに收錄してゐる。

本書の體裁は記事は編年史體ではあるが、純然たる編年史ではなく、將軍每に記事を終始させて一段落をつけて居つて、卽ち將軍の實錄である體を供へてゐる。各將軍紀にはそれぞれ首書があつて、その將軍の在職時代に該當する天皇・攝關を掲書し、天皇の御略歴、攝關の世系、官歴の要を載せ、次に當將軍の姓名、その父母、生誕の年月を錄してゐる。從つて前の將軍の末の記事と後の將軍の初めの記事とは往々にして年月を重複させてゐるところがある。將軍の實錄であるが爲めに起つたことであることは說明するまでもない。

本書は鎌倉幕府の業績を中心として、これに關係ある事項・人物等に就いての記事を收めてゐるから、鎌倉幕府の制度、その政策は勿論、公武の關係、武家社會の風俗・習慣等に及ぶまで、細大に亙つての事情を、これによつて知ることができる。ただ逸佚した年紀も少くなく、諸傳本共に缺けてゐる年は次の如くである。

壽永二年	天福元年二・三月
建久七年	文曆元年五・九・十月
同　八年	仁治三年
同　九年	建長元年
正治元年正月	同　七年
建永元年九月	正元元年
承久元年四・五・六月	弘長二年

編修方法と史的價値

吾妻鏡の編者については全く徵すべきものがない。本書の內容記事の體裁等から推して、鎌倉幕府の當局者によつて編修されたことは疑ひないところであるが、その中でも、幕府としての公の編修であるか、幕府關係者の私撰であるかに就いては、未だ十分に判定を下されて居らない。記事の書き方が將軍の實錄である爲め、將軍の行動には敬語を加へてゐるが、更に執權北條氏に對しても亦敬語を加へ、且つ北條氏の爲めに辯護し、又は事實を曲筆したものと後世から明瞭に指適し得るところが少くないので、北條氏側の者の筆であるとの說も唱へられてゐる。然し本書の成立が文永三年以後に屬し、當時は執權北條氏が幕府の首腦として、空名の將軍を擁し實權を掌握して居つたのであるから、假令幕府の公撰の書であるとはいへ、北條氏に對する記事の書き方に特別の注意が拂はるべきことは當然の事であつて、これを以て公私撰の別を定める理由とすることはできない。

本書の記事は、その體裁の上から見れば概ね一樣であつて、例へば重要人物の他界を記すに當つては、その人の閱歷を要約して附載してゐるが如き體裁は、全卷に通じた體例の如く思はれるが、細かなところまでは必ずしも一致しては居らぬ爲め、數人の編修者が合同して纒めたものであると認められ易く、從つて私撰よりも公撰と見做し得られると論ぜられてゐる。然し明確なことは知る由がない。

本書はかくの如く鎌倉幕府の當局に依り、武家政治の鑑たるべき史書として編修されたものである。由

來鎌倉幕府は創業以來豫め法規を整頓して遵行したのではなく、機宜に應じて適切と思量した處置を講じ、これを先例として遵用する方法を講じた。されば初代の將軍賴朝の時に處理されたことは、右大將家の例として金科玉條視せられて來た。かく先例を尊重したため、幕府の當局は恒にその處理を記錄して後の參考資料としたのであつた。幕府の諸制整理期に當つて、執權泰時が貞永元年に、幕府創業の元勳大江廣元が干與した諸事件に關する文書記錄類の複本を作成したことがあつた。壽永元曆以來自京都到來重書・關東人人款狀・洛中及南都北嶺以下自武家沙汰來事記錄・文治以後領家地頭所務條々式目・平氏合戰之時東士勳功次第注文等文書が卽ちその重なものであつた。これ等の記錄文書類と、幕府當局卽ち政所問注所等の諸記錄が、吾妻鏡の資料に供せられたことは勿論であるが、幕府の創業時代で、これ等の諸記錄の未だ備はらなかつた頃の業績に就いては、幕府に關係ある事項を遺漏なからしめる爲めに、資料を公家社會の文書記錄に仰いだものらしく、藤原兼實の日記玉葉、藤原定家の日記明月記を始め、東大寺・延曆寺・箱根・三島・走湯山・鶴岡等諸社の文書記錄、熊谷・河野の等諸家相傳の文書、源平盛衰記・平家物語等の史書、金槐和歌集・海道記等の和歌和文の典籍等が資料に供せられたことは、吾妻鏡の記事に文章のこれ等と全く同一なもののあること及びこれ等から飜譯された迹の歷然たることが、認められるもののあること等に依つて知る事を得るのである。これは全く吾妻鏡を幕府の政治の鑑たらしめる必要上、首尾脈絡を明瞭にする爲めに編修上採られた手段であつて、本書が一種の編纂物たる史書であることはこれに依つて明らかである。

而して本書が武家政治の鑑としてのものであるため、この目的に副はぬ事項、例へば幕府としての失政、幕府の面目に拘るが如き事項、及び武家政治の業績として掲記するに足らざる事項等はこれを削除する方

針であつたことは、本書の記事・體裁から推測し得られるところが多い。公武關係に於いて、幕府の公家壓制に出でたこと等は敍事が婉曲であり、殊に北條氏の陰險な策謀と思はるる如きものには事實を隱蔽し、又削除してゐると見られる箇所が少くない。幕府創業時代の公武關係、承久の變、北條氏の將軍廢立計畫等の記事についてはこの感が深い。又平時に於ける恒例の幕府の行事、及び當時一般の習慣に屬する行事に關しては、特異の事情の存せざるものは削除し又は合敍してゐることが、草稿本と目されてゐる吉川本と、清書本と看做されてゐる北條本との記事の出入・相違から推測し得られるのである。例へば吉川本には貞應二年四月十三日の條に、幕府に於ける手鞠會・競馬・相撲勝負の事を記し、競馬を行うた四人の姓名及び相撲行事の名を記してゐるが、北條本には、これ等の人々の姓名は省かれてゐる。又吉川本は同年九月二日・三日・四日の各日に天變のあつた事實を記し、十日の條には天變の祈として愛染王護摩等十種類の祈と祈を行ふ者の名を列記してゐるが、北條本には單に十日の條に「近日連夜天變出現之故被始御祈禱等」の文を載せてゐるに過ぎない。これに由つて見れば吉川本と雖も純粹な原稿とは思はれないから、この種の鑑として必要でないと思はれるやうなものは、適宜取捨したものの如くである。されば本書は鎌倉幕府の赤裸々の記錄ではなく、鑑としての目的を達する樣に、事實の記載が工夫されたものであるといへる。この點に於いて本書は鎌倉幕府の業績の根本史料とはなし難いものと云へよう。

種　類

現存の本書には數種あつて、互に記事の出入體裁の異同があるが、大別すれば、北條本・吉川本・島津

本の三系統に歸着する。記事は吉川本が最も分量が多いが、誤脫等は北條本を以て補正する必要があり、島津本は北條・吉川兩本の缺脫を補ふ爲めに見るべきものである。北條本・島津本は江戸時代から世に弘まつて居り、吉川本は明治の末に至つて學界に現れたものである。現今ではこの三本が根幹となつて完全に近い形に補訂されてゐる。

著者略歴

大正四年　東京帝國大學文科大學卒業
大正十一年　東京帝國大學史料編纂官
大正十四年　宮内省臨時御歴代史實考査委員會[illegible]
昭和十一年　東京帝國大學文學部講師
昭和十三年　東京帝國大學史料編纂所所長
昭和十四年　宮内省臨時陵墓調査委員會委員

昭和十九年五月十三日第一刷印刷
昭和十九年五月二十日第一刷發行

【鎌倉時代の研究】

第一刷　三〇〇〇部
出承認　う一〇一七五
定價㊉　五・六〇
特別行爲税相當額・六〇
合計　金六圓二十錢

著者　龍（りょう）　肅（すすむ）
東京杉並阿佐谷六ノ三三

發行者　神田龍一
東京日本橋呉服橋二ノ五

印刷者　堀内文治郎
東京神田三崎町二ノ二二

發行所　春秋社松柏館
東京日本橋呉服橋二ノ五
振替　東京二四八六一番
電話　日本橋二六二四番
會員番號　一一二五六二

配給元　日本出版配給株式會社
東京神田區淡路町二ノ九